

昭和四十七年九月四日

四日市市議定会定例会会議録（第一号）

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和十七年九月四日(月) 午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第 七号 昭和四十六年度四日市市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

第四 議案第 八三号 昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案説明

第五 議案第 八四号 昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定について

第六 議案第 八五号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第七 議案第 八六号 昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)

議案説明

第八 議案第 八七号 昭和四十七年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)

議案説明

第九 議案第 八八号 昭和四十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

議案説明

第一〇 議案第 八九号 昭和四十七年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

議案説明

第一一 議案第九〇号 昭和四十七年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第一二 議案第九一号 昭和四十七年度四日市市管駐車場特別会計予算・・・・・・・・・・議案説明

第一三 議案第九二号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第一四 議案第九三号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第二回補正予算・・・・・・・・・・議案説明

第一五 議案第九四号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について・・・・・・・・議案説明

第一六 議案第九五号 四日市市特別会計条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第一七 議案第九六号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について・・・・・・・・議案説明

第一八 議案第九七号 四日市市地方卸売市場業務条例の制定について・・・・・・・・・・・・議案説明

第一九 議案第九八号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について・・・・・・・・議案説明

第二〇 議案第九九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について・・・・・・・・議案説明

第二一 議案第一〇〇号 四日市市簡易水道条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第二二 議案第一〇一号 四日市市地区広域市町村圏協議会の設置について・・・・・・・・・・・・議案説明

第二三 議案第一〇二号 町及び字の区域並びに名称の変更について・・・・・・・・・・・・議案説明

第二四 議案第一〇三号 町の区域の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第二五 議案第一〇四号 町の区域の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第二六 議案第一〇五号 市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第二七 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第二八 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第二九 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三〇 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三一 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三二 議案第一一一号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三三 議案第一一二号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三四 議案第一一三号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三五 議案第一一四号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三六 議案第一一五号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三七 議案第一一六号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

第三八 議案第一一七号 工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・議案説明

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 会議録署名議員の指名について
- 日程第二 会期の決定について
- 日程第三 報告第七号 昭和四十六年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 日程第四 議案第八三号 昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 日程第五 議案第八四号 昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定について
- 日程第六 議案第八五号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 日程第七 議案第八六号 昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第八 議案第八七号 昭和四十七年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)
- 日程第九 議案第八八号 昭和四十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一〇 議案第八九号 昭和四十七年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一一 議案第九〇号 昭和四十七年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第一二 議案第九一号 昭和四十七年度四日市市営駐車場特別会計予算
- 日程第一三 議案第九二号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
- 日程第一四 議案第九三号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
- 日程第一五 議案第九四号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第一六 議案第九五号 四日市市特別会計条例の一部改正について
- 日程第一七 議案第九六号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

- 日程第一八 議案第九七号 四日市市地方卸売市場業務条例の制定について
- 日程第一九 議案第九八号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第二〇 議案第九九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第二一 議案第一〇〇号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第二二 議案第一〇一号 四日市地区広域市町村圏協議会の設置について
- 日程第二三 議案第一〇二号 町及び字の区域並びに名称の変更について
- 日程第二四 議案第一〇三号 町の区域の設定について
- 日程第二五 議案第一〇四号 町の区域の設定について
- 日程第二六 議案第一〇五号 市道路線の設定について
- 日程第二七 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について
- 日程第二八 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について
- 日程第二九 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について
- 日程第三〇 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について
- 日程三一 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について
- 日程三二 議案第一一一号 工事請負契約の締結について
- 日程三三 議案第一一二号 工事請負契約の締結について
- 日程三四 議案第一一三号 工事請負契約の締結について
- 日程三五 議案第一一四号 工事請負契約の締結について

日程第三六 議案第一一五号 工事請負契約の締結について
 日程第三七 議案第一一六号 工事請負契約の締結について
 日程第三八 議案第一一七号 工事請負契約の締結について

○出席議員(四十三名)

長橋橋野生中出坪田高高志後後小小小粉
 谷本本崎川島井井中橋井積藤藤林林林川
 鐸増建貞平隆 妙政力三政藤寛喜博哲
 元蔵治芳蔵平博子一三夫一 郎治夫次夫茂
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

訓喜川小小大岩伊伊伊小荒天青
 多野村川川島田藤藤藤井木春山
 也 四武久信太金道武文峯
 男等潔郎雄雄一 郎一夫治雄男
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○欠席議員（一名）

○議事説明のため出席した者

六 吉 山 山 山 安 松 增 藤 福 日 早 服
 平 垣 本 中 口 垣 島 山 井 田 比 川 部
 豊 照 忠 信 良 英 泰 香 義 正 昌
 司 男 勝 一 生 勇 一 一 郎 史 平 夫 弘
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

市 長 九 鬼 喜 久 男 君

助 助 助
 役 役 役
 岩 野 見
 加 藤 寬 嗣 齊
 庄 司 良 一 君
 入 役 司 君
 市長公室長 三 輪 喜 代 司 君
 総務部長 阿 南 輝 彦 君
 稅務部長 杉 本 治 芳 君
 産業部長 荒 木 三 郎 君
 厚生部長 小 西 忠 臣 君
 環境部長 園 浦 和 己 君
 土木部長 谷 沢 文 男 君
 土木次長 杉 本 義 広 君
 下水道部長 天 野 助 春 君
 建設部長 滝 野 伝 之 助 君
 副収入役 伊 藤 涼 一 君

教育委員長 龍 池 清 真 君
 教育長 市 川 一 郎 君
 次長 佐々木 晃 精 君

病院事務局長 村山了君

水道事業管理者 平井清三君

次長 菊地英也君

技術部長 美濃部博一君

消防長 倉谷徳助君

次長 山北彰君

○出席事務局職員

代表監査委員 森新八君

事務局局長 鷺野正和君

庶務課長 森利弘君

議事課長 川村得二君

主事係長 小林桂輔君

主事 板崎大之丞君

事務試験補 西口徹君

午後二時九分開会

○議長（服部昌弘君） ただいまから昭和四十七年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、四十三名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしく願います。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（服部昌弘君） ただいまより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において後藤藤太郎君及び山本勝君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から九月十四日までの十一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は十一日間と決定いたしました。

日程第三　報告第七号昭和四十六年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

○議長（服部昌弘君）　次に、日程第三、報告第七号昭和四十六年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　ただいまご上程の報告第七号は、昭和四十六年度四日市港開発事業団特定事業会計決算について、地方自治法の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

○議長（服部昌弘君）　提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君）　別段ご質疑もありませんので、報告第七号は了承することにいたします。

日程第四　議案第八十三号昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ならし

日程第二十六　議案第百五号市道路線の認定について

○議長（服部昌弘君）　次に、日程第四、議案第八十三号昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定につ

て、ならし日程第二十六、議案第百五号市道路線の認定についてを一括議題といたします。

提案埋田の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第八十三号は、昭和四十六年度の市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入及び支出につきましては、総収益が九億七百六十万四千二百五十円となり、前年度に比べ一億七千四百七十一万一千三百六十七円の増となりました。これは診療内容の向上と相まって、利用患者の増加、社会保険診療報酬の改定及びこれに伴う特種看護の適用等により著しく増収したためであります。これに対する総費用は、九億二千七百二十一万一千四百七十六円となり、前年度に比べ一億三千四百六十六万五千四百四十三円の増となりましたが、これは毎年実施されます給与改定及び職員充足等による人件費の増加、諸物価の高騰による諸経費の増高並びに診療内容向上に伴う材料費の増額によるためであります。以上の結果として、当年度純損失は、一千九百六十万七千二百二十六円となり、前年度の純損失六千十五万三千四百五十円に比べて大幅に減少することができました。しかしながら、累積欠損金は、一億八千九百四十五万七千五百円に達しております。

期間外収入及び支出につきましては、収益は、過年度損益修正及び固定資産売却益でありまして、五十九万三千二百九十四円となり、費用は、過年度損益修正及び固定資産売却損で四十八万二千四百円となりました。これらは過年度損益でありますので、おのおの繰越欠損金を増減修正しております。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入は、出資金、寄付金、補助金及び固定資産売却代金でありまして、五千四百五十四万七千四百一十円となっております。これに対する支出は、建設改良費、償還金及び投資で九千八百四十八万九千四百五円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額四千三百九十四万二千三百六十四円は、期末留保資産四百三十五万五千五百二十二円で補てんし、なお不足する額三千九百五十八万七千二百二十二円は、一時借入金で措置いたします。

次に、損益計算書であります。医業収益、医業費用並びに医業外収益、医業外費用及び看護学院費用の差引き額一千九百六十七万七千二百二十六円が当年度純損失となりました。

剰余金計算書につきましては、欠損金は、前年度未処理欠損金が過年度損益修正及び固定資産損益の増減により一億六千九百八十四万九千七百七十九円となり、これに当年度純損失が加わり、当年度未処理欠損金は、一億八千九百四十五万七千五百円となりました。

資本剰余金は、本年度においては、器械備品一点二万四千五百円相当額の寄贈、医療器具購入指定寄付金四百万円並びに保健婦等養成所設備補助金十八万六千円、及び看護学生等修学資金補助金二百一十六万六千円、合計額六百二十六万六千五百円となり、前年度繰越額七百三十七万五千五百円と合せて一千三百二十六万四千円が次年度へ繰り越されっております。

欠損金処理計算書は、本年度未処理欠損金一億八千九百四十五万七千五百円を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表につきましては、資産の合計は、七億八百四十八万二千二百五十円で、前年度に比べ七千八百五十八万六千九百四十四円の増額であり、負債の合計は、二億五千四十八万二千三百十円で、前年度に比べ六千七百五十五万七千九百七十七円の増額となっております。また、資本の合計は、四億五千八百万二千二百二十円で、前年度に比べ一千二百二十八

百八十七円の増額となりました。

病院事業決算の概要は以上のとおりであります。今後の病院運営につきましては、四囲の実態を十分に踏まえ、名実ともに市民の総合病院として十分な機能を発揮するための諸施策と経営の合理化を推進し、企業効率の増進と経営収支の好転にさらに一その努力を傾注する所存であります。

議案第八十四号は、昭和四十六年度の水道事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、九億一千七百六十六万七千三百八十八円で、予算額に比べ六千六百二十二万五千六百十二円の減収となりましたが、これは主として受託給水工事の収入減によるものであります。

収益的支出におきましては、決算額九億四千三百五十五万三千四百四十四円で、不用額八千九百八十六万一千八百八十六円を生じましたが、このおもな理由は、受託工事費、支払利息及び簡易水道費等が予定より少なかった結果であります。期間外の支出は、過年度損益修正及び固定資産売却損を処理したものであります。

次に、資本的収入及び支出におきまして、収入の決算額は、五億九千二百一十八万八千九百四十四円で、予算額に比べ七十四万五千九百四十四円の増収となりましたが、このおもな理由は、第三期拡張事業の前年度分企業債の一部が本年度に収入されたためであります。資本的支出の決算額は、七億二千三十八万一千四百五十九円で、予算額に比べ四千二百七十七万二千五百四十一円の不用額を生じましたが、このおもな理由は、配水及び給水施設費、第三期水道拡張費等の支出が予定より少なかったことによるものであります。前年度企業債六千五百万円を除いた資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億九千二百八十七万二千五百五十五円は、当年度及び過年度分損益勘定留保資金一億二百七十八千七百七十円と、資本勘定留保資金五十五万六千二百円で補てんし、なお不足する額九千二百四十四万三千七百八十三円のうち五千円は翌年度において借り入れ予定の企業債で措置し、四千二百四十四万三千七百八十三円は一時借入金で措置

いたしました。

損益計算書につきましては、収入額九億一千七百六十六万七千三百八十八円、支出額九億四千三百十四円、差し引き二千五百九十八万五千七百二十六円の純損失が生じました。

剰余金計算書は、各剰余金の年度内における増減を科目別にあらわしたもので、当年度末処理欠損金二千四百五十八万八千六百一十一円、次年度繰越資本剰余金八億七千三百四十三万七千四百九十八円となりました。

欠損金処理計算書は、当年度末処理欠損金の処理を定めるものでありまして、二千四百五十八万八千六百一十一円を翌年度へ繰り越したいと存じます。

貸借対照表は、資産総額四十九億五千七百二十七万八千三百四十円、負債総額七億一千九百三十万六千六十円となり、資本総額は、四十二億三千七百九十七万二千二百八十円であります。

以上が、昭和四十六年度水道事業決算の概要であります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

次に、本年度予算の補正等についてご説明申し上げます。

議案第八十五号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回補正のおもな内容は、国、県費補助金、市債その他特定財源の決定または見通しを得たもの、去る四月から施行の各特別職の報酬、給料等改定に伴う所要額及び職員の希望退職者等に対する手当金並びに去る六、七月発生の災害復旧費等のほか、緊急に実施を要する公災害防除事業等の単独事業その他やむを得ないものについての追加補正とこれに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出の追加補正額は、十一億四千六百五万円でありまして、補正後の予算総額は、百四十億八千三百五万円と相なるのであります。

以下、歳出から各科目ごとの概要をご説明申し上げます。

第一款 議会費は、さきの議員報酬額の改定に伴う所要額を計上いたしました。

第二款 総務費は、特別職の給与改定費、市民センター及び旧市立印刷所改修経費のほか、県下市長会負担金、職員希望退職手当金を追加計上し、企画費においては、今回その設置について別途ご審議をお願いしております四日市地区広域市町村圏協議会に対する負担金を追加いたしました。

交通安全対策費は、国庫補助割当が決定いたしました川合町大里線、御園町合成ゴム線の歩道整備事業費、新磯津橋漁港線、子西八王子線の歩道橋事業費のほか、単独事業として通学路等の交通安全施設工事費を追加し、諸費においては、天カ須賀公会所建設費に対する補助金を計上いたしました。

徴税費は、前納報償金の不足見込額を追加し、選挙費及び監査委員費の追加は、報酬額改定に伴うものであり、統計調査費は、県委託金の決定により商業統計調査費等を追加補正したものであります。

第三款 民生費のうち社会福祉費は、隣保託児所運営費補助金並びに本年十月から心身障害者家庭奉仕員をさらに一名増員するための経費等の追加補正と、神前地区における防災対策工事費及び日永地区における児童遊園地購入費等の地方改善施設整備事業費を追加するものであり、児童福祉費は、簡易保育所に対する運営委託料の増額、青少年スポーツ大会派遣費補助金を追加し、保育所費は、笹川保育園の地質調査費と、港保育園ほか二園の整備工事費を計上いたしました。生活保護費は、県負担金の決定いたしました被保護者生活実態調査に要する経費を追加したものであります。

第四款 衛生費においては、公害対策審議会委員等の報酬額改定に伴う所要経費と、公害監視体制をさらに充実強化するため、大気汚染関係では塩浜及び八郷地区に常時監視点の増設と磯津監視点にオキシダント測定機を設置して

機能の充実をはかるとともに、騒音振動関係では、移動式測定機器を購入いたしたいと存じ、これに要する経費の追加をお願いいたしました。

清掃費は、臨時雇用者の賃金及び北部じんかい埋め立て地の汚水池築造等に要するブルドーザー等借上料の不足見込額並びにし尿海洋投棄所整備工事費等のほか、し尿収集車兩二台の更新経費を追加いたしました。

第五款 労働費は、失業対策事業の就労者に対する賃金改定並びに事業運営改善に伴う経費と、就職祝金等の追加をいたしました。

第六款 農林水産業費のうち農業費は、農業委員会委員等の報酬額改定に伴う所要経費と、県支出金の決定をみました農業振興地域整備促進事業費、開拓管農総合調整事業費及び国の施策に基づく米生産調整推進事業費の追加補正並びに保々、神前地区における農山漁村同和对策事業費を追加いたしました。

畜産業費は、と畜場食肉市場特別会計への繰出金を計上いたしました。

農地費は、受託土地改良事業において県補助事業として増額採択された堂ヶ山及び小牧西圃場整備事業の追加補正を行なうとともに新しく非補助事業の松本圃場整備事業を追加計上し、農山漁村同和对策事業では県補助事業費の決定に伴い、神前地区におけるかんがい排水路事業を追加補正いたしました。そのほか、小浜町用排水路対策事業費並びに明年度県営補助事業として採択が見込まれます下野農免道路小角橋架設事業の調査設計費を追加し、農地防災費においては、樋門、排水機場の維持管理費を追加いたしました。

水産業費では、磯津漁港における小型船舶補修のための船揚場新設工事費と航路のしゅんせつ及び防砂堤新設工事費を追加いたしました。

第七款 商工費は、勤労青少年ホーム運営委員会委員報酬額の改定に伴う所要額を追加補正したものであります。

第八款 土木費のうち道路橋梁費では、人件費の一部組みかえを行なうとともに、市内一円の舗装補修用材料費、特殊作業車の更新経費及び水道局その他のからの委託による路面復旧工事費の追加補正のほか、前年度に引き続き市内主要路線に設置する道路案内標識の設置工事費を追加計上いたしました。

道路新設改良費は、今回、国庫補助事業費の増額決定をみました日水八郷線萱生地区立体交差事業費と、市単独事業として施行の道路改良費を追加したものであり、このうち沢の川線の改良工事費に対しましては、特定財源として四日市港開発事業団からの寄付金を充ていたしました。また、橋梁新設改良費は、国庫補助事業費の決定に伴い、新三滝橋梁新設改良事業費を追加補正したものであります。

河川費では、河川維持修繕費の増額をはかるとともに、鹿化川災害関連復旧事業の施行に伴う橋梁改良費及び家屋移転補償費を追加いたしました。

港湾費は、四日市港整備事業資金として県を通じて借り入れの首都圏等（中部圏）整備事業債償還金に対する本市負担金の追加をしたものであります。

都市計画総務費は、人件費の一部組みかえを行ない、公共用地取得事業特別会計への繰出金の減額補正と、市営駐車場特別会計への繰出金を新規計上いたしました。

土地区画整理費は、国庫補助事業費の決定に基づき、浜田第二土地区画整理事業の街路築造費、建物移転補償費等の追加補正を行ない、これに関連する市単独事業としての街路舗装工事費及び排水路しゅんせつ工事費を追加いたしました。また、組合施行による山麓及び垂坂土地区画整理事業に対する補助金の初年度分を計上し、西浦土地区画整理事業特別会計への繰出金を追加いたしました。街路費は、今回、国庫補助事業費の決定に伴い、七ツ屋大池線立体交差事業費を新規計上したほか、稲葉町内部線改良事業ほか二事業について事業内容の一部変更による予算科目の組

みかえと、市単独付帯事業費を追加計上いたしました。なお、このほか県委託事業の常時交通量観測調査実施経費の追加をいたしました。

公園費は、国庫補助事業費の決定いたしました鈴鹿川緑地事業費の新規計上と三滝公園事業費について追加補正を行なうとともに、単独事業として指定寄付金による中央通り植樹工事費並びに近鉄四日市駅前噴水その他の補修工事費を追加し、中央緑地費では、水泳競技場の排水管改良工事費を追加いたしました。霞ヶ浦緑地費は、今回北側地域の工事が完成し、公害防止事業団から譲り受けて施設の供用を開始いたしましたので、プール業務管理費、初年度備品費等所要の経費と、施設譲り受け割賦金を追加計上したものであります。なお、霞ヶ浦緑地内のヨットハーバー建設についても調査費を計上いたしました。

都市下水道費は、排水施設維持管理費を増額したほか、新設改良費において、国庫補助事業費の決定した羽津都市下水道新設改良事業費を新規計上するとともに、雨池都市下水道新設改良事業費の追加補正を行ない、また、単独事業として施行の市内一円にわたる排水施設改良費についても極力その増額をはかりました。

第九款 消防費は、職員退職手当金の追加及び消防団員等公務災害補償関係の政令改正による負担金の増額と、過般の水害に際し購入いたしました水防資材費を追加計上したものであります。

第十款 教育費は、各特別職の報酬額改定に伴う所要額及び職員希望退職者の退職手当金の追加のほか、私立あおい幼稚園に対する増築費補助金を追加計上いたしました。

小、中学校費及び幼稚園費は、施設整備として泊山小学校運動場造成工事費、県小学校土地購入費、納屋、三浜小学校うがい場増設工事費及び朝明中学校排水路連絡工事費等を追加補正するとともに、国庫補助金の決定いたしました教材備品費等の追加補正と父兄負担軽減をはかるため、学校図書費、クラブ活動費、一般施設補修費等の増額をお

願いたしました。

社会教育費は、国、県費補助金の決定いたしました永井遺跡の発掘調査費及び天然記念物あいなし自生地の土地購入費を追加計上したほか、文化庁の移動芸術祭の招致、三重県青年祭の助成、家庭教育学級の充実及び同和教育推進事業等の所要経費を追加補正したものであります。

保健体育費は、明年及び昭和五十年に予定されます全国高校総合体育大会、全日本軟式野球大会、国民体育大会等の全国大会に対処するため、体育施設面におきまして三滝公園テニスコート、クラブハウス整備事業費及び市営グラウンド本部席、バックネット整備事業費を追加計上するとともに、大会準備委員会、実行委員会等に対する補助金と過般の全国高等学校野球大会における選手派遣経費等の追加補正をいたしました。

第十一款 災害復旧費は、いづれも過年発生災害及び去る六、七月発生の災害による復旧事業費でありまして、農地農業用施設災害復旧費は、補助事業費のうち本年度認証分については県補助金と地元負担金を、施越分については地元立てかえ金と同負担金を、また単独事業については地元負担金を見込み計上いたしました。公共土木施設災害復旧事業についても補助事業のうち本年度認証分について国庫負担金を歳入に見込んでおります。

以上、歳出について概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源は、市税、交通安全対策特別交付金及び前年度繰越金等を計上して収支の均衡をはかったのであります。なお、前年度繰越金につきましては、本年度も市財政の現状から財政調整基金への積み立てを停止して使用いたしたいと存じますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

議案第八十六号 と畜場食肉市場特別会計の補正は、大動物用電動チェンブロック取り付け、搬送用モノレール補修等急務を要します施設整備費と、水道使用料の不足見込額を追加計上したものでありまして、歳入につきましては

前年度繰越金と一般会計からの繰入金を充当いたしました。

議案第八十七号 市営魚市場特別会計の補正は、市場環境の整備をはかるため、警備室及び簡易焼却場の設置をお願いするものでありまして、歳入には前年度繰越金を計上いたしました。

議案第八十八号 公共下水道特別会計の補正は、まず業務費について受益者負担金前納報償金及び各ポンプ場水道料の不足見込額、水質検査用器具購入費並びにポンプ場等汚物焼却炉設置工事費、阿瀬知ポンプ場スクリーン取りかえ工事費等を追加計上し、建設改良費においては、国庫補助事業費の決定に基づき、日永処理区では橋北、常磐排水区管渠工事費、常磐ポンプ場ポンプ増設工事費、日永終末処理場築造工事費の増額と、同処理場用地購入費の減額補正を行ない、中部処理区では明年度に簡易処理が可能となるよう終末処理場築造工事費を、また、川島排水区では汚水共同管の全線布設工事費をそれぞれ施設事業として施行しようとするものであります。

なお、歳入においては、補助事業割当の減額決定により国庫補助金、市債をそれぞれ減額補正するとともに受益者負担金、開発者負担金の増加見込額と前年度繰越金を計上いたしました。

議案第八十九号 西浦土地区画整理事業特別会計の補正は、関係者各位の深いご理解とご協力により家屋移転事業が順調に進み、当初計画を上回るに至りましたので、ここに移転補償費及び関連街路築造工事費の追加をお願いするものでありまして、財源には前年度繰越金のほか一般会計からの繰入金をもって充当いたしました。

議案第九十号 公共用地取得事業特別会計の補正は、三滝公園整備事業及び稲葉町内部街路事業にかかる用地取得費について、今回国庫補助事業費が決定いたしましたので、先に用地費に充当した地方債の繰り上げ償還を行なうとするものでありまして、財源としては土地売り払い収入を充当しております。

議案第九十一号 市営駐車場特別会計の予算は、去る三月定例会において申し上げますとおり、公営駐車場の建設について検討を重ねてまいりましたが、このほど地方債許可の見通しを得ましたので、旧庁舎西館あと地を利用し二層三階、二百二十二台収容の立体駐車場を建設しようとするものでありまして、歳入につきましては特定財源のほか一般会計からの繰入金を充当いたします。

議案第九十二号 市立四日市病院事業会計の補正は、利用患者の増加にこたえて診療の拡充をはかるため、資本的支出において人工腎臓装置の増設、レントゲン装置の更新及び眼科関係診療機器など医療器械の購入費を追加するものでありまして、これの財源としては一時借入金により措置いたしたいと存じます。

議案第九十三号 水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、前年度に実施いたしました小山田簡易水道取水井の改良に伴う動力費、薬品費の不足見込額並びに同水源施設整備工事費を追加計上し、これらの財源といたしましては、料金改正による給水収益増と一般会計補助金を充当いたしました。

また、資本的収入及び支出は、近年給水能力に不足を生じてまいりました小林簡易水道の増補改良工事費と小山田簡易水道企業債償還金を追加するものでありまして、財源としては小林簡易水道増補改良事業に対する県補助金、企業債及び受益者負担金並びに一般会計等からの補助金を計上いたしました。

統いて、条例等その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十四号 職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正案は、去る七月二十日から国家公務員について、妊娠中の女子職員の通勤に關し、特別の措置を講ずるよう人事院規則の改正が行なわれたことに伴い、本市においてもこれに準じた取り扱いができるよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十五号 特別会計条例の一部改正案は、さきに都市計画決定の認可を得た市営駐車場事業の実施にあたり、これを特別会計制度により運営いたしたいと存じ所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十六号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正案は、本年四月一日の同条例施行以来、みずから処理することとされた廃棄物のうち産業廃棄物については、その処理費用として手数料を徴収してまいりましたが、排出者責任にかかる多量の一般廃棄物の処理に要する費用についても、産業廃棄物と同様の手料を定めようとするものであります。

議案第九十七号 地方卸売市場条例の制定案は、さきに公布された卸売市場法が本年一月一日から適用されることとなり、本市の食肉市場及び魚市場を同法に基づく地方卸売市場として存続するについて、これら市場の業務に関する事項を条例により定める必要が生じたので、現行食肉市場設置条例、食肉市場業務規程及び同規程施行細則並びに市営魚市場条例、及び市営魚市場業務規程の内容を統合して制定しようとするものであります。

議案第九十八号 市立小学校及び中学校設置条例の一部改正案は、昨年より建設を進めてまいりました市立泊山小学校が完成し、二学期より新校舎に移りましたので、この位置の変更について所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十九号 消防団員等の公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償についてその補償基礎額の引き上げ、並びに特に危険な業務に従事した場合の公務災害にかかる遺族補償及び障害補償の特例等を定めようとするものであります。

議案第一百号 簡易水道条例の一部改正案は、小山田簡易水道の給水料金を改定しようとするものであります。小山田簡易水道取水井の改良による動力費、薬品費及び企業債の償還費が増加いたしますので、同簡易水道需要者の意向を尊重して、合理的な運営による必要最小限度の料金収入を確保しようとするものであります。

議案百一号 四日市地区広域市町村圏協議会の設置については、昭和四十五年度から地方行政における広域行政体制の整備並びに広域的かつ総合的な計画策定、及びこれに基づく施策の実施促進をはかるため自治省において広域市町村圏振興整備措置要綱が定められ、公共施設の整備を中心とした広域行政体制の整備が進められており、本市も周辺四カ町と共に検討を行なうてまいりましたが、このほど県の指導を得て本市並びに孤野町、楠町、朝日町及び川越町をもって広域市町村圏を設定し、広域市町村圏計画の策定等を行なうべく協議会を設定しようとするもので、これに必要な規約を定めようとするものであります。

議案百二号 町及び字の区域並びに名称の変更については、本年度の住居表示整備事業実施に伴い住居表示審議会の答申と法定の公示手続きを経て、お手元の別図一に示す日永及び四郷地区における約一・二九平方キロメートルの町及び字の区域並びに名称を別図二に、水路、道路等の整備により別図三、五に示す町の区域を別図四、六にそれぞれ変更しようとするものであります。

議案百三号 町の区域の設定については、四日市市開発公社が三重地区及び神前地区において造成する住宅団地の建設に伴い、同区域に含まれる西坂部町、東坂部町、生桑町及び曾井町の各一部を新たに画して、三重一丁目から三重九丁目までの九町とし、新たに町を設定しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案百四号 町の区域の設定については、三岐鉄道株式会社が入郷地区において造成したあかつき台住宅団地について、去る四十五年三月定例市議会において、あかつき台一丁目、あかつき台二丁目及びあかつき台三丁目の新町設定についてご決議賜りましたが、このたび隣接する別図に示す区域をあかつき台四丁目として新たに画し町を設定しようとするものであります。

議案第一百五号 市道路線の認定については、広永町及び松寺町地内において三重郡朝日町に連絡する道路及び三重県が管理する富田浜地区海岸旧堤防塘敷を、新たに市道として認定しようとするものであります。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

日程第二十七 議案第百六号工事請負契約の締結について、なし

日程第三十八 議案第百十七号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十七、議案第百六号工事請負契約の締結について、なし日程第三十八、議案第百十七号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第百六号は、市立青少年野外活動センター新築工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札の結果、金額八千万円で名古屋市中区丸の内一丁目八番二十号安藤建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

議案第百七号は、北部清掃工場電気集じん装置設置工事請負契約の締結案でありまして、見積もり合わせの結果、金額四千三百五十万円で名古屋市中区錦一丁目十九番二十四号富士電機製造株式会社名古屋営業所に落札決定いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

議案第百八号ないし議案第百十四号は、いずれも下水道事業関係工事にかかる工事請負契約の締結案でありまして、それぞれ指名競争入札に付した結果、中部終末処理場土木建築工事については、金額一億四千九百万円で名古屋市区石神堂町二丁目二十二番地株式会社鴻池組名古屋支店に、中部終末処理場機械電気設備工事については、金額六千五百五十万円で名古屋市中村区堀内町二丁目三十二番地荏原インフィル株式会社名古屋営業所に、日永終末処理場木工事については、金額一億七千五百万円で名古屋市中区栄一丁目十五番一号フジタ工業株式会社名古屋支店に、千二百ミリ雨水ポンプ設備工事については、金額四千七百万円で名古屋市中村区米屋町二番地の六十七久保田鉄工株式会社名古屋支店に、千四百ミリ雨水ポンプ設備工事については、金額五千二百二十万円で名古屋市中区錦二丁目二十番二十号株式会社西島製作所名古屋営業所に、下水管渠布設工事（污水幹線第五工区）については、金額三千六百四十万円で市内川原町三十二番一号朝日土木株式会社に、下水管渠布設工事（第七工区）については、金額三千四百五十万円で市内中浜田町一番十号生川建設株式会社に落札決定いたしましたので、それぞれ工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

議案第百十五号は、霞ヶ浦体育館新築工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札の結果、金額六千六百六十万円で市内大治田一丁目四番四十七号角田建築株式会社に落札決定いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

議案第百十六号及び議案第百十七号は、いずれも市立小、中学校増設工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札の結果、市立羽津小学校改築工事については、金額五千三百五十万円で市内大字羽津乙九百三十五番地の五株式会社久志本組に、市立笹川中学校増設工事については、金額一億一千三十万円で市内浜田町六番六号株式会社小林組に落札決定いたしましたので、それぞれ工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げます。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。
ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 ただいまの提案理由の説明のうち、議案第百十七号市立笹川中学校増築工事の請負契約についてお尋ねをいたします。

この議案の参考欄を拝見いたしますと、この工事の工期が契約の日より昭和四十八年五月三十一日までと相なっております。しかしながら、私どもはこの笹川中学校の増築工事の促進のために陳情にまいりましたときには、五月三十一日という日は出てまいりませんでした。たしか七月の六日の朝、われわれはもろん地元建設委員の皆さん、それからこの学校のPTAの皆さん方が、雨の降る朝市長にお目にかかりました。この工事の完成の日を市長に迫ったわけでございます。結局そのとき市長の口からはっきりと五月二十日という日限を示されました。このときには建設部長も教育次長もたしか同席しておられたと思いますが、その点について十一日間のずれが出てまいったという根拠、理由を明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） いまお尋ねになりました、確かに五月二十日にできるようにというお約束を申し上げたのを、私も記憶しております。で、現在いまの締結案が七月三十一日になっておりますのは、事務的に建設部の俵

りでこれを通したいと思っておりますけれども、ずれが出て申しわけございません。できる限り現在の工事屋と話しまして、市長が申しましたように五月二十日ごろにやるように努力させていただきます。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 ただいま建設部長からご答弁いただきましたが、五月二十日という日限は先ほども私が指摘いたしましたように、市長の口からはっきり出たことばでございます。したがって、これは必ず五月二十日までに行わなければならない。第一、学校の工事がこのような学年途中、学期途中にまたがるということ自体が私は問題であると思う。学校教育上から、本来ならば許すべきもんではないと私は考えております。それにもかかわらず、このような結果になったことについては、私は非常に残念に思います。

単に議案第百十七号だけでなしに、前の議案第百十六号の羽津小学校にしても、五月末ということになっております。どうか一日も早く学校教育にできる限り支障を来たさないように、工事を急いでいただきたい。適切にやっていただきますようお願いしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（服部昌弘君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 工事請負契約の中で、中部終末処理場の土木工事及び電気工事関係についての件が上程されておりますが、この件について議事運営の関係でございますと、きょう委員会で審査されることになると思っておりますので、特に総務委員会の皆さん方をお願いをしておきたいと思っておりますし、あわせて埋事業者のほうに説明を求めたいわけでありまして、私は中部終末処理場の建設の件につきましては、わかりやすく言いますと、公園の中の処理場をつくるようにと

いうことを、この本会議場の中でも要望してまいりました。いまだに私はこの中部終末処理場の青写真を見せてもらっておりませんので、どうい内容になつておるかということはわかりません。しかし、ここで工事請負契約とすることで出てまいりますと、当然いまままで要望しておりました公園の中の処理場、こういう形が青写真の中で明確にされないと困るわけがあります。終末処理場の中の小さな樹木が植わっている公園というよりな、そういう感覚では困るのであります、これについては非常に地元の海蔵地区の方々が建設内容についても、いろんを要望をされたいことを聞いています。それにこたえるためにも、いま申し上げたような環境の中の処理場をぜひつくって、必要があるだろうと、このように考えますので、ある程度の構想を理事者のほうから説明していただいたうえで、総務委員会の中でこの内容についても、十分に審議をしていただきたいと思います。思ひわけであります。

なお、念のためありますが、議案説明の中ではいわゆる三重団地の公営住宅あるいは分譲住宅が、四十七年度の中で建設されてくる関係で、簡易処理ができる程度に進める、こういうことになっておりますけれども、少し具体的に説明をしておいていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 中部終末処理場の土木建築工事と機械、電気設備工事をお願いしておりますが、この敷地は一万五千四百平米ございまして、差しあたり工事を行ないますのは三重団地の八千五百人を対象とした処理場を新設するわけでございまして、その付近の緑地につきましては山本議員から、前々からいろいろ緑地の中にある処理場をつくれということとございましたが、われわれといたしましてもそのような青写真を一応つくっておりますし、八千五百人の処理場ができたときは、一万五千四百平米の処理場全部を緑地にすることとはこの際で

きませんので、八千五百人の処理場に対する緑地、それから、今度工事をやってもしよりのないところの周囲の植樹等を考えておるわけでございます。

それから、簡易処理をするということとございしますが、本年度百四十五余りの住宅が建つわけでございしますので、これに対処するために処理場をせっかくつくりますので、百四十戸余りの住宅の汚水の処理をするということを目標にいたしました。三月末完成するようにしておりますが、全部の処理場を完成するのは三月までにはできませんので、その中で、最初沈でん池を利用し、それから減菌池を利用して処理をする。簡易処理をして減菌放流をするということと、ころまでを三月までに完成いたしたい、そのように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑はありませんか。

ほかにご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

議案第百六号ないし議案第百十七号を総務委員会に付託いたします。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は来たる六日午後一時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時七分散会

昭和四十七年九月六日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和四十七年九月六日(水) 午後一時開議

- 第一 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について……………委員長報告・質疑、討論、議決
- 第二 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について……………
- 第三 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について……………
- 第四 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について……………
- 第五 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について……………
- 第六 議案第一一一号 工事請負契約の締結について……………
- 第七 議案第一一二号 工事請負契約の締結について……………
- 第八 議案第一一三号 工事請負契約の締結について……………
- 第九 議案第一一四号 工事請負契約の締結について……………
- 第二〇 議案第一一五号 工事請負契約の締結について……………
- 第二一 議案第一一六号 工事請負契約の締結について……………
- 第二二 議案第一一七号 工事請負契約の締結について……………
- 第二三 議案第一一七号 公害防止に関する意見書提出……………

について……………議案説明・質疑、討論、議決

第一四 一般質問

○議事説明のため出席した者

市長 公室長
 助 役
 助 役
 市 長
 九 鬼 喜久男 君
 岩 野 見 齊 君
 加 藤 寛 嗣 君
 庄 司 良 一 君
 三 輪 喜代司 君

○欠席議員（一名）

六 平 豊 司 君
 吉 垣 照 男 君
 山 本 勝 君
 山 中 忠 一 君
 山 口 信 生 君
 安 垣 勇 君
 松 島 良 一 君
 增 山 英 一 君
 藤 井 泰 治 郎 君

福 日 早 服 長 橋 橋 野 生 中 出 坪 田 高 高 志 後 後
 田 比 川 部 川 本 本 崎 川 島 井 井 中 橋 井 積 藤 藤
 香 義 正 昌 鐸 增 建 貞 平 隆 妙 政 力 三 政 藤 寛
 史 平 夫 弘 元 蔵 治 芳 蔵 平 博 子 一 三 夫 一 郎 治
 君

○出席事務局職員

事務	主務	議事	議事	庶務	事務
試補	事係	事課	事課	務課	局長
西口	板崎	小林	川村	森野	鷲野
	大之丞	桂輔	得二	利弘	正和
徹君	君	君	君	君	君

代表監查委員	次	消	技	次
森	長	防	術	長
	倉	長	部	長
新	山	長	長	菊
八	北	長	美	地
君	德	長	濃	博
	彰	助	部	美
	君	君	博	也
			君	君

水道事業管理者 平井清三君

病院事務長 村山了君

次	教	教
長	育	育
佐々木	長	長
晃	龍	龍
精	池	池
君	一	真
	郎	君
	君	

副	建	下	土	土	環	厚	産	税	総
収入	設	水	木	木	境	生	業	務	務
役	部	道	次	部	部	部	部	部	部
伊	長	部	長	長	長	長	長	長	長
藤	滝	長	杉	谷	園	小	荒	杉	阿
涼	野	天	本	沢	浦	西	木	本	南
一	之	助	義	文	和	忠	三	治	輝
君	助	春	広	男	己	臣	郎	芳	彦
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議長（服部昌弘君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十七名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第二号により取り進めたいと思っておりますから、よろしく願います。

日程第一 議案第百六号工事請負契約の締結について、なまし

日程第十二 議案第百十七号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、議案第百六号 工事請負契約の締結について、なまし日程第十二、議案第百十七号 工事請負契約の締結についてを、一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております議案第百六号ないし議案第百十七号の、十二件の工事請負契約の締結案につきまして、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

これら十二件は、青少年野外活動センターの新築工事、北部清掃の電気集じん装置設置工事、下水道事業関係の工事及び小中学校の増改築工事に係る請負契約の締結案であります。

当委員会といたしましては、各件いずれにつきましても、別段異議はなかったのでありますが、議案第百七号の北部清掃工場の電気集じん装置設置工事に関連しまして、公害発生源とならぬよう、また、議案第百十二号の曙町地内

の千四百ミリ雨水ポンプ設備工事におけるディーゼルエンジン使用につきまして、特に騒音、振動の防止に万全の配慮をはからうよう要望いたしましたほか、議案第百十五号の霞ヶ浦の体育館の新築工事につきまして、体育館の機能をより充実させるために、今後付属施設、設備の拡充に努力することを要望いたしましたのであります。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました十二件につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますませんが、これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言を願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 委員長にお尋ねいたします。

先ほどの霞ヶ浦の体育館の建設につきまして、私、かねがね承っておりますのは、あの基礎工事が非常に問題であって、その基礎工事には相当の経費がかかるというのを承っております。しかし、この建設費につきましては、国、県、市が七千万円を出してやっておるわけでございますけれども、はたしてそれだけの経費で希望の体育館ができるかどうか、その点につきましてご審議を賜ったかどうか、ひとつ詳細にご答弁いただきたいと思っております。お願いします。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答えを申し上げます。

ただいまお尋ねの霞ヶ浦体育館に關しまして、基礎工事に相当な金がかかるようであるが、あの七千万円の予算でりっぱなものができるのかと、こういふようなお尋ねかと思えます。その点につきまして、基礎工事云々ということについてはあまり論議がかわされたのではございませんが、委員長報告でも申し上げましたように、いろいろ使いやすいためのシャワーとか、あるいは会議する部屋とか、そういう付属設備が相当な機能を期することができぬやないかと、こういふようなことにつきましていふんと論議がかわされて、担当の委員会ですてに十分な論議がつくされてあるんだらうけれども、さらに、今後を見て十分の施設を将来つけ加えるということを要望したいと、こういふようなことがありましたので、委員長報告にも加味したようなことでございます。

なお、経費につきましては、国が一千万円、県が三千万円、残り市が担当して合計七千万円でもって工事を行なうと、こういふような進め方でございます。

論議されました概略につきまして、ご報告申し上げた次第であります。

○議長（服部昌弘君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまの委員長の説明では、若干納得できぬ点がございまして、と申しますのは、バビリオン建設のときに相当の基礎に経費をかけておるといふことを承っております。また、この体育館にも大体千五百万ぐらいかけなければ基礎が確実にいかないということも聞いております。そういう中で、委員長の説明ではちょっと不十分でございますので、委員長から理事者に説明をさせていただきたいと思えます。お願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま委員長が報告いたしましたように、基礎の点につきましては、委員会ではあまり論議がかわされなかったんですが、理事者の担当の部門につきましては、この点につきましては先ほどお話のように、バビリオンについてもそういうことが論議されましたので、十分その点の研究がなされて、そのうえの七千万円での工事と思えますので、担当の者からこれについての的確な、ひとつ説明をさすことにいたします。お願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝 伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝 伝之助君） お尋ねの体育館でございますけれども、大体坪当たり十三万円ちょっとくらいになると思えます。で、問題の基礎でございますが、基礎には七千万円のうちの千五百万円ぐらいを使わなければならぬかと思えます。と申しますのは、二十五メートルのくいが相当百何十本、十二メートルのくいを重ねたもの、二十五メートルのくいを相当たくさんに打たなければ、強度がもたないのではないかといいことで、そのうち約千五百万ぐらいが基礎に使われると思えます。で、こういふような基礎の悪いところでございまして、そのうち約千五百万ぐらいが、鉄骨構造でいたしております。で、でき上がったものは高校の体育館をご想像願えばいいかと思えますが、その見たところ貧弱なようなものではないと信じております。で、あと契約の金額から二、三百万残りますが、それであるの工事をやります。ただでき上がりましたところに大走りであるとか、あるいはシャワー室さういふものはなくて、ただ必要な限度だけにさしてらっております。なお、今後でも許されるならばさういふもの追加をいただければ、さういふものについて整備したいと思えますが、現在七千万円におきましてはその程度のものでご

ございますけれども、先ほども申しましたように、高校の体育館程度のもを想像願えればけっこうだと思えます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 技術的なことは私はしろうとでございますのでわかりかねますけれども、七千万円の工事に千五百万円の費用を要する基礎をつくるということは常識でちょっと私は判断できないでございます。しかもこの費用が市独自の立場でやっている場合ならやむを得ませんけれども、国、県の補助をもつての仕事でございますので、とにかく基礎に一千五百万円をかけてやること、そのこと自体にも問題ございますけれども、何かひとつ割り切れないものを感じますけれども、専門家でないのでございますから、一応これで質問をやめておきます。

○議長（服部昌弘君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 総務委員長にお尋ねいたしますが、聞くところによりますと、たくさん請負工事で、特にいまも出てまいりました体育館、あるいは一番私たちが気をつかっているというもの、気をつけている学校の校舎の建築があるわけですが、委員会の中に具体的な設計内容についての説明といたしますか、図面提示がなかったというふうに聞いております。で、本来議会という立場では予算だけつければいんだというお考えの方もあろうかと思えますけれども、学校教育の重要性等から、いわゆる施設の充実等も多く叫ばれておりますし、それから、いろいろ普通教室にしてもあるいは特別教室にしても、管理棟あるいは保健室を含めていろいろな各議員からの要望が、一般質問あるいは議案質疑の段階において出てくるわけですが、そういうことを踏まえていきますと、この工事請負契約からんで予算を認められる場合に、設計図を提示しないままに審議がされたということについては、ちょっとふに落ちないわけですが、そこらあたりにつきまして委員会の中でどういふ論議がされましたか、あるいは提示されたかということについて、理事者のほうにどういふふうな要望が各委員の中から出されていたか、あるいはいなかったのか、この点ひとつお伺いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 山本議員のご質問にお答えを申し上げます。しかし、この学校の十二件の工事請負契約の締結でございますが、慎重にいずれも審議を進めたのでございます。しかし、この学校のほうにつきましては、設計図がほしいということ、設計図は非常にこの全貌を見るのに大事であるから、非常に必要であるというので、理事者に要望はしておるんでございます。理事者のほうも準備をしておるんでございますが、そのときに要望されておったのは、その詳細なものでしょうとの私どもに理解してくいようなものでは困ると、なるべくそういう見えてわれわれによくわかる程度のもので、こういうようなことで要望はしてございます。しかしながら、すぐというわけにもいきませんし、この工事概要につきましては、担当の者から相当詳細に説明を受けて、笹川中学校の場合、あるいは羽津小学校の場合、普通教室が幾つそうして教材室が幾つ、これでは、なお特別教室が足りない、それについての補充は今後どう考えておるか、こういうような点についても、いろいろと論議をかわしまして、これを了承するというように致した次第であります。

なお、この点につきまして、理事者のほうにもいろいろと委員会のときに説明しなかった点があるだろうと思えますが、そういう点につきましては、この際ここで述べてもらったら非常によいと思えます。

なお、この工事請負契約の審議というものは、すでにその用途あるいはその規模、こういう点につきましては担当の

常任委員会で十分論議をされてあることと思われませんが、当委員会に付託になりましたこの契約金額は、いずれも三千万円以上になっておりますので、特に慎重にこの点を論議、審議をした次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 山本 勝君

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 いませっかく報告をいただいたわけですが、また委員会の中では十分に審議されたと報告をされておりますけれども、どうも納得いきません。

先ほど伊藤議員から霞の体育館の問題に質問がありました。建設部長の答弁聞いてましたら、私ら何かばかにされておるようであります。中学校の体育館程度のことを想像してください。高校ですか。そういうことでこの契約を議決していいのかわかりかねますね、私たちは非常に心配するわけです。

なお、担当常任委員会の中でそれぞれ検討、研究されているのでというよりなそういう話がありましたけれども、たとえば私たちはまだこまかいそういう設計内容について説明を受けてないわけがあります。よしんば説明を受けておいたにしても、工事請負を契約するわけでありますから、その契約を審査する委員会の中においても、私は当然その設計書なりを見ながら審査していただくのが私は当然だと思ふんです。他の常任委員会にどうのこうのということにつきましては、私は先ほどの総務委員長のお答えとしては受けとめられない、こういう立場でございますので、再度総務委員会の態度をご報告お願いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

審査の概要につきましては、委員長報告で申し上げたとおりでございます。当委員会におきましては、市長の議案説明が終了して六時ごろまで相当な時間をかけて慎重に審査をし、そうしてこの設計図は要望はしておきました。先ほど申しましたように、設計図を見ておるようには理事者から幾重にも詳細な説明を受け、慎重な審査によって当委員会はこれに同意することに決した次第であります。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 霞ヶ浦緑地の体育館の問題がいま審議されているわけでございますけれども、私はこの三月議会でこの体育館問題につきまして、教育民生委員会の場でただ一人留保の態度をとったのでございます。建設されること自身いいわけですが、したがって、頭から反対というわけではございませんでした。ただ、その内容それから環境でございます。こういう面から、非常に問題があるということで留保の態度をとらしていただいたわけです。で、この体育館のほかにもベビリオンとか、あるいは先日オープンしましたプールにしまして、あの名四園道がありまして非常にこの子供たち、その施設を利用する人たちにとって、安全上もたいへん問題がございます。そういう面がですね、総務委員会の場でこの体育館の建設とあわせてどのように論議をされ、私はその点も三月議会で指摘してきておるわけですし、この点についての対策が理事者から具体的に前向きな方向で検討されたものがどういふふうに表示されたかと、こういう点のご報告を賜わりたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） 小井議員のお尋ねにお答えを申し上げます。

当委員会の審査の過程におきまして、あの体育館の位置がよいか悪いかについてはあまり論議がなされなかったであります。といえますのは、そのときに埋事者からあの霞ヶ浦緑地に体育館をつくるということが、かねがね要望されておったことでもあるし、大きな体育館が南部にあって、そこまで北のほうの方々が出かけるのが非常におっくうな場合が多い。幸いこれを機会にというより必要な要望もたいへん強いと、こういうよりな説明がありましたので、当委員会としては位置の問題については、その点を了承した次第であります。

なお、埋事者におきましてつけ加えることがありましたら、ひとつ申し添えてもらいたいと思います。

〔私語する者あり〕

○議長（服部昌弘君） お静かに願います。お静かに。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 時間の経過もありますから、要望にしてとどめたいと思います。

第一号は、いろいろな施設がそこで整備されるわけでございます。そこを利用する人たちの少なくとも最低限度です、この交通事情、それと名四国道もでございます。ああいう安全上の対策を早急にとっていただきたいと、これが第一点でございます。

第二点は、体育館の建設ということで数字と、数字だけが示された、あるいは先ほども山本議員が言われましたように、設計図、冷たいこの青写真だけ出されてもですね、どういう内容のものができ上がるのかという、その内容が十分つかめないという面がございます。で、よく学校の建設等でもですね、現場の先生方から指摘されるわけがございます。いろいろ建ててもらいけれどもですね、ほかの学校と比べるとこういう面、こういう面、いろいろ配慮が足りない面があると、いろいろ指摘されるんです。あそここの学校見てくださいと、こういう面まで配慮してありますというですね、よく言われるんです。したがって、今後はですね、こういう建設問題についての内容をよく吟味するという点ですね、少なくとも模型あたりぐらいはひとつ示しながらですね、こういう点に配慮したんだと、今度はこういう点に配慮したんだと、使用者の立場に立ってですね、そういうこまかいものの配慮をですね、どうしてかということ、どうなるんだということを、具体的にわれわれがこの頭の中にすっぽと入れるようにですね、そういう配慮をしていただき、審議を突のあるものにした市民に責任を負うものにしていただきたいと、この点についての埋事者の格段の努力をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑はございませんか。

他にご質疑もありませんので、これをもって委員長長の報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

これから十二件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） 暫時休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

午後五時三十七分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
この際本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。
暫時休憩いたします。

午後五時三十八分休憩

午後七時三十二分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第一、議案第六号 工事請負契約の締結について、ないし日程第十二、議案第一百七号 工事請負契約の締結についての議事を継続いたします。

この際ご報告申し上げます。

休憩中に教育民生、建設の各委員協議会を開催していただきまして、ただいま議題となっております各工事請負契約にかかる工事内容につきまして、ご了承を賜りましたが、理事者におかれては、両委員協議会の審議の経過を踏まえ、今後に対処されるより要請いたしておきます。

おはかりいたします。

これから十二件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより議案第六号 工事請負契約の締結について、ないし議案第一百七号 工事請負契約の締結についての十二議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。これら十二件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第六号 工事請負契約の締結について、ないし議案第一百七号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第十三 発議第六号 公害防止に関する意見書提出について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十三、発議第六号 公害防止に関する意見書提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

山中忠一君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 提出者を代表して、発議第六号について提出理由の説明を申し上げます。

先般の四日市公害裁判の判決は、公害防止環境保全にどう取り組むか、企業はもろんのこと国、自治体も大きな転換を迫られたと、強く認識するものであります。特に四日市市はこの判決を謙虚に受けとめ、行政面における責任を率直に反省し、その反省のうえに立って今後さらに市民の健康の保護と生活環境の保全を、積極的に努力することが、行政に課せられた責務であるかと思えます。しかしながら、今後そのための施策を推進し実施させるため、一

自治体の行財政力には限界があります。とつてい市民の期待にこたえることは困難であろうということとは承知のとおりであります。よつて、政府に対し、現行の公害関係、諸法令の再検討及び原重油関税の地方還元等について、可及的すみやかに実現するより、強く要請するため意見書を提出しようとするものであります。

どうぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜われますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言を願います。「質疑なし」と呼ぶ者あり

○議長（服部昌弘君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。おはかりいたします。

ただいま議題となつております発議第六号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより発議第六号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よつて、発議第六号 公害防止に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

日程第十四 一般質問

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十四、一般質問を行ないます。

発言の順序はお手元に配布いたしました一般質問通告一覧表のとおりであります。

粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 時間延長でお疲れのところまことに恐縮でございますが、市民クラブのトップバッターとして、通告いたしました項目に従ひまして質問いたします。

まず、最初の日本列島改造論に関してであります。田中内閣が生まれてから、日本の国政は外に日中国交の正常化、内に日本列島改造論という二つの新しい流れが急激にクローズアップされました。中でも日本列島改造論は田中総理の直接の構想といわれるだけあって、おそらく総理としては田中内閣の目玉商品として、今後積極的にこれが推進をはかられるであろうかと思ひでございます。もちろんこの日本列島改造論に対しては、一部では建設業者と不動産業者をもうけさす一つの土建屋的発想にすぎないとか、あるいは公害全国ばらまき論とか、いろいろの非難はありましようが、一方ではすでに総理の諮問機関として、日本列島改造問題懇談会が発足を果たし、あるいは人口二十万程度の新都市、中核都市建設構想を発表させたり、また大企業の地方分散が具体的なプログラムにのぼつてくる現在から考えますと、私は日本列島改造論が好むと好まざるにかかわらず、今後のわが国の地方自治体に非常に大きな影響をもたらすものではなからうかと考えざるを得ないのでございます。事実田中三重県知事は、すでにこの改造論に乗りおくれた場合、三重県政の発展は望みにくいと、考えを明らかにされたのでございます。

そこで、市長としても日本列島改造論というものをいかにご理解し、いかに対処していかうとなされるのか、その

ご所見を明らかにしていただきたいと思っております。

特に四日市の場合、公害裁判によって、市政の転換が強く要請されている際でもあり、この日本列島改造論とらみ合わせて、四日市市政をどのように考えていくべきか、四日市市政転換の方向を承りたいと思っております。次に、基本構想に関して、過日市長は記者会見で、開発より福祉というお考えで長期総合計画の手直しをしたいと発言されておられますが、ここで具体的な問題として市長のお考えを承りたいと思っております。

それは重化学工業に関係して、公判の結果からいち早く重化学工業中心の政策にストップを加え、福祉へと転換することを明かにされました。ところが、ストップを加えられた四日市にとっては、これから重化学工業をかかえてどのように今後発展させていかれるのか、また、中部経済圏の衛生都市として胸を張ってきた四日市、どのように発展させていったらよいだろうかという問題が浮かんでくるのでございます。加えて通産省では、工業配置の線引きの中に、四日市は工場移転推進地域として計画されているかのように報道されております。今後四日市が工業都市として伸びていくということは、ますます困難になっていくのではなからうかと思っております。市長の構想についてのお考えをいただきたいと思っております。

次に、四日市市の今後の財政収入の見通しであります。コンビナート関係の市税収入は二十一億二千五百万で、四日市の市税の三分の一以上を占めているわけでございます。ところで、この公判の結果から見て、公害認定患者への損害賠償や公害防止計画をはじめ、燃料の転換、新增設のきびしさなどを考えた場合、ここからの増収は望むことは無理であろうかと思っております。しかし、たとえ増税どころか減税になっても、残された公害防止のためのいろいろな仕事は、今日より大きく早くやっつけていかなければならないことは、申し上げるまでもございません。加えて、市民が切望しております福祉、学校建築、下水、道路問題と、山積されております。この解決には膨大な財政資金が必要かと思っております。今後この財源についてどう考えていったらよいのか、市長のお考えをお聞きいたしたいのでございます。

さきの全員協議会で伊藤太郎議員のご質問に、住民の福祉は所得の向上によってはかかっていかなければならぬし、所得の向上は経済成長によってささえられていくという発言がありました。四日市市の場合具体的にどうしたらよいのか、それについても合わせてお聞きいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） まず冒頭にお断わりを申し上げますが、本日の百六号から百十七号に至る議案につきましては、たいへん数の多い請負契約の提案を申し上げます。はなはだご迷惑をおかけいたしましたことを、深くおわび申し上げます。今後はこういうことのないように十分注意をいたしまして、皆さまのご期待に添うように努力いたしますので、本議案の承認につきましては、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも十分注意をさせていただきたいと思っております。

日本列島改造論に対する所見でございますが、この問題はたいへんむずかしい問題でございます。一国の首相がこれを論じます場合に、ある都市あるいはある県等においては、別に乗りおかれても国全体としてプラスになればよいという考え方ができますけれども、一県あるいは一市にあっては、それからはずされるとかいろいろの影響を受ける場合には、根本的な深い影響あるいは打撃を受けることになるわけでございますので、たいへんむずかしい問題ではないかと考えます。

ご承知のように、日本列島改造計画は工業再配置促進ということと、二十五万の新都市づくりという二つの柱に成

り立っており、これがいわれております。まずこの工業再配置の問題でございますが、これもご承知のように、移転促進地区あるいは誘導地区、白地地区というより三つの地域というものを考えまして、移転促進地区に指定された場合には、その地域に居すわりを続けようとする企業については、居すわり税というよりなものを課せられることとなります。いろいろ案があるようでございますが、一平米当たり五百円、七百円、千円というよりなことも聞いております。また、この移転促進地区に指定されることについては、たとえば京都市の市議会の総務委員会が、この移転促進地区に指定されることは困るというように決議をしておるといふような新聞記事もございますし、また名古屋等においても、むしろ名古屋市は誘導地区だと、まだまだ海岸埋め立て等に誘導したいんだと、これを移転促進地区にされては非常にこの名古屋市の発展上も困るのだというよりな記事が、きよりの新聞にも載っております。したがって、移転促進地区にされるということは相当その都市の工業都市的な性格を、根底からくつがえすようなことになるのではないかと、さように考えられます。もとより一例を京都のような場合にすれば、繊維工業であるとかそういうようなものは、二十から三十の中小企業、下請けの企業がついておまして、一つの企業を移転する場合にはその下請けの企業をみな連れていかなければならぬという問題もございます。また、四日市のような臨海産業であり、資源型の産業であり、かつまた装置型の産業である場合には、どういたしましたとしても臨海部において、港湾を利用し、輸入される原料によって生産を続けていくわけでございますので、普通の都市型産業のように、あるいは電機会社あるいはまた車両会社というよりなぐあいには、私は簡単に移転を促進することができないのではないかと、さように考えております。このよりな臨海型の産業を移転するためには、少なくとも鹿島臨海工業地帯のような港湾と広い用地を用意しないことには、移転促進ということが不可能ではないかと、さように考えるわけでございまして、私は四日市の工業再配置というよりな観点から、移転促進が加えられるというよりなことには考えておりませ

んし、また、四日市の工業につきましては、移転促進ということ是非常にむずかしいのではないかと、さように考えておるわけでございます。さればと申して、誘導地区にされるというよりなことはもちろん考えられませんが、やはり白地地域というよりなのが妥当なのではないかと、私自身は考えております。三重県知事が列島改造計画に乗りおくれるといわれることは、ぜひともこの少なくとも誘導地域ぐらいにしてもraitたいという考え方が根底にあるのではないかと申して、これ以上工場を誘導するということはもう不可能ではないかと、さように考えておるわけでございます。したがって、工業再配置等につきましては、いろいろなむずかしい問題がございますが、これと並ぶ二十五万新都市づくりにいたしましたも、やはりいろいろ問題があるんではないかと思ひます。何もいたずらにこの人口がそこに急激にふえてくるということは望めないわけでございまして、何らかの拠点となるものがあって、それだけ人を寄せつける吸引力のあるものがなければ、二十五万都市というものの形成も非常にむずかしいのではないかと、さように考えます。もとよりこの日本列島の二本柱の構想に基づきまして、工業再配置促進税というよりなものは、あるいはまた新二十五万都市構想都市整備税というよりなものが、通産省において考えられておりますし、また、新都市圏整備要綱というものが自治省中心に考えられておると、また、特別都市開発税、地方中核都市整備税というよりなものが建設省を中心にして考えられております。また、運輸省では事業所税、農林省においては農村総合開発整備構想というよりなものが発表されております。

このよりな大きな計画というものは、急激に田中内閣になって出てきたわけではございませんで、過去におきまして、新産都市あるいはまた経済社会発展計画、新全国総合計画、あるいはまたその新全総を改めるところの新経済社会発展計画というよりなものが次々と打ち出されておりますし、また、道路においては新しい道路計画がされてお

ります。下水道につきましても、新下水道計画が発表され、また新住宅構想も発表されておるといふような、たいへん目まぐるしい情勢になってきておりますが、何にしろ私は日本列島の改造をするためには、土地の問題ということがやはり、一番大きな問題になってくるのではないかと、さように考えます。

列島を改造するために工場移転をするとか、あるいは住宅をこしらえるためには当然土地の問題というものが大きくクローズアップされるわけでございまして、ここ一、二年におけるところのいろいろの税法の土地対策に加えられたところの税法上の恩典のために、土地が豊かに供給されたという面もあるかもしれませんが、これがいかに土地の価格を引き上げたかということは申し上げるまでもないことでございまして、これから次々と打ち出されるところのこの諸計画によって、土地の値段が暴騰いたしましたならば、私は日本列島改造の問題というものは非常にむずかしい経過をたどるのではないかと、さように考えておる次第でございします。

この列島改造の問題は当然四日市総合計画との関連もございしますし、また、市の財政の問題ともかかわってくるわけでございますので、この二番目の財政の問題につきましては、岩野助役から答弁をさせていただきたいと思っておりますが、若干財政の問題にも触れざるを得ないというように考えておるわけでございます。したがって、四十八年度の国の予算におきましては、各省の要求は八月三十一日で一応締め切られたわけでございますけれども、今年度に限り二十八号増からあるいは三〇号増の予算の積み上げをするというよりなことを伺っておりますし、また、財政投融资計画につきましましては、四十七年度当初のほぼ倍に当たるところの財政投融资計画を計上するというよりなことが報道されております。もちろんこの工業再配置計画というよりな問題が出てまいりましたならば、四日市市の総合計画につきましても、大きな影響が出てくるわけでございまして、私はこの総合計画において、緑の豊かなしかも水もあり、空間もあり、太陽もよく当たるところの新しい工業都市像というものを描いてきたわけでございしますけれども、この

四日市裁判判決を受けて以後、かつまたいろいろの改造計画というものが行なわれていくこれからの将来というものを考えます場合に、四日市市における人口のあるべき姿と、また財源の得られるところの姿というこの二つのワタカら、総合計画というものは当然十分に検討を加えて、開発よりもむしろ福祉というものに重点を置いたところの総合計画というものを踏んでいかなければならないものであると、私はさように考えております。したがって、工業再配置計画と総合計画、それに従来よりも増して以上に福祉というものに重点を置いたところの総合計画というものを審議していただかなければならないと、われわれといたしましても、この総合計画の審議会委員というものを、できるだけ早く発足させていただきまして、この総合計画というものはこのよりな観点から審議していただくことと、さように考えておるわけでございます。

もとよりこの列島改造計画に従いますと、道路、下水、住宅等々いろいろの歳出増が非常に加わってくるわけですが、けれども、では歳入というものはどのような観点からあるのかということ、国の段階においてもやかましく言われております。それについては自動車重量税あるいは揮発油税の引き上げ、輸出振興税制の廃止、ギャンブル税あるいは広告税を取るといふようなことがいろいろ言われておりますが、最近の世情また政治情勢を考えましたならば、解散も近いということになれば、増税というものも非常にむずかしいのではないかと、さように考えます。したがって、私は四日市市の市の財政においても、財源というものは十分に確保する努力をしなければなりません、この歳出計画と歳入計画というものが、いかにバランスをとっていくかということは、これからたいへんむずかしい問題になってくると、さように考えております。

したがって、今後は起債であるとか債務負担行為であるとか、そういうことはやはりやるべきことは当然やらなければなりませんし、また特別交付税というものにつきましましては、従来にも増して努力しなければならぬと、さように

に考えております。幸い特別交付税につきましては、四十四年には千三百万円、四十五年には三千二百万円、四十六年には七千五百万円というように、非常にこの特別交付税のワクというものは、四日市のために拡大はされてきておりますが、私は少なくとも来年度はこの倍ぐらいのものをいただかなければならないと、さように考えております。また、行政需要にいたしましたも、さらにこの福祉の事業とかあるいは教育予算というものが、当然重くなっていくというように考えておりますが、この行政需要に対処するためのやはり財源確保というものにつきましては、私といたしましても十分努力をいたし、また、しかしながら、一方において四日市市の財政が非常に危険になるといふようなことも避けなければなりませんので、財源の確保と今後の行政需要の拡大につきましては、従来にも倍した努力をしなければならぬものであると、さように考えておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 第二問につきまして、補足させていただきます。

昭和四十一年度から上昇を続けてまいりました大型景気も、昭和四十五年の九月をもって大体終わりを告げまして、それから地方財政の伸びは渋滞を始めております。そして、それがさらに四十六年におけるニグソク、あるいは円の切り上げと、こういった状態で行進していくうちに、四十七年度におきましては、地方財政がほんとうの曲がりかどにきたという姿がはっきりあらわれて、この動きは市税特に法人割りのうえに最も明らかに反映してござります。すなわち、四日市市の二、三年来の税収を振り返って見ましても、昭和四十四年度におきましては、税収入の伸び率が二四・三％、四十五年度が一七・二％、四十六年度は一二％、こういったぐあいに税の伸び率は次第に鈍ってきておるんでございますし、本年度すなわち四十七年度におきましては、その伸び率は一〇％を割るの

ではないかと考えられるのでございます。そして、これに伴いました四日市市の財政力指数もだんだん低くなってまいりまして、昭和四十四年に一三八であったのが四十五年には一二七、四十六年には一一七、四十七年度には一一〇と、約毎年一〇％ずつ財政力指数が下がってきておりまして、おそらくここ二、三年のうちには四日市市は地方交付税の交付団体になるのではないかと考えられます。現在地方交付税をもらっております市町村は、全部で三千三百四十七市町村のうち不交付団体は六十五の団体でございまして、交付税を受けること自体はむしろ普通のことではございませぬけれども、長い間比較的財政的には恵まれた都市として考えられておりました四日市市が、このような予想しか立て得られないのは、一抹のさびしさを禁じ得ないのでございます。今後の税収の伸びにつきましては、いろいろな要素なり条件なりがございまして、確実な予想は困難だとは思っておりますけれども、現行の制度のままでは、昭和四十八年度の税の伸びは大体九％、四十九年度では八％、五十年年度は一〇％、こんな程度であろうかと予想せられるのでございます。

これに対しまして支出の面では、人件費等の増加はしばらくおきまして、起債及び予算が事務負担等の償還が、四十七年度では税収の約八・六％であるのに対して、四十八年になりますと一〇・二％、四十九年度には一一・七％、昭和五十年には一一・七％、こういった状態になることが予想せられるのでございます。

最後の償還額は財政の常識といたしましては、税収入の一〇％以内と、大体の常識といたしましては税収入の一〇％以上になると。財政が非常に苦しくなるとされておるわけでございますが、来年からはこの限度をおそらく越えるのではないかと考えます。もちろん、こうした財政の赤字、あるいは苦しさというものは、四日市だけの問題ではなくて、政府が財政主導型の予算を組む限り、赤字財政の恒常化というものは、全国的にも避けられないところではございますけれども、これの対応する財政のあり方といたしましては、一般的な問題といたしましては、地方税制の件

とあるいは財政支出を合理化するための件と、こういっただけが考えられるのでございますが、特に四日市の取り上げるべき問題といたしましては、支出においては港湾計画の再検討、あるいは各種分担金の軽減措置、こういったものを主として取り上げなければならぬであろうと思われまじし、収入におきましては非常に困難な問題でありますけれども、重油関税の一部還元、この還元への強力な働きかけ、あるいは電気ガスの消費税の免税措置を撤廃させる、こういった問題が最もわれわれとしては注意して推進しなければならぬ問題であろうと考えるのでございます。先ほど市長の申されました特別税の交付、これなんかの増加をはかることは、これまたもちろんのことであろうと思えます。

こういっただけの問題のない限り、四日市の財政の将来というものは非常に困難の度を加えてくると思えますが、これらの諸問題は非常に実現するのに困難な問題でもあり、しかも重大な問題でもございますので、議会の側におかれましては、これの実現に対して絶大なご協力をいただきますことを、心からお願ひする次第であります。終わります。

○議長（服部昌弘君） 紛川君。

〔紛川 茂君登壇〕

○紛川 茂君 いろいろと細部にわたりましたご答弁をいただきましたが、時間も限られておりますので、二、三点要望としてお願いしたいと思います。

第一点として、日本列島改造論によりますと、これからの財政は収支均衡型では拡大する日本経済社会に対する十分な事業は実施できない。子供、孫に借金を残したくないという消極的な財政観では発展は望めない。世代間の公正な負担が必要であると、すなわち、積極予算を強調しておかれることは、すでに皆さまもご承知のとおりであります。私ども、いままでも道路拡張はいたしましたが、都市下水の整備にいたしても、いろいろ陳情を重ねてまいった

のでございますが、金がない、金がないと相手にされない状態でありました。また、当然市が管理すべき水路におきましても、現物支給等により相当地区負担を余儀なくされてまいったのでございます。したがって、自治会の財政も破綻を来すような状態でございます。四日市市民としての誇りを持って、将来不安のない豊かな生活ができるよう、積極財政を特に要望いたします。

第二点としまして、先般四日市市総合計画策定要綱をいただいたのでございますが、その中で産業の振興については、実にさびしく感じたのでございます。ただいまご答弁いただきました石油関係、石油化学工場がためなら新しい何かの振興策があるかと思えますし、市当局としてもすでに新しい構想があってもよさそうに思われるのでございます。特に山林丘陵地帯の広い当市においては、将来この地域の発展が大きなポイントになるのではなからうかと思えます。農業所得の向上あるいは有効な土地利用などに、一そうのご努力をお願いしたいのでございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 本日はこの程度にとどめ、あの方は明日にお願いいたします。

明日は午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後八時十分散会

昭和四十七年九月七日

四日市市議定会定例会会議録（第三号）

四日市市議會

○議事日程 第三号

昭和四十七年九月七日(木)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十一名)

青	天	荒	小	伊	伊	伊	岩	大	小
山	春	木	井	藤	藤	藤	田	島	川
峯	文	武	道	金	太	信	久	武	四
男	雄	治	夫	一	郎	一	雄	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議事日程 第三号

昭和四十七年九月七日(木)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(四十一名)

橋本	橋本	野崎	生川	中島	出井	坪井	田中	高橋	高井	志積	後藤	小林	小林	小林	粉川	訓覇	川村
増藏	建治	貞芳	平藏	隆平	博子	妙子	政一	力三	政夫	政一	藤太郎	喜夫	博次	哲夫	茂也	男	潔
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

小川	大島	岩田	伊藤	伊藤	伊藤	小井	荒木	天春	青山
四郎	武雄	久雄	信一	太一郎	金一	道夫	武治	文雄	峯男
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（三名）

六	後	喜	吉	山	山	山	安	松	增	藤	福	日	早	服	長
平	藤	多	垣	本	中	口	垣	島	山	井	田	比	川	部	谷
豐	寛	野	照	忠	信	良	英	泰	香	義	正	昌	元	鐸	川
司	治	等	男	勝	一	生	勇	一	一	郎	史	平	夫	弘	元
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

橋	橋	野	生	中	出	坪	田	高	高	志	後	小	小	小	粉	訓	川
本	本	崎	川	島	井	井	中	橋	井	積	藤	林	林	林	川	霸	村
增	建	貞	平	隆	妙	政	力	三	政	藤	喜	博	哲	也			
藏	治	芳	藏	平	博	子	一	三	夫	一	郎	夫	次	夫	茂	男	深
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議事説明のため出席した者

市	助	助	市長公室	総務部	税務部	産業部	厚生部	環境部	土木部	土木次長	下水道部長	建設部長	副収入役
九鬼	岩野	加藤	三輪	阿南	杉本	荒木	小西	園浦	谷沢	杉本	天野	滝野	伊藤
喜久男	見齊	寛嗣	喜代司	輝彦	治芳	三郎	忠臣	和己	文男	義広	助春	伝之助	藤原
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

教育委員長
龍池清真君

○欠席議員（三名）

長谷川	服部	早川	日比	福田	藤井	増山	松島	安垣	山口	山中	山本	吉垣	喜多野	後藤	六平
鐸元	昌弘	正夫	義平	香史	泰治郎	英一	良一	勇一	信生	忠一	勝一	照男	野等	寛治	豐司
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議事説明のため出席した者

市	助	助	助	入	市長公室	総務部	税務部	産業部	厚生部	環境部	土木部	土木次長	下水道部長	建設部長	副収入役
長	役	役	役	役	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
九	岩	加	庄	阿	三	杉	荒	小	西	園	谷	杉	天	滝	伊
鬼	野	藤	司	南	輪	本	木	西	忠	和	沢	本	野	野	藤
喜	見	寛	良	輝	喜	治	三	忠	臣	己	男	義	助	伝	涼
久	齊	嗣	一	彦	代	芳	郎	臣	己	己	男	廣	春	之	一
男	君	君	君	君	司	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

教育委員長 龍池清真君

教育次長 市川一朗君

病院事務長 村山了君

水道事業管理者 平井清三君
 次長 菊地英也君
 技術部長 美濃部博美君

消防次長 倉谷徳彰君
 消防長 山北君

代表監査委員 森新八君

○出席事務局職員

事務局局長 鷺野正和君
 庶務課長 森利弘君
 議事課長 川村得二君

議事係長 小林桂輔君
主 事 坂崎大之丞君
事務試補 西口徹君

午前十時二分開議

○議長（服部昌弘君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十六名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第三号により取り進めたいと思えますから、よろしくお願ひいたします。

日程第一 一般質問

○議長（服部昌弘君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

後藤藤太郎君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 ご通告申し上げました順に従いまして、質問させていただきます。

まず、近鉄高架化事業に関連する諸問題についてであります。この事業は六十五億という巨額な資金を投じての大事業であり、この事業の完成によって、当市が大きく発展せねばならないことは申すまでもありません。また、この事業には用地買収、家屋移転等、多くの市民の協力がなくてはできません。しかしながら、この事業によって、周辺住民の方々に工事中の騒音、テレビ障害、完成すればいまままで日によく当たっていた家に日が当たらなくなるとか、

数多くのご迷惑をかけることは見のがせないと思えます。そのご迷惑に対し、関係住民の意向を十分聞き入れる心がまえはありましようか。これら住民の要望に対し、具体的にどうおこたえするかについて、お伺いをいたしたいと思います。

次に、高架化の下の利用について市長は、三月定例会において私の質問に対し、でき得る限り公共性の発揮できるようにいろいろ努力いたしたい。さらに、近畿日本鉄道は非常にきびしくまたこまかい会社だから交渉が円満に行くとは考えていませんが、今後努力いたしたいと答弁されておりますが、その後六ヶ月を経過した今日、工事もずいぶん進んでまいりましたし、どのような交渉が進められてきましたかお伺いをいたします。私は、この事業の行なわれることによって、従来の施設などの機能が失われたものに限り、その代償を高架化下に求めることは当然でありましようが、その他の利用については、市長のおっしゃる公共性の発揮できるものとして使用されるものと信じております。いまままでに商工会議所をはじめ各種団体より強く要望されております駐車場、物産展示場、待合、休憩所、バス、タクシーなどの乗り場、それに公衆便所等の設置についても見直しをお伺いをいたします。

次に、北口の設置と、北口より一番街に通ずる道路及び七十メートル道路の地下公共道と、公共地下道に併設する地下商店街についてはどのようにお考えかについてもお伺いをいたします。

続いて、西口駅前の広場については、工業高校東において市開発公社が一部土地買収をされていられますが、中央病院を含めた一角を最初の計画どおり買収されるお考えか。また工業高校が移転すれば、この地区の方々とお約束どおり、工業高校あとに移転していただく予定になっているのかについてもお伺いをいたしたいと思います。

また、工業高校移転について、某県会議員のお話によりますと、移転見直しはついているやに伺いますが、この話が間違いないとすれば、相手はわかりませんが、どっかと打ち合わせができて、移転に対する協力方が約されている

のではないかと思います。この件についてお伺いをいたします。

また、内部線より本線への連絡通路についてはエスカレーターを取りつけられるようではありますが、もともと内部線は高架にしていたきたいと、関係地区住民の強い願いも聞き入れなかったのでありますから、せめてエスカレーターの取りつけぐらひは要望をかなえていただけるものと信じております。この点についてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、高架事業が完成されて西への道路が通ずるわけですが、いまのところ西浦区画整理事業区域については計画されておりまして、芝田町より西については見直しはございません。この芝田町より西については、区画整理課では民営による区画整理により七十メートルの延長道路を考えていらっしゃるようではありますが、いままでの同課の調査結果報告書では、関係地区民としては区画整理課の計画には応じがたいものがあるように思います。幹線道路になる七十メートル道路の延長部分は、まず道路敷地を買収方式で行ない、その他の部分は民営による組合方式によって整理事業を進めるとかには進まないではないかと思っております。このことについての考え方をお示しをいただきたいと思っております。

これら高架化事業によるいろいろの問題についてお伺いいたしました。この事業がより効果的に完成すべく格段のご配慮と、周辺住民の願いにこたえられるようなご答弁を賜りたいと思っております。

質問の第二は、悪臭防止法と中小企業対策についてであります。

悪臭防止法は企業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することによって生活環境を保全し、国民の健康を保護する目的で制定されたものであります。知事が制定する施行令しかしかれていないため、規制地域及び規制基準が明確でないため、測定しても規制できない現状でありますので、この施行令についてすみやかに制定される必要

があります。施行令がきまると、市は測定し改善勧告とか改善命令を市が責任をもって行なうようであり、いまのところ市が制度化している環境改善設備資金を利用しての自主的改善にたよるのみでありまして、その改善用貸付資金も五百万をワクとした年利六分の一利子補給のみで、とてもその悪臭防止対策は進まず、多くの市民より苦情が出ていることはご承知のとおりであります。これら苦情に頭をいためていられる市担当者としては、何とかしなければならぬとお考えいただいております。この種の事業おにも化成工場、廃油処理工場を営む経営者も設備の改善に努力されていられるようであり、思うようにできず苦慮なさってみえるのが現状であります。そこで、住民地域に密接した市街地に介在するこれら工場を住宅から離れた個所に一括移転させるか、移転する場合の移転費等については市において特別の資金措置をとり、また、移転させない場合は特別に相当額の補助をしてでも改善していただく必要があると思っております。現在まで指導されてまいりました改善方法では市民の苦情がつのるのみで、市政の不信を問われるような気がいたします。騒音、ばい煙、排水、悪臭等により地域住民にご迷惑をかけております数多くの中小企業に対する抜本的対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

次は、質問の第三は、建築許可についてお伺いをいたします。

建築を受けようとする者は、建築確認申請書を都市計画課に提出をする。受けつけた申請書は都市計画課で都市計画問題がないかについてチェックする。この場合モデル等については旅館建築審査会にかけ、その他の建物を建築しようとする申請書は県土木事務所へ回して、県土木事務所では十日間ぐらひで書類審査を行なう。書類上問題のないと思われるものについてはマル証の印を押して、毎週月曜日に行なわれる県土木事務所長書記長とする建築等連絡協議会書記会において審議し、設計上の審査会を終えて消防署と保健所に回される。この間約十日間を要する。そして消防署と保健所の同意を得た申請書は再び県土木事務所に戻り、約五日間ほどたって許可されるようでありま

して、書記会で問題のあった申請書は県の幹事会に回されるようであり、以上述べた経過で順調に通過しても、かりに九月一日に都市計画課が受けつけた申請書は、十月八日に許可になるのが最小限日数であります。私ども市民クラブでは早く許可できる方法として、毎週書記会にて審議される約百五十件もの申請書を、書類上問題のないマル証の捺印された申請書に限り書記会にかけることなく、県土木事務所長の専決にて処理されるように取り計らわれたい必要があると思えます。市長の見解をお尋ねいたします。

以上、ご質問申し上げたわけでございます。ご答弁のほどお願いを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまのご質問のうち、第一番目の点についてお答えを申し上げます。

なお、三番目については、土木部長のほうからお答えをさせていただきます。

近鉄高架事業ですが、本年度は十九億円という事業費をもって、全区間にわたりました。工事が進められておりましたが、その工事に伴いまして、お話のありましたように騒音、振動、あるいは高架化事業でございますのでテレビ障害、さらには日照権といったような問題で、住民の方々に苦情が起きておることは、私も十分承知をいたしております。で、この問題を解決をいたしますために、八月の初め関係者、すなわち県、市、近鉄三者でこの問題についてのみの打ち合わせを行いました。

そこで、まず第一番目に振動、あるいはその他工事を施工するにあたりまして、住民の家屋等に損害を与えた場合、これは直ちに補修をいたすなり、あるいは補修をされたものをこちらのほうで補償いたすなりという処置を講じなければいけないということと打ち合わせをいたしまして、実害をこうむった場合においては、これは直ちに復旧をするという申し合わせをいたしました。

それから、病人等がございまして、工事のために十分な療養ができないという事態がございすれば、これも工事の費用をもって病人の方を病院に収容するなり、あるいはその他療養のできる措置をとるということを決断をいたしました。

さらに、このテレビ障害の問題につきましては、すでにNHKで実情を調査をいたしまして、第一次的には大体の状況がわかっておりますので、この十二月一ぱいで一時的な解決を、電波障害の解決をするということで共聴アンテナの取りつけ等について準備をいたしておるわけでございます。

それから、一番むずかしい問題でございますが日照権の問題、これは全国的なケースでもございまして、建設省のほうもこの問題に関しての取り扱いについて、検討を加えておるといふことでございますので、日照権の問題については、いましばらく本省のほうとの折衝をする時間を与えていただまして、住民の方々の苦情に対して何らかの処置をいたしたいと、こういふ取りきめになっておるわけでございます。ただ、そういうような取りきめをいたしましたが、実際工事の施工者は県でございまして、その県から委託を受けて工事を実施をいたしておりますのは近鉄でございます。近鉄はこれを業者に施工さしておるといふような何段階かになっておりますので、住民の方々が苦情を持ち込む場所の問題、あるいははかりに苦情を持ち込まれましても、それを処置をするという段階におきまして、いろいろ適確にしかも敏速に処置をするという態勢に欠けるところがあるといふのは事実でございます。そこで、今月の半ば過ぎからそういった問題を何とかスムーズに解決をして、沿線住民の方に少しでもご迷惑のかからないような処置を講じなければいけないということで、寄り寄り近鉄あるいは業者、あるいは県とも話し合いを事務的にさしております。

ます。また、住民の方々とも各地域別にいろいろなお話し合いをしておるということでございます。

以上のような実情でございますが、ただいま申し上げましたように組織の関係上、多少敏速にということが欠けるところがあると思えますので、今後この面についてはできるだけの手段を講じまして、沿線の皆さんにご迷惑の少しでもかからないような努力をいたす所存でございます。

次に、高架下の利用の問題でございますが、まず近鉄高架をいたしますその下の総面積、高架下の総面積は約三万二千平方メートルになるわけでございます。このうち、公共道路が約四千万平方メートル、それからいわゆる鉄道の施設、たとえば改札、出札あるいはそういった関連の施設が約一千万平方メートルでございます。それからその他バスセンター、あるいは駐車場等に約一千万平方メートル程度とりたいというふうに考えております。それからバーになる部分が四百平方メートル、その他残ったものが四千五、六百万平方メートルになるかと思えますが、この残った四千五、六百万平方メートルというのがいわゆる貸し付け可能な面積になるわけでございます。それで、この駐車場あるいはバスセンター等と私が申し上げました一千万平方メートルのもの、あるいは四千五、六百万平方メートルの貸し付け可能な面積、これらを合わせますと、大体一千万七百万平方メートルぐらいがいろいろな施設に利用できるんじゃないかというふうに考えておりますが、この鉄道高架に伴いまして、国、建設省のほうと国鉄のほうとの協定によりますと、大体私鉄関係ですと、高架下を公共的に強制的に利用させる面積が貸し付け可能な面積の一〇％という協定になっておるわけでございます。したがって、公共的には約七百万平方メートル程度をまあ公共的に利用できるということでございますけれども、それではあまりにも面積が小さ過ぎますので、先ほど申しました一千万三千平方メートルあるいは四千五百平方メートルというような面積の中から、できるだけ私はこの際駐車場のスペースをとるべきであるという考えで近鉄のほうと折衝をいたしております。で、近鉄のほうもこの一〇％という数字にはこだわっておりませんで、できるだけ市のご希望に沿うようにいたしたいという

ような方向で検討を進めておりまして、大体四百五十台前後の駐車を可能にいたしますためには、約一百万平方メートル程度の駐車場スペースが必要なのではないかということで、その程度のもをぜひこの中にとりたいということで、大体の絵といたしますか図面といたしますか、これをかき上げて、すでに近鉄のほうには提示をしてあります。それからその他直接駅の下に当たる部分等につきましては、この駅の東のほうの広場をとる、あるいは駅の構造等によりまして、現在あそこにあります近鉄ストアなり百貨店というようなものが削られる部分がございます。したがって、この削られる部分についてはまあ代替スペースを考えていかねければならないかと思えますが、その他の部分につきましては、先ほどお話のありました展示場であるとか、あるいは休憩所であるとか、あるいは便所であるとか、あるいは待合所であるとか、そういったあるいは交通案内所であるとか、あるいはロッカー室であるとか、そういったようなスペースをできるだけとるように、現在近鉄のほうと折衝をしておるわけでございますが、最終的には建設省のほうとも協議をする必要がございますので、近くこれを取りまとめまして建設省のほうに了解を求めるように段取りを進めておる段階でございます。

それから、北口の設置と一番街への通路でございますが、すでに北口の設置につきましては商工会議所、あるいは地元商店街等から強い要望が出されておりました、市としてもこの県、市、近鉄、三者会議におきましてこの問題を持ち出してございまして、北口をあげるということはすでに決定をいたしておりますが、一番街への道路についてはできればまっすぐ取りつきたいということを考えておりますので、今後土地の所有者と市のほうとで折衝をしていくように方針を決定をいたしております。

ただ、この道路は近鉄高架事業の中に組み入れるというわけにはまいりませんので、今後この道路をどういふ事業で処理をしていくかということもひとつ重要な問題であると思ひまして、目下担当部局のほうで県とも話し合いをし

ておる最中でございます。

それから、駅西広場でございますが、広場は大体数字的にちょっと明確を欠く点がございませうけれども、駅の東の広場の造成をまずやらなければならぬというふうに考えております。で駅の西については最終的に約九千平方メートルになるかと思いますが、広場をつくりたいということではいろいろ住民の方々と折衝をいたしておる段階でございます。ただ、この問題についてはすでに何へんかここでお答えを申し上げておりますように、過去においてあの地域に居住をしてみえます方々との間にいろいろなお約束ごとがありますので、そういった約束を果たすということになりますと、お話のありましたように、工業高校を移転をさせてそのあとへあの方々に入っていただく、ところがそのお約束をした方々だけでなしに、現在ではすでにその後あとそこに住みつかれた方も見えるということ、なかなか処理がむずかしいというわけでございますけれども、いずれにいたしましても、広場がない駅舎というのは考えられませんので、現在駅の東のほうにすべてのバスターミナルが集中をしておるわけでございます。したがって、このうちかなりな部分を駅の西へもっていかなければならぬということ、その広場をとる場合の住民の方々の意向が先ほど申しましたような事情もありまして、必ずしも皆さんご一致をしておるというわけではございませんので、その辺を調整をしながら、あるいは再開発を考えると、あるいは工業高校の移転を促進すると、そういう一たような面について、現在案をまとめながら住民の方々ともお話し合いを続けておるということでございます。それで、特にご同意を得られた方々についてはすでに買収を進めておるということ、今後もこの方向を続けていきまして、広場の一日も早く造成にかかれるように努力をいたしたいと思っております。

なお、工業高校の移転につきましては、すでに工業高校のほうともうここ数年話合いをしてまいりまして、学校側においても大体移転という方向で考えていくということで結論はつけられております。したがって、移転先はどこにするかということが問題でございます。移転先の問題についてもほぼ富田駅周辺ということで、こちらとしても考えざるを得ないと、そう思っておりますので、その辺の地域の方々のご協力をまた得ながら買収に入りたいと、かように考えておるわけでございます。

問題がたくさんありますので、どうも時間がないうでございませうが、内部線のエスカレーター、これはご要望のとおり近鉄のほうと十分折衝を続けていきたい。

なお、芝田町西の七十メートル道路につきましては、おっしゃるとおりこれを民営のどうか、組合施行の区画整理事業だけにまかしておくことはかなり難点があるかと思っておりますので、その辺も十分検討をいたしまして、七十メートルの延長がスムーズにいくように考えたいと思っております。終わりのほうはお答えをいたしました、以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 産業部長。

〔産業部長（荒木三郎君）登壇〕

○産業部長（荒木三郎君）

第二点の悪臭防止法と中小企業対策につきましてのご質問に、お答えを申し上げます。

ご質問の公害防止施設の改善融資に対します問題でございますが、ご質問の中にございましたように、設備改善資金につきましては五百万を限度といたしまして、ただいま市として融資をいたしておりますが、県の融資対策の中に公害防止施設整備資金といたしまして一千万の融資のワケがございます。いたがしまして、それらの中で現在までいろいろ各企業の方々のご要請によりましてご融資を申し上げておりますが、ただいま悪臭防止法の改正によりまして、

相当の基準が出てまいりますならばということ、私どもといたしましては、ただいま市の融資制度につきましても事務段階で検討をさせていただいております。

なお、第二点の一括移転をする、あるいは団地化を考えておるかというご質問につきましては、それぞれ現在でも悪臭に対します問題について、各企業のほうでもいろいろ苦慮いたされております。先ほど申し上げましたように、資金面につきましても改善をされるように努力をされておりますけれども、その後過去におきまして、移転の場所等についていろいろ協議をし、移転の個所について地元の方々とご相談申し上げた事例があるやに聞いておりますが、地元の方々の反対もあって、現在それぞれにみえるというところの個所もございますので、十分それらの問題につきましては検討をさせていただき、かつ、また県のほうにも協議を申し上げて、そういうような集団団地、あるいはそういうような適地がございますならば、各企業の方々ともご相談申し上げてやっていきたいと。それについての、移転等の資金につきましても今後十分検討をさせていただきたいと、かように考えております。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） ただいまのご質問、第三点の建築許可についてお答えを申し上げます。

建築確認の手法につきましては、ただいまご説明のあったとおりでございます。私ども昨年の一月一日の建築基準法の改正に伴いまして、違反建築物の取り締まり強化ということが主眼になりました、県におかれましては、ご説明のありましたような出先の連絡協議会、その中の書記会、あるいは本庁における監事会というような組織の中で慎重に審査をされると、まあこういうのが現状でございます。したがって、ご指摘のような建築確認につきましては、一

応本庁まで通るもんにつきましては約一カ月をこえる期間を要しておることは事実でございますが、ご指摘のような面もございますので、関係市町村からも土木事務所、あるいは県等につきまして、簡易なるものについての書記会の審査等の方法については改善、あるいはご考慮をいただきたいという方向でお願いをいたしておりますので、いずれあくまでも目的である違反建築物の取り締まり強化ということをねらいながら、事務的な処理についていろいろご配慮を賜わるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 後藤藤太郎君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 詳細に説明をいただきましたので、時間がとりましたことに申しわけございませんが、もう一、二分ちょうだいをいたしたいと思っております。

けさの朝日新聞で騒音や振動を起こすなど、こういうことで安眠障害、雨漏りというような新聞記事がございます。市長はじめごらんをいただいたとおりでございますが、これには近鉄線架設工事公害対策協議会と、それから近鉄高架沿線の住民を守る会という二つの会がございます。これらの方々に於いて住民の暮らしを守っていくというところでございます。説明の中にありましたように、補償またはテレビ障害、日照権問題も十分誠意をもっておこたえをいただくようなご答弁でございますので、了解をいたしてまいりたいと思っておりますが、西浦地区の集会所をほしというような声もございます。したがって、これらの補償の中で、こういった地元住民の将来その必要に迫られる集会所等についての建設も、ひとつご配慮をいただくようにお願いを申し上げてまいりたいと思っております。

それから次に、高架下の利用につきましてはいろいろ数をあげてご説明をいただきましたが、その説明の中で、県

のほうに提出しております図面があるということでございます。これは近鉄は近鉄なりに図面を書いていらっしゃるようでありまして、近鉄図面によりますと全く違う図面になっておると思います。これが三月議会の市長答弁の非常に折衝のむずかしいとこたというふうに、私は理解をいたしてまいりたいと思っておりますけれども、この図面が私のそれぞれの議員の手に配られることが可能であれば、ひとつ配布をいただきたいと思っております。これは六十五億という巨額な費用、市でも九億という費用を投じておりますだけに、非常に重要なものとして私どもは公共性の強いものに利用ができるよう望んでおる中で、その書類をいただければ非常にありがたいと考えております。

それから、ご説明の中に地下公共道と地下商店街の地下占用権の問題についての基本的な考え方が抜けておたようでありませうけれども、本件は相当額の評価をいたしております土地の高架下の利用ということになりますので、当然慎重を要する問題と考えてまいりたいと思っております。したがって、この道路下利用についての占用許可権については、当然公共性の投資がなされるものに限り占用許可がなされていくというふうに、私は理解をいたしてまいりたいと思っておりますが、もし違っておりましたらご答弁をいただきたいと思っております。

それから、工業高校の移転問題については、いろいろの地元との約束があるからということでございますが、非常に口が重いようでございますので、あまりお伺いすることを差し控えたいと思っておりますが、現在のところ移転するかどうかということぐらいの程度で、私の質問の中に申し上げたすて話ができているような意向については、全く白紙というふうに考えてまいりたいと思っております。

それから、区画整理事業の問題につきましても、ご答弁の線に従いまして誠意のある方向でお進めをいただきたいと思っております。

第二問の悪臭防止法と中小企業対策につきましては、私どもの市民クラブの小林議員から後ほど野田町の悪臭とい

う問題において質問通告がされておりますので、このほうに譲りたいと思っております。

なお、産業部長のお答えをいただきました誠意のある方向で、地域住民の悪臭に対する苦情をすみやかにひとつやっつて、対策を練っていただきますことを要望をいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 志積政一君。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 市民クラブの三番バッターとしてお尋ねをいたしますが、声が出にくいのでお聞きにくい点があるうと思っておりますが、その点はひとつよろしくお許しをいただきます。

私は、最近市政不信の声をよく聞きますので、この点につきましてお尋ねしたいと思っておりますが、あるいは市長のげきりに触れるかもわかりませんが、その内容の表現が非常にむずかしいので、まず身近な関係で実例をあげましていろいろお尋ねしたいと思っております。従来、議員の質問に懇切丁寧にご回答なされておりましたが、なかなか実行が伴わないのが現状でございますとして、これには市長はじめ理事者は実行を前提としてご回答をされておるのであるうと思っておりますが、なかなかできないのが現状でございますが、ただ心の持ち方で、いわゆる主権在民、人間尊重の原点に立っていけば、万難を排して実行に取り組めるはずでございますので、その点を特にご留意願いたいと思っております。ここに政治不信の声が出るわけでございます。

そこで、ご通告の順を追ってお尋ねいたします。

まず第一に、区画整理事業のあと始末と新都市計画の課税についてお尋ねいたしますが、冒頭に申し上げましたように、市政不信と思われる原因について、ここに二、三の例をあげてお尋ねいたします。

それは県営として塩浜、日永両地区に施行されました海山道臨海事務所の区画整理事業が図上においては完成して

おりますが、現実においては未完成のまま昭和二十七年に市に移管されましたが、自来二十年を経過してもいまだ市道とは名のみでありまして、自転車も通れないようなありさまでございます。去る昭和四十四年の九月定例会におきまして、詳しく私質問を申し上げ、強く要望いたしましたのでありますが、そのときには今後最大限の努力をしてご期待に沿い得るよう努力するという力強いご回答をいただきましたが、すでに三カ年を経過しました今日、幹線は一部整備されましたが、まだ一般道路は二十年前と何ら変わらないように思いますが、その後のどうなされたのかその経過についてお尋ねをいたします。まずそれが不信の第一点でございます。

次に、新都市計画法施行による市街化区域の件でございますが、宅地課税に対します課税する前に宅地にできる状態に道路整備、または電気、ガス、水道を整備してのちに課税すべきであることを他の議員諸公、あるいは私自体も再三進言陳情申し込みをしてまいったにもかかわらず、それが実現されないうちにA地区という重税が課税されましたが、たちまち農民不在の市政であるとして問題が大きくなりましたが、幸いに国のほうから課税が延期となり一応おさまりましたものの、今後なお続くB・C地区にも必ず問題の起ることを予言できると思っております。ちなみにB地区は四十七年度まで据え置き、四十八年度より課税ということになっております。またC地区は五十年まで据え置き、五十一年より課税されますが、これについて農家の不安を除く方法がありますならば、その時点では手おくれでありますので、その前にぜひお知らせを願いたい。これが市民不信に対する第二点でございます。

次に、排水問題について不満、不信の点を一、二例をあげてお尋ねいたしますが、それはご承知のとおり塩浜駅の操車ヤードが昭和四十年ころに計画されました、そのときに地元の強い要望で地下道がつくられ、完成と同時に市に移管されたのでありますが、この地下道が雨降るたびに水浸しとなって通行禁止となっております。再三再四これの対策整備を要望し続けておりますが、いまだに何の改正もされません。すでに早くも七、八年を経過しております。

雨降るたびに通行禁止となる地下道は全国にその例はないと思えます。しかし考え方によって、あるいはその周辺の住宅浸水を防ぐために排水を地下道に流すということでありますならば、これは地下道という名前をやめて、排水処理場という名前にかえてもらいたい。このように思います。今後このまま続けていられるおつもりなのか、それともこれを改正して真の地下道としての名に恥ない整備をされますのか、この点をお尋ねしたいと思います。これが市民不信の第三点でございます。

いま一つ例をあげてみますが、毎年塩浜地区方面に床下、床上の浸水騒ぎがありますが、これに対しても再三再四その対策を要望してまいりましたが、何としても解消されません。昨年のごとき七回も床下浸水というありさまでしたが、ことしはだいたいよぶであらうということをお聞きしておりましたが、すでに二回の浸水騒ぎであります。今度はだいたいよぶだということをいまお聞きしております。目下、着々とその対策を立てておられるようであります。また私は安心できないのであります。はたしてだいたいよぶなのか、これについてご説明がありますならば承りたい、このように思います。不信の第四点でございます。

次に、公害問題に関連いたしましたお尋ねいたしますが、今日、大気汚染あるいは水質汚濁対策は、近時着々とこれが対策の立てられつつありますことは喜んでおりますが、私には完全にまでには、まだまだ前途遠慮と思えますが、この問題につきましては、まだまだあとからたくさん議員諸公がお尋ねされるのでありますので省略いたしますが、しかし私ども企業周辺の市民は災害を一番心配しております。一度地震に見舞われたらあのタンク、あのパイプに大爆発が起こったらと思うだけでもりつ然といたします。このことけたびたび各議員より質問がなされ、適当に回答されておりますが、いよいよ災害の来る予感がいたします。最近東海地方にも地震二の地震があり、また昨夜はテレビで北九州のほうに震度四の地震があったと発表されておりますが、だんだんその

周期が近すぎつつあるやに思います。万全の処置をとっておられるとは思いますが、いま一度その防災についての対策をお知らせ願いたいと思います。

次に、それに関連してパイプラインの問題でお尋ねいたしますが、コンビナートからコンビナートへと流通するパイプが市道の中に埋設せられておりますことは、すでにご承知のとおりであります。これが使用料は一メートル五十円から百二十円ぐらいの割合で市が徴収しておられるとお聞きしております。しかしこれでも年間百六十万以上は市の収入になっておると思いますが、このことは私は何も異議を申し上げるものではないと思います。パイプが埋設されたその上には、この下に液化ガス管が埋設されております。万一ガス漏れの場合はこのところにご連絡くださいと書かれております。そういう立て札が立てられておりますが、これも市民に予備知識を与える意味で私にけっこうだと思えますが、ただ、市は市道の使用料を取っておられるからいいかもしれません。その道路の両翼にあるところの個人、いわゆる市民の土地はそのため地价が値下がりし、居住者は少なくなりつつあります。しかもそこに住む住民は一夜戦々恐々としております。この精神的被害あるいは物的被害に対して、市民を苦しめるのみであります。この際これを一日も早く撤去するか、またはそれまで周辺の土地の固定資産の減免を考えられてはどうかと思えますが、これについてお考えがあればお示し願いたいと思えます。

最後に、心身障害者並びに乳幼児の医療無料化についてであります。今日福祉行政は一步一步と前進を続け、次々と諸施設もでき上がりつつありますことは、まことに喜ばしい限りでございます。本年一月一日より、七十歳以上の老人医療化が市独自の立場におきまして実施されたその成果は市民等しく喜ばれておりますことにご承知のとおりであります。去る六月の議会では、坪井議員から心身障害児の医療無料化の提案がされましたが、市長も近々実現に努力するとご答弁がありました。このたび一昨日の新聞記者会見に、内容を新聞紙上に見ますと、朝日新聞には来年度に無料化にしたいということが出されておりました。ところがきの中日新聞には四十九年度にはやりません、こう書いてありました。まあ多少受けとめ方の違いがあるように思われますが、ご承知のごとお隣の鈴鹿市、津市等はすでに実施されておるやにお聞きいたしますが、市長は実施に踏み切られるなら、少なくとも四十八年の一月一日より実施されるべきであるかと思えます。もちろん実施については、いろいろ手続上日時の無理があるかも知りませんが、せっかく発表されても日時がおくれては喜びは半減されてしまいます。国におきましても、来年一月一日より老人医療無料化が実施とお聞きしておりますが、四月からは所得制限も撤廃されるやにお聞きしております。これによりまして、市の予算も多少ゆとりも出てくると思えますので、この際思い切って四十八年一月一日より実施に踏み切られてはどうかと思えます。これこそ明るい町づくりの前提ではないでしょうか。これについて前向きのお考えをお尋ねいたしますが、なお参考に、国が実施いたしますと市はどのくらい予算に浮き上がってきますのかこの点もお尋ねし、なおあわせて老人医療の所得制限の撤廃もいつごろやる予定でおりますか、重ねてお尋ねをいたします。

以上をもちまして私の質問を全部終わりますが、どうかひとつ、先ほどのご忠告があったのを見ておりましたが、持ち時間に制限がありますので、できるだけ簡便に責任あるご回答をいただき、再質問に立たなくてもいいようなご回答を特にお願いたしました。私の質問を打ち切ります。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） 第一問の都市計画整理事業のあと始末という項につきましてお答えを申し上げます。

ご質問のありました臨海土地区画整理事業につきましては、ご説明のとおり県施行事業として進められまして、昭和二十八年に事業が終わりまして、二十八年の一月十九日に四日市市へ三重県知事から引き継ぎを受けたわけでございます。ご指摘のように当時道路、排水、その他の都市施設につきましてはきわめて不十分でございます。大体道路延長といたしまして三十・九キロ、道路面積にいたしまして十一万二千平方メートルというような道路でございます。この維持管理等についてはさきの三輪土木部長からお答え申し上げておるような実情でございます。ですが、その後鋭意努力を重ねてまいっております。特に都市計画街路、塩浜小治田線あるいは西八王子線の完成という時期にまいっておりますし、本年度から七つ屋大池線の立体化の計画も進めさせていただこうといたしておりますし、また交通安全対策事業といたしまして塩浜大里線、あるいは今回のご予算でもお願いをいたしております塩浜中里線というような安全対策の面からも進めさせていただいております。また四十五、四十六、四十七年と、道路維持、道路舗装というような観点からも整備を進めさせていただいておりますが、まだ残念ながら大池町あるいは柳町などにおきましては、引き続き当時の未整理状態がございますので、今後さらに積極的な努力を進めてまいりたいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 税務部長。

〔税務部長（杉本治芳君）登壇〕

○税務部長（杉本治芳君） 市街化区域内の農地に対します宅地並み課税ということについてまずお答え申し上げます。

まあこの問題につきましては、国のほうで根本から再検討し直すということと農地課税審議会というものを特別つくられてまして、現在検討されておる最中でございます。私どももこの課税につきましては実態に見合った、開発に配慮した課税をされるべきであると考えております。農業団体の役員の方々ともお話し合い申し上げておりますが、今後十分その面につきまして意見の交換を続けてまいりたいと、かように考えております。

それから、三番目にごさいましたパイプラインの付近の固定資産税の減免できないかということにつきまして触れたいと思っておりますが、固定資産税は財産の保有税でございます。したがって、土地の税につきましては適正な売買実例によるということになされております。したがって、評価の時点におきまして、現状は十分考慮させていただいて、適正な課税ができるように、今までどおり進めさせていただきまして、ご了解賜りたいと存じます。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

第二点の排水問題についてお答えいたします。

塩浜のあの地下道の問題でございますが、ここには五十ミリのポンプが一台設置してあるわけでございまして、これは昭和四十一年度に設置されたものでございます。地下道といたしましては土木部のほうで維持管理を願っておるわけでございますが、この当時ポンプは専門の下水道のほうで担当せよということと、このポンプの維持管理につきましては下水道部で行なっているわけでございます。そこで運転管理につきましては国鉄の塩浜駅にお願いをいたしまして、助役さんが責任をもってこれを運転していただいております。このポンプにつきましては吐き出し管の腐食等がございまして、最近この管の取りかえ工事も行なっております。この地下道の浸水の原因は西側の道路から水が流入いたしまして湛水池のような状態になるわけでございます。それで、浸水する水の大部分は止水壁を設けることによって解消されるわけでございますが、ただいま申し上げましたように、反面湛水池のような状

態をして、付近の家屋への浸水が免れるというおかしな状態であるわけでございますので、下水道部といたしましては、この地下道へ水の入らないように対策を考えたい、そのためには都市下水路の整備が大きな問題でございます。西側の水路を整備することによって、地下道へ水の浸入を防ぐというよりな対策を考えていきたい、そのように考えておるわけでございます。

それから、南部地区の浸水の問題でございますが、特に小浜町、松泉町、御菌町の地域は排水状況が特に悪いわけでございまして、本年も浸水があったわけでございます。この地域の抜本的な対策といたしましては、現在行なっております雨池都市下水路、それから五カ年計画で計画の中に入れております塩浜都市下水路、これは中央クリークを含んだあの一連の排水路でございますが、これを計画しておるわけでございます。雨池都市下水路につきましては、昭和三十六年度から四十年にかけて一応都市下水路としての事業を行なったわけでございまして、千八百メートルのポンプが二台と幹線水路の改修を二千メートルにわたって行なったわけでございますが、その後開発のテンポが激しく、工場の進出、農耕地の住宅化、いろいろそういうことによって流失量が増えださくふえてまいりまして、現在の水路では能力不足ということで、また新しく昭和四十六年度から都市下水路として、この水路の改修並びにポンプの増強を考えておるわけでございます。すでに四十六年度には水路の改修を二百五十メートル、四十七年度には約二百二十メートルを予定しております。子西八王子線のところまで大体本年度で改修されるということでございます。これは公害防止の事業にも入っております。これを早急に進めることによって、少なくとも海軍道路の付近までの水路の改修と、ポンプの口径千五百メートルのポンプ二台ぐらいの整備を早く終わりたいと、そのように考えておるわけでございます。

なお、塩浜都市下水路につきましても、昭和三十四年に特別都市下水路、これは工場の排水も考えた特別都市下水路ということで、千ミリのポンプを一台新設いたしました。従来からある千五百ミリのポンプ二台、三台のポンプで現在排水しておるわけでございますが、これもいろいろの発展によりまして、排水量の増加によって能力が不足しておるわけでございますので、これの再検討を行ないまして、これも公害防止事業の中に入れて、水路のしゅんせつ、それからポンプの増強を考えておるわけでございます。こういう大きな事業はなかなか日時を要しますので、すぐに効果をあげることがむずかしいわけでございますので、小浜町、松泉町、御菌町につきましては、三町の排水対策といたしまして強制排水、あの地域の水を強制に排出するというので、小浜町につきましては三百ミリの斜流ポンプを一台、これは曙町から持ってきました。公共下水道が進みましたのでこれは持ってきたポンプでございます。それから松泉町には二百ミリの水中ポンプ、それから御菌町にも二百ミリの水中ポンプ、これを三台六月中に設置したわけでございますが、七月の十一日の豪雨のときには浸水をみたというよりな状態でございますので、この三百ミリの斜流ポンプを早速三百ミリの水中ポンプにかえるということで、すでに発注を終わっております。

それから七月十一日の浸水のすぐあとに五百ミリの口径のバーチカルポンプを一台発注いたしました。すでに入月中ごろこれは設置が終わっております。なおかつここに、この議会に補正予算をお願いいたしました。もう一台バーチカルポンプを設置して、これを電動で動かすということを進めたいと思っております。これをやりますと、あの三町で一応の排水は可能であると。それから雨池川からの逆流防止の施設も進めまして、これを終わりますと、一応あの三町は浸水を免れると、そのような状態でございます。

そういうことであるいろいろな迷惑をかけておりますが、われわれといたしましてはもう一そう努力いたしましてこれらの解決を急ぎたいと、そのように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 消防次長。

〔消防次長（山北 彰君）登壇〕

○消防次長（山北 彰君） 質問の防災に關してお答え申し上げます。

現在のプラントあるいは道路下のパイプライン等に關しまして設計をされております基準は、従来の經驗に徴しまして、一応十分な設計がされておることになっております。従来の經驗化学と申しますのは、一応出ておりますのは関東大震災におきます神奈川県最も激震地における地震の影響を基礎の数値といたしまして設計をされておるわけでございます。しかしながら、予測しがたい自然現象に対しまして万全であるというおごりは許されませんので、われわれといたしましては、各コンビナートにつきましては消防本部が中心になりまして防災協議会を組織し、逐次より一そう保安の指導を進めていくとともに、昨年引き続きまして、市の体制として防災計画をコンビナートを重点に充実していきたいと、かように考えておる次第でございます。簡単でございますが、お答えいたします。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 心身障害者の医療の無料化につきましてお答えをさせていただきます。

さきに市長が新聞に発表いたしましたのは、四十八年度から踏み切るんだということでございます。したがって、事務当局といたしましてはその線で準備を進めておるわけでございます。内容は新聞でもごらんいただいたかと思いますが、対象とする内容は大体身体障害者福祉法による三級以上のもの、また知能おくれの方のIQ五〇以下の者を対象として考えて、準備を進めておるわけでございます。したがって、十二月の議会で条例案をお示しいたして、四月から踏み切る段取りになるかと思っております。その点申し添えておきます。

それから、国が老人医療の無料化を実施をした場合、どのくらい市の持ち出しが減るのかということでございます。

が、詳しい数字は予算書持ち合わせございませんが、約一億八千万の支出を組んでおりますが、そのうち県から歳入として約五千万円を組ましておりますので、差し引き一億三千万の市の持ち出しに現在はおなっております。でございますが、国が一月から実施をする段階におきましては、四日市のやっているような緩和の状態では踏み切らぬのではないかとということが考えられますが、四十八年度では大体四日市の線で踏み切ってもらえるのではなからうかという見通しを立てております。と申しますのは、家族扶養制限の問題でございますが、一月の段階ではやはり年金法によるというところで考えておるようでございますけれども、四十八年度ではそういったものを考えていかなんかというのを聞いておりますし、あるいはさらに、老人個人の所得についても撤廃をしていきたいということも新聞にも出ておりますので、こういった詳しいことについてはまだ通達がございませんが、そうなりますと、大体三分の二を国がみていただき、残りを県、市がみるわけでございますので、六分の五が国、県でいただけると、こういったことになりましたので、一億八千万円をこのまま四十八年度に計上いたしました場合を想定いたしますと、約一億五千万もの国、県からの歳入になってくると、したがって、市の持ち出しは三千万でございます。約三千万でございます。差し引き約一億程度のもので浮かんでくると、こういうことになるわけでございます。

撤廃はいつごろになるのかという質問でございますが、これは市独自の撤廃はということだろうと思っております。その点でお答えをさせていただきますが、いまや個人の所得まで制限することがどうだろうかということが非常に社会的な問題になっておりますので、そういったことを十分踏まえて事務当局としては検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 志積政一君。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 先ほどからいろいろ丁寧にご説明をいただきましたが、まずパイプの問題は、先ほど税務部長からいろいろご説明ありましたが、これは税務部長としての見解でありますので、これは特殊事情でパイプによるいろいろの迷惑がある、いわゆる先ほど申しましたように物的被害、あるいは精神的被害がありますので、これに対してどうお考えかということですから、これは市長からご見解をいま一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど下水道部長から下水道の問題による説明がありました。私は説明聞くのじ。なくて、いつごろから地下道が雨が降っても通れるようになるのかということをお聞きしておりますので、それをぜひひとつお知らせ願いたい、このように思います。

それから、新都市計画の問題は先ほど部長いろいろご説明ありましたが、そういうふうに困のほうからいろいろ変わってきておりますのならば、特にひとつ農民不在の政治でないように、特に今後ひとつ注意していただきまして、まだ四十八年、五十年という期間でございますので、ぜひそれをひとつ今後そうしたことの再質問さなくても済むようにお願いをいたします。

それから、この心身障害者の件でございますが、これは先ほど部長から予算の件もお聞きし、一億円ぐらい浮かんでくるということもお聞きしましたが、撤廃の時期は近くやりたいということですが、記者会見には市長が出てると説明されておりますので、本会議で部長の説明だけでは納得できないので、ひとつ市長のほうからこの点を特にひとつ詳しくお聞かせいただきたい、以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

パイプラインの問題でございますが、パイプラインが設置されているにもかかわらず、それに対する沿線住民への見返りが無いという、端的に申し上げたらそういうことかと存じますが、先ほど消防次長から申し上げましたように、まず安全性ということにつきまして非常に危惧されるべきことがあるとすれば、そのパイプについては新しいものにかえるとか、あるいは場所を移転するというようなことは、当然考えられなければならない問題であると思っておりますけれども、ご承知のように市内はほとんどどの地域においては都市ガスの配管が行なわれておるわけでございまして、やはり危険性ということにおいては、私は同じようなものではないかと思っておりますが、大都会においても、やはりこの都市ガスが爆発するとか、あるいは地下鉄の工事において爆発するというような非常に大きな悲惨な事件もあちこちにございまして、そういう面からやはりこのパイプラインの問題につきましては、十分この安全性の管理ということが必要なおではないかというふうに考えますけれども、いますぐこれをどうしろということにつきましては、やはりむずかしい問題があると、さように思います。したがって、このパイプ等の問題も含めて、私は塩浜懇談会というものをこしらえて緑化であるとか、あるいはこのような危険性、あるいはテレビ障害というような問題について、相対的にいろいろ話し合いを進めていかしていただいたならばよいではないかと、さように判断をいたしておるわけでございます。

心身障害者の問題でございますが、身体障害者につきましては三級以上の方、精薄者についてはIQ五〇以下の人ということで、医療費の無料化をぜひ実施をさせていただきたいと、さように考えております。実施時期につきましては、いろいろ調査等のこともございますので、四十八年度の四月一日から実施をさせていただきたいと、さように考えておりますので、どうかご了解を賜わるようお願いを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君） 登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

地下道の浸水の問題の解決でございますが、予算的な問題を解決いたしまして、来年の雨季を目標にこれを完成したいと、そういうふうに考えておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（服部昌弘君） 志積政一君。

〔志積政一君 登壇〕

○志積政一君 市長の説明よくわかりましたんですが、四月新年度からやられるということもけっこうです。けれども、できれば老人の市独自の老人医療の無料化につきましても、本年の一月一日とやらをやっておられますので、少なくとも一月一日が何かそういう縁起の件からいっても、ことさらに何でも四月にせんならぬことないと思っておりますので、しかも一億からの余剰があるのに、何で四月からせんならぬかという気がいたしますので、ぜひひとつ記者会見する前に、この本会議で一月一日ということをはっきりと説明していただきたいことと特別お願いしたわけなんです。それから先ほどのパイプの問題ですが、市はパイプの使用料百六十万以上もらっておるんですから、その周辺のパイプを移転せよということは、即企業の停止を宣言するのと等しいのでございますので、私はそこまで申し上げておられませんので、それを、パイプを置かれるのなら、せめて市も百六十万の市道の使用料を取っておるのに、その周辺の市民が泣かなきならぬという理由はないと思うんです。ですから、少なくとも税の減免をひとつ部長のほうへ市長から指示してやっていただければ、もう少し問題が緩和するんじゃないかと思うんです。特にその点をひとつ市長のほうからぜひひとつ注意をやっていただきたい。

また、さっきの下水道部長のほうからいろいろと出ておりましたが、またそろその市政不信の問題になりはしないかという懸念がいたしますので、少なくとも下水道である以上はこれが雨が降るたんびに通らない、しかも天井まで水がついているというようなあのような地下道、おそらく全国ないわけなんですから、一日も早くわずかなことですので、ひとつ予算化して実現してやるということ、やはり市長のほうからひとつぜひ指示してやっていただきますことを特別お願いいたしまして、えらい長期間申しわけなかったですが、これで質問を打ち切りたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時二十六分休憩

午前十一時四十一分再会

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君 登壇〕

○伊藤信一君 こまかいいろいろなことを並べ立てて申し上げますが、少し心に据えかねたような問題でございますので、答弁漏れのないように初めに申し上げておきます。

それから、私はかってもんでございますので、私は自分の言いたいことだけはしゃべらしていただきます。答弁はしたがって簡単にお願いたします。

それから、きのう岩野助役が粉川議員の質問にこたえて、たくさん数字を並べながら税の伸びとか、あるいは財

政力指数の問題とか、あるいは起債の償還とか、あるいは特別税、交付税の問題とか述べられたあとで、四日市もやがては普通交付税もいたたく市になるであろうという、そういうきわめて財政力の弱ってきた四日市の財政ということも知っておりながら申し上げるといふことも初めに申し添えておきます。

そこで、四日市のPTA公害対策協議会の要請がありまして、四月の二十六日、公害七校と二園の施設を見て回ったのですが、その席上、木村三浜小学校校長から、児童の咽喉検査したら四日市型咽喉炎症を起こしている児童が三分の二あると、こういう報告がございました。私は医者でございませんで、これがどういふ意味をもっているかわかりませんが、三四教組の編集いたしましたこの「みんなが被害者四日市公害を訴える子供たち第一集」というこういう文集でございしますが、この文集の中に三浜小学校の子供がこういうことを書いております。ちょっと読んでみます。「ぼくたちの学校の回りにはたくさんの工場があり、たくさんの煙を出します。その煙のためにぼくたちの組の子でもどの痛くなる子やせきのひどい子がいます。学校ではときどきの検査をします。そのときクラスの三分の二くらいの子が白といわれます。白というのはのが白くなっているからです。ぼくも白でした。村の子だったらどの白くなっている子はいないでしょう。」こういうふうに子供でも公害を告発してあるわけでございます。それから、七月七日に教育環境整備特別委員会の一人として港中学校を訪問いたしましたところ、生川校長からのどの悪い生徒が男八・九％、全国平均が六・一％でございします。女一一・五％、女の全国平均は六・七％、耳の悪い生徒男一五・三％、全国平均は四・九％、女の耳の悪い生徒は一〇・三％、全国平均は三・三％、こういう数字をあげて報告があったのでございします。この二つの報告の中からも、設備の不備な点を指摘したり、あるいは耳鼻咽喉科の専門医による診察を訴えておるのでございします。この専門医の診察は毎な校長会でも要望しているらしいので、他の校長からもこういうことを言っておられるけれども一向に教育委員会はやってくれない、実現してくれないと

いうことを訴えております。この点については教育長からご答弁をいただきたい。

次に、八月の十六日、市長は全協で初めて学童の公害認定患者について発言をいたしております。認定患者の多いこと、上級になるにつれて減少していくというこの事実、それで市長は野外活動センターの宿泊施設を十二分に活用していきたいという、この問題解決の一つの方向について発言をいたしております。ご承知のとおり公害認定患者の数は八百六十三人、その中で小、中学生が二百三十一人、五歳以下が百二十人という小さい子どもが三分の一以上の数を示しております。三、四日前、中部西小の四年生の子どもがなくなりました。新聞に詳しく出ておりますから私は詳しく申しませんが、この子どもはなくなつたのは夜中の二時ごろでございします。厚生病院へ連れて行けといつて父にせがみながら死んでいったといふこととございします。一昨日でございましたが、磯津で知事、市長の話し合ひの中で夜中の二時、三時に子どもが発作を起こして何軒も何軒も医者を探る親の気持ちかわかるかと、激しいいかりのことばの出ていることを、新聞で私は見て知っております。この親も息が絶えた子どもを車に乗せて四日市の病院へ運んできたのでございします。こうした多数の小さい子どものあること、こうした幼い子どもの健康と命をどういふ形で学校で守られておるか、それを伺いたいんでございします。養護学校をつくって特別の教育をする、あるいはスクールバスを利用して空気のよいところで勉強させる、いわゆる教室の疎開、空気のよいところへ学習学童のための保健センターをつくって、そしてそこで二泊、三泊させて体力を回復すると、あるいは養護学校をつくる、あるいは学童保養所を建てると、こういういたようなことは私たちは何べんも何べんも進言もしたり要望もしてきたわけでございますが、うがい場一つすらまともなものがつくれない、それが実情でございします。昨年は緑の学校すら開設できず新聞でたたかれて、ことしはやっとな開いたけれどもこうした虚弱児のための林間学校を中止して、朝日新聞のお世話になるという始末でございします。腹に据えかねるといふことはこういうこととございします。大気汚染に苦しむ幼い

子どもたちの健康と命を守るこうした行事の予算をだれが削ろうとするのか、ここではっきりとしていただきたいと思えます。

次に、七月の四日、P.T.A.の公害対策協議会が開かれて私は出席いたしました。教育委員会は教育長を筆頭に全部の課長が出席しております。市議員も公害地区の方々、教育関係の方々で十名ぐらいい出席しておられました。この席で校長さんが何を訴え出たでございましょうか。一人ずつ立ってトタンが腐ったといかない、サッシが腐った、塗装がはげたと、こういうことを訴えているんでございます。たくさんの市議員や、あるいは教育委員会の首脳部やP.T.A.の会長の出席しておるその席で、私はもっと次元の高い問題が論議されるものと思っていたのでございます。ところがいま申し上げましたようにトタンがさびた、といかない、事務以前の問題が問題になってくる、そういう教育予算でございませぬ。はたして、これで行っぱな子どもの教育ができるでしょうか。本年五月議会で、ご承知のとおり教育環境整備特別委員会が創設され、私もその一人として七月、八月にかけて四日市じゅうの小、中学校の状況を見てまいりました。そして七月の十七日に西橋北の小学校へまいりました。窓越しに運動場を見ますと橋北保育園が見えております。そしてベンキの塗りかえをやっております。私が指をさしたので、いらっしやうた議員さんもながめられました。橋北保育園はまだ建設以来四、五年しかなくてあります。このぐらいつきに塗りかえるのがこれは当然でございませぬ。何もこれはふしぎでございませぬ。しかし、同じ橋北地区にある橋北幼稚園が創立以来、建設以来ベンキの塗りかえもなく、暗い中で勉強しておるのを見てきたのでございます。同じ幼児教育でありながら、同じ幼児教育の場でありながら、保育園と幼稚園をどうして差別つけるかと、私は市長にお伺いしたい。話は横へされましたが、学校を見て歩いて校長さんから言われましたことは、教育は未来を開く子どもたちのものでありながら、時代おくれの設備や備品でどうして新しい時代にこたえられる教育ができるか教えてほしいと言われました。橋北中学校の体育館のようにといが一かけらもない、どうしてそんな状態になっているのか、まるでこれは放任でございませぬ。私が昨日海浜公園の体育館にいちやもんをつけたのも、そういった一つの原因がございませぬ。学校の体育館がとと一つないほりっぱなし、朝明中学校のように床が抜けて、その中で子どもがけがをするような体育館をつくっておいて、どうしてそういう体育館が必要なんだと、こういうことも私は言ってみたくてございませぬ。三月議会で、教育民生常任委員会は学校の需用費が少ないというので岩野助役に来ていただいて、そして追加予算でこれを補うということでケリをつけたことはご承知のとおりでございませぬ。約束の九月にどんな結果が出たでございませぬ。その概要を調べてみますと小学校で管理費に二百五十万、教育振興費に四百二十万、計六百七十万。中学校で管理費百万、教育振興費六百五十万、計七百五十万。これでは焼け石に水でございませぬ。私たちはかけ足で一日五校か六校を全市の小学校を訪れ、そしてこの目で見、確かめ、正してきたのでございませぬ。年額八千三百二十二万、これは四十五年度の計算でございませぬが、八千三百二十二万というP.T.A.の協力があっても、なおかつ放任されたような状況では焼け石に水といわざるを得ないでございませぬ。こんな予算をだれが組んだのか、だれが指定したのかと、こういうことを言わざるを得ないでございませぬ。市長か、あるいは助役か、あるいは総務部長か、その配下の財務関係の者か、だれがやったのか追及したくなるのでございませぬ。私はここでそういうことをせんさくしても始まりませぬので、総務部長に申し上げます。あなたの部下の財務担当者は、四十八年度の予算編成期までに全市の小、中学校を、幼稚園を訪問して現状を把握して、そのうえで仕事に当たってもらいたいと思つて。これは希望でなくて要求いたします。それについての答弁は総務部長からいただきます。

次に、養護学級あるいは訪問教師の問題について申し上げますけれども、公害認定患者の子どもは勉強がおけるといわれております。何とかして学力のつく方法はないかと、こういうふうに母親は訴えております。

母親にとって一つは健康の問題、一つは勉強の問題、非常に悩みは多いと思います。勉強を強要すれば健康に響き、遊んでばかりいてはやはりこれは勉強に差しつかえると、両立をしない話でございます。塩浜、三浜のように一学年に二十人以上もいる学校では養護学級を編制したり、あるいは少ない学校の子どもたちには訪問教師制度というものはあるはずでございます。これは教育長の、県と文部省との了解のもとに努力していただければ当然実現するはずでございます。それを今日までたびたび言っておつても取り上げない。

次に、ことしから幼稚園に奨学奨励金というものが出るようになったことは、皆さんも新聞でご承知のとおりでございます。一人一万円ないし五千円でございます。少し詳しく申し述べますと、市町村民税の所得割りが非課税家庭は一万円、同じく課税額が一万円以下の家庭は五千円、こういう内訳でございますが、国三分の一、市町村三分の一という負担でございますが、四日市ではざっと千五百万ぐらい、実質一千万ぐらいの支出となるわけでございますが、その是非は別といたしまして、この金額が九月の補正予算に私は計上されるものと思っておりますが一向に出しておりません。どういふわけか教育長からお伺いいたしたい。

なお、私はこの六月の議会で、保育園の保育料はなぜ高いかという問題をただしてきたのでございますが、その比較の対象となっております幼稚園の保育料は、いま申し上げましたように五千円ないし一万円の補助があればますますその格差が大きくなってまいります。こういう開いていく結果に目をつむっておいていいのかわりか。また、この前のただしました議会で、保育料のことにつきましての市の条例をつくるかどうかということをお願いいたしてありますので、そういった問題についても一応小西厚生部長からそれをどう考えているか、見解を伺いたいと思います。

次に、三月と六月の議会に環境浄化の問題に関連いたしましたして、ホテル豊の看板の撤去を要望いたしました。市長はプロジェクトチームをつくって、これを撤去するというようなことを申しておられました。秘書課長からいよいよこれが撤去できるといふ報告がございました。これはお礼を申し上げます。つきましては、ついながらこれらの環境浄化の問題、あるいはこれを処理するセクトの問題もございまして、どういふチームをつくって、そしてどんな規則、どんな法令、あるいは条例を利用して、そして処理されたかについて簡単に伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 伊藤議員からお尋ねございました中で、私にご指名あった分についてお答えいたします。

専門医の検診の問題でございますが、私もかつて学校におりましたときには専門医の検診を受けた、専門医によって検診をもらった、そういう事例をたくさん知っておるのでございまして、四日市にまいりまして、なぜこういう公害地域で専門医の検診がないのかと、こういうことを初めに疑問にもちまして、いろいろ様子を調べておつたのでございます。すでにご承知と思いますが、本市の現在におきます検診の状況は、まず内科のお医者さんに診察をしてもらい、その前に父兄あるいは本人からカードによって自分のからだに異常があるかないか、そういうカードを出しまして、それに基づいて内科のお医者さんが診断、検査をしていただく、その結果確かに病気がある、あるいは怪しいと、こういう者につきまして専門医の特別の検診を受けると、こういうことになっておるのでございまして、本年度の結果はまだわかっておりませんけれども、四十六年度について申しますと、それを小学校に例をとりますと、小学校の在籍児童数二万一千五百三十五名でございますが、そのうちの二万一千四百六十五名、大部分の者がその身体検査を受けておる、そのうちで耳鼻咽喉科の受検特別検診を受けました児童数は四千九百三十八名でございます。

この問題につきましては、いろいろ事情を聞いてみますと、特別専門医の数が足りないから何ともしようがなかったんだと、こう言うようなことも聞いておるのでございます。さらによく検討してみなければならぬと思うのでございます。確かにご指摘のように全国平均を見ましても、近視の者が全国平均より四日市の者は非常に多いと、トラホームとかそういうものは非常に少ないと、しかも蓄膿とかアデノイドとかそういうものを除いた咽頭の疾患の者は、四日市は全国平均より小学校も中学校も多いということもわかっておりますし、ぜんそくの者につきましても全国平均よりも多いと、そういう身体検査の結果もわかっておりますので、よく検討したいと思うのでございます。

なお、幼稚園の授業料減免の国の国庫補助の制度でございますが、国の要綱がまとまりましたのが非常におそろいございました。しかし、その実際公立学校、私立の幼稚園につきまして四歳児、五歳児、そういうものにつきまして、所得の実際を調べるといことが市の税務とかあるいは民生、その関係ではなかなか正確につかめないのが実情でございますので、直接公私の園児について調べなければならぬと、そういうので正確な数字がつかめなかったののでございまして、まだ県の段階におきましても、来たる明日でございませうか、もう一べん説明会をしますと、そういうような段階でございまして、正確な数字を得ましてから、予算についてお願いしなければならぬと、こう思っておりますのでございます。

なお、学校の公害防止全体につきまして、いろいろのご意見を承りましたので、よく検討してまいりたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

公害裁判の判決後、いろいろわれわれも相談をいたしましたのでございますけれども、まず第一に患者対策というものをまずまっ先に早急に取りかからなければならぬと、その公害患者の中でも、ご指摘のように三百四十人ばかりの小、中学生並びに五歳児以下の幼児があるということでございます。この小、中学生、幼児を、どのように健康回復にあたって努力をするかということでございますが、私はその後一志郡のわかあゆ教室を参考までに見に行きました。四十六人の収容されておる中で、四日市から来ておる子どもが七人ございまして、ほとんどほかの地域から来ておる子どもでございますが、そこでいろいろ承ったところによりますと、やはり短期間の遠足、あるいは旅行というものではやはり回復というものは、また健康を取り戻すということとは非常にむずかしいと、少なくともそこに一年、あるいはそれ以上滞在することによって学習活動、あるいは一般の生徒とともに行なわれるところの学習活動と同時に療養生活をする、またかつ転地の効果もあげるといことが一番望ましいということでございます。そういう意味合いからも、私はいわゆるグリーンスクールといいますが緑の学校というような制度につきましては非常に疑問をもちしております。もとよりやらぬよりはやるにこしたことはありませんが、二泊三日あるいは三泊四日で、養老であるとかあるいは宇賀深というところやるところに連れていっただけでは、私は健康を回復することはできないのではないか、さように考えます。もしもそういうようなことに金を使うのならば、むしろ野外活動センターというものを一日も早く完成することによって、そこで少なくとも夏、秋にキャンプをさせるとか、あるいはまた一カ月ぐらいの宿泊をして団体野外活動をするというようなことでなければ、私はからだを鍛えるということにおいてもむずかしいのではないかと、さう言うように考えます。したがって、わかあゆ教室というところやところに積極的に子どもをお預けにするということも非常にけっこうなことですが、不幸にして四日市のお母さん方が三重県の母親の中で、一番そういう子どもを手放すということについては理解がないというのが、病院側の見解でございます。やはりいわれておりま

すように医者に近い子どもと、非常に慈愛深い母親のせんそく児はなならないということばが外国にもあるそうでございますけれども、やはり母親のもとを離すということが、ひとつの非常な効果があるということでございますので、ぜひともわかめ教室というよりなものにも少し積極的にご利用願うとか、また野外活動センターというものの活用というものを私は考えていきたいと、さように考えておるわけでございます。

幼稚園と保育園の問題でございますが、決して差別はいたしておりません。それはおっしゃられるように十分なものではないとは思いますが、決して差別はいたしておりません。こういうような施設の悪い点については教育委員会とも十分相談をいたし、また厚生部とも連絡をとって、差別はもろんつけませんが、補修等についても十分努力をいたしたいと、さように考えます。

幼稚園の就学援助費の問題でございますけれども、この制度につきましては、どういふ関係からこいふ予算が文部省に計上されてきたのかにつきましては、非常に疑問に思うわけでございますが、文部省は四十七年度の予算においてすでに十億円を計上いたしております。幼稚園に就学援助費を出して、それじゝ保育園に出さないかということも当然問題になりますし、また保育園につきましては、少しもそういう財源措置もされておらないという中で、幼稚園だけこのような就学援助費をするのは非常に困ると、しかも当初においては国が三分の一、県が三分の一、市町村が三分の一という話であったわけです。ところが急激に文部省の担当者が来て、全国市長会における説明においては、三分の二が市町村の負担だということございましたので、ほとんどの出席の市町村の代表者はそういうことはしてもらう必要ないと、かえって財源に苦しむだけだと、そういうことをするなら当然県も入れて、保育園等も総体的に考えるべきではないかということが論議をされたわけでございます。

次に、環境浄化の問題で、環境につきましているいろいろ処理するという問題でございますが、土木、都市計画、企画等において、すでに三回ないし四回のプロジェクトのいろいろ相談を申し上げておりました、今後とも指摘のような環境浄化については教育環境、生活環境の面を含めて努力をいたしていきたいと、さように考えております。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 四十八年度の予算編成までに財務課の職員が全小学校、中学校、幼稚園を視察せよというご要求でございますが、いままでも私事業部門担当いたしておりました、たとえば災害復旧等の要求出した場合に、財務課の職員も現場を確認したりしておりますので、ご指摘の学校、幼稚園等についても十分承知しておることと思えますが、私自身ごく特定の学校等しか知りませんので、十分私も見て回りたい。その際に財務課の職員にもよく徹底するようにいたしたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 私にご指名がありましたので、それにかかる分のみをお答えさせていただきますと思っております。

先ほど市長から若干申し上げておりますが、厚生部といたしましては幼稚園のいわゆる教育の振興という就園奨励事業ということで、急にそういう措置がなされたことにつきましては、教育の面から見れば非常に当然、あるいはまた就園事業でございますので、そういう効果を高めるといふことについては高く評価せなさい。ならぬかと思えますが、厚生部の面としては三十八年に文部省の初等中等局長並びに厚生省の児童家庭局長の両局長から、いわゆる保育園と幼稚園の問題につきまして幼稚園はこいあるべきであるし、保育園は幼稚園と関連もたせて、しかもやはり幼児

教育という場に十分留意すべきであるという局長通達が来ておるにもかかわらず、こういった通達が文部省一方でこられたということについては、きわめて残念に思っておるわけでございます。そこで私なりに県なり国なりに照会をいたしましたところが、県は七日の日に北勢の教育委員会関係の方を集めて、これにかかる問題の説明があるようでございます。で、教育委員会につきましては私の触れるところじゃございませんが、それでは県の社会福祉部はどうするのかという問題が出てまいりましたので、こういった問題について、私なりに直接部長に電話を入れて照会をいたしましたところ、非常に私が前段に申し上げましたように両局長の通達もあるし、今後の問題として非常に憂慮にたえないと、そこでせつかくこういうよいことが厚生省を忘れて出されたことについては非常に残念であるので、困にさっそく折衝をもって県としての考え方をまとめていきたいと、このように申しております。そこで、私のほうはそういった動向を今後十分見詰めながらやっていきたいと、こう思っておりますが、さきに伊藤議員さんのほうから保育料がなぜ高いのかというご質問の中で、いろいろこういった問題に触れてまいっておりますので、いわゆる保育料をきめますときに、個々の徴収についてはある程度の弾力性をもたせてもよいという通達がございますし、あるいはまた福祉法の五十五条の二項にも指導員なり、あるいはまた社会福祉員なり児童福祉員の意見を聞いてという減免措置の規定もございまして、こういった面を十分に踏まえながら、四十八年度に向かって善処をしていきたいと、このように考えております。

それから、市の条例をつくる要望しておったのだが、そういった考え方についてどうかという二点の問題でございますが、ただいまあります条例は国の徴収基準に基づいて、市長がある程度の弾力性を加えてやっていくということの条例になって専決の条件になっておりますが、私はそういった問題も踏まえながら、本年の七月一日から勤労婦人福祉法というものが施行されてまいっております。ここで新しい問題として、この法の趣旨はやはり育児に関する便宜の供用ということが大きくうたわれておりますし、特に企業内保育所の設置という問題がこの法の中にも出てまいっております。現在雇用促進事業団が雇用促進事業法で定着性ということからかんがみて、企業内保育所をつくった場合には長期の貸付金をするという制度がございしますが、今度の勤労婦人福祉法では、この雇用促進法にうたう趣旨と違った意味の企業内保育所というものも出てまいっておりますし、あるいはまた、いままでは伊藤議員さんをはじめ皆さんからご指摘のありましたように、幼児の教育振興をこれからどうやっていく、どうそういう場所を与えていく、あるいはまた、乳幼児の養護と教育をどう合わせもっていくのかという問題、いま申し上げました勤労婦人福祉法に関連する問題と、非常に乳幼児に対する問題が非常にきわめて重要な問題となつてまいっておりますので、中央児童審議会というのが法に基づいて中央にございまして、県にも処置条項に基づいて県の児童審議会というものを持っておりますが、そういった意味の児童問題の協議会と申しますか、そういったものを何とか持つるようにもいこうと、事務的な段階で進めております。したがって、ここで条例を単独に持つという、いまの条例を変えるという考え方はございませんけれども、それらを含めた大きな意味での児童問題協議会というようなものを持ってみたいという、事務局の作業を進めておるといふことでございまして、

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 どもも答弁いただいておりますけれども、気に要らぬことばかりでございます。一つ一つ反論したいんでございますけれども、時間がございせんからやめておきます。ただ、大事な問題だけはしゃべらしていただきます。

公害の認定ということでございます。その公害の認定を受けるということは、特に女の子どもは非常に悲壮な決心が必要でございます。この間亡くなった谷田の子どもも、おやじは非常に考え考えたあげく、結婚のことは第二としてとにかく命が大事だからというので認定を受けたのでございます。何の措置もない、施設もないこの子どもたちのために、せめて林間学校の予算ぐらいは認めてやってほしいということを、私は申し上げたんでございます。市長はグリーンスクールはどうかのこのうのいうけれども、そういう施設がないから林間学校でもグリーンスクールでも必要なんです。それが必要だからこそ、市長にこういうことを申し上げておるのでございます。何か一つの施設をつくってやってくれば問題ございませんけれども、それにグリーンスクールがどうの、それは見解の相違でございます。私はグリーンスクールは文部省が設置したもので大事なもんだと思っております。みんながもつとええ知恵をしほって、そしてさすが大気汚染された四日市であるからどうこうこういういい施設をやっていると、こういうふうに私は考えて、そして小さい子ども健康と命を守るために、いまし努力をしてほしいということを申し上げておきます。なお、この席を借りて恐縮でございますけれども、きょうの三時から三時のあなたの中で、先ほどなくなつた谷田尚子の中心にした四日市の公害問題が、お子さん方によって論ぜられております。日本の人たちがこの子どもの死をどういうふうに見ておるかどうか、私は見せていたきたいと思っておりますが、教育委員会も十分注意して、そしてこの幼い子どもたちが二度とこういうことのないように十分の配慮をしていただきたいと思います。

それから、最後に市長に一言申し上げておきます。

私はかつて申しましたが、九鬼市長は四日市、三重県の教育委員をやり、三重県随一の教育市長だと私はいまでも信じております。しかし本年の教育予算の比率一四・〇〇九、これを見たとき私は一べんに裏切られたような気がするのでございます。はたしてこれは市長がしたのか、助役がしたのか、あるいは総務部長がやったのか、詳細な点はわかりません。わかりませんけれども最高の責任である市長に申し上げなき。なりません。この一四〇以下の教育費を組んでいる市は類似都市五十四市中、松山、旭川、佐世保、呉、寝屋川、宮崎、釧路、この七市と四日市だけでございます。教育はいつかも申しましたように金のかかる問題でございます。安上がりの教育はできっこございません。しかも自分の夢を託した子どもの教育には、市費の半分を使つたて文句の出ない親の気持ちを市長も十分心にしてそしてやっていただきたいたいと思ひます。公害問題でも批判を受け、さらにこの教育の比の問題についても不満をかもしてある、そして道路舗装で信用をとろうと思つたところが、どっこいそうは私はいかないと思ひます。市長は潔癖で私心もない、しかも教養の高いりっぱな人だと、だれでもこれは言っております。しかし政治がないということをお知らせします。政治が何か私ばかりません。お互いに政治を勉強して、そしてよい市政をやってほしいと、こういうふうに最後に要望いたしておきます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時十二分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。小林喜夫君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 通告に従ひまして、二問だけお尋ねを申し上げます。

才一問の野田の悪臭につきましては、さき以後藤議員からご質問がありました。なおその幾分かを、私は補足し

ましてお尋ねを申し上げたいと思います。

この野田の悪臭につきましては、三、四年前に私が一度市長にお尋ねしたことがあります。そのときにどういふ答えをいただいたかちよつと記憶がありませんが、とにかく善処しようとして、こういうようなことではなかったかと思えますが、それから三、四年たつておりますのに、依然として悪臭が流れております。一時、市が設備改善資金で三百万円を融資しまして、設計は東北大学の教授の設計でありまして、融資した当時においては、幾らかにおいは減つたように思われましたが、その後依然減つておりませんし、ことに最近はその魚の汚物を名古屋からも仕入れて、そして商売をやつておると、ますます悪臭がひどくなつてくるばかりであります。市長は、あるいは助役は、この野田の悪臭をべんかいたことがありませんか、もしなかったら私がご案内させていただきます。とにかく鼻をつんざくような、吐きけをもよほすようなくさみであります。これを四六時中市民の皆さんはかいておるんであります。永井地区、野田地区、大井手地区、生桑それから伊倉、小生地区の約一万人の方であります。このにおいを何とかひとつ市長は考えていただきたいと思ひます。もちろん通告制になつておりますので、担当部長、あるいは皆さんとご相談を願ひまして、本日この席に臨まれたと思ひますが、意のあるところをひとつご披露願ひまして、ご回答いただきたいと思ひます。移転するとか、あるいはさらに設備に改善をするとか、ひとつお答えをお待ちいたします。

次は学校給食費であります。小学校の給食は、全部給食協会、財団法人給食協会がこれをまかかつておるのであります。給食協会につきましては、昔からいろいろの取りざたをされております。真偽のほどは知りませんが。昔においては、粉ミルクを横流ししたとかというのを聞いておりますし、あるいは一商社が不良品があつたために五万圓ゆすられたと、給食協会がゆすつたと、これも私は聞いたことありますが、真偽のほどは知りません。あるいは教育ボスがあつてこれを盛んに操作しているんだと、こういうことも言ひ人があります。それで私は、給食協会に行

きまして少し勉強させてもらひました。非常に不可解なところがあるのであります。いまからそれを数字的に申し上げてみたいと思ひます。

本年の四月、給食協会が物資をあつせんした金額であります。市場は、青果市場四つ、マルナカ、マルキョウ、マルイチ、マルトミ。マルナカは二十六万九千円、マルキョウは三十三万円、マルイチが四十三万、マルトミが七十六万。それから一般の物資につきましては、マルイチ水産が三百五十二万、山吉が四百八十七万、給材三百六十三万です。その他であります。あつせん金額合計が一千五百七十五万。そのうちマルイチ水産、山吉、給材、この三社の納品の金額が一千二百万であります。全体の七七％。

五月の数字を申し上げます。マルイチ水産が四百万、山吉が四百二十三万、給材が五百五十九万、この三社の合計が一千三百八十五万二千円。あつせん総額は一千九百九十六万四千円です。この数字に対しまして、この三社の仕入れというのは七〇％であります。ことに給材の五百九十万というものにつきましては、全体の二八％に当たる高率であります。

六月分を申し上げます。マルイチ水産四百三十八万、山吉四百六十三万、給材六百三十万、この三社の合計が一千五百三十二万一千円。六月の総あつせん額が二千三百八十七万七千円でありまして、全体の六七％であります。三社の占める額が六七％。給材のほうは、全体の二七％に当たるものを購入してあるわけでありまして、この三ヶ月間の合計は、三社の合計が四千百万。仕入れ総額は五千八百万でありました。やはり七〇％を三社から仕入れておるわけでありまして。

これはことしになってからの数字であります。昨年の数字もご参考に申し上げます。昨年四月が九百九十二万六千円、三社の合計であります。全体の七〇％。仕入れ総額は一千四百三十万でありま

す。五月分が、三社が一千四百三十七万。全体の数字が一千九百三十三万二千円。七五％。そのうち山吉商店の仕入れ額は全体の三〇％を占めておるのでございまして、三社の仕入れ額に比較するならば四〇％であります。その他六月は七〇％、七月が七九％、九月が七〇％、十月が六六％、十一月が五九％、十二月が六八％、一月が六三％、二月が六六％、本年の三月ですが、これが六五％。昨年の一年度のあっせん総額が一億八千六百五十六万。そのうち三商店の購入額が一億二千六百二十三万であります。六八％、この三社から仕入れておるのであります。

以上で教育委員長もおわかりと思えますが、どういうわけでこの三社に特命して、こういう高額のものを買っておられるのか。市のほうでは、百万円のものを買ってもらうとすれば、調達契約課に、あっちからもこっちからも見積もりをとりまして、そうしてきめていただくというのが普通であります。一億二千万の数字の金額を特命で買うと、私は不可解でなりません。教育長の、この点ひとつお答えを願いたいと思います。

次は、購入価格であります。普通、こういう協会に納品する場合は、一割というのが常識であります。私の調べたところによりまして二割以上のものがありまして、一べんの納品で六万七千円という数字がほとんど利益で上がっております。これは私はひどいと思う。ほかに、同一の商社から見積もりを取らないから、こういうようなことが起こるんじゃないかと思えます。これは、あるいは私の間違いであるかもわかりませんが、一応この点おわびをしておきます。が、私の調べたところによりまして、二割以上の利益を取っていると、これもひどいではありませんか。四日市の給食費というのは、一千百十円であります。このように、各商店の特徴を生かしてうまく仕入れるならば、私は、給食費は五十円ぐらいは下がるんじゃないかと思えます。もっと慎重にやっていたら、二万二千の児童にこたえ、あるいは父兄にもこたえていたいただきたいと、こういうふうに考えるのであります。これは、私が給食協会を外からちよっと一時間ばかり拝見したところでありまして、もっと深く食い下がって調べたかったのであ

りますが、あまり歓迎もされませんのでこの辺でとどめておきますが、この教育長の、こういう問題に対する対策、どうしたらいいかと、どうしたらもっと給食費を下げられるかと、こういうことにつきまして、教育長のご見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君）

非常に具体的な野田地区の悪臭の問題についてお答え申し上げます。

あすこにありますが指摘の工場は、魚市場からその日のうちにでてまいりました魚のかすともいいますか、商品にならない残りものないしは、あちらこちらにございす魚屋さんからその日一日の魚のあらを集めまして、かまで煮て、ロータリーキルンにかけて、袋詰めをして、肥料、または飼料の原料をつくって、それを大里町にある三昌物産に運んで、そこで三昌物産ででき上がる肥料と配合して、市場に出すというふうな作業をやっている工場でございますが、この工程に大きく分けまして三段階ございまして、一日のあらを集めます材料置場というのがございます。大体、平均一日十トンぐらいの魚のあらが持ち込まれて、置かれるわけでございます。そしてかまで煮沸する、その才二段階及びロータリーキルンで乾燥、粉碎をする、その三つの段階おのおので非常に強烈な悪臭を出しております。市民の皆さんにたいへんご迷惑をかけておりますのはご指摘のとおりでございます。もう何年来、この問題担当の部局では苦勞して行政指導に当たっているわけでございますけれども、午前中の後藤藤太郎議員さんのご質疑にございましたように、法律関係が県条例の段階で、まだ排出基準ないしは地域指定等の作業が終わっておりませんので、法に基づく強烈な取り締まりないしは改善勧告、命令、ないしは罰則の適用という段階にございせんので、私たちは、

あくまでも行政指導というワタの中で今日まで指導してまいりましたのでございまして、小林議員のお説にもございましたように、過去において二回、産業商工行政の中で設備改善資金を貸与いたしましたして、設備の改善をやっているようにございますが、根本的には、ああいり魚のあらないしは廃棄物は、八百度ないし千度の高い熱によって処分しなければ、処分をした場合に限って悪臭が出ないのであって、製品の過程で熱処理をする二百度程度の加工の場合に、最も強烈な悪臭が放たれるようにございますので、この辺に問題がございます。つべこべ言いわけをするようにございませけれども、脱臭塔ないしは工場全体の密閉、あるいは原料置場の外界との遮断等の行政指導をやると同時に、この程度の工場で、この程度の熱処理の場合における最も有効な悪臭防止の技術を、商工会議所にあります、公害相談室に名城大の坂井竜二という方がおみえになって相談に当たっておりますので、技術の開発、指導等に社長みずからが、過去において三回も四回も相談に応じておりまして、大体の成案が得たので、近いうちにこれが設備改善のための融資の申請をするというふうな段階にまで来ておりますので、そういったことが完成されますと、何とかいまいのようなお迷惑が、少しでも軽減するのではないかと考えるわけでございます。

一方法律関係が、法律ないしは条例規則の制定が十二月の県議会に持ち込めるような態勢で作業が進んでおりますし、それが施行されますと私たちといたしましては、もっと嚴重な取り締まりできるように考えるわけでございますけれども、それまでの過程として、いま小林議員がおっしゃったように、平均四日市内で出てまいります魚のあら、廃棄物等が大体一日十トンぐらいだと申し上げましたが、名古屋からも持ち込んでというふうなお話もございまして、そういった、もうかるから設備能力を上回った操業をしないような行政指導、あるいは操業するとしても時間をうんと短縮をして、市民に迷惑をかけないようにというふうな行政指導を、今後とも強力にやっていくつもりでございませす。

蛇足でございますが、この程度の工場が、四日市内に悪臭発生源の地元中小企業が約三十ほどございまして、担当のほうでは、この周辺の住民からの悪臭の苦情の応対に非常な努力をし、苦慮いたしておりますので、大体どの工場にはどの悪臭苦情があるということも確実につかんでまいりましたので、これに見合う積極的な行政指導を行なっていくたいつもりでございます。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） ただいまの学校給食のことについて、お答え申したいと思えます。

すでに小林議員さんご承知のとおり、この学校給食協会と申しますのは、さる昭和三十六年、これまでございました学校給食組合、それを改組いたしましたして財団法人という形になりました、学校長の代表が会長になり、理事、そういう者によって運営されておるのでございまして、教育委員会の関係といたしましては、次長、それから保健体育課長が理事に入っておりますし、会計監査のほうに管理課長が入っております、そういう関係になっておるのでございまして、私はその顧問ということになっておる、そういう関係でございまして、とにかく財団法人学校給食協会と、こういう形で事が運営されておるのでございます。

ただいまお尋ねいただきましたことにつきまして、あらかじめご通告をいたしておりましたので、専務理事を呼びましてその給食会の運営の様子なんかを聞いてみたのでございます。いまご発表になりましたような、そういう詳細なことには私も触れることができなかったのでございますが、確かに、この給食会の扱いますものは、パンと牛乳除いた他の給食物資でございまして、そのうちに、各学校で自由購入の物資。それから他のそのほかの自由購入の物資が十数項目、品種がございまして、そのほかのものを共同購入しておる。共同購入しておる中で青果物につきま

ては、いまご指摘のように市内の四つの市場から入れておりますし、乾物につきましては三つの商店から入れておる。そのほか肉とか、魚とか、コンニャクとか、かまぼことか、そういうもの合わせまして十三の商店と取引ございました。合計二十の商店と取引を持っておるようでございます。私も理事長を呼びましたときに、どういふふうにしてその商店の選定をおこなうのかと聞きますと、毎年度におきまして、希望の申し込みがあれば、その毎年度の初めにおきまして理事会はかつて、業者の選定をおこなう。そのうちに業者の希望ができて、納入したいと、取引をしたいという希望があって、辞退をする事例があるのか、断わると、そういう事例があるのかと、こういうことも尋ねたのでございます。申し出がありましたときに、保健所とか、いろいろなところに打ち合わせをして、チェックをする場合もございまして、そのうえでも、いまの学校の加入しておる範囲が四日市市内ばかりでなく、三重郡さらに員弁郡にもわたっておりますので、時によりますと、きわめて少量のものもそれぞれの学校まで運ばなければならぬ、かつちり定時に運ばなければならぬ、そういうので、一度は申し出があってもそれを辞退するような事例が多かったと、こういうようなことも聞いておるのでございます。

さらに、品質とか、あるいは価格とか、そういうものの検査についてどういふ配慮をおこなうのかというようなことを尋ねたのでございます。これは毎月、定期に、その学校から選出されました特別の者が定期に、抜き打ち的に学校現場にまいります。そして一般市場の価格と比較すると、あるいは数量、量目を検査すると。そして随時注意をして、適正な価格で、間違いない数量で納めるようにしておると、こういうことを聞いておるのでございまして、適正に行われておると思っておたのでございます。いまご指摘になりました価格の問題とか、あるいは特殊な業者について、非常に取引が多いと、そういう事情にまで立ち入って確かめることはできなかったものでございます。ご指摘になりましたことにつきましては、給食協会のほうにもよく伝えて、しかるべく善処するように指導をした

いと、こう思っておるのでございます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 小林喜夫君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 悪臭の問題でございしますが、行政指導していくという、一口に言うとお答えでした。これでは市民は満足しません。たとえば市長が前におっしゃったように、今度新しく埋め立てる十四万坪の中に産業廃棄物処理場というものをつくると、こういうことを聞いておりますが、たとえばその分を産業廃棄物処理場で処分するか、あるいは十四万坪の一番東の突端にこれを移転させると、何か方法があると思います。ただ行政指導そのものでは、私はよくわかりませんが、この点ももう少しはつきりお答え願いたいと思います。

それから、いまの給食協会のことでありますが、運賃が高いとか、こまかく配達しなければならぬとか、あるいは抜き打ち的に検査をするとか、価格等を検査するとかと、けっこうな話でありまして、私は、当然そういうこともあってしかるべきだと思います。販売をする以上、物をこまかく配達すると、これは当然のつきものであります。すわって商売ができるような商売、おそらくないと思います。価格も同様であります。現に私が調べたところでは、六万何がしかの、一回の取引で利益が出ると。商品、あるいは会社の名前がちょっと発表しにくいのでありますが、これなんか私は、ちょっとひどいと思う。で、私が教育長の話では満足できなかったのでありますが、この対策であります。年度初めに申し込みをしたならば受け入れをしてやろうと、こういう話であります。いままでそういう事実があったかないかは知りませんが、あればその三社以外にふえてはいるはずで、三社よりもっとりっぱな商社もあるんじゃないかと思えますし、私は、その点よく調べておられますから言えませんが、私は、少なくとも一億二

千万円からのものを、物資を買ったならば、少なくとも六社以上の商社からこれは見積り取っていいんじゃないかと思えます。それも先ほど申し上げたとおりに、その店その店によって特徴があります。たとえばこの店は青果物の何やらが得意だとか、あるいはこの店はん詰が得意であるとか、いろいろ、その商品についての特徴があります。私は、その特徴を生かしていただいて最低価格に仕入れをするというのが、給食協会の私は大きな目的じゃないかと思う。なぜ給食協会をつくったかといって、共同購入してものを安く買うというのが最高の目的じゃないですか。私は、教育長の意見が、話がよくわかりません。もう一度ご回答いただきたいです。具体的に。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君）

再度のご質問にお答えいたします。

私は、ただいま申し上げましたのは、この処理場が、この工場は、現在の位置において営業を続けさせていくという前提でものを申し上げましたのでございます。あの場所、あの会社が、現在のような作業を行なっていくならば、十二月県議会に上程されるであろう悪臭防止に関する条例の項目を適用いたしまして、それから出てくる悪臭が改善されるような設備の改善勧告、命令、それに従わなければ処罰というふうな、厳重な措置をさせるべきだと思います。もう一つは、ただいまお話しがありましたように、どこかに移転をさす方法でございます。これには移転先の土地の問題、その他いろいろとあるかと思えますので、そういう考え方に立つべきであるならば、それはまたそれで考えていかなければならないと思います。

で、根本的に申し上げておきますのは、この大体一日十トンくらい出てまいります、四日市の魚市場及び魚屋さんから出てくる廃棄物を、いまのような処理をなさざるを得なかったという過去の事態でございます。将来は、垂坂の北部清掃団地で、目下建設中のごみ焼却工場が完成いたしますと、そういうものを、すべて一般厨芥として焼却処分は可能でございます。八百度ないし千度の高温処理することによって、無害に、無臭の処理ができることは可能でございますが、そういたしますと、この企業をつぶしてしまおうという問題も出てまいりますので、その辺について十分考えていかなければならない問題で、むしろ産業界の面で検討を進めてまいる余地はあろうと考えておるわけがあります。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 先般の、先ほどのご答弁でご満足いかなかったようでございます。私も実際申しまして、給食会の内部の事情につきまして詳細存じておりませんので、ご満足いかないものもともとじゃないかと思うのでございます。

業者の選定の問題につきましては、先ほども申しましたように、理事会で慎重に検討をして選定しておるようでございます。中には申し出てきたけれども、こういう条件でという条件でという条件でと言ったときにもう辞退をした人があつたというので、特にむずかしい問題があつたということはないのでございます。

価格の問題につきまして小林議員さんが、どういふ時点で、どういふ食品についてお調べになったのか、それも存じませんが、恒久的に、定時に納めることでございますので、どういふ事情があつたのか、それもまたご発言の趣旨を給食会のほうに伝えまして、さらに慎重に検討するように指導したいと思います。

先ほども申しましたように財団法人でございまして、直接の関係はないのでございすけれども、しかし、市内の小学校全部これに関係してあることとございすし、委員会としても別個の団体のことだからというおける事柄ではないと、こう思っておりますので、ご趣旨をよく伝えまして、より適正な運営のいくように指導していきたいと、こう思っておりますのでございす。

○議長（服部昌弘君） 小林喜夫君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 悪臭の話であります。近く悪臭防止条例、県条例をつくっていくと、これで何とか縛っていこうと、こういうふうにお聞きしたわけですが、もともとこの野田の悪臭発生源は、すでに皆さんご承知のとおり、これ韓国人が市のほうと、それから保健所と、魚市場と、三者協議のうえ四日市へ来てもらってやったものでありまして、その簡単に条例、そのものでは縛れるものではないと私は思うのであります。しかし部長が、縛ってやってみせるんだと、こういうふうに言ってみるので、ひとつその手腕をひとつ拝見することにしましょう。とにかく、市民としては非常に困っておりますのでありまして、中には、税金不払い同盟をつくらうじやないかという人もおります。そこまでは進展しない間に、何とかいい方法で、この悪臭をとめていただきたいということを期待して、この問題を打ち切ります。

それから教育長であります。引続いて。教育長自体は、この給食協会に対してはご関係はないということは、先刻わかつたわけでありまして、年度初めにおいて、希望者は募集するんだと、納品したい者は募集するんだというふうなかつたころなんですが、ひとつ私は、そういうことであるならば、四日市の商社をひとつご紹介しましょう。納めたいというところが、たくさんあるんであります。はたしてその三社と競争ができるかできないか、私は、興味のある問題であると思っておりますので、ひとつ教育長のお話を紹介しまして、そうして少しでも給食費を下げていただくことを考えていただきたいと思います。大体千百十円というのは、しりから、答えから出して、それに合わせていくようになかつたころで物を買っているんじゃないかというふうな気がしまして、その点私も、はなはだすっきりしないのであります。とにかく、来年の三月改選期には、ひとつどの程度に希望者があるかどうか。幸い私は、商社の方もよく知っておりますし、それでひとつ行け行けと、教育委員会に行け行けと、大いに宣伝をさせていただきます。

この辺で、質問を打ち切ることにします。

○議長（服部昌弘君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 公害問題について、一学童の公害死についてであります。事公害にからむ被害については、人間が生きたる権利が確定いたしましたのが七月の二十四日でございました。法的に確定しましたのが七月二十四日でございましたが、そのやさき、かけがえのないほんとうに惜しい命が奪われたのであります。学童として三人の犠牲者を出したことに對する反省と、四人目は出さないう今後の方策について伺いたいと思っております。

翌日の新聞には、ことばじりをとらえるわけではありませぬけれども、当該校長は、市街地にあるために運動場が規定の半分に足りない、四千八百平方メートルしかない。二学期からは公害体操を取り入れ、児童の体力づくりに役立てたいと言っております。運動場が狭かったのが原因なのか。それから教育長は指定校ではなかつたと言っておりますが、それが原因なのか。市長は、母親が離さんからいかんのだと言っておりますが、そういうことが原因なのか。これは極論になりますけれども、私は、刑事責任とか、行政責任とかを追及するものではありません。少なくとも、教育の場におきまして子どもは、特別にほかの社会の者よりも守られているからであります。さらに、この谷田さん

の場合は転地をしているのであります。市長は海蔵の保田精一君がなくなったときのあとの十二月の議会で、「転地というよりなことは、一番患者の救済にはいいわけでございます」というふうに言っておりますように、転地ということはたいへんいいそうです。ところが転地などというのは、ごく限られた階層の人であろうと思いますが、幸いに、それから一次産業の方々ではとても転地ということはできないんですが、幸いに谷田さんは恵まれていました。転地をしております。こういう事情で、かけがえのない子どもが犠牲になったということは、ほんとうに大きなショックであります。このことに対して教育委員会としては、先ほど言いましたように、刑事責任や行政責任ではなくて、毎日毎日専門の養護の教諭も見ているというような条件もありますし、さらに先生の言うことは、家庭を含む校外においても、よく言うことを聞くような条件にあるわけでございますから、何としても、こういう条件の子どもを学校当局で何とか援助して、犠牲のないようにしていただきたい。そういう願いから、私は、この問題をとらえて、四人目を絶対出さないという対策を、方策をお聞きしているのでございます。

なお、四十二年でしたか南君枝さんがなくなったときに考えたことは、義務教育の子どもは二十四時間、一日じゅう毒ガスの中に閉じ込められているということが話し合われたわけです。そういうった条件の中であるからこそ、この子どもの対策こそは、何としても教育委員会当局で、真剣にお考えをいただきたいのであります。

次に判決以後の問題でございますが、四日市裁判が outcome として以後、これをどのようにして処理をしていくかということについては、全市民はもとより、全国の注視の的になっているわけでございますから、われわれは正しく判決の趣旨を、すみやかに行政のうえにも生かしていかなければならぬと考えておるわけでございますが、先ほどの全員協議会にも若干触れたと思えますけれども、四日市裁判こそは、巨大な企業を市民と対等の位置に引きおろしたことでありますし、戦い取ったその判決は、文明的にいうならば、生きる権利の定着であるというふうに述べたものであります。これは単なる損害賠償請求の民事事件ではありませんけれども、その意義は、企業活動と人間の命との重さをはかるものであったことは言うまでもありません。市長は、中立とか、静観とかいう立場をとってこられました。いまこそ市民の生命の名において、市長のとられた立場はさばき直さなければならぬと考えるものでございますが、もうくどくは申しません。ただわれわれは、直ちにこの行政にどう受けとめるかということが先決問題であろうと思っております。

過日環境庁長官に患者とともに会いましたときに、長官の言う趣旨は、PPP、つまり、汚染原因者負担の原則を言明せられたわけであり。私は、この前の全員協議会の際に、企業側に請求すべき範囲、金額等について、資料の提出を求めたのでありますけれども、まだ出ておりませんが、そのことにつきましてお伺いをいたしたいと思っております。

たとえば、公害防止事業団事業のものはどうするか。あるいは事務費、人件費等はどうかなどといったことについて受け承りたいと思えます。これは市民が立てかえていたのでありますから、早急に請求すべきでありますし、厳密にPPPの原則をいうならば、公害対策に国へ予算を要求する前に、直ちに支払い勘定を済ますべきであるというふうに考えます。

次に患者の救済についてどうするかということですが、すでに判決以前に指定都市の六都市が集まって、環境庁に要望を出しておりますが、その要望はもう時効になっておりますから、直ちに撤回をするなり、訂正をされたいと思えますが、われわれは、この患者の救済が裁判でしか解決できなかったということに対して、十分な反省をいたしたいと思っております。この、現在九名の原告については解決いたしましたけれども、現在磯津の自主交渉が始まっております。他の全地区の全患者に対する補償をどうするかということについて、また行政は、市民の裁

判の結果に待つのでありますかどうですか、市長の見解を承りたいと思います。

次に、市長の所信表明の中にありました基本制度について、どのような内容でありますかを承りたいと思います。環境庁長官では、地方のやります基金は、国がやるからその補い、補充的なものになるだろうということを言っておりますが、それにいたしましたしても、判決の出ました今日、四日市におきましては、国が実施いたす前に、具体的に着々と実施しなければなりません。つまり、先導的な役割りを果たさなからなりませんし、これは全国の注目の的でございますから、公営基金制度の問題については、詳しくご発表いただきたいと思っております。

次に、二番目の市政の転換の問題でございますが、福祉政策について、これはもうすでに市長もご発表のとおりでございますが、根本的を考え方としては、救貧制度から防貧制度だと、われわれはたびたび申し上げましたが、まだ防貧制度まで行っていないと思っておりますけれども、いまはそれを越えた生きがい論という形で、福祉政策が論ぜられております。もうすぐ老人の日がまいります、老人の生きがいというのは、どのように施策していったらいいのかといったことなどを抜本的に、この四日市においての福祉政策については、十分考えていただきたいし、またそれに応ずる機構、体制も、いまのままで動きがとれなくなっているのでありますので、その点についてもすみやかに整えていただきたいと思うわけであります。

なお福祉といいますと、すぐ財政論が出てまいりますけれども、昨日も助役から少しおどかしをかけられたようでございますが、財政力指数が下がってくるということは、それだけ財政が貧困になるような錯覚を受けますけれども、そうでなくて、行政需要が多様になってきてふえている。それを基本財政需要額として認められるから、財政力指数の低下をするといったこともあるわけでございますので、総合的な全市の、全国の市の動きを見なければわかりませんけれども、まあそうおどかさずに、大事な四日市市民の要求しているいわゆるシビルニマムを確定したうえで、

積極果敢に実施をしていただきたいということを要望しておきます。つまり、財政の許す限りでやるのではなくて、やらなければならぬものに対してやるんだと。その点では、シビルニマムが確定しないことにはできないわけでございますから、そのことが私は先決だろうと思っておりますが、その辺についてのご見解も承りたいと思っております。

なおもう一つは、専門制の問題でございます。福祉行政に対する専門的な経験者が市の上層部には少ないので、たいへん停滞しておると思っております。停滞しておる一つであろうと思っております。たとえばみはと学園におきまして、そのとおりでございます。職業指導とか、教員の派遣とか、授産施設とか、いろいろいわれておりますけれども、そういう親の意見に迎合してはならないと思っております。これを解決する道はただ一つ、コロニーをつくるしかないというふうに考えるわけでございます。四日市がいい条件がございまして、土地がただで入る。しかも植物関係では精薄は有効でございますが、お茶という条件があるわけでございますので、決してやれないことはない。この有利な条件をぜひ市単独でもやられることが必要であると思っておりますが、私が言いたいのには、専門家の要請といったこと、あるいは専門的な意見を十分聞くということが大事であろうと思っておりますが、そのようにして福祉行政についての対策についての具体策について、市長のご見解を賜りたいと思っております。

次に人事でございますが、新聞紙をよくにぎあわしております汚職とか、不正とかいったことについて、この四日市では多少の、一、二のことはあったかわかりませんが、ほとんどそういうことがなくて今日まで続いているということに対して、われわれは同慶の念にたえない次第でございますが、一例をあげますが人事について、これは私が指摘いたしましたように、人事権と財政権とが極度に集中しているところに、四日市市行政の運営のひずみがいはい出ております。これについてのご答弁はいただかなくてもけっこうでございますけれども、たとえば中央緑地で精薄児を二人採用しております。私は、四十五年三月の議会におきましてみはと学園以後の問題について、庇護雇用

の問題を取り上げました。そしてこの中央緑地において、この子どもらを採用すべきだということについて申し上げましたが、二年余りでやっと実現ができたようであります。ところがどういうわけか、理屈としては作業実習として実費を払うということで、一万円とか、一万八千円を払っているようであります。私は、庇護雇用というならば、能率があがるのか、あがらないとかでなくて、当然公務員としての賃金を支払うべきであると思います。何を試験的にこの子どもたちをここで働かしておるのです。試験的ということとは、この子どもたちを試験的にやるのではなくて、この子どもたちを取り巻く作業環境のおとなたちをなれさせるということが試験的であろうと、私は思います。この状態でやりますと、社会復帰を阻害しているのは、市当局ではないかと言わざるを得ません。さらに私は、五名でも十名でも雇い、そして専門の担当職員をつけてやる必要があると思います。将来生活設計ができないIQの子どもであるならば、ここに寮の制度をし、そこで生活指導を行なうべきであります。そうでなければ、ただ単に一時の気休めにかすぎません。そういうったことに対して、現場の事情、精薄の取り扱いなどと、業務の内容を十分考えたりして、人事、賃金の決定などをなさるべきだということで一例をあげたわけでありました。他の職務の内容あるいは職場の事情を勘案せずに、人事がなされているところに問題があるから申し上げたわけでありました。

もう一つ実例をあげます。清掃の現場の職員に対して、週休二日制をなぜとられないのかということでございますが、担当の方に聞きますと、それはまだ早いと、こういうわけでございます。週休二日ということは、どういう意味があるのかと、少なくとも文化的な生活をするために必要なことなのでございます。いま生涯教育論がいわれておりますけれども、私は、安く賃金をあげる、やすく人件費をあげるということではなくて、週休二日ということは、たいへん申し上げにくいんでございますけれども、清掃の現場職員の人たちが市の先端に立って、市民と毎日毎日接触

をしておる人でありますから、人間的に、文化的に高い人でなければならぬと思うわけでございますが、いままでも習慣上、そういうわけにはいっておりません。したがって、それらの人たちが人間らしく、文化的に向上されるような場を、時間を与える必要があるわけでありました。そういう意味におきまして私は、週休二日制を言っているのですが、そういうほんとうの意味に対する考え方が人事当局にはないようであります。あるいはまた消防におきましては、経験年数の換算が間違っております。安くあげたら人事管理がいいのではない。たくさん出したら人事管理がいいのではない。苦情も言えない、労働組合もないような職場におきましたは、こういった苦情がたった一つでもありますならば、もっとそれなりの労務の管理のしかたがあるわけでありました。私は、この人事の管理の問題につきまして、労務管理、その他職場の事情に応じた人事を、配置をしなければならぬということについて、市長公室長から見解を承りたいと思っております。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

谷田尚子さんの死去につきましては、まことに残念なことでございまして、つつしんで哀悼の意を表したいと思います。教育全般の公害防止につきましては、先ほどの全員協議会の節、市長から公害防止計画の繰り上げ実施というふうなお話がございます。その線で事を進めておりますし、さらに公害防止計画の改定ということも、内部的に事を進めておるのでございます。今度のような谷田さんの事件に遭遇してみますと、われわれのやってきましたのは、公害地区全体、学校全体としての取り扱い、学校全体としての対策、そういうようなことを市として考えておっ

たんじゅうないか、病気の子ども一人一人についての、もっときめのこまかい手が行き届いていなかったんじゅうないかと、そういう反省を持っておるのでございます。これまで私の承知しておるところでは、公害認定の児童、生徒も学校へ来た生活では、ほとんど普通の子どもと変わりがありません。学校でぜんそくを起こすとか、そういうことはきわめられましたと、過去に一件か二件あったくらいだと。そういうことで、個人個人に対する配慮も少なかつたと思うのでございます。こういう事例を境にしまして、一人一人に手の及ぶようにというので、いま検討をしておるのでございます。とりあえず二百二十二名の公害認定の児童につきまして、これまでの病歴とか、あるいは保健所での治療を受けてきた状況とか、あるいは出席の状況とか、そういうものも詳細に、私の事務局のほうでわかるようにいたしまして、適切な指示を学校長なり、あるいは直接の養護教諭にも指示できる、そういうような体制で、きめのこまかい指導をしていこうと、こう思っておりますのでございます。

なお、それに関連しまして、先ほど派遣家庭訪問教師の問題とか、いろいろ伊藤議員から示唆に富んだお説がございましたんですが、同時に考えて、万全を期していきたいと、こう思っておりますのでございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）お答え申し上げます。

七月二十四日の判決以後われわれといたしましては、当初に表明いたしましたように、行政としてその判決を受けとめて、当面の応急的な対策、なおその後の長期的にわたる対策等に分けて、いろいろ施策を講じたわけでございます。もとよりそれが十分なものだとは思っておりませんが、できる限り行政の及び得る限りのことはしていかねばならないと、さように考えております。

また、PPPの原則につきましても、当然のことであると、さように考えておりますが、事務費、人件費、公団緑地公園等の公害防止事業団の事業の負担についてまで、これを全部企業の負担だと、そういうようになっていくのは、まだ私は問題があるのではないかと、さように考えております。この判決は、一応三十六年から四十一年までの事態の問題でございますが、たとえば緑地公園にいたしましたも、その後四日市全市の問題として、企業を含めて地域の住民の福祉のために、これをこしらえたわけでございまして、どこまでこの負担金をかけていくかという限度の問題においても、やはり私は、まだ問題があるのではないかと、さように考えます。したがって、事務費、人件費、公団事業等にも、全部この費用を企業に負担させるということは、たいへん困難なことではないかと、さように考えております。

患者の救済として二次訴訟等につきましても、どのように対策を考えておるかということですが、これは私も三重県知事等とも話しておりますけれども、もとより訴訟に持ち込まずに当事者同士で、私は解決するのが一番望ましいことであると、さように考えておりますが、要求額と会社の決意がどの程度まで折り合うかというところの問題があるかと思っておりますけれども、私はこの二次訴訟、あるいはそれ以外に続くところの問題、あるいは地域の、他の地域のそういう患者の問題等、非常に多方面の問題を含んでおる、非常に困難な問題であるというように、私は理解をいたしております。しばらく私は事態を見ていかなければ、市としても、また県としても対処しにくいのではないかと、さように考えております。

基金制度につきましては、ともかくまず基金制度をつくるのが先決だということを、前々から申しておりますが、大体私の考えておるところでは、三億ないし五億の一応基金をつくって、その基金をもって、地域以外の患者の救済に適用すると。あるいはその他、これまでの患者に対してもいろいろの施策を考えていくと、あるいはまた環境改善

についても基金を運用するというよりな、まだ大まかな対策しか考えておりませんので、現在商工会議所を中心として準備委員会も再三開かれておるわけでございまして、まずこの基金制度をつくらうではないかと、まずつくらうという事で発足しておる次第でございまして。

福祉政策でございますが、老人の生きがいというよりなことをご指摘ありましたが、確かに老人というのは、ただりっぱな施設があって、そこで遊んでおるとか、そういうことだけでは確かに満足しないものであると。何か仕事をなすってその仕事に喜びを見出す、花づくりでもいいでしょうし、また刺しゅう等でもいいと思えますが、何かそのように仕事を通じて生きがいが必要にならないということにつきましては、私は前々からそのように考えております。またそういう施策を講じていくためには、専門家を養成していくということも当然必要であろうかと思えますが、これもなかなか専門家の養成ということがむずかしい。一応精薄者の対策としましては、三鈴中学校が水沢との合併の中学校に移転した後において、そこに授産施設をつくって精薄児対策等を講じていきたいと、さように考えます。

また精薄児につきましては、一応生活指導という中で中央緑地公園に二人来ていただいておりますが、さらにもっと大ぜい使えぬかという要求をしてみましたところ、非常に手数がかるんだと、あぶないことがあるんだということでございますので、私は、しばらくこの二名で情勢を見、なおかつそれでよいということなら、もっと採用していくべきではないかと、さように考えております。当然二人ぐらいでは少ないということでは当然のことでございますが、私も、少なくとも七、八人は使えるのではないかと、さように考えておりますけれども、なお一そうそういう面については、みはと学園と連携をとって研究をしてみたいと、さように考えております。

清掃問題を中心として、週休二日制の問題がございましたが、最近いろいろな面から、週休二日制ということが論議をされております。しかしながら現在の段階では、まだ市の職員が週休二日制をとるということはちょっと、一般社会通念上から見てもむずかしいのではないかと、さように判断をいたしております。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） ご質問の要旨が職務の内容、職場の現況、こういうものを人事の中で、どのように考えて人員配置をしているかというふうに承りましたので、この点につきましてご答弁いたします。

人事管理につきましては、その中でわれわれはどのような、だれをどこへ配置するかということがご指摘のように非常に訓覇議員からご指摘ありましたような、職務の内容と職場の現況、それと同時に本人の資質、それから本人の希望等々を勘案いたしまして人員の配置をしておりますが、それと同時にまたそれが、そういうこと自体が、いわゆる適材適所というのが、一番本人の励みにもなり、また仕事にも励みがつき、一生懸命仕事をするということと同時に、ヒューマンリレーションの問題からいたしましても、職場環境との関連が非常によくなって、明るい職場、働きやすい職場、こういうふうなところで、その職場の環境がますますよくなり、市民の期待にこたえるような、公務員としての仕事に専念できるということが、最も重要なことではないかと思っております、その線に沿ってやりつつあるんでございますが、なかなかご期待に沿えないのが遺憾に存じておる次第でございまして。

で、またご指摘のように人事管理につきましては、安い賃金で人を使うと、雇用するということの方が、最終の目的であるようにちょっとお聞きしたんでございますが、そのようなことは決して考えておりませんので、やはり賃金というものは、適正な賃金でなければならぬと思っております。ところが公務員につきましては、ご承知のように人事院勧告というものがございまして、これにわれわれ地方公務員も準拠して賃金を設定していくということが、現在の、いわゆるわれわれの適正な賃金であると、このように考えておるような次第でございまして。

したがって、人事権と財政権との集中でございますが、これはどういふふうなご指摘か私存じませんですけれども、そういう面からいきまして、人事を担当しておる者といたしましては、あくまでもその職場職場で働きやすく、しかも気持ちよく働ける、明るい職場づくりというふうなものに、今後心掛けていきたいと存するような次第でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 やつと学校における、公害認定患者の子どもの扱いについての結論が出たようでございます。四十二年十二月は、南君枝さんがなくなつた次の議會でございますし、四十五年十二月は、保田精一君がなくなつた次の議會でございますが、これをたんに調べてみましても、なくなつた子どもこの次なくさせないためにはどうするかということについて、具体的な答弁がございましてした。私は虚弱児に対する扱い方についてたくさん、市長以下出されておりましたけれども、ほんとうに患者に対する扱いについて、しかも公害という、こういう病気に對する扱いについてが、間違っていたと思うのです。私は、この谷田尚子さんのことについて、私の知り得る限り全部調べました。わかめ教室に尋ねられたことから、すべて調べましたけれども、ここで済んだことは申し上げません。ほんとうに教師が、一人の命、一人の魂を大事にするということと、それから大きく影響をいたしますのは、校長の管理の態度であります。かつてあの校長は公害のまっただ中におりました、公害に負けない子というスローガンで公害対策を始めただけであります。公害認定患者の子どもが、冬のまっ最中に裸になって乾布摩擦させられて、すっかりかぜを引いたといつて、親は苦情を言つておりました。そのことがまた校庭をふやすんだといつたようなことでやられたのでは、おそらく才四、才五の犠牲者が出るであらうと思ひます。しかもここでは、養護の任に当たっている専門

職の意見を十分聞いてない、そういう点もあります。私は済んだことを一々批判するわけではありませんけれども、校長の姿勢、態度というものが、たいへん大きく影響するということについて、教育委員会には特別をお願いをしておきたいと思ひます。

ある学校に行つたら校長さんは、よそから来た、見学に来た人が、ある学校に行つたら校長さんは、これこんな見てください、こんなきれいな空気ですと、公害のまっただ中で言つております。それは市長やら教育長に忠実であるかわかりませんが、ほんとうの、私は子どもの命を大事にする教師ではない、そしてしかもそれは、原因が校庭の少なさやら、あるいは母親の不注意さやら、そんなところにあるというふうには逃げ回つておつたことに私は原因してゐる。

たくさん申し上げたい、指摘したいことはたくさんありますけれども、ここでは省略をいたしたいと思ひます。

公害防止事業団事業の問題についてどうだというようになことに對する疑問があるというふうには市長も言われましたが、確かに私もそう思うわけですが、しかし遮断緑地といつてつくり始めたり、あるいはあそこに逃げ込むところだといつてつくり始めたりした、当初のいきさつから見まして、いろいろ考ふる余地は十分あらうと思ひます。そういう意味で私は、議会側としていざ後ほど提案をしたいことがありますので、この問題は疑問ということに残しておきたいと思ひます。

次に患者の救済の問題でございますけれども、私は、この問題が企業の経営活動と、市民の命と、てんびんにかへられた裁判であつたというふうには申し上げましたが、そのことに對して、裁判でしか解決できなかったことは、行政の側が十分反省しなければならぬのではないかと、もちろん行政も騒がれたわけでありすけれども、私は、單なる民事訴訟ではないんだと、われわれがもっと反省しなければならぬことがあるのではないかと、いふふうには考へたわけ

でございますが、あと、磯津以外の地区の全患者に対する問題の処理について、やはり静観をする、あるいはしばらく当事者で話し合わなければならぬというふうな態度でおられるという市長に対して、私は、この反省が足りないのではないかと、いろいろに思います。

ご答弁は要りませんけれども、その点を自分の心に十分尋ねていただいて、市長としての責任を果たしていただくようにお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 暫時休憩をいたします。

午後二時二十九分休憩

午後二時四十四分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、これまでの四日市市政が産業優先、企業優先の市政をとってまいりました中から、公害判決を迎え、そして市長ご自身が福祉優先ということを標榜されるに至ったわけでございますけれども、文字どおり住民の立場に立って、福祉優先の市政を転換していただくということを最初にお願いをしておきたいと思うわけでございます。

この福祉優先の市政を進めろうと差し迫って必要な問題といたしまして、身体障害者あるいは難病患者、乳幼児、老人なんかの医療問題、健康を守る問題、命を守る問題ということが非常に大切な問題と考えております。私どもの属します共産党の四日市支部といたしましても、今議会にこの立場から請願を申し上げ、後ほど審議をされることになろうと思いますが、その中で、私どもの観点というものは明らかにしております。そしてまた、今日までの審議の中で、幾つかの具体的な市長の、市当局のお考えが出ておるようでございますが、しかし、いまままでご回答いただいた中では非常に不十分なもののように感ずるわけでございます。それらの問題点を指摘しながら、あらためて見解を伺いたいと思います。

心身障害者、心身障害児の問題につきましては、すでに市長は四十八年度から身体障害者については三級以上、精薄者についてIQ五〇以下という形で出されておりますけれども、その実施の時期、あるいは所得制限、あるいは給付の方式というものについては明らかにされておられませんし、また、特に実施の時期については不十分なものがありません。私どもは、おそくとも来年の一月から実施をされるべきだと考えるのでございます。この点については、市民クラブの志積議員も指摘があったところでございますし、この問題についての議会としてとるべき態度については十分合意が成り立ち、しかるべく改善の方向がこの議会で見出され得るのではないかと、いろいろに考えるわけでございますが、その議会の姿勢以前に市当局の側が、やはり明確なわれわれの要望を入れた形において実現されるべきではないかと思うのでございます。

難病対策については、今日その実態が十分つかまれておりません。そして、それに対してどういう手当をするかということについてはまだ明らかになっておりません。四日市における難病患者の実態、そして四日市としてはこの難病患者の方々が精神的、経済的に言語に絶する苦しみをしておみえになる、せめてその医療費でも無料化する中から経済的苦しみの一部でも取り除いてやると、こういう配慮をなさるべきだと考えますが、その点はいかがでございますか。

乳幼児の問題につきましても、新聞紙上ではゼロ歳から来年度、つまり四十八年四月から実施するということがございますけれども、この私も議員に対しては、正式に何ら明らかにされておりません。それについてもやはり実施時期なりあるいは所得制限、給付の方式、あるいは医療機関、お世話になります医療機関に対する手当ての問題、そういう問題が明らかでございませぬので、明確にお答えをいただきたい。

老人医療費の問題につきましても、市民の強い要望によりまして、ことしの一月から実現されたわけでございますが、所得制限、年齢制限、そういう面で制限がございませぬ。また、給付の方式も国保以外は現物給付となっております。せん。長年社会に尽くしてこられたお年寄りの方々には十分報いるという形になっておりませぬ。この所得制限の問題につきましては、前向きに検討したいという旨の小西部長からの答弁がございましたが、その他の問題につきましても、さらに具体的に前向きな回答をお願いしたいと思ひます。

さらに保育料の問題について申し上げたいと思ひます。

保育料の問題につきましては、四十八年度に向かって善処したいというお答えがすでに出ております。しかし、非常に問題の多い今日の四日市の保育料について、この善処したいというだけでは納得できないのでございます。確かに国の保育政策、保育行政というものに大きな問題があるということは明らかでございます。したがって、この国の保育行政を抜本的に改めさせるために大きな自治体が運動を起こしていかなければならないというふうに考えますが、こういう面でもとより努力をしていただいていると思ひますが、もっと積極的なものがなされなければならぬと思ひます。

四日市の保育料は、国のそういう不十分な、不当な行政の中ではありますけれども、他都市、他の自治体が行っている状況から見ましても、もっと引き下げることができると、まして、今度のように幼稚園の保育料の助成措置、こういうものがある中で、現に保育園に子どもを預けているお母さんたちにとって、保育園の保育料が高いということについてはまんがなくなっているということは事実でございます。したがって、この点についてももう少し積極的なご回答をわすらわしいと思ひます。

次に財源対策の問題でございますが、すでに財政の見通しが非常にきびしいと、苦しいという理事者の見解が表明されておりませぬ。それに対して、今後財源確保のために市長自身のおことばに従えば、従来に倍した努力をしなればならないというふうに言われておるわけでございませぬ。

しかし、助役がご答弁になりましたその財源確保の努力の方向というのを見てみましたときに、これだけでは私もは不十分だと思ひます。助役がお話になりましたのは、支出面で港湾分担金の軽減に努力するという、初めて私どもが長年この主張してまいりました問題が、初めて理事者の口から軽減に努力するということで答えられました。そういう意味で私どもは評価するわけでございますけれども、しかし具体的にはありません。何も出ておりませぬ。今後の努力に待たなければなりませんけれども、支出面でこういう港湾費の分担金の削減と、それから収入面で電気、ガス税あるいは電気、ガス税の免税点の撤廃、重油関税の一部還元と、こういう努力をしなればならないというふうに言われておりますけれども、こういう努力では非常に不十分でございます。公害判決の立場に服するという見地からやはりいま四日市の財政の支出の状態を全面的に分析をして、将来の支出を予想されている問題についても分析をして、そこに大きなメスを入れなければならぬと思ひるのでございます。

その一つは、先ほども訓覇議員からもご指摘がありました。中央緑地の問題ではないかと思ひます。

中央緑地は、体育館の工事費を除きまして総工費十八億円です。企業から寄付があったといわれております。元金でいえば六億五百万、分割払いをしますから利息を含めて七億七千六百万だと、こういうことでございます。しかし、

国庫補助は非常に少ない。七千五百万だけであると。霞緑地の場合と比較しましては、霞の場合には二億二千万余りでございます。この中央緑地の場合は非常に少ない。それから企業が利子を含めて七億の負担をするといっていますけれども、この中央緑地の整備、用地及び補償費だけで七億六千万かかっている。敷地造成費だけで七千七百万かかっている。いわゆるこの中央緑地に体育館、そしてその他の運動施設これを除いた費用だけで十四億かかっているのです。ですから、もっとこの中で企業に負担をさせなければなりません。今後、四日市市はその利息を含めまして、二十年間で支払っていくわけですが、十七億円支払いをしていかなきゃならない。約十八億円です。昭和六十四年までに支払いをしなきゃならない。今後毎年、四十八年度も四十七年度も含めまして、これからほぼ十年間、毎年一億一千万近く財政負担してかきかきならない、実質の負担だけで。

私は、三月の議会でもこの中央緑地の問題については、たとえはの方法として、県の施設が何もないから県立にしたら、県に負担金出してもらったらどうだというお話を申し上げました。そうしましたら、市長は県費助成などいままさらこの話を蒸し返すという段階ではないという答弁をなされております。しかし、私どもはそうではないと思えます。今日もこれからもなお六十四年まで、今後十数億円の支払いが要るのでございます。

港湾費の問題についても、市長は三月議会で税収の一割が限度だと、あるいはまた岩野助役は三月議会では事業繰り延べの形で努力をしたとか、こういう方向が示されたのでございますけれども、この事業繰り延べとか税収の一割とかいう押え方というものでも私どもは納得できないのでございます。港湾事業は、そしてその利益を受ける者は特定の企業として限られておるのでございます、大部分がです。その特定のものの受益者の負担ということをやったり確立する必要がある。今日の使用料の問題なんかにつきましてもたいへん安い問題、不合理な問題がございます。港湾の中にあります荷さばき地の使用料一つをとりましたが、一級地のところで一日に一平方米で、一平方米ごとに五

円しか払わない、こんな安く貸してくれるところが四日市の市内にどこにありますか、野積み場にしましては一月一平方米四十円でしか手数料を取らない、使用料を取らないんです。施設用地の使用料のごときも、耕作物等の用地に使用する場合として基本料金に一級地で一月一平方米ごとに五十円しか取っていない、こういうふうな実態があるのでございます。

この点を明らかに正するという形でなければなりません。さらに県、市の負担割合を是正させるものでなければなりませんというふうに考えます。この点について、ご意見を伺いたい。

近鉄の高架事業についても同じ問題でございます。

三月議会でもやはり問題にしました。あえて問題にしますのは、この判決というものを踏まえての市長の姿勢が発想を転換し、行政の姿勢を正すといわれるわけですから文字どおりその点を実行していただきたい。財政は来年度苦しいというんですから、その点を文字どおり正しく解決していただくという意味で申し上げるわけですが、四日市の近鉄高架の場合は、大阪の上六から難波へ乗り入れる需要や、名古屋における瀬戸線の乗乗り入り問題と事情が違うという市長は答弁で押し切っておみえになりますけれども、それだけでは許されません。

あの近鉄高架事業という、近鉄自身がどれほど大きな利益を受けるかということも明らかです。近鉄の踏み切りが十七なくなりません。それだけでも人件費、その他のことでもたいへん利益になるんです。スピードアップ、その他いろいろあります。それがたった四億円しか払わない。しかも四十七年度の地方税改正によりまして、新設のこのああいう高架事業での固定資産税のみならず、既設のものまで非課税にしてしまうというふうな手厚い保護を受けておる私鉄企業に対して、もっと厳格なものをとるべきだというふうに思います。

それからそのほかにもたくさんございます。

公害関係、最もこの公害裁判と直結して考えられるべき問題として公害関係医療費がございませう。

四十年から四十六年度までに、市が患者の自己の負担分を払ってきた分だけで六千七百万ございませう。国保の負担分だけで原告分だけで一千万、現在磯津で直接交渉しておりませうが、これらの人たちの国保患者の分を推定いたしましたと約一千万、その他市内の患者そのうちの約半数近くが国保加入者でございませうが、それだけでも約国保負担分が三千万以上になるだろうと思ひませう。そのほか公害関係費用として、教育委員会が各学校に支出しております空気清浄機等の設備費等についても二千二百万ございませう。こういうものについては、やはり空気をよごした、被害を与えたりそういうものがコンビナートとして六社がすでに責任を問われている。あとのコンビナートも共同責任をふえんして、十分私は市がその姿勢を正すならば確保することができるといふふうに思ひますが、いかがでございませう。時間の関係で、今後少しはしよります。

次のこの国鉄貨物基地の問題について申し上げたいと思ひませう。

すでに、国鉄貨物基地建設問題については、地元住民が強く反対している、こういうことはご承知のとおりでございませう。しかるに、市当局は依然として国鉄の基地建設計画に協力する態度をとっている。最近とみに国鉄は地元住民への説得工作を、懐柔工作を強めつつございませう。この国鉄貨物基地建設について、国鉄はそれこそ公害判決に問われましたところの立地上のそういういろいろな事前の調査やら十分な手当てをしないうちに、ここしかないというふうにきめてきているわけだ。国鉄だけの都合だけできめてきているわけだ。それに無条件に市が協力をしているというふうな形に実態としてはなっておりませう。騒音、震動、電波障害、交通量増大に伴う被害の拡大、あるいは治水問題、環境破壊、生活権、営業権に対する侵害、あるいはこの地域の将来の発展という問題についてたいへん多くの問題を持ちませう、この問題について、しかも住民が強く反対しているという問題について、ほんとうに住民の

立場に立つ姿勢を、行政の姿勢を正して発想を転換してやっていくという立場ならば、この際、国鉄貨物基地問題について、そういう強い反対のある住民の意志を取り入れて再検討し、国鉄に再検討を要求するようになる態度はなにかどうか、お尋ねをいたします。

最後に、治水問題でございませう。

もう治水問題といひませうか、都市排水、都市下水の問題について多くを語る必要はございませう。去年に続いてこのしもたいへん多くの人たちが困っております。下水の担当者たちはみんな口をそろえて言っております。「たくさん市民の要望がある。わずかの予算でしかないのに要望に達せられない。せめて四十七年度に実施をした道路舗装に五億円組んだと、ああいう形の特別措置をとってほしい。とってくれるならば、相当皆さんの要望にこたえられるんだが。」というふうに考へておられるのではないかと思ひます。そういう来年度、特にこの水から守るといふ点、市民の暮らしを、生活を守るといふ点で特別の手当てをなさるお考へはないかお伺ひをいたします。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） お答えをさせていただきます。

心身障害者の無料化の問題でございませうが、実践時期はいつかということですが、四十八年度からやりたうといふふうに進めております。

所得制限につきましては、どう考へておられるのかということですが、これらを含めて十分検討していきたいと。ただ気持ちの問題として小井議員さんのご承知のように、四十五年の五月に心身障害者基本法というものが出ておりますし、その基本法の目的は、いわゆる心身障害者の労働問題を取り上げましたも、四四・一歩の就労値しかな

いという事情がございまして、そういう身障者の置かれてある立場から身障者の保障の思想を強く打ち出していいこと、ということが基本法でございまして、そういう法の精神を加味しながら検討していきたいと、こういうことと、ございまして。

来年一月から実施すべきであるということと、ございまして、お気持ちとしてはよくわかるわけでございまして、事務当局としては、四十八年から進めたいというふうにすべての事務の問題が、手続の問題等もございまして、そういったことで四十八年度から踏み切るように準備を進めたいと、こういうふうに考えております。

難病対策の問題でございまして、仰せのとおり実態をつかむのが非常にむずかしいと、ございまして。

この難病といいますが、非常に幅広いわけでございまして、いわゆる今日的に難病とは何かというと八つの病気に分けられております。ご承知かもしれませんが、その一つはスモン病でありますし、二つ目はベーチェット病、あるいは三つ目は重症筋無力症、あるいは四つ目は全身性エリテマトーデス、五つ目はサルコイドーシス、それから六つ目は再生不良性貧血、七つ目は多発性硬化症等というふうに八つが今日の難病ということになっておりますが、これらの問題をとらえましても、本市の状態をたとえば市立病院の入院患者のカルテの中から私のほうがお聞きをした推定でございまして、確実な数字は、ございせんが、たとえばスモンについては五人、ベーチェットについては二人筋無力症については一人、サルコイドーシスについては一人から二人、全身性、これは抗原病といっておりますが、抗原病は三人、あるいは再生性貧血症というのが四人から五人、多発性硬化症が一人から二人というふうになっておりますし、それからそういった医療の無料化についてどうであろうかということは、いま申し上げましたほかにもやはり難病というものがございます。たとえば、小児ガンの問題だと小児せんそくの問題とか、腎炎の問題とか、ネフローゼの問題とかいろいろございまして、こういった問題をいま国のほうはやはり赤ちゃんを優先にして検討していききたいというふうな方針を打ち立てております。で、先ほど申しました八つの問題を含めて非常に大きな問題がございまして、こういった原因の究明の研究費をさらに四十八年度に上をしていきたいというところは、厚生省が積極的に取り組んでおりますし、総理もそのことを言っております。そういった理由でございまして、いきなりこれを無料化にいたすということについてはいまのところ持ち合わせがございませんが、きわめてむずかしい問題でございまして、将来の問題として十分検討をしていきたいと、こういうふうに考えております。

それから乳幼児の問題でございまして、乳幼児の無料化につきましても、乳児いわゆる零歳児については四十八年度から実施をしていくように準備を進めたいと、このように考えております。

医療機関へのその場合の手当て等はどうかということと、ございまして、もちろん乳児ばかりではございません。老人を含めてこういったものをすべて無料化するんでは、医療機関の絶大なやはり協力がなくてはできないことと、ございまして、四十八年度に向かって医療機関とも十分にご協力方を要請しながら事務手続をどうしていくのかということにつきましても進めたいと、ございまして。

老人の問題でございまして、所得制限につきましましては、先般の志積議員さんご質問にもお答えしましたとおり、国が所得制限の緩和について十分に考えていくという姿勢も示しておりますので、そういったことを踏まえつつ私のほうもできるだけ、現在所得緩和については四日市はきわめて先進的なやり方をやっておりますけれども、個人所得につきましてもさらにそういった緩和をはかっていくように検討をいたしたいと、こういうふうに考えておるわけでございまして。

現物給付につきましては、これは先般の議会でも申し上げましたように付加給付の問題がございまして、もちろん問題としては非常に申しわけないわけでございまして、社会保険制度のものにつきましましては現物給付はいたしかね

ておるといふことでございますが、こういふ問題は今度国が施行した場合にどうなるかということも私のほうは十分に踏まえておきたいと、こういふふうに考えております。

保育料の問題でございますが、善処したいということだけでは納得できないということでございますが、小井議員さんのお立場からすればそうかもしれません。私のほうの立場から申し上げますと、なかなか保育料の引き下げという問題については、先ほど伊藤議員さんのご質問にお答えをさせていただいたとおりでございます。そういった問題を踏まえていろいろの幼児の問題、乳児の問題あるいは教育の問題、養護の問題、いろいろあるいはまた最近法ができたわゆる勤労婦人福祉法にかかるいろんな問題、そういった問題が非常にきわめて重要な問題として堆積されてまいっておりますので、そういった問題を検討していただく、何らかのひとつ機関をつくって、その場で検討していくようなものを考えてみたいと、こういふことでございますので、よろしくご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 二番目の問題にお答えいたします。

ご指摘になりました中央緑地の国庫補助金が非常に少ないというこの問題は、中央緑地の修築にかかりました以後、国庫補助という制度ができたため、中央緑地についてはその未完成の部分だけしか国庫補助が適用されなかったために、国の補助が少ないというような結果になったんでございます。

それから、当時企業からの寄付につきましても、また企業負担、こういう公害防止事業についての企業の負担という制度が定着していなかったところで、まだむしろ当時といたしましては、これだけ企業からよく出させたもんだというよりな感じを持っておったんでございます。ただいまから見ますと小井議員のご意見と私も同感するんでございますけれども、ただ時期の隔たりが非常にあることを非常に私としても遺憾に思う次第でございます。

霞ヶ浦の緑地につきましては、海でありましたところを復元いたしましたその費用を大体これは小井議員もご存じと思いますが、二億七千五百万円負担させておりますし、企業負担が事業費といたしましても一億七千万円、市の負担が二億七千六十二万円、こういった状態でございますので、これにつきましては、これ以上企業に望むのは無理かとも思うのでございます。

港湾関係の港湾事業につきましては、その負担につきまして、三月議会にもいろいろご議論がございましたし、私自身もこの負担には耐えかねるような気もいたしました。その後、港湾の年次計画を延ばすことによって負担に耐え得るような額を出させるといった方面に努力いたしておりますし、おそらく本年よりは来年度のほうがその負担は少なくなるというふうに考えております。使用料なんかにつきまして、低額に過ぎるといふような点がございましたら、これは是正するのにやぶさかじゃないんでございますが、ただ、隣の名古屋港との比較という点におきまして、あまり均衡を失しました場合には貨物の流入がなくなるといふようなこともございますので、この点を考えながらできるだけ低きに失しないように是正の努力をしたいと思っております。

港湾の背景につきましては、港湾の大体修築が完成しました時点においては、これもひとつの自給自足を目ざして進んでいくもんだと考えますので、この点大小となく収入、支出面において十分注意していく所存でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 三番目の国鉄貨物基地の問題でございますが、この問題はご指摘のように非常に地

元にはご迷惑をおかけいたしておりますし、またほとんどさようにむずかしい問題でございます。しかしながら、四日市といたしましては、関西線の複線化という多年の議会並びに市等ともども、国のほうへ、国鉄のほうへ要請してまいりましたこの関西線の複線化の問題との関連もございまして、われわれといたしましては小井議員には特にご迷惑をおかけすると思いますが、地元のご協力を得て今後のこれに対するご協力が得られるように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君）

才四点の治水対策について、来年度に特別処置をとる必要性についてでございますが、下水道事業は公共下水道と都市下水道がございまして、いわゆる環境の整備それから水質汚濁の防止、市街地における浸水対策の排除をするためにこういう事業を行なっておるわけでございますが、公共下水道につきましては、国の予算も規模が大きい状態でございます。年々増額の一途をたどっておるわけでございまして、公共下水道につきましては、現在のペースで進んでいきたい、そうように考えておるわけでございます。

次に都市下水道でございますが、都市下水道も規模の大きいものにつきましては、国の補助対象になっておるわけでございまして、四日市では朝明の都市下水道と雨池の都市下水道、羽津都市下水道が本年度から着手することになったわけでございますが、この特別処置に当たるのかどうかわかりませんが、朝明の都市下水道につきましては、昨年来、債務負担行為で工事を促進しておるわけでございまして、昨年度二億六千万円、本年度三億四千万円、合計六億の事業費でもちまして促進しておるわけでございますが、南部の先般もご質問がありましたように、南部の地域に

おきまして雨池の都市下水道の早期の促進ということが大きな問題でございますので、われわれといたしましては朝明方式で雨池の都市下水道も進めていきたい、そのような考え方をしておるわけでございまして、こういうことを要望いたしまして国のほうの予算の獲得、財源の確保に努力したい。

それから先ほども申し上げましたように、雨池の都市下水道は公害防止事業に入っておりますので、市長も先般から申しておりますように、公害防止事業の繰り上げ実施ということで国のほうへなお公害防止事業としての努力を一緒進めていきたい、そのように考えております。

そのほかの小規模の都市下水道につきましては、いわゆる市が単独で行なう事業でございます。市費で全部をやるわけでございますので、この増額につきましては強くわれわれとしても要望いたしまして、いわゆる常時浸水地域につきましては、早期の対策を講じまして浸水から免れるように一その努力をして進めていきたい、そのように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 公害問題一本にしてほって通告いたしました。

特に市民の命と暮らしを守る公害対策というふうに具体的に公害対策のかまえ、目的について質問項目をあげたわけですが、三つに分けて質問したいと思えます。

まず、被害者の対策それから次に防止対策、三番目に市の行政を充実するということであります。

入る前に、四日市の公害裁判判決後一カ月余たちました。いま市民の中の大きな関心は青空は戻るかどうかという事、長い間苦しんでまいりました被害者への補償が抜本的に改善されるかどうか、苦しんできた民主的な、当

然の人間のな、人道的な要求であります補償問題はどうかということが今日市民の大きな関心でありますし、こういふ願いを市長を先頭にしたり四日市の自治体が、どのように対処してくれるんかということでも非常に大きな関心を寄せております。

先ほど来、公害問題についての多くの質疑がかわされておりますけれども、この会場で八月十六日に全協が持たれました、判決を謙虚に受けとめて発想の転換をやるという市長のかたい決意が披瀝されましたが、先ほど来、特に訓覇議員の質問に対しての市長の答弁を聞いておりますと、私は非常に残念に思ってしまったかたがないわけです。個々についてあとに述べたいと思いますが、特に九月の二日、公害病の児童谷田尚子ちゃんが命が奪われたということ聞きまして、私はほんとうにわれわれの責任を痛感するわけでありまして。われわれも公害の犠牲者が出るたびに、絶対に犠牲者を出してはならないということをいつも誓うわけでありまして。しかし、犠牲者が絶えないということは、私はわれわれの努力の足りなさを痛感すると同時に、より一そう行政面においてもほんとうにこの問題をもっともっと真剣に考えなくちゃならぬと思っております。

先日の全員協議会で市長は三つの柱を出されました。

才一の発生源対策、才二の患者救済、才三は工場環境の整備促進と、この三つに対して私は才三の項の工場環境の整備促進は撤回しなさいと、そして市民が非常に不安に思っている工場の新增設を行政としても一度チェックし直したらどうかと、このことが市民のいま現在の公害に対しての不安にこたえる道ではないかということを確認しました。

そして、八月十六日以降、四日市市民の住民の要求と運動は非常に大きな高まりをしております。あとで紹介したいと思えますが、六社の主要な企業とかわしました誓約書の内容、また九月一日から企業に対しての直接交渉が起きております。また市長も参加された県知事と市長との才二回目の現地での話し合い、要求が、集会がもたれておるわけでありまして。そして、市内の各地で何とか公害をなくする、いままでの苦しみを何とか補償させなくちゃならぬと、公害をなくさなければならぬという人々の運動が盛り上がりつつあります。こういうときに開かれておりますこの議会で、いまま少し市民の不安、要求にこたえる積極的な政策が打ち出されてもよろしいんではないかと、私は先ほど来聞いておりますけれども、あまり変わりが無いのに驚いておる才才であります。あと具体的に問題を出して質問したいと思いますので、積極的に答えをいただきたいと思っております。

才一の被害者の対策であります。判決後の被害者の救済につきましては、救済を抜本的に改めるといふことと、損害の補償という新しい問題が提起されておるわけでありまして。先ほど教育長の答弁の中に学童に対してのきめこまかい施策をやるよ、やらなくちゃならぬということを痛感したという発言がありました。いろいろの公害対策の中で、私は非常に新しい教育長の答弁だったと私は聞いておりました。しかし、実際を見ますと、公害激甚地の指定校は七つあります。認定地域の学校の中でもわずかな学校しか指定されておられません。養護教員が特別加配されておるのが七名、一般教員が三校に各一名、いわゆる公害激甚地の中の学校に対しては、特別加配はわずかに十人です。先ほどなくなつた児童の中部西小学校は、特別加配の養護の先生がおられない学校であります。現在認定患者が通っている小学校が二十一小学校、中学校が七校あります。少なくとも認定地域、またその周辺の学校には養護教員の加配が即刻必要であると思えます。また訓覇議員も指摘しましたいわゆる鍛練方式の保健体育方式、これを市の方針として持っておられるならば、これは全く誤りであると思えます。個々の患者に対しての学校内及び家庭におけるきめこまかい養護体制、また緊急時におきます救急車の配置、緊急病院、また先日磯津でも出ましたように子どもの入院のときには空気清浄室に入れない、一般の小児科病棟に入院させておるといふような現状でありますので、市長も努

力するという返答でありましたが、少なくとも市立病院が市のセンター病院としての役割りを果たすために小児の空気が清浄室、子どもを入れる空気清浄室を即刻つくるべきであると思います。この点についても積極的な市民の皆さんに納得できるような回答をお願いしたいと思います。全体の公害患者に対しての実態をもっと厳密に把握する必要があります。現在日本の医療制度では、どの病院、お医者さんを自由に選ぶことができますので、その点は非常にけっこうでありますけれども、しかし、全市にちらばっておる公害患者の実態を厳密に掌握して、適切な個人まかせではなく行政としてきめのこまかい援助が必要であると思います。

その次に、生活保障と損害補償の問題であります。

先ほど市長は、当事者間の解決が望ましく、しばらく静観しておくということを言われました。私はこれは裁判判決以前の態度とほとんど変わりはないのではないかと、当事者間の解決にまかすということは金のない者は裁判もできません。そして非常に長期を要するわけです。この四日市の裁判を謙虚に受けとめるといふならば、現在裁判方式、また自主交渉の方式で民主的な権利を守るといふ市民まかせやなくして、何らかの行政としての積極的な対策が必要ではないかと。先ほど市長は三十六年から四十一年の間であるということを中心と漏らしました。あとでこの問題については述べたいと思いますけれども、そういう感覚でこの補償と生活保障問題、損害補償問題を扱うならば、やはりあまり発想の転換もやってみえないんじゃないかというふうに思います。公害対策協力財団という仮称でいろいろな話が進んでおるそうでもありますけれども、この内容についても先ほど若干触れましたが、いま現在到達している問題、企業がほんとうに心からこの問題に対しての積極的な参加を決意しているかどうかということを含めて答弁をいただきたいと思います。

次に費用の原因者負担の問題ですけれども、これも先ほどPPP方式は当然のことであると、公害事業団が行なっ

た事業までも企業負担にさせることは問題があるという答弁でありましたが、富山の婦中町が三井金属に対して婦中町は四十六年の五月七日にそれまで婦中町が払ったイタイイタイ病患者の医療費それから健康調査費、水道建設費、税の減免、国保の超負担分合わせて一億円を支払えということを三井金属に四十六年五月七日判決以前にやっておるわけです。この点から学んで、やはり原因者負担の原則が、加害者、原因者負担の原則が確立したのが公害裁判であります。いままでの市費負担はもろんのこと、今後の市費負担について範囲を明確にすると同時に、積極的な住民の立場に立った立場で原因者に当たることが市長の責務であると思っております。

次に防止対策であります。

判決後の防止対策のあり方ですけれども、まず率直にお尋ねしますけれども、硫酸酸化物の環境基準、いま現在政府の行政目標として出されておりますが、これはほんとうに市民の命と暮らしを守るにはどれほどの数値であればよろしいか、お考えであると思っておりますので具体的に率直にお答えいただきたいと思っております。総量規制ですつままでその程度にするということは、一つこれも目標であります。それではたして四日市市民の命と暮らしが守れるんか、そういう一つのはっきりした目標をきめて、そこから排出源の規制を行なうということが判決後の公害防止対策ではないかと私は思います。基準をどこに置いたらよろしいかということを率直にお答えいただきたい。アメリカではマスキー法という法律がありまして、ご承知だと思いますが、一定の基準をきめてそれ以外はだめだということをきめております。

それから次に観測体制と予防体制の問題ですけれども、これもたびたび触れてまいりました。市民の生活環境を守る立場で各種汚染物質についての調査、研究と同時に厳密な観測体制が必要であると同時に、他の都市でやっておりますように、倉敷市ではイグサに対しての警報、また市原市ではナン警報というのをつくって事前に予報体制をとっ

ております。総量規制も必要でありますけれども、それに先手を打つ意味で、これは気象関係の権威者が必要であると思えますけれども、この観測の体制とそれから違法体制、特に観測の体制については法律によるところの政令都市としての事務が市長に委任されております。公害権限を地方自治体に移せという要求をわれわれやっておりますけれども、その中で唯一の工場以外の事務にかかわる測定については市長に委任されておるわけであります。現在、県の総合庁舎ができればそこにセンターが移って県がやるということになっておるようでありますけれども、私は市の手でもっと測定体制をふやして、そして市の独自でやるべきであると思えます。私はこれは行政上怠慢とか法律違反というようなことをきめつけて申したくありませんけれども、唯一残されておる市長への事務委任でありますので、国の補助を要求すると同時に、また企業への原因者負担の問題も考慮すると同時に、即刻この問題に対しての体制を強める必要があると思えます。

次に、公害発生源の新增設の問題であります。

この問題を私は大きな柱におけるといっても強調しております。四日市の市民が八月二十一日と二十二日に三菱三社の本社と昭和四日市石油本社に参りまして、この問題について詰めました。これはほんとうは市長が行ってやっていくべき仕事だと思えますけれども、市民が代理してやったわけであります。

三菱三社とはこういう協定であります。「大気汚染と公害を増大させるような増設及び生産量の増大については、住民の意向を無視してはこれを行ないません。」これは三社の社長が署名捺印しております。

昭和四日市石油の社長、「公害防止対策費を大幅に増額し、使用重油のサルファ含有量をさらに低下させるなどして当社四日市工場における硫黄酸化物排出量をさらに低減させることを確認いたします。このために当社は四日市工場に現存する三十一万バレル規模の施設による今後の増産については、右提言の具体的根拠を地元住民代表に示し

ご理解をいただくよう最善の努力をしたりえて決定いたします。」これを持ってみえなかったら市長にささげたいと思えますけれども、住民が地方自治体を乗り越えてこういうことを誓約しておるわけであります。私は、このことを十六日に申しましたら、それに対しては的確なご返答がありませんでしたが、市長が返答しないために、住民が東京まで出かけて行って判こをもらってきたわけであります。

判決の内容は、立地上の過失の問題を主に置いておるわけであります。私は産業を破壊せいか四日市に何も産業がなかったらええということをおるわけじゃありません。この誓約の内容によつて、やはり行政の立場でチェックすべきではないかと思えます。いままでは企業がこのように言っているからして間違いがない、住民の皆さん、それに従いなさいという立場ではなかったかと。才三コンビナートの問題についても、市独自でさまざまな調査、研究をやつて住民を納得させるための材料を提示したことがありますか、私はそのことを言っておるわけであります。

その次に中小企業の対策であります。行く行くは中小企業の問題が大きく問題になってくると思えます。特に四日市の港地区には、電線、肥料、鋳物その他の工場がたくさん集中しております。国鉄周辺では、将来この辺が大企業を含め中小企業の大きな汚染地帯になるのではないかと、この辺にそういう測定器を設けよという声が地域住民からあがっておりますが、一向に設けようとしてはおりません。特に中小企業に対しては、廃液処理、ばい煙、騒音などの防止施設などに対して特別な融資制度がありますが、よりこれを確立すると同時に、税金の減免、工場団地の造成等、優先入居する特別措置がこれは簡単にいきません。数年のかまえてもって総合的にやる必要があるのではないかと私は思います。

最後に才三番目の市の行政の問題であります。特に都市政策に関係しまして立地の問題が裁判で問題にされております。工場地帯と商業地帯と住居地帯が密集しているような状態は正しい状態ではありませんが、さらに工場が適

地として新都市計画法とあわせて住宅地域に進出してくるといふ危険性もあるわけであります。そういう意味で土地利用区分については、新しい都市計画法の改定の時期、また市長が審議会を設けてやるという新しい総合計画の中では是非とも重要な問題として、いまから準備していただきたいと思えます。土地利用区分についての再検討を必要だと思います。

それから最後に再三私は言っておりますけれども、住民参加を尊重して、市行政を充実するうえでどうしても公害防止の市の条例の制定が必要であります。八月の十六日、市長は都市美化条例の制定ということを提案してみえますけれども、こんな条例をつくるんだったら、もったりっばな十年間の経験をまとめた市条例の制定、特に政令都市としての委任事務を全うする予報、救済補償問題、新增設をチェックする、それから住民参加をきちっと規定した条例が必要ではないかと、再度このことを強調したいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

まず才一点の被害者対策としての子どもの市立病院への収容の問題でございますが、これは現在でございますところの十八ベットの中心エアクリナーもございまして、そこを仕切って収容したらどうかというように考えておるわけでございます。

生活保障の問題でございますけれども、行政として積極的な態度をとれということでございますが、私は、この問題は基金制度というものの運用の方法として考えたらいかかと、さように考えております。

また原因者の確立の点につきましても、基金制度の活用というものにつきましては、企業自身が非常に強く希望しておりますので、当然そのように考えていくべきではないかと思えます。

防止対策でございますが、環境基準値の数値はどう考えておるかということでございますけれども、私は一応〇・〇三PPM、そしてさらに通産省等の見解によるところの〇・〇一五PPMに段階的に持っていくべきではないかと、さように考えております。

観測体制、予防体制の問題でございますけれども、市長には測定と調査の権限が移譲されておりますけれども、県があれだけりっばなものを建ててやるという以上、私はやはり機能分担をして屋上屋を架するようなことをする必要はないと、さように思えます。さらに一体となって観測並びに予防の体制に力を合わせるべきではないかと、さように思っています。

発生源の新增設の問題でございますが、これはすでに公害防止計画等に織り込まれておりますところの数値の、よりさらにきびしい行政指導を必要ではないかと、さように考えております。

中小企業の問題は、いろいろこの資本的な問題、その他立地の問題で困難があるかと思えますけれども、ご指摘のようにでき得れば、団地をこしらえてそこにかたまるといふことが非常によいと、さように思っています。

市の行政の問題でございますけれども、土地利用区分というものが非常に用途地域上不明であったというところに大きな災いのもとがあったというところは申すまでもありませんが、今後この土地利用区分につきましては、厳重に運用していかなきやならぬと、さように思っています。

住民参加につきましても、市政モニターあるいはその他のいろいろのモニター、その他関係各位の意見は積極的に聞かなきやならないと思えますが、公害防止の条例というのは県が公害防止基本法にさらにきびしい上のせ、横のせをした県の公害防止条例をつくっておるわけでございます。これはほとんど四日市のためにつくっておるようなもの

でございますので、私はその条例に従っていけばよいのではないかと、さように思っております。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 学校の養護教諭、そういう問題についてお尋ねございましたんですが、いま現在おる人数についてはご指摘のとおりでございますが、これは私どもだけではできないことでございますので、さらに県のほうと折衝いたしまして事を進めていきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 一番最初に申しました救済の問題ですけれども、もう一度市長にお尋ねしたいんですけれども、先ほど訓覇議員の質問に対して、三十六年から四十一年までの間のことだったということですけれども、私は非常にこれはどういふ意味で言われたのか、もう一回その真意をお尋ねしたいわけですが、もし、あの裁判というのはもうそれだけの、あれだけのことであって、あとは煙突も高くしたし、あとはやっているんだと、いろんな被害の補償問題もその間の問題だけでいいんだというお考えなのかどうかということを、いま一度お尋ねしたいと思います。

それから企業の新增設に対してのチェックの問題でありますけれども、先ほど申しましたように、昭和四日市石油、それから三菱三社、その他の企業とは市と企業と結んであります防止協定以上の制約がなされておるといふふうに思っています。そこで、こういう制約が住民と企業と直接取りかわされておる中で、特にわれわれが再三問題を提起しておりますように、市として新增設に対して市民が十分に納得できるようなそういう調査、検討を私は独自でやるべきであるということをおわせて提案しておるわけですが、この誓約とあわせてより一そう現在のお考えを発展させるお

気持ちはあるのかないのか、その辺のところを明らかにしてもらいたいと私は言っておるわけがあります。

以上の点、あらためてご答弁いただきたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

三十六年から四十一年までの起こったことだという単純な理解ではなくて、三十六年から四十一年までに健康被害を受けたという意味で申し上げておるわけでございます。

新增設の問題につきましては、ご指摘のように十分行政指導を強めて厳重なる環境基準に一日でも早く近づくような、そして観測体制につきましても、煙道観測あるいは排出口の観測というようなものが自動記録的にできるような指導していきたいと、さように考えております。

○議長（服部昌弘君） 橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 三十六年から四十一年の問題はそうかわると思いませんけれども、しかし、この裁判の判決、またその後のいろんな国、また地方自治体、また住民の動き、また企業の防止対策、また補償に応じる態度の中で、四日市市長が、あるいは四十一年までのことなんだというふうなことではいかぬと思って再度お尋ねしたわけですが、そういうふうなふうに思っていないということでありまして、それであれば、先ほど来企業と当時者間だけの解決というふうな冷たい態度ではなくして、積極的に住民の立場に立って一刻も早い補償ができますように、そのように私は努力していただきたい。中に入って足して二で割るといふようなことをわれわれは言っておるわけじゃありません。

住民が要求しているこの損害賠償の判決、その線に沿って自主交渉の金額がきめられております。私は率直に個人的な意見を申すと、あの額はきわめて低い額であるというふうに思います。しかし判決が出ており、控訴を双方がやっておりますので、当面の力関係上やむを得ないと、さらに小さい子どもさんの問題については、一時金については将来の問題として留保されておるわけでありまして、そういう住民の側で起きている問題については、もっとこまやかに、しっかりとつかんでいただきまして、住民の要求が実現できるようなその立場に立ってより一その姿勢を正してもらいたいと、先日磯津でのいろんな集会のやり取りを聞きますと、必ずしも住民の皆さん方の持っている要求気持ちにびったりとした市長の態度ではなかったというようなことを聞いております。われわれはそのことを特に強く要望したいと思えますし、さらに先ほどの財団の問題、基金の問題におきましても、単に認定地域以外の患者の救済に充てるんだといういわゆる見舞金の程度の発想ではなくて、当面の補償と同時に、生活の保障と同時に新たに問題が提起されております。損害の賠償、補償の問題も加味して、当面原因者負担を明らかにしつつ、この問題についても考慮していくと、さらにさまざまな要求が実現できるように形で加害者、被害者の関係が明らかなか中で地方自治体としての責務としてのこの問題を、もっと性格を明らかにして重視していく必要があるのではないかとこのことを思います。

それからこの防止対策の問題であります。環境基準の問題につきましては、再三私はこの場で強調しております。先ほど市長は通産省がいつておる〇・〇一五に到達するということがありましたが、問題はいつの時期にそれをするかということでもあります。また、具体的にどのようにそれをやっていくかという方策が明らかではありませんと、そういう願望に終わる危険性が多分にあると思えます。

川崎市は昭和五十三年に環境基準〇・〇一二PPMにするということを出しております。私は、市長が当面〇・〇三、さらに〇・〇一五に近づけていくという答弁でありましたが、四日市としては、この判決を受けとめて今日なお公害児童が急死するという状態の中で、川崎市は昭和五十三年であるならば、四日市はもっとそれを数年早めるというよりな強い立場で一定の目標を持って強力に進めていくということが、市民の命と暮らしを守るきわめて大事な行政的な、行政の姿勢ではないかというふうに思うわけでありまして。

通産省がそういうてからやるんじゃないかと、全国に先がけてやるという姿勢が私は聞きたかったわけでありましてけれども、まだそこまで気持ちと体制の準備がないといえはそれまででありますけれども、少なくとも裁判後開かれた正式な議会であります。それぐらいの用意を持ってしかるべきではないかと私は再度市長の姿勢をただしたいというふうに思います。

昭和四十三年に厚生省の生活環境審議会、公害部会の環境基準専門委員会が発表しました数値は、二十四時間平均値に対して〇・〇五PPM、一時間値に対して〇・一PPMということでありまして。これを一年に直しますと〇・〇一七PPMということでありまして。楠町の最近の汚染の状態を見ますと、四十六年度の測定では〇・〇一九PPMであったと聞いております。この楠町で現在精密検査が行なわれているようでありますけれども、三十数人の公害認定患者にひとしい患者の方が出るのではないかといわれておるわけでありまして。ですからして楠町の平均濃度〇・〇一九でも患者が出るということでありまして、私はここで先ほど厚生省の答申にもありましたが、これを年平均に直すと〇・〇一七であるというわけでありまして、川崎市が〇・〇一二PPMを五十三年に到達するというんでありますから、患者がたくさん苦しんでおりますこの四日市においては、それ以下に押えるのが至当ではないかと、しいて私から数字を申すれば、年間平均〇・〇一PPM以下に押えるべきではないかというふうに思います。ぜひひとつ市長のほうでも検討されて一日も早く四日市としては何年にどこまで到達するということを、市民の命と暮らしを守るという立場を尊重してそこから目標値を出して、全力をあげて公害防止に集中すべきであると私は思います。いますぐにそこ

のところを答弁を求むわけではありませんけれども、そういうやはり積極的な姿勢で市民参加を呼びかけるということとを強調してあるわけがあります。

最後に、条例の問題でありますけれども、県条例は四日市向けにつくられているということを言われましたが、県条例の中でさまざまな弱点があります。それは企業の新増設の許可問題に対しての条項であります。これは届け出制をとるということであります。許可制にしておる県もあるわけでありまして、その点が現在の田中知事の施政のあいまいさの一つの反映であると思うわけがあります。ですからして、先ほど申しましたように、住民が昭和石油と三菱三社の社長と取りかわした中にもありますように、やはり住民が納得するまでは新増設を行わないとか、そういう事前に住民の意向を聞くというそういう企業の姿勢の一部があらわれておるわけでありまして、ですからして、それを住民が取りかわした約束をさらに一つの条例としてしっかりとしたものにしていくことは市当局の責務ではないかと思えます。そういう点で私は県条例と同じものをつくるということを言っておるわけじゃありません。住民が獲得した成果を、民主的な権利としての補償という意味を含めて、また救済保障の問題についても、また先ほど来強調しておりますように、政令都市としての委任事務を全うするという意味におきまして、また住民の意向を尊重する、民主主義を尊重するという立場、自主的な、民主的な組織を育成していくという立場からも市条例の制定を再考していただきたい、私はそういう意味で申しておるわけでありまして、ですからして、判決後の住民の要求、運動、意向をもう少ししっかりと、この力が市行政を進めておる力だというふうな認識に立ってもらいたい。立つべきだということとを私は強調してこの問題を提起しておるわけでありまして、

別に答弁は要りませんが、この点のところ強調して一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後四時一分休憩

午後四時二十五分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋力三君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 私は、自由クラブの一員としまして、また四日市市を愛し、市政を憂うる一議員といたしまして、質問をいたしたいと思えます。

ご承知のように、七月二十四日、津地方裁判所四日市支部で出されました公害裁判の判決を市長が謙虚に受けとめられ、公害に対処する具体策を示して、一、発生源の対策の促進 二、患者の救済対策の充実 三、工場環境の整備促進等を打ち出され、明らかに市政の方向の転換を示されました。そして、これまでコンビナート企業と地域住民の間に対話がなかったことが今日の事態を招いたとの反省のもとに、対話の場として塩浜懇談会の設置を提案されたり、田中首相や小山環境庁長官に公害防止計画の繰り上げ実施を陳情して回る等、やる気十分の姿勢に喜んでおるわけでございます。どうか市長としましては、これを一時の興奮に終わらせることなく、さらに奮発みて実績のあがるまでやり抜くという強い決意のほどお願いを申し上げます。

次に質問に入ります。

一、市の理事者の市政についてということについて、私は志積議員とは異なった観点に立って市政の不信に触れたと思えます。

申すまでもなく、市の理事者として最も大切なことは、公正な態度で事を処し、国の法律や市の条例に忠実に仕事をすることにあります。

ところが、最近あちこちで耳にしますことは、市の理事者は有力者の申し出にはたいへんに弱く、相当無理と思われる仕事であっても有力者に言われるとへなへなになって聞いてしまふ傾向があることを方々でちらちらと聞くわけでございます。火のないところには煙は立たないと申しますが、こういうことはまことにゆゆしい問題で、ぜひとも事前に食いとめていただかないと市政に汚点を残して不信を来たし、犠牲者を出してからではすでにおそいとおそれまして、本質問をいたすわけでございます。

いまや日本の社会は公害交通戦争、ごみ戦争、風俗の退廃、政治の不信等でどうにもならぬ状態にきて人々は噴火上上に乱舞しているような危険な状態にあるといわれていますが、これまで比較的健全なものとして信頼されてきました地方自治、すなわちわが四日市市政がこのようなことから不信を招くということになりますれば、一大事と憂うるわけでございます。昔からいわれています、政治の根本は信であります。理事者が一般民衆から信頼をされていることであります。市政の不正ということについて、もう時効にかかっていることであります、私の苦しい深刻な経験過程をあえて申し上げまして、今後のご参考に供したいと思えます。

それは、私が議員に初当選し、間もなくのことでございます。大矢知地区のある町で、大矢知地区の他の町と比べてたいへん不公平な、全くバランスを失した、当時としては全く強引無理な工事が、私がお願もしないのに、また全然私に知らされもしないである日突然始められたわけでございます。大矢知地区お自治会長十数名は、この工事の状況を見てたいへんに驚きまして、会合の席で口々に私に向かって、「あれは何だ、市の仕事か」と、「あんなところまで市でやってももらえるならば、私のところもさっそくやっそもらいたい」と、顔色を変えて迫ってくるわけでござ

います。私は、さっそく現地にこの工事を見て、市もひどいことをするものだなあと驚いたが、次の瞬間やっばりあれかもしれないなあ、いやな予感がしまして、自分のそれと同時に自分の無力に対してはすかしく、情けなくなつてうなだれて、そしてしばらくして冷静に考えました。この仕事はたとえ法や条例の違反でないにしても、地元議員の私をこれほどまではずかしめ、苦しめ、地元大衆に市政の不信を招き、怒らせ、騒がすような不合理なこんな無理な仕事がとも市費で実施されるはずがないと、きつとだれかが寄付をして実施しているのだろうと自問自答を繰り返したわけでございます。そして、次の日に何とか市費の工事ではなく、寄付工事であつてほしいと祈るような気持ちで役所に出かけまして調査しましたが、私の折しもむなしく、これはまがうことなく全額市負担の役所の仕事であつた。私は逆上しましたが、じつところらえて書類を調査してこの仕事のいきさつを明らかにしましたが、事実は全く私の予感どおりでこれには深い根があつたのでございます。私は、さっそく市長のところは今後こういうような不公平な無理の工事のないように訴えようと思いましたが、さすがにこは市長えらい、この書類には市長の捺印がなかつたので行くのをやめたわけでございます。そして私はじつと考えた。そのうちに、私はこれに関係した理事者の立場が気の毒になってまいりました。この人々は、何も知らないでこうすればどうなる、どんな重大な結果になるかも知らないで、すなわち弱いよりこわいものがあるということを知らないで、ただ無自覚に捺印をしているだけだと、ただ、一本筋がわからないうりだけで、いずれも善意の人々なんだと、私に対して何の悪意も敵意もないのだと、こんな善意の人々を苦しめてはいけない、この人たちの将来に傷つけてはいけないと、ただ私だけが黙つてこの屈辱感に耐えて忍んでおれば、自然に時が解決して万事うまくいくのだという悟りにも近いような心境が開かれてきたので、どの理事者にも、同僚議員にも何も語らずに今日に至つておる次第でございます。

この問題は、結果としては私があまりに大きい屈辱感に長い間苦しみ悩んだことと、地区の人々があまりに不

公平な市のやり方に不信を持って一時憤慨しただけに終わっているが、この問題の意味するところは非常に重大であります。この問題は、私及び大矢知地区の人々にはたいへん不愉快なショッピングな問題であったが、当時これに参画した理事者のほうには知らぬが仏で、無自覚に書類に捺印されていただけで、問題の深刻、重大性については何ら気づかれもしなかったし、今日もまた気づいておられないだろうと思います。

前提をこまめにしておきまして、これからのいよいよ本論に入ります。

これがおそましいというわけです。ここで私が申し上げたいことは、無自覚症状の進行がいかにおそましいか、果たすると命まで取られるぞというところでございます。無自覚症状の進行がいかにおそましいか、命取りになるかもしれないということをよく反省して、理事者諸君は慎重に事を処していただきたいというところであります。すなわち自分ではたいして悪いことをしていると思っていないのに、結果的には自分にとって身を滅ぼすようなことにもなりかねないし、社会的には政治的不信を招いて世の中にたいへんな害毒を流しているというところであります。これ一にかかって、公務員はいかにあるべきかという政治の根本原則がほんとうに身につけていないからであります。すなわち自覚に乏しいからでございます。

ここで私は、理事者の皆さまに厳粛に申し上げます。皆さん方はだれも知っていないと思っても、昔から四知、四つの知る、四知といって、「天知り、地知り、我知り、君知る」で、どんな秘密でもいつかは他人に漏れるものです。理事者の皆さんは、身はたとえ八つ裂きにされようとも、理に反した筋道の通らない不公正な要求や法や条例に返する無理な要求には断じて応ずべきではない、最後の一线は守り通さなければならぬということであります。相手がいかに有力でこわい人であっても、まさかあなた方の命までは取るとは言いません、その拒否したためにしばらくの間、多少はいじめられて苦しい目にあらうが、それくらいははっきりと覚悟していただきたいと思うわけでござい

ます。昔から「人間は、苦を通してこそ成長する、徳が身につく、苦は買ってでもせよ」といわれておるわけでございます。これくらいの苦は男としてむしろ喜んでおすべきであると思えます。

どうか、公務員精神、すなわち法と市政の公正を守り通すという土性骨を背中に一本どしんと通していただきまして、事を処してもらいたいと思うわけでございます。これこそ、市政に信頼を得て、世の中を健全にして人を助け、世を救い、おのれも助かる道であると思うわけでございます。これについて、市長のご見解を承りたいと思います。

二、組織の改革について。私は昨年の九月に再びすぐやる課精神の制度化についてという質問をして現在の土木課を道路維持課と道路工務課に分けて、道路維持課長にかなりの権限を与えて、大体の仕事は課長決裁としてすぐやる課精神で運営してもらったらどうかと質問いたしましたところ、市長は、国家公務員は今後三カ年間に五割の公務員を減らすというときに、新しい課を新設して公務員をふやすということは適切でないから、現在の土木課をすぐやる課精神で運用し、活用していきたいと言っておられました。私は何も新しい課を新設して人員をふやせと云っているわけではなく、いまの土木課の人々をいまのままでもいいから、作業内容を分析整理して二つの課に分けて、各課専任の課長を置いて、その分担範囲を明確にして権限を与えて、道路維持課のほうには小修理、小改造のたぐさんの仕事があり、それを真剣に取り組んでくれる専任課長があれば、やり方次第ではたぐさんの人に喜んでいただける活気のある仕事ができるのではないかと期待したわけでございます。

現に、県の四日市土木事務所においても昨年から従来の工務課を二つに分けて、道路維持課と工務課に分かれました。次に私は、ことしの三月に役所のセクト主義について質問し、北部清掃団地の建設について、市当局が最初垂坂地区

区民に約束をした種々の進入道路や排水道路関係の問題が、当初の約束どおり実行されていないので、自治会役員、

市の担当者ともに非常に苦境にあることを訴えて、各課から専門家を集めてこの事業に対してプロジェクトチームの編成を提案したわけです。ご承知のように、現在の土木課は種々雑多のいろいろな仕事が多く、そのうえ災害でもありますと、災害復旧関連事業等々きりきり舞いの状態となりまして、土木課本来の仕事だけでも手が回らない、とても部外の仕事にまで手が延びないで、北部清掃団地関係の土木工事がおくれていくわけでございます。その結果、垂坂住民は、市はうそばかり言って約束を実行してくれないと、信用できないという不信の感情を、市政に対する不信の感情を基礎にして苦情を言うてくるわけでございます。市の担当者は、住民の申し立てが理の当然であるので、悩み、苦しみ、あせり、いら立っています。どうすることもできません。土木課にがんばっていただくよりほしかたがないわけでございます。そこで、前に申し述べましたように、土木課の仕事を分析整理して、前述の道路維持課と道路の新設や他部門に協力することを本来の任務とする工務課に分けて、責任の所在を明確にして他部門の人々にも喜んでいただき、信頼していただく存在になるべきだと思っております。

すなわち、いまの土木課は人員、市の仕事の量ともに一人の管理者で管理する管理限界を越えていると思っております。本日も方々で土木工事がおかれて、市政の不信を来たしているという話があるございました。要は、同じ人員の技術者を、いかに配置し、いかに能率よく働くようにするかということでございます。私は、役所全般のこととはわかりませんが、いまや全般的に組織の分離統合、人員の配置等、組織の改革について、職務分析をして検討すべきときがまいておると思うわけでございます。世の中は、とうとうとして流れ、進んでいるのに、役所だけ旧態依然ということは許されないと思います。

この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

たいへんわかりやすいような質問で答えるのはなはだむずかしいというような質問でございますが、先般四日市市が市民意識調査というものを実施をいたしました。そのパンフレットは皆さまのお手元にお配りしておると思えますけれども、その中の調査で市民が市に対していろいろ不満をいい、要求をしたけれども、すぐ反応があったか、どのようにしてくれたかという項がございましたが、その中で、一向に反応がなかったというのが三四・一割ございました。それは私は考えなければならぬことであるというように考えております。たいへんこの言ってきたことはすぐしてもらいたいというのが市民の感情でございます。私は、三四もこの反応がなかったということには非常に残念に思っておる次第でございます。少なくとも、市民からいろいろな要望があれば、できること、できないことにかかわらず、さっそく返事を申し上げるべきことであると、さように考えております。したがって指摘のような公正さということももちろん大切でございますし、私は迅速に処理をするということも公正に劣らず大切なことであると、さように考えております。

私は先般も議会で申し上げましたが、おおよそ政治に携わる者は、情熱と責任感、洞察力がなければならぬといろことがいわれておりますが当然のことでございます。ただいまのご指摘を待つまでもなく、公正、迅速をもって市民の期待にこたえたいと、さように考えております。

以上で、私の市の理事者の姿勢はかくあるべきだという考え方の一端を申し上げました次第でございますので、今後ともご指導を賜わりたいと、さように考えております。

組織の改革の問題でございますが、私はこの才一問のことを考えておりましたので、組織の改革、何を言ってみえ

たのかよくわからなかったんでございますけれども、ともかくこの道路の工務課と、そういうようなことらしいように拝聴いたしました。が、ともかく世の中というものは、たいへん移り変わりが早くて、ことに最近十年、昔の十年が一年で過ぎるといふぐらい変動の多い時代でございますので、組織の中に矛盾があり、時代に即応できないということでございますならば、私は当然改革すべきであるというように考えますが、昔から、この組織をいじって、かえって効果を殺してしまつたと、角をためて牛を殺してしまつたというよりなこともないわけではございません。策士策におぼれるということばもございしますが、組織いじりの組織つぶしというよりなこともないわけではございませんが、そのようにご指摘のように時代の要求に沿い得ないような組織がございましたならば、私は直ちに改革はさしていただきたいと、さように考えております。

○議長（服部昌弘君） 高橋力三君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 いま、市長のお答えを承りまして、私のお願いたしました、理事者は公正たれということのほか、さらに迅速までつけてやろうとおっしゃいましたへんに感激をいたしておるわけでございます。また、たいへんに頼もしく思っておるわけでございます。どうか今後とも市長、理事者全員一致協力し、力を合わせて市政に理を通し、筋道を立てて正を踏んでおそれず、無理のない公明正大な市政が力強く実施されますようお願いいたします。次でございます。

才二間につきましては、組織の変革についていろいろとご返答いただきましたが、先に申し述べましたように、現在の組織について、いろいろと不便、不都合が生じ、いろんな仕事が行滞いたしておることは事実でございますので、どうか役所の仕事だけが時代の動きに取り残されないようにくれぐれもお願いたしました。私の質問を終わりたいいたします。

○議長（服部昌弘君） この際、本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

次に、橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 通告に基づきまして、順を追って質問いたします。

一、北部開発について。この問題につきましては、十数年来ことばに出ておりますが、その計画を知る住民はほとんどおりません。長い年月のこととていろいろと変更もあったことと思はれますが、現在の北部開発とは、どのような計画でありますか、具体的にお伺いいたします。

質問才二、児童公園について。この問題につきましては、質問というよりは市長にお願いいたしたく通告いたしました。

先ほど、高橋議員の言われたことは、私も同感でございます。若い議員の私のこととて、市長にお願いすることは無理とは思いますが、古い議員と同様に同じ待遇でお考え願いたいと思はれます。

市内の公園も、市長の非常なる努力により、四十六年度までに市の計画した公園、または大公園緑地合わせて四カ所、児童公園四十四カ所及び計画未決定都市公園が二十七カ所、市管理公園を除く子どもの広場百五十三カ所、市民一人当たり都市公園面積が二・六平方メートルとなり、現在はもっと多くなっております。富田地区のことを取り上げてまことに申しわけなく思はれますが、四十七年四月一日現在、富田地区の戸数は、三千九百四十二戸、人口一万四千四百九十九人でありまして、富田の人口に市民一人当たりの都市公園面積をかけて坪数に直しますと、一千五百十二坪の公園の割り当てになります。富田地区には計画決定及び未決定の公園は一カ所もありません。また、市内に

市の出張所は二十二地区でござりますが、児童公園だけを出張所別に割り当てましても、二カ所以上の公園が必要であります。また、この二十二地区の出張所で四十六年度の税及び手数数量の扱った金額は、富田出張所が才一でありますように、富田地区民は市に協力もしております。特に、東富田、通名富田の浜地区は、道路が狭く、家屋が密集しており、浜地区及び代官町周辺、簡単に言うなれば、国道一号線より東側は戸数約一千二百三十二戸、人口四千四百五十二人に對しましては、公園はもろろん、子どもの広場さえも一カ所もありません。念のため富田浜及び浜元町は先ほどの数字より省いております、一本松より北地域のことであります。富田老人会会員は八百十二名ありまして、子ども、特に老人が孫を連れてのいい場所及び幼児をたくましく育てるためにも必要でありまして、公園の新設に全住民が希望しております。また、富田地区は、昭和十六年に市に合併以来三十年余りの歳月が過ぎているのに、地区住民の希望するようないことは何一つできていません。いま申し上げた地域内に、他町内の資産家の土地で約六百三十坪の土地があります。この土地はあき地のまま使用しておられます。一方は県道、一方は国道、一方は市道、一方は河川に取り巻かれた環境のよい位置にあります。また、近くに富田ただ一つの国道一号線を渡る歩道橋があり、この歩道橋を渡れば国道一号線の西方に住む住民も安心して利用できますし、また、隣の富田一色地区まで二百メートル余りしかありませんので、富田一色の住民もともに利用でき、公園には最適地と思います。市でやる気の熱意さえあれば、できないことはありません。市長は、霞ヶ浦にりっぱな公園ができたので、また今後富田浜の名四国道の東側に緑地ができますので、必要ないと思ってみえるかもしれませんが、市長さん、よく考えてください。日曜日、祭日等には車を持ってみえる家庭及び高学年は霞ヶ浦緑地に行くことはできますが、平日の老人は孫の守役としている家庭が多く、幼児は家の中ばかりで遊んでおりません。家より外に出たがっても、道路に出れば、現在の自動車の通行量でほとんどの家庭が幼児対策に困っております。老人、幼児では霞ヶ浦まで行くことはできません。それに小学生の子どもも同じこととございます。本問題につきましては、富田連合自治会よりも陳情書が提出されております。

市も財政面でご都合もあることとは思いますが、何とかして一日も早く、地域住民の希望実現のため、努力のほどお願い申し上げます。

質問第三、富田山城線の排水問題について。この件につきましては、一つの事例を申し上げてお伺いいたします。東富田、垂坂線の大矢知小学校の南側に平津団地に至るバイパス道路が数年前にできました。この道路は下之宮付近より平津団地に至るまで、相当の傾斜になっております。このバイパス道路の両側には多少の山、畑が宅地造成されました。排水路といたしましては、大矢知小学校の東側に狭い羽津用水路が道路の面に北南に流れているのみでございます。昨年九月の台風による大雨等を振り返ってみますと、道路及びその周辺、開拓された土地に降った雨水が傾斜のこの道路を伝って下之宮付近まで一気に流れ込み、また道路周辺の雨水は大矢知小学校の校庭を経て羽津用水に流れ込み、この用水路だけではとうてい受けきれず、この雨水もまた急激に下之宮付近に、そして西町各河川に流れ込み、西町、中町、古川、代官町等の家屋が浸水いたしました。市も毎年この周辺の河川の改良工事を行っておりますが、このバイパス道路ができてより、逆に浸水家屋がふえており、しかも浸水する時間が早くなっております。代官町は、バイパス道路ができるまでは浸水家屋は少なかったのですが、現今では台風、豪雨時にはきまって浸水しております。道路一本つくっても想像もしない地域が被害をこうむっております。市もまたこの問題を解決するために、朝明都市下水路の新設、改良工事を行っておりますが、まだ三、四年間は富田の住民は水の苦しみから免れません。

そこで、本問題に入りますが、東富田、垂坂線バイパス道路と、計画の富田山城線と見比べてみますと、地形及

び傾斜とよく似ており、むしろ道路幅が広くなる分が富田山城線が悪くなり、また今後、道路の両側の土地が宅地化されることでしょう。台風、豪雨時には、その雨水が一気に国道一号線の平面交差点まで鉄砲水となり流れ込むと思えますが、その雨水対策は前川を経て、茂福ポンプ場に流す計画なのか、もしそのような計画ならば、常時浸水する浜元町、富田浜を中心とした浸水地域の浸水家をなくするため、本年茂福ポンプ場を補強していただき、浜元町、富田浜周辺の家庭は多少浸水がなくなることに喜んでおるのに、富田山城線の工事が着工されると同時にまた浸水家がふえることとなり、浜元町周辺の浸水家屋にとっては重大な問題であります。現在の茂福ポンプ場の排水能力では、富田山城線の工事には私は反対したい。本問題に対し、いかなる計画がありますか、土木部長にお伺いいたします。

また、ただいま申し上げました件に対し、早急に茂福ポンプ場の増強計画等について、いかなる考えがありますか、下水道部長にお伺いいたします。

質問才四、団地造成について。台風豪雨時の被害の大きい地域には、そのほとんどが河川の上流に山の木を切り、土砂を起こした団地及び団地造成中である。被害の河川が完全に改良工事の完成しないうちに造成がどんどん進んでいくために、毎年同じ被害と同じ改良工事を繰り返しております。団地造成もけっこうであります。それは早くより市民として住んでいる団地周辺及び河川の下流域に住む住民に被害の苦しみを押しつけており、団地にこれら住もうとする方々を優遇しているようにも感じられる。団地造成には市民よりいろいろと批判のことはも聞く。現在団地造成中の箇所は別として、市内各河川の復旧改良、補強整備が完全に終わるまで三年でも五年でも新しく団地造成の許可を中止すべきだと思います。また、県にもこの件、要望してはどうか、お伺いいたします。

質問才五、判決後の公害問題について、この問題につきましては、先般市議会全員協議会で市長の公害に対する所信、それに対する議員諸氏の質問、市長の答弁、また本日の各議員諸氏及び市長の質疑討論にてほとんど言い尽くされたようにも思いますが、私の地元には霞ヶ浦コンビナートをかかえ、当然予想される大気汚染、悪臭等の公害防止に徹底した具体的なお考えをお尋ねいたしたく質問いたします。

判決後、毎日のように新聞紙上には公害問題が取り上げられ、国をはじめ、県、市、企業も公害防止に大きく転換し、それは九十度か、あるいは百八十度なのかわかりませんが、大きな転換を遂げつつあることは事実でございます。そこで、三点についてお伺いいたします。

一、環境基準の問題について。大気中の亜硫酸ガス濃度の国の環境基準は 0.05 PPMで、それが実施されたいまでも公害患者が出ているので、県としては 0.03 PPMと、県の基準と考えていると聞いています。また、今月一日より、硫酸酸化物の排出量の表現を県条例に義務づけました。八月二十五日の新聞紙上には、通産省の方針として五十三年度をめどに硫酸酸化物の環境基準を 0.015 PPMと大幅にきびしく規制することをきめたとのことであります。

名古屋市では、工場側との話し合い調査の結果、四十五年度の硫酸酸化物を四二%減ときめたと聞きます。

市長も先ほどの答弁で 0.03 PPMを基準と考えているとのこととまことにけっこうなことと思えますが、何PPMが人体にどれほど影響があるかを知る市民は少ないと思います。そこでこの際、市民によくわかるように市も思い切って半分の 0.025 PPMに規制してはどうか。どうしても市単独で規制できない場合は、国、県に強力に働きかけていかげしょうか。市民も半分になった、半分とのことは市民感情として一応安心感を持ち、市を信頼することでしょう。まず、半分にして、しかる後、通産省の 0.015 の基準になるべく早い機会に規制すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

これらの買収の進みぐあい、あるいは排水計画の確定ぐあいを見まして、開発の計画をきめていきたい、かように考えて、現在作業中でございます。

以上が、大体北部開発と称するのでございますが、ちなみに富田山城線の道路の幅員は国道一号から多度線まではたしか三十メートル幅であったと記憶をいたしております。それから上、いわゆる北部インターまでは、これは二十メートルの計画になっておりますけれども、有料道路ということございまして、現在のほうではこれを五十メートルにいたしたいというような考え方で進めておるわけでございます。なお、こういった道路と開発地域との取りつけの問題等にいろいろ問題がございますけれども、この四十万坪分については、緑で十分囲みまして開発公害のないようにいたしたい、かように考えて現在計画をしておる段階でございます。

才一点については、以上で答弁いたします。

才二点につきましては申し上げますれば、お説のとおり、確かに富田地区の公園ということになりますと、何らかの施設がほしいということでございますけれども、四十八年度といたしまして、現在続けていかなければならない公園の事業、たとえば、東紡公園の施設であるとかあるいは用地費の返済であるとか、鈴鹿川緑地の才一次本郷橋までを五十一年までに完成をする予定になっておりますが、来年度は沿道広場あるいはローリースケート場の建設であるとか、それからさらに中川原公園の植栽あるいは大治田公園、笹川東公園、南部丘陵公園等の計画がございます。こういったような計画の中に、来年度はたして富田公園が組み入れられるかどうか。また用地の買収等につきましても、若干この用地の問題があるようでございますので、そういった点も十分検討いたしまして、できるだけ早い機会に実現に持っていきたい、かように考えておるような才でございます。

富田山城線の排水あるいは団地造成等の詳細な点については、ご指摘のありましたとおり、土木部長あるいは下水道部長からお答えをさすことにいたしますので、ご了承賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） たいだいまのご質問の才三点の富田山城線の排水問題に関連いたしましたして、富田山城線計画を中心にご説明させていただきます。

先ほど、助役からもご説明を申し上げましたように、富田山城線の計画は、名四国道、国道一号線を経まして予定されるであろう東名阪国道インターに通ずる約五・五キロメートルでございます。幅員につきましては、東インターから近鉄四日市富洲原線という計画街路でございます。通称県道と言っておりますが、その付近までが有料区間構想も含めて検討されておりますが、幅員構成としては五十メートルでございます。それから東につきまして、幅員三十メートルでございます。現在都市計画のほう在接受持つ範囲といたしましては、名四国道からただいま申しました県道四日市多度線大体二・四キロでございます。幅員は三十メートルでございますが、そのうち本年度国費がついておりますのが、一号から県道多度線までの間の用地買収費でございます。私どもといたしましては、この事業につきまして、できれば先行的に一括用地の買収を進めるべく現在地元との折衝を進めしておりますが、大体、計画といたしまして、さしあたり四十七年から五十一年までの間にその三十メートルの片側三車線の築造を計画するものでございます。

これに關しましての排水計画でございますが、本地域は十志川と米洗川の両河川に囲まれた地域での予定排水区域でございますして、大半が市街化調整区域でございます。したがって、都市下水路計画については、将来を予測して検

話しなければならぬという現状でございますので、現在、この富田山城線関連事業といたしまして、本地域の将来排水計画をコンサルタントに委託して調査をしておる現状でございます。

なお、調査の終わります段階で、下水道部等から具体的な検討がなされて、ご指摘のような問題に対する対処をいたしていきたいと考えておりますが、都市下水路については、下水道部長からご答弁があると思えます。

次に、才四点の団地造成についての災害問題でございますが、この問題につきましては、たびたびの議会にご質問が出ておりました、ご指摘の点についてお答え申し上げておるとおりでございますが、私も新都市計画法ができてまいりまして、この基準と四日市の開発事業に伴う公共施設等の整備に関する指導要綱というものを策定いたしました、開発行為をなされるものに対しての指導を行なっておるわけでございます。また、昨年、がけくずれ防止、要するに土採り規制というような仕事もいたしておるわけでございまして、あくまでも地域の開発に伴う災害の未然なる防止を考えていきたいと考えております。

なお、ご指摘のように、そういう場合に流域河川の改修が終わるまで事業をとめてはどうかというご意見も出ておりますけれども、その要綱の中にも、すでにご説明させていただいておりますように、開発区域内で、及び周辺の下流排水については、たとえば都市下水その他については、市の下水道計画にあわせるとか、当該河川であれば河川管理者の協議をするとか、あるいは地元の方々の同意を取るとかいうような問題を条件づけ、また市におきましては、関係部課におきまして厳重なる開発審査をいたして指導してまいっておりますし、もしそういうような処置をいたしても、さらに最悪の場合があった場合の補償規定を含めて厳重な指導をいたしております。したがって、私どもご趣旨に沿うような今後とも指導してまいりたいと思っておりますので、ご了承賜りたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 富田山城線の建設に伴います排水問題についてお答えいたします。

茂福地域の排水計画といたしましては、南は米洗川から北は十志川のはさまれた地域でございまして、約二百七十ヘクタールでございます。

先ほど、土木部長からも説明がありましたように、その中の市街化区域面積は、約百九ヘクタールでございます。四〇％、それから調整区域の面積が百六十四ヘクタールで六〇％ということで、調整区域面積の占める比率が多いわけでございます。現状ではすぐ都市計画事業として整備することは困難でございます。都市計画事業の富田山城線の道路計画、それから北部開発の土探り場に伴いますその東の斜面の開発の問題等で、排水量がふえるわけでございますが、これにつきましては、いろいろ開発に伴いまして協議をして進めさせていただきたい。なお、茂福のポンプの現状では千百ミリのポンプが一台と八百ミリのポンプが二台でございます。これは昭和四十七年度に六百ミリの口径のポンプ二台を八百ミリのポンプにかえまして、もう据えかえが終わっております。この排水量は全部で三百十トン毎分でございます。そういうことで現在といたしましても、なお、茂福地域の排水能力は不足しておるわけでございますので、ここへポンプの増設等を考えておりますが、調整区域の面積が多いために農林省関係の洪水防除事業でお願したらということ、私も県にいろいろもだちもございまして要望しておるわけでございます。これは関係は耕地課から上がってくるわけでございますが、そういうことでもう一度洪水防除事業でお願して、なおその先に都市下水路として進めさせていただきたい、そのように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 公害問題について、お答え申し上げます。

判決後の対策として、環境基準を〇・〇二五にしたかどうかというご意見でございますが、先ほど橋本議員に対する市長のお答えにもございましたように、及び通産省では〇・〇一五あるいは川崎市では〇・〇一二を五十三年の目標というふうないろいろなお話もございました。五十三年という目標年次は、しばらく置いておきまして、この前の八月十六日の全員協議会で説明申し上げましたように、とりあえず県の、市の考え方といたしましては、公害防止五カ年計画の協力工場に対して二割カットを命じましたその理論的な背景は、〇・〇四九である磯津の濃度をとりあえず〇・〇三六にするために二割カットの指示をしたというのを申し上げましたが、そのときにも説明いたしましたように、ただいまプロジェクトチームで計算をしております作業が、大体年末前後には終わるであろうし、県の考え方もいたしましては、そのプロジェクトチームの計算が終わりますと、直ちにさらに二〇％、二割カット、合計四割カットの指示をいたしましたして、先ほど市長がご答弁申し上げましたように、〇・〇三ないしは津の江戸橋上空の〇・〇二八の環境基準にしたつもりで努力をしておりますということを申し上げましたのでございますが、問題は、〇・〇二八がいいのか、〇・〇二五がいいのかあるいは川崎のようなきびしい環境基準がいいのかというものの判断の基準は、公害患者が出ない態勢でなければならぬというふうに考えますし、このためには、この前申し上げましたように、燃料の手当てあるいは技術開発、その他がいろいろとからんでまいりますし、国をあげてこの問題について、いろいろと議論があるようでございますので、もうしばらく事態を国とも相談をしながら、どこに基準を置くべきかを県、市と十分協議をして決定していきたいというふうに考えております。

才三番目の住民に調査権を与えるということでございますが、これも八月二日の工場長会議に、市長がどの工場にもできるだけ住民の皆さんをご案内して、地域の住民と十分な意思の疎通ができるようにしたらどうかということも申し出ておりますが、いわゆる法律上の調査権とか、かた苦しいことではなくて、工場と地域住民とがコミュニケーションを確立していくために工場の見学あるいは工場の視察等がなされていくべきだと考えておりますが、ただご案内のように北部の自治会長さんに入っていたいた施設協議会というのがございまして、その協議会を通じて、自治会の代表の皆さん方とは常々設コンピナートにはご調査願っておりますこと、ご承知のとおりでございます。

才三番目の監視測定点でございますが、ご指摘のように保育園の改築に伴いまして移動をさせていただきました。この間の協議会で申し上げましたように、新しい今議会で二カ所の監視測定点を予算でお認めいただきますと、一つは塩浜、一つは八郷に持っていくように県と有機的な連携をとって、ほほ場所を決定しておりますが、さらに公害防止計画の繰り上げ施行によって、四十八年度で三カ所測定点をふやしたい予定でございますので、そのときにもご指摘のような保育園の移動したかわりとして、適当な場所に設置することを検討してみたいと考えます。

○議長（服部昌弘君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 質問才一、北部開発につきましては、いろいろ伺いましたが、区域も広く北部将来を左右する重要な問題でありますので、よく検討されますようお願いいたします。

質問才二点、児童公園につきましては、少々もの足りない答弁でございますが、善意に解釈をいたします。

先輩議員より聞いておりますことは、市当局は返事はよいが実行にはほど遠いとのことでありますが、そのようなことでは人間がだんだん悪くなります。私ら若い者をすなおな議員に育てる意味においても、早期実行に移していただきますようお願いを申し上げます。

質問才三、富田山城線と排水問題につきましては、手おくれにならないように先取り質問をいたしましたので、浜

元町、富田浜周辺の浸水家屋を少しでも少なくするように計画されますことを土木部長、下水道部長に要望いたします。

質問才四、団地造成につきましては、被害及び浸水家屋の方々の苦しみ、財産の損失等を推察されまして、よろしくご検討をするよう要望いたします。

質問才五、判決後の公害問題につきましては、理事者の答弁にもその考え方が大きく変わったことは認められます。市民のために国、県、企業に要求すべきことは、どしどし要求し、本問題について明るい解決が一日も早くできるより、一その努力のほどをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後五時三十五分休憩

午後六時十八分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中島隆平君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 自由クラブの橋本さんで終わりかなあと思っておりましたら、十番バッターで登場せいということでございますので、野球ならば九番で終わりでございますが、十一番まで続くそうでございますが、ひとつ私も若さがございますので、情熱の傾くところにまかせまして質問をさせていただきたいと思っております。

才一問のスポーツ振興についてでございますが、ただいまミュンヘンではオリンピックが開催されております。各

国が日ごろの努力と、美しい民族間の友情に結ばれて展開するありさまは非常に美しいもんでございますが、先般の不祥事が出まして、残念なことに政治が深く介入して、アフリカ大陸におけるローデシア問題、並びにパレスチナゲリラによるイスラエルの殺害が続きましたことは、遺憾に思う次第でございます。スポーツを愛好する私としましては、非常に傷つけられた思いでございます。そのためにも今後現実問題を直面したわれわれが、スポーツが政治に利用されないように、スポーツ関係者が今後どのように対処していくかということについては、再検討する時代に入ってきたんじゃないかと考える次第でございます。スポーツはだれのものにあるか、まず私は自分のためにあるもんだと考えるものでございます。健康であるという自信は体力からまいります。幾ら金持ちでもからだを悪くしては、元も子もないのでございます。貧乏でもいい、健康でありさえすればいいと皆さんはそうおっしゃいます。けれど健康をどこで保持していくかということが問題でございます。それはスポーツを振興し、人間尊重を基盤とした健康な社会を建設することこそ、今日当面している四日市の脱公害社会の中心課題ではなからうかと考えます。だんだん時代が進むにつれて平均寿命が延びてまいりました。また経済成長に伴い、生活水準の向上と自由時間の増大を早めてまいりました。その反面生活様式の変化による身体活動が減退し、四日市市民全体に体力の低下の傾向が見られ、公害の発生や自然環境の破壊は、市民の生活や健康に新しい問題を投げかけてきていることはいりまでもない事実でございます。健康な社会を建設する具体的施策として、スポーツ施設の整備充実、自発的なグループ活動の促進、指導者の養成、これに伴う資金の確保などをはかる必要があると思っております。そこで、教育委員会としてこれらの基本の方策の実施にあたって、公共体育、スポーツ施設の緊急整備計画を立てるつもりはないのかお聞きをしたいと思います。

また、市長に、脱公害社会発想の転換を考えると、スポーツ振興に力を入れて健康な社会を建設するお気持ちは

ないか、お伺いを申し上げたいと思います。

一般社会体育施設について問題点を指摘してみたいと思います。

最近スポーツの需要が著しく増大し、施設利用者がそれを利用していることは皆さんもご存じてございます。これに対応する施設の整備をお伺いしたいと思います。

日常生活圏におけるスポーツ施設の整備基準が中間報告として保健体育審議会より出され、先般文部省が四十八年度から公共体育スポーツ施設の緊急整備五カ年計画をまとめ、五カ年間で補助金四百億円を大蔵省に要求しております。補助対象になる国民体育館、屋外プール、小型国民柔剣道場、国民運動場、計四千七百七十余の施設づくりに、当市として施設要求をしてみる必要があると思うが、この計画に当たってどのように考えてみえるのかご所見を承りたいと思います。

四日市スポーツ関係者で要望がなされているスポーツ施設についてお伺いを申し上げます。

まず、一に武道館の建設でございます。ミュンヘンオリンピックでも柔道がはなばなしい成果をあげておる中に、重量級が惨敗しておる現状は非常に情けなくも思います。けれど柔道は日本人の体質から生まれた競技でございます。これを十分認識する必要があるのではなからうか、けれど四日市には武道館が一つもございません。武道館建設については先般も陳情書が出されておるように聞き及んでおりますが、武道場の建設をいつごろお考えなのか、お伺いを申し上げます。

また、温水プールの建設についてでございます。温水プールについては、昭和四十五年十二月十五日のスポーツ振興審議会に関する要望として提出済みであらうかと思えますが、それ以後、温水プールについて一向にその建設のうわさをも聞かないのでございます。はたして温水プールを建設する意図があるのかどうか、また温水プールそのものが一年を通じてでき得るものでございます。夏のシーズンだけではなく、一年を通じて水泳ができるということの利用価値を考えるならば、温水プールが四日市に一つあってもいいのではなからうかと考えるものでございます。

また、ナイター設備についてお伺いを申し上げます。一応中央緑地の野球場、三滝公園のテニス場、そらりゅう中の市民が利用しております現在の設備について、ナイター設備をつくったらどうかと考えるわけでございます。いま野球人口がどれだけあるかということを参考までに申し上げますと、野球協会の加盟チームだけでも四日市で百五十チーム、三千余人があるわけでございます。未加入の方をまぜると五千人から七千人は野球愛好者がクラブドさがしに日曜日は十分骨を折って、できる場所をさがしながら非常にご苦労をなさっておることを聞き及んでおります。そのようなことで、十分昼間のスポーツを使用できるということではなくて、夜間のスポーツには勤労青年の方が利用できるでございます。また勤労青少年でも大会社の勤労青少年はまだともかくといたしましたが、中小企業の青少年はそういう会社内の厚生施設を持っておりません。そういう人たちにもナイター設備がいま必要ではなからうかと考える次第でございます。

一般社会体育施設のことについて以上質問を終わります。

次に、学校体育施設についてお伺いをいたします。

各学校ともクラブ活動が盛んに行なわれていることは、たいへんけっこうでございます。その中で問題点として一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つと問題を出してみたいと思います。

一つ、体育活動費がPTA及び地域社会の後援会費によってまかなわれているという事実をどう受けとめるか、これを公費で助成する考えはないのかお伺いをしたいと思います。

二点、小学生の間で子ども会を中心にスポーツ少年団活動が盛んになってきておりますが、その事実をどのように

受けとめておられるか、指導者のことも肝要でございます。またできない地域の地域格差が相当出てまいっております。

三つ目としましては、六年前十校に対して簡易プール、ビニールプールといたのでございますか、をつくった際、当時本格プールを要望していた各関係者にこれがまんをしてくださいと、ビニールプールは五年が耐久年数でございますから、五年たてば本格プールに切りかえていきますからと、泣き落としされたしるものがございます。けれど指折り教えてみますと、こととして六年をたつわけでございます。六年たった今日、本格プールの切りかえ計画はどのようになっているのか。ご存じのようにビニールプールでは水泳施設として、また競技用としては落才でございます。一刻も早く約束を履行するのが行政責任と思えますが、その点の計画実行を聞かしていただきたいと思えます。

四つ目としまして、各学校関係者の要望に体育館建設がございます。各学校から出された件数をどのようにこれから消化していくおつもりかお伺いを申し上げます。

五つ目といたしましては、日常生活圏域の住民は、どうしても学校体育施設を利用しなければならぬ現状でございますが、社会体育の場として利用できない現状をどのように把握しておられるのか、学校開放を実施し、球技練習ができる防球ネットの整備を緊急に設備する必要があると思えますが、本年度学校開放五校に対してもいまだできておらない現状でございます。今後、来年も学校開放していこうとして、随時ふやしていくおつもりらしいのでございますが、ことし実施しました五校がまだ球技ができないという状態の、その状態をどのように把握しておられるのか、お伺いを申し上げます。

スポーツ振興につきましては以上でございます。次に、公民館活動についてでございます。

公民館活動については、私も去年いろいろ社会教育の立場で、いろんな面でご質問させていただきましたが、きょうは公民館活動ということにほりまして、お伺いを申し上げます。問題点だけを十一ポイント出しますので、ひとつお答えを願いたいと思えます。

一つ、四日市市公民館条例第一条に目的とございますが、いまの公民館活動はこの目的に反した活動を続けていると、私は思います。その現状をどのように考えてみるのか。

二点、才二条、公民館の名称と位置を明示しておりますが、名称や位置が登記されていて建物が存在しないというのをどうお考えなのか、その点小山田、川島、三重、県、八郷、下野、大矢知、海蔵がございます。

三番目といたしましては、建物は建っておりますが、そこに無人館としてありますので、それに専任職員を置く考えはないのかお伺いを申し上げます。それには桜、水沢、河原田、常盤、四郷、塩浜、羽津というふうに考えます。

四つ目といたしましては、無人館に地元の要求などで用務員を置いているところがございます。その待遇はどうなっておりますのか、嘱託職員と用務員の置き方に問題があるように考えますが、現場の状態を教育長はご存じでございますでしょうか、お伺いを申し上げます。

五つ目といたしましては、才三条に公民館運営審議会の規定がございます。拠点公民館だけにしかなく、いまだすね、拠点公民館だけに一人の公民館職員がいます、十分運営をしておりますが、条例の中に拠点公民館だけに置くか明記はされておられません。その条例に反した拠点公民館をかってな理屈をつけて、行政がかってに解釈して拠点公民館を運用することについて、どうも私は間違っておるんじゃないかというふうに判断いたします。そのことについて十分お考えをお聞かせ願いたいと思えます。

六つ目といたしましたは、中部公民館を例にとりますと、塩浜から羽津まで旧市内を入れての地域で、正常な公民館活動が行なわれておると判断している行政の怠慢と、片肺飛行をしても平然としておる強い心臓にあらためて敬意を表したいと思えます。社会教育の充実を教育長はどう考えられるのか、お伺いを申し上げます。

七点、公民館運営審議会を月一回、定例会を持つように条例ではうたってございますが、各拠点公民館では多いところでは年四回、少ないところでは年一回という状態でございます。運営審議会の考え方をどのようにご指導なさっておるのか、お伺い申し上げます。

八つ目としましては、常盤公民館青年の家は、先般中部公民館運営審議会において答申がございまして、青年の家を廃止する旨決議がされたと聞き及んでおります。その答申によって青年の家を廃止する決議がなされたあと、教育委員会はどのように受けとめて処理されるおつもりかお聞きしたいと思います。

九番目としましては、今後公民館をどのように運用していくか、新しく建てる公民館建設の具体的な設計図と年次計画を早急に発表されたいと思えます。

十番目といたしましては、公民館を集会所並みに考えて、出張所の二階とかにつくる気配があるように聞きますが、公民館の機能をどう受けとめられておるのか、公民館の青写真を基本的に作成して、整備拡充をはかる計画書を出していただきたいと思います。

十一番目といたしましては、先般社会教育委員と公民館運営審議会との懇談会が開催され、終始お聞きになったこととは思いますが、教育委員長のご感想を承りたいと思えます。

最後に、教育委員長のその懇談会でのご感想を承って、スポーツ振興についてと公民館活動についての質問を終わらしていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お尋ねいただきました点についてお答えしたいと思います。

まずスポーツ振興の問題でございますが、ご指摘のようにいま県内におきましては、総体、国体を控えまして県民のスポーツ意識が高まっておりますでございます。ちょうどこういうときに、さらに一般市民の体育に対する理解を深めて、明るい健全な市民生活のできるようにスポーツを振興したいと、そう思っておりますのでございます。

スポーツの振興につきまして、まず第一に必要なのはスポーツの施設でございます。先ほどの保健体育審議会の中問答申もございまして、そういうものをもとにいたしましたして、本市の体育施設も計画的に充実していかなければならぬと思っております。

本市の社会スポーツ施設は、中央緑地公園をはじめとして各地にできましたりまして相当充実しております、こう思っておりますのでございまして、先般の国体、総体で中央から視察がまいりましたときにも、たいへんほめていってくださったのでございます。しかしこの体育保健審議会中間答申を見ますと、まだ本市の体育施設も十分ではない。試みに申しますと、水泳のプールだけは、これは個数こそ他の基準に照らしまして八八％でございますけれど、実際のプールの面積から申しますと一三四・八％ということになっておるのでございます。テニスコートなんかの数は相当ございますけれども、ほかのコートについてはまだ欠けておるところがございます。体育館も、私もあの緑地公園の体育館、あるいは霞の今度できます体育館などを見まして、相当高い水準にあるんじゃないかと思っておったのでございますが、個数からいいますとそれが二五％、面積から申しまして四二・六％、こういうような数字になっておりますので、さらに計画を立てまして、年度を追って充実させていきたいと思っておりますのでございます。

武道館並びに温水プール、ナイター設備の話も出たのでございます。

武道館について申しますと、ほかの種目につきましては、先ほど申しましたようにまだ十分とは言えませんが、一通りの施設はありますのでございますけど、柔剣道の運動人口相当多い中で、武道館だけは全然ございませんので、何とか早急に実現さしていただきたいと思っておりますし、温水プールにつきましても、かねがね市のスポーツ審議会のほうから陳情もいただいておりますのでございます。たくさんプールの数はございますけれども、年じゅう通じて泳げるプール一つぐらいあってもいいじゃないかと、こういうことも考えておるのでございます。

ナイター設備につきましては、さきの議会におきましてもご意見がございまして、市長それについてお答えもございましたので、これも逐次実現をしなければならぬと思っておりますのでございます。

なお、学校の体育施設のことについてでございます。

体育活動の経費が父兄負担に負うところが非常に多いじゃないかと、というように指摘でございましたけれども、すでに私どもよく承知しておりますのでございます。今度の追加予算にも小学校の振興費、あるいは中学校の振興費におきまして、十分とは思いませんけれどもお願いをしておりますのでございます。

スポーツ少年団の活動につきましては、厚生部の部門かと思っております。

ビニールプールのお話ございましたけれども、確かにできました時点で暫定的、逐次五カ年の耐用年数で、逐次本格プールに改造していくと、こういうような引き継ぎを受けておるのでございます。それはよく承知しておりますので、ございますが、学校の体育施設を含めまして、学校施設にもまだしなければならぬところがたくさんございまして、私、率直に申しまして、耐久五年という年数はきておりますけれども、ほかの施設等の充実を勘案いたしまして、できるだけこれはしんぼうできる場所はしんぼうしていただいたいと思っておりますのでございます。

学校の体育館につきまして、現に体育館のない小学校も若干ございます。体育館と申しましても、十分なものとあるとは申しましても、十分でないものも相当ございますので、これはなるべく早い機会に建設をして、生徒の健康増進に役立てていきたいと、こう思っておりますのでございます。

学校開放の問題でございますが、私も始めましたときには、五校の職員の手当、そういうものだけを予算化していただきまして、それに付随する防球ネットとか、そういうものは既決予算の中で一般の修繕費の中でやっていくつもりでございまして、大体いいかと思っておりますんですが、最近になりました、まだそういうものが不十分だというところもずいぶん指摘されておるのでございます。今後さらにこういうものは拡張していきたいと。先ほどお話にございました社会体育施設独自に新しい土地を求めて、小運動場をたくさんつくるといふこともけっこうございませぬけれども、それは非常に経費もかかることでございますので、学校の運動場なり体育館、それを一般社会体育にも開放するというのが、事の順序といたしましてやりやすいかと思っております。そういうところから広げていきたいと思っておりますので、学校開放につきまして、来年度も引き続いて施設についても十分整え、また人の面におきましても適当な手当をし、そして開放を進めていきたいと、こう思っておりますのでございます。

次に、公民館のことでございますが、社会教育今日いろいろ活動面がございまして、いろいろの新しく出てくる問題に対処してあるのでございますが、社会教育の中でまず中心になります公民館の問題でございます。

以前は、各町村に、旧町村時代に一つずつの公民館があって、そしてそれに一人ずつの職員が配置されておった時代もあるのでございます。三十六年から四つの拠点公民館ということになって、人員のほうも現在二十七名と、こういうので四つの拠点公民館を中心として、全地区の公民館活動を担当してあるのでございます。先般、公民館運営審議会と社会教育委員さんの会合の節にも、各公民館のほうから、まず三十六年度から統合したことによって社会教育

活動が衰退してきたんじゃないかと、もう一度公民館のあり方、人の配置について考え直すべきじゃないかと、そういう意見が各地から起こったことをよく承知しております。公民館の現在あります四つの公民館、それ自身につきましても人の集まりやすい魅力のあるそういうものではございません。この四つの拠点公民館を充実することもなかなかむずかしいことでございます。で、ございますが、全部の公民館に、この四つの公民館をもっと、拠点公民館の数をふやして七つなり八つなりというような構想もございます。

また一方では、現在ある公民館の大体出張所と隣合わせという形でございます。こういう隣合わせの公民館だけでも施設の整備をする、こういふふうにして人々が各々勉強し、あるいは談笑し、また地域の連帯意識を盛り上げていく、そういう場を提供することだけでも進めていきたいと、まあ内部の公民館が先ほどお話のありましたように出張所と隣あわせで、新しい姿で出てくるのでございますが、公民館一つだけを独立させて数多くつくるということは、なかなかいろいろな点でむずかしいことがございますので、公民館と出張所と隣合わせ、こういう方式も考えていかなければならぬと思うのでございます。

とにかく、何らかの方法で施設をし、さらに人のことについても考えていかなければならぬと思うのでございます。先ほどの申しましたあの合同の協議会の節で、無人公民館のことが出まして、全部の公民館に一人一人を置くことはむずかしいけれども、しかしパートタイムで人を入れることぐらいは考えようと、こういうような市長さんのそのときのご答弁がありまして、聞いておる人はたいへん明るい顔をしたことを覚えておるのでございます。十分とは言えませんが、そんなことでもして、各地にある公民館、そういうものの活動を促進していきたいと思うのでございます。

なお、拠点公民館でないところの嘱託職員といいますが、そういう者の給料といいますが手当ての少ないことにつきまして、ましてご指摘のとおりでございます。今後考えなければならぬことだと思っております。

お答えがお尋ねの順番に沿わないのでございますが、条例にはあって、名称と位置はあるけれども実物はないという公民館のあることもよく承知しておりますし、運営審議会が条例に一月一回と書いてあって運営されていないという事実もそうでございます。いろいろ検討して、この公民館活動が前進する姿でいろいろ検討していきたいと思っております。

また、お答え漏らしておるところがございますかもわかりませんが、またお尋ねございましたら申し上げたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

おかげで四日市のスポーツ施設もだんだんと充実してまいりましたことは、まことに喜びにたえないところでございます。加うるに、最近水泳にいたしましたもテニスにいたしましたも、このテニス教室あるいは水泳教室というものがたいへん大繁盛して、やはり設備ができるとこんなにする人が来るものかと、いささか驚いておる次第でございます。それにつきましても大切なことは、やはりこのスポーツ施設を利用して技術を向上させ、またやる人をひっぱっていくだけの指導者をどのようにして育成し、導入してくるかということであるかと思っております。ただ、スポーツの振興が団体があるから、あるいは総体があるからやるというのではなくて、スポーツ全般を通じて市民の体育意識の向上をはかりたいと、そしてまた全国大会であるとか、いろいろのスポーツの大会を通じて、四日市市の都市像というもののイメージアップを考えていきたいと、さように考えております。

武道館あるいは温水プール等につきましても、あるいはナイター設備等につきましても、今後の問題として十分検討させていただきますと、さように考えております。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） お答えをいたします。

先般行なわれました社会教育委員の方々と、それから公民館運営審議会の委員の方々との会合に出席することができまして、皆さま方の熱心な意見を聞く機会を得まして、私非常に有意義であったと喜んでおるのでございます。ありていに申しまして、これまでこういうふうな方々の、委員の方々のことは、四月の最初の私どもの委員会に、委員とかあるいは解職というよりな事務的な事柄が議題にのぼるだけで、その方々がどのようにご尽力いただいておりますかということの実際を知る機会が、これまできわめて少なかつたんであります。で、こういうふうな方々のご意見を伺う機会を得たいと思ひまして、事務局に強く要望しておきましたところ、先日の会合となったわけであります。皆さま方の熱心な意見を聞くことができまして、非常に私有意義であつたと思ひます。

で、公民館につきましては、これは非常にどういふふうな規模にこの公民館をもっていくかということとは、非常に大きな問題であるように思ひます。と申しますのは、戦後だんだんと生涯教育という問題ができてまいりまして、学校教育を終わつたのち老人に至るまでの生涯の教育、それをどういふふうに扱っていくかというようなことがだんだんと大きくなりまして、その内容も年とともにだんだん変革を来たしておるよう思ひんであります。と申しますのは、その会合の席でも申したんであります。が、北部公民館というのは、あの建てましたときには、相当広い敷地に十分な構想をもつて新しく建てられた非常にりっぱな公民館でありましたが、それが十五年もいたしますると、非

常に使いにくい公民館になってしまつてゐるんであります。というのは、社会教育というものの内容が変化しておるためであらうかと思ひんであります。したがひまして、今後公民館をどのようにつくるか、その規模をどうするか、その運営をどうしているかということとは、これは今後十年、二十年の先を見通して、十分に検討加えなければならぬ問題であるように思ひんであります。一応事務局としては案を持っておるんでありますけれども、もう少し皆さま方のご意見を拜聴しまして、長く相当期間有効に使えるような規模として、とにかく一応案を練り上げて、そういうふうな館を、これから拠点館をそういうふうな館に置きかえて、順次この生涯教育としての社会教育の充実を期していきたいと、こう思つております。

○議長（服部昌弘君） 中島隆平君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 公民館活動につきましては、一応教育長と教育委員会に、また再度質問する機会があるまで課題として提起させていただきますので、十分私も勉強させていただきますと思ひます。

スポーツ振興につきましては、市長の答弁でつくつたたいへん希望者があつたと、それは非常にスポーツということにつきましては皆が渴望しておるのでございます。施設がないからじつとうちの中に閉じ込めておるのでございます。その閉じ込めておる人間が、体育施設ができたからすぐスポーツに結びついて考えるのが、人間のほんとうの心のあり方じゃなからうかと考えます。それについて十分その意のあるところを現集に見ていただいて、体育施設が心の通り施設であるということ、ほかの建物はいざしらずスポーツ施設については心の通りのがスムーズにいくんだと、コミニケーションはあくまでも汗と結晶によって、十分人間対人間の感情がスムーズに行なえる唯一の施設ではなからうかと考えます。その意味では体育施設の充実は脱公害社会、並びに発想の転換については十分な効果

をあげ得るもんだと確信をいたします。お願い申し上げたいと思います。

それとまた、この体育施設につきましては、いまいろいろの問題にあります児童による肥満体質、過保護と栄養と運動のバランスによる問題点、中学校、高校生による入学試験の影響の問題、勤労青年、家庭婦人、中高年齢層の精神障害、消化器疾患などストレスなどの問題等を解決するためには、社会体育の振興が急務であると思えます。早急に計画立案に入っていただき、もう少し身近なスポーツ施設、身近な施設、スポーツをてがるに楽しめる環境をつくり出すように努力をされたいと要望しておきます。リクレーション、トレーニングセンター等競技専門施設から、一般大衆施設へ方向を転換して考えるべきだと考えます。

体育指導者につきましては、もう一度教育委員会で十分その地域社会における体育指導員のあり方を考えていただきたく、さういふふうに要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 一般質問才二日目のしんがりを承りましてお尋ね申し上げます。今朝来同僚各位のご意見をいろいろと拝聴し、私がお尋ねをしたいと予定いたしておりましたことと、相当重複をいたしてまいりますので、でき得る限りその重複を避けてお伺いを申し上げます。

私ども、いつも事務局を通じて、議会ごとにかくさんの研究物をいただきますので、私、その分類には四つの常任委員会別に分けておりまして、この間ふとそれを引き出して見たのが、四日市市における公害の概況という、公害対策課から出たこのパンフレットでございました。その中をずっとこう読んでおりますと、二ページにも公害問題の背

景と、こういうような題目で工場地帯と住宅地帯とが接近、または混在しているところがあると、こういうふうなことを書いております。ははあと私思ったんですが、だんだんと読んでまいりますと、四ページの悪臭問題という項にも、またそのような近接または混在やと、こういうようなことが書かれてありますので、私はこれはけしからぬ、こう思ったでございます。すなわちこの間も、先月の十六日の全員協議会におきまして、あの公害裁判の判決に対する私の所見を披瀝しまして、公害に対しての対策が非常に微温的であった、不徹底であったことに原因をしております。その住民の不信がこのような始末になつたのではないかと、こういうようなことを私は申したいでございますが、なるほど以前からこういうような考えで進められてきたのであると、私は思つたのであります。あるいはまた、あんな危険なところに、あんなあぶないところにいるのがどうかしておると、こういうようなことを相当責任のある方からも聞いたことがあります。これらはとんでもない私は考えだと思えます。なぜならば、塩浜地区に根をおろしております十に余る大企業がありますが、来るときにもあるいはどこに位置するといふときにも、一度も地区民に意見を聞かれたことはございません。住民が全然知らない間に市の方針として市街地に近接し、あるいは町と町のあき地にごさんとほり込んだのが、この十の工場の立地してある現状でございます。こういうようにいたして進んできたこの工場地帯の形成を、それを近接または混在といふことばで表現されてあることは、私はあまりにも無責任であり、あまりにもこれは妙な見解をもっておるなあ、私はこの冊子を見てそり考えたいでございます。このようにために、あの工場地帯に住んでおる住民は大きな不安を常に持つておる、不安から離れたことはないでございます。何かしらぬが私自身がそういうような感じを持つておる、あの大きなコンビナートに居住する住民は、この頭の中にある不安を何とかして除去してもらいたい、あの悪臭、あの爆発事故、しみじみと肌を感じている者でなければわからない状況であります。この不安から救うてやる、いわばいわゆる私が考えております激甚地対策がそれでありませぬ。

従来でも考えられなかったことはなかったでしょうけども、きわめて不徹底であり、きわめて微温的であったということはいなめない事実でございます。これを簡単なほかのことばで申してみますならば、人にいわゆる公害というその傷を負わしておきながら、手当てをせずにほっておくというようなところではなかるうかとも、私考えておるんでございます。百年、何百年という昔から住民があそこで楽しい生活をし、社会を形成してきたのであります。それに集落と集落の間に化学工場を立地せしめた、ここに公害のいわゆる激甚地が生まれてきた、これは繰り返し申すとおりでございます。この激甚地対策が早くより強く施されなければならぬ、そうでなければ、あの住民に対する施策ではないと、このように考えますので、この激甚地対策をどうするか、それを引き伸ばしていくところに、私がいまからお尋ねする具体的なものがありますのであります。

まず一番、大気汚染対策の前進であります。いろいろなさねばならぬことはありますが重複を避けまして、私は公害患者の実態をよく知ってもらうことが大事やと思えます。アンケートでいろいろ調査がときおりなされます。ところがあのアンケート形式というのが、市の調査を見ましてもほとんど回収されておるのが七〇％ぐらいしかない、これは関係がないから出さんのでなくてより書かない、いわゆる失念しておるとかいろいろありまして、最近私が聞いておるところでも、そんなことがあったなら出すやうに言うておる人が、相当地よいちよいち私らはでくわすのでございます。だから何とかして直接検診ができないものであるうかと、これはひとつお願いをしたいと思えますがどうでしょう。

その次には、同じく大気汚染対策として、公害の疾患にあるためにいろいろ身体上とか、あるいは生活上とか種々な問題をかかえておる人が、これも相当数ございます。そのために何かそういう方の気やすく相談に乗ってやるような公害患者相談所というふうなものをつくるようなことはできないか。

三つ目には、発生源対策ということは、これは何よりも大事であることは申すまでもありません。そこで去る八月の十五日を期して、先ほどからお話が出ておるように、各工場に二〇％のSO₂のカットを命令されてありますが、私どもそれに大いなる期待もっております。そこで、八月の十五日以後、もう二週間、三週間もやがてまいるわけでありますが、その間の実際計器にあらわれてきた成績はどんなであるか、測定器にあらわれてきた状況はどんなであるか、あるいはそれが約束どおり実施されておるといふことを立ち入って調査をされたことがあるか、打ちっぱなしとは違うか、その点をまずきようの問題としてお聞きをしたいと思っております。

その次に、発生源に關係しまして、各企業が低硫黄の重油を確保することを相当県、市が干渉しておりますが、それの実情はどのようになっているかと、それらが大気汚染に關する才一点でございます。

次にお尋ねしておきたいことは、悪臭対策でございます。これはたいへんに簡単なようでありますけども、これは大事な私も問題であると思えます。なぜかという、患者の発作を起こすときがほとんどこの悪臭に誘発されることが多いということ、私はよく知っております。近所の人を通してよく知っております。そうしてその悪臭は、私も数度となくこの壇上から訴えてまいりましたが一向に減らない、それからこれを見ましても、悪臭問題についても一向効果のあがっていないことをここに書いておる。そういう点から見まして、しかもこの間のあの公害判決のあった以後でも、相当私どものほうには悪臭が漂ってきておったのであります。それらについて、どういうような有効な手段が講じられておるか、その点についてお答えを願いたいのであります。

その次に、この激甚地対策といたしまして、特にお伺いしておきたいのが水質に關する問題であります。昨年も思ったと思いますが、昨年もりましたパンフレットに、四日市市における水質汚濁に關する調査成績というのがあります。私はこれはときどき目を通すことにいたしておりますが、その中の六ページに六価クロム、ものすごい

有毒性のある六価クロムというのが、四日市港の北のほうに相当量が流れておる、あとのまとめを見ても、工場排出の環境基準〇・〇五PPM以下となっておるかにかかわらず七倍以上の数値を見たとき、こういうことが書かれています。数値を見ただけではいかぬので、これに対してどのような措置が講じられ、昭和四十六年からもう一年以上上たっております今日、この工場排水にどのような改善が加えられておるか、その点をお聞きをしたいのであります。なおそれに関連して、一番下のほうに総水銀の量が二〇・九PPMあると書いてあります。これは大きな問題でありまして、いつか私もお聞きしましたら、市長はこれは汚泥に関することだ、いま調査しておるから、ほり場があり次第それを掃除してそこにほると、こういうお話がありました。それから、それからいふんにたちますので、この処置がどのようにいま進められておるのか、あるいはまだでしたらいつまでござにできるのか、これは向こうへ、外へ流れていって、あるいは磯津なんかの沖におる赤貝なんかにでもこれが入ったらたいへんな問題であろうと、私は考えますので、このパンフレットに関してこの二点をお尋ね申し上げるでございます。

これと同じく関連をして、公害地に激甚地の非常に困っておる中核をなくす問題の一つが排水問題であります。いわゆる排水処理問題であります。十に余る工場が南部地区のあいだに立地しておりますために、ちょっとした豪雨にでも、先ほどからも出ておりましたが小浜町はもちろんのこと、私の住んでおります本町のほうにも、あるいは御園町の二丁目にも何回となく浸水に悩まされておるのであります。これらは工場がほとんど建てられるまでは、こういうことはたえてなかったものでございます。その一つはこれも先ほど出ておりましたが、たくさんありました田園が工場敷地となつて埋め立てられたがために遊水地帯がなくなった、もう一つは丘陵地が開発されたが、丘陵地の開発はよろしいが、その水のはけ場がほとんど考えられてない、そうして昔の農業排水にほとんどん流しておるのみ。そこへ向けて三つ目に、工場から吐き出す水が一日におそらく五、六十万トンに達していると、

こういうようなことのために、私はもういわゆる水の行き場がない、いままではたんぼがあったから遊水期間というものがあったけれども、もう現在では行き場所がない、それがいろいろなところに災いをしてきておるのである。このことはいま始まったことではないので、すでに十三年も十四年も前からこういうことが続けられておる、いわゆる激甚地の対策がおろそかになっておると、私は考えております。とうから叫ばれておった近鉄、国鉄の下の排水路、これはあとからつくったんではありません。昔からあった排水路が会社で掃除をさす、国鉄に改善をさすといひながら、今日なおそのままに放置されておる現状であります。このいわゆる排水公害、私どもの土地ではこれも工場公害、排水公害と名づけております。もう一つはこれに拍車をかけておるのが地盤の沈下でございます。ずうと以前に、この地盤沈下をやかましくいっておりましたころ、建設省から倉田技官がこの土地に見えまして、よくその状況を調査された結果、私はいまなお忘れることができませんが、一日に七万トンか八万トンの地下水をくみ上げておるんらいけれども、十八万トン以上も水くんでおるからして、無理にくみ上げておるがために、その結果として地盤の沈下を来たしたんであると、はっきりと水三相互銀行の三階で喝破していかれました。しかるに理事者の中にはいまだに自然沈下だ、何とかというふうなお方もいらっしやるそうでありまして、もつてのほかと私は考えております。そういう点のあるがために、磯津というところは昔は水面位の以上二メートルの高さであったんです。一度も海の水が、塩水が自然に町に流れ込んだことがなかったものであります。数年より、満潮時にはこれが町の中へ流れ込むようになったからこそ、千四百万かけてポンプをつくり、管をいけて、いま海のほうにポンプアップしておるといふような状態でありまして、先ほどから言っております海山道の西の雨池の川にしろ、やはりそういうことが言えるんでございます。もうほとんどゼロ地帯、だからいくら改修をして深く掘ったってもう水は流れていかない、そこへためておいてポンプアップするよりしかたがない、こういうようなところに追い込まれております。そこで私がお願いをし

たい、お聞きしたいのはこういうことであります。私どもが寄り寄り話し合うのは、楠町のようにやっぱり塩浜地区においても生活排水と工場排水とを別にすることができないのかと、楠町はもうずっと前から、東洋紡績や東亜紡績の水は単独で海に流れほるようになされてあります。一般の都市下水には流していない。いつかも申しましたが、本郷というところが楠にあります。あそこには養豚団地があります。養豚団地の尿尿を浄化したちよっと薄茶色の水ですが、あれも絶対に生活排水路には流さない、単独で吉崎の海まで流さしております。こういうようなことをかみして、何とかしてこの人為的につくられた、人為的になされたこの排水の公害を、何とかあそこの激甚地の住民から解放することができないのかと、こういう点についてお伺いを申したいのであります。

次にお伺いしたいのは、これは午前中にも出ておりましたがコンビナートのあの配管であります。志積議員の言われたとおりでありまして、非常に私は同感で、非常に喜んでおるんですが、あれがために非常に地価は暴落するし、付近は私が冒頭に申し上げております不安に包まれておる大きな原因の一つをつくっておりますが、何とかあれを専用の、共同のみぞをつくって、そこに一括おさめることができないのか、そうしてその危険から解放することができないのか。

その次のことは、電波障害であります。大きな煙突ができました。そのとたんテレビが非常に見にくくなりました。三が見えるところは五が見えない。五が見えるところは十一が見えない。こういうようで、着々準備は進めていられるというのを聞いておりますが、あまりにもその期間が長い。いつになったらできるのかわからぬというので、たゞへんに住民は迷惑しておる。これもいわゆる激甚地公害の大きな一つの盲点でございます。

その次に、もう一つお尋ね申し上げたいのは緑化であります。市長は何かいうと緑化、そうして太陽のあるきれいな町、これももうほんとう私も同感であります。ところがこの塩浜の工場を緑で包むことがないか、それから塩浜と大里線にりっぱな道路をつくってもらいましたが、あの道路の両側にはなぜあそこだけが街路樹が計画されていないか、あの辺にもどうも激甚地を忘れられた一つの施策がひそんでおるように思います。

以上の点についてお尋ねを申し上げます。ご答弁をお願いします。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） お答えいたします。大気汚染に關しまして患者の実態把握をしっかりやれということでございますが、公害認定患者現在の八百七十名の方の実態の追跡調査は、保健所が九人の看護婦さんを動員いたしまして、毎年一回やっておっていただいております。その結果を集計いたしました。担当者が寄り合いますと実態把握につとめております。これは毎年やっております。塩浜地区の患者の方には、特に今年には住民検診をお願いしております。塩浜病院の産業医学研究所の今井先生をキャップにいたしました。ただいま実施中でございますので、これも実態把握がさらに詳しく近いうちに行けるだろうと考えるわけでございます。

公害患者のためのもろの相談のために相談所をつくる意思はないかということでございますが、まあ市役所の中には市民相談室もございますし、市長も週一回相談日を設けて相談しておられます。私たちもいろんな機会を通じて接触をいたしておりますので、特に塩浜地区に公害患者のための交番所みたいな相談を特別に設置する意思は、目下のところございません。

それから、八月十五日に二割カットないしは五項目にわたる企業に対して緊急の指示をしたそうだが、その後各工場に行き立ち入り調査、ないしは記録調査をしたかということでございますが、県、市共同で抜き打ち検査を続け

ておりまして、単にチャート紙の記録紙による調査だけではなくて、低硫黄重油のサンプルも採集をするというふうな体制で調査をいたしております。

低硫黄確保の問題でございますが、この問題は、国の低硫黄重油ないしは原重油の確保対策という大きな問題とも関連をいたしますが、判決以来、市長は各省大臣に、特に通産大臣には四日市の企業に対する低硫黄重油の確保については、特別の対策を講じてもらうように陳情もいたしましたし、企業もそれぞれの立場で、県の二割カットに対応できる低硫黄の確保がほぼ終わったようでございますし、終わったといえますのは、いわゆる確保の契約ができて見通しが立ったようでございます。

それから、才二番目の項目といたしまして、悪臭対策でございますが、お説のように悪臭に関しましては、午前中の後藤、小林議員のお話にありましたように、非常にわれわれといたしましては、労多くして効果の少ないむずかしい問題でございますけれども、国の法律ないしはそれに伴う県条例の施行等によって強力に行政指導ができ、勧告ができるような方向に進んでおりますけれども、県条例の横のせ、上のせの条例ができなくても、四日市市といたしましては、いわゆる防止対策の企業との間の協定、ないしは確約書に基づきまして、いろんな場合にあらゆる機会を通じて指導、指示をしているのでございますけれども、左にぶんにもこの悪臭防止といえますものは、一つのプラントに何百、何千とあるコックやバルブやあるいは原材料の出し入れ、積みかえというふうないろいろな場所から少しでも漏れるということによって悪臭が拡散をし、市民にご迷惑をかけておりますので、企業側も最大の努力しているようでございますが、なお十分でございませぬことを、深くおわび申し上げます。

水質汚濁の問題につきましては、六価クロームの隔年度の四日市港における水質調査の結果、六価クロームの汚染濃度が高いようであるが、その後改善をしたかと、ないしは総水銀二〇PPMと書いてあるのをその後どうしたかというところでございますが、この前市長がご答弁申し上げましたように、いま四日市港の水質の監視体制は県と市と四日市港管理組合、三者が有機的に連携をとりまして、四日市港周辺に三十カ所の定点観測所を設けて測定をしておりますので、詳しい数字は省略させていただきますが、大気汚染と同じように逐次改善がされつつありますが、左にぶんにも六価クロームないしは総水銀というふうな過去の蓄積がヘドロの中にあるということによって、これを根本的になくしていくためには、大規模な四日市港のしゅんせつという作業をやらなければならないのでございまして、公害防止五カ年計画では最終年度、昭和四十九年度にやっていたくような体制で進めているわけでございますが、上水といえますか、現在の各企業ないしは公共下水道から排水される水質等は改善されつつありますけれども、根本的に改善をしていくためのしゅんせつという問題は、才三コンビナートの土地造成等とからみまして、物理的にも繰り上げて実施するというわけにはいかない状態にあるようでございますので、いましばらく現状のまま続くのではないかとというふうに心配をしておる次第でございます。

排水処理の問題は、下水道部長等の午前中からの答弁にもございましたように、いわゆる都市排水につきましては、いろいろと努力をしておっていただいているようでございますが、各工場の排水処理につきましては、公害防止五カ年計画の線に乗せまして、どんどんといわゆる活性汚泥処理、その他の処理施設が完成をみつつありますし、山本さんが言っておられます共同排水処理場等の運転も順調にしておりますので、逐次改善をしていくことと考えております。電波障害につきましては担当外でございますので、担当からお答えさせていただきます。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 排水問題についてお答えを申し上げます。

先刻からお答えいたしておりますように、南部地区、特に塩浜につきましては、抜本的には雨池都市下水道、塩浜都市下水道の工事を進めたいと思えます。なお局部的には単独事業をもってこれを進めたい、そのように考えております。なお中央クリークにつきましては、油化の正門のところから南へ昭石の入口の付近まで二千メートルにつきまして現在しゅんせつ中でございます。これにつきましては、関係の企業から五百二十万程度いただいております、八百四十万でいま工事を進めておるような状態でございます。

なお、楠町においては工場の廃液を単独で放流してあるのじゃないかという問題でございますが、四日市におきましてもそういうことがありまして、昭石の専用排水路においてはそのようなことをやっておりますし、合成ゴムの汚水につきましても、天白川までもってきまして放流したこともございますが、やっぱり広域水域の汚濁の問題という問題が起こりますので、四日市におきましては、こういう公共下水道とか都市下水道で行なっておりますので、市においてこういうものを処理して、その水質または水量に応じて分担金をいただいで工事を進めていきたい。なおそういう施設の維持管理につきましても使用料というものをいただきまして、これも質によりましていただきまして維持管理をやりたい、そのように考えておるわけでございます。

地盤沈下につきましては、三十六年度以降の記録はあるわけでございますが、それ以前には相当な地盤沈下があったと思いますが、三十五年から十年間の記録は、四日市港管理組合で毎年測定いたしました結果を私いただいでありますが、北部の地域においては相当な地盤沈下を見られますが、南部においてはあまり大きな地盤沈下を起こしておらないという状態でございます。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） テレビの障害についてご報告申し上げます。

高煙突などによって起こってききました障害については、昨年NHKが調査をいたしましたして、関係地域約三千二百戸にわたりまして、個々の家庭のアンテナを高性能のものに切りかえることよってのアンテナ対策と、CATBという方式によって解決する方式と、二つの分類がなされまして、本年の五月過ぎに専門家のシステム設計が出てまいりまして、それに基づきまして関係者のほうから市に申し出があり、中部電力並びに電々公社の電柱約七百本を貸してもらえるように、いわゆる共架できるようにあっせんをしてくれということで、中電、電々公社に申し入れをしておいたんですが、それぞれの電柱についていろいろ問題があり簡単にはいかず、神戸の同じような方式、すずらん台などを市の技術者も同道いたしまして調査等をしてまいったわけでございますが、それぞれの問題点等も大体詰まっております、借ることが不可能なものについては、独立柱をやはりこの際建てるというようにもつて、目標としてかなりむずかしい点もあるようでございますが、年末の紅白歌合戦は何とか明るい画面が見れるようにしたいということで、関係者一同いっしょに努力をいたしております。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） 緑化についてお答えを申し上げます。

現在われわれといたしましては、工場周辺の緑化につきまして計画立案をございまして、これについては関係企業の負担等を課した緑化を考えております。なお、ご指摘の地域につきましては、今回の補正でお願いいたします交通安全対策事業費の関係等も勘案しながら、街路植樹等について検討進めたいと思えます。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ご答弁どうもありがとうございます。

公害患者の実態を調べておると、これまあ確かに私も存じております。私がお尋ねしたのは、アンケート形式だけでやったんでは相当漏れておるのやないかと、全住民といえぬやないかと、公害課から出しておるのでも七〇多しか回収されておらぬというておるのやから、そういう点では毎回同じことをやっておってはいけないと、こういうんです。

公害患者の相談につきましても、市役所になつてくるような心臓の強い人ばかりかでないので、きわめて陰で困つておる人があると、そういうものために塩浜出張所にもそういうところつくつたらどうですかと、こういうんです。お願いします。

それから、昭石の排水があると、こうおっしゃいます。もちろん昭石の排水もあの運河にほらしてくれと、こういうことを当時いうてみえたんであるけれども、あの当時の自治会は絶対にここへほつてもろては都市下水が詰まるからいけないというので、自分とこでやってくれということが私自身が会社に申し入れをし、当時の市長にもお願いをしたことがあつて、そのためにそうなつたんです。それがあたかも市がやったようにおっしゃつてみえますが、とんでもないことです。

それから汚水対策、汚水対策については、山本さんが確かに言つていなさる、あそここのことも私も最近も見にいつたからよく知つておるが、しかしあれだけの水で汚水が浄化されたといわれたら、あの活性汚泥法でええのやと思つてみえたらとんでもない間違いで、これは全企業の取り入れてもらわねばならぬところだと思つております。しかも私がお尋ねしておるのは、そういう活性汚泥法をやつておるかやつておらぬかやないんです。川にどんと水があつて、もうちょっとするとさいが床下へ入つてくる、それに対しての緊急対策というか抜本的な対策をぜひとも進めてもらいたいと、お願いをしておることあります。

それから、六価クロームの水銀につきましても、どうも納得がいきません。何やらやつたようなやらぬような、何やらこう取りとめのないところですが、あの触媒に使う六価クロームでありますから、ひとつ発生源ともくと相談をして、これについての対策をどうしても進めていただきたいと思ひます。

水銀についても、市長はじきに四十万坪の埋め立てに、あそこにはほるようなことをおっしゃつてみえましたが、これも早くやつてもらわぬといふといけない、その早くといふことに関連しまして、いま聞きました電波障害のことで、す。電波障害は一体もう煙突ができたたんからいうておるんです。おそらくことしの紅白歌合戦むずかしいじゃないか、あれがあかなんたらどうするんやと、私にいき、がなつておいなさる。だから今日お願いをしておるんでありますので、来年の三月たら四月たらという話が流れております。いまご説明のようにぜひとも紅白歌合戦に間に合うように、ひとつご尽力を賜りたいと思ひます。

で、いろいろとお願いはしましたが、とにかく、もう一つ悪臭については、この公害協定書、大協和石油化学と結んだ公害協定書のうしろのほうにこういふことがあります。悪臭については私どこのほうはですな、設備機械は密閉型のようにして漏洩の生じない構造とすると書いてあります。これを実施していらっしゃるかどうかということについてもお尋ねしたいんでありますが、これはまた後ほど何かの機会にお伺ひします。密閉型であつたら悪臭は皆煙突へいって、おそらくその辺には、近いところへ流れてこぬということをお聞いおるのはどうかと、私は思つてお

るんであります。これを要するにどうか南のほうの激甚地、北のほうの激甚地と称するところに対しての対策は、今後強力に進めていただきまして、今回の公審判決が花の咲くように、りっぱにお進めくださりたいと思っております。以上で終わります。

○議長（服部昌弘君） この際ご報告申し上げます。

野崎議員より、昨日の粉川議員及び本日の小井議員の質問に対する理事者の答弁により了解したので、質問を取りやめたい旨申し出がありましたので、ご了承を願います。

本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日にお願いいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後七時四十八分散会

昭和四十七年九月八日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

○議事日程 第四号

昭和四十七年九月八日(金) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第八三号 昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業

決定認定について…………… 議案質疑：委員会付託

第三 議案第八四号 昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定

について…………… ”

第四 議案第八五号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算

(第二号)…………… ”

第五 議案第八六号 昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特

別会計補正予算(第一号)…………… ”

第六 議案第八七号 昭和四十七年度四日市市営魚市場特別会計補正

計補正予算(第一号)…………… ”

第七 議案第八八号 昭和四十七年度四日市市公共下水道特別会

計補正予算(第一号)…………… ”

第八 議案第八九号 昭和四十七年度四日市市西浦土地区画整理

事業特別会計補正予算(第一号).....議案質疑:委員会付託

第九 議案第九〇号 昭和四十七年度四日市市公共用地取得事業

特別会計補正予算(第一号).....

第一〇 議案第九一号 昭和四十七年度四日市市管駐車場特別会計

予算.....

第一一 議案第九二号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業

会計第一回補正予算.....

第一二 議案第九三号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第二

回補正予算.....

第一三 議案第九四号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務

条件に関する条例の一部改正について.....

第一四 議案第九五号 四日市市特別会計条例の一部改正について.....

第一五 議案第九六号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条

例の一部改正について.....

第一六 議案第九七号 四日市市地方卸売市場業務条例の制定につ

して.....

第一七 議案第九八号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一

部改正について.....

第一八 議案第九九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の

一部改正について.....

第一九 議案第一〇〇号 四日市市簡易水道条例の一部改正につ

て.....

第二〇 議案第一〇一号 四日市地区広域市町村圏協議会の設置につ

ついて.....

第二一 議案第一〇二号 町及び字の区域並びに名称の変更につ

て.....

第二二 議案第一〇三号 町の区域の設定につ

いて.....

第二三 議案第一〇四号 町の区域の設定につ

いて.....

第二四 議案第一〇五号 市道路線の認定につ

いて.....

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

日程第二 議案第八三号 昭和四十六年度四日市市立四日市病院事

業決算認定について

日程第三 議案第八四号 昭和四十六年度四日市市水道事業決算認

定について

日程第四 議案第 八五号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算
(第二号)

日程第五 議案第 八六号 昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)

日程第六 議案第 八七号 昭和四十七年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)

日程第七 議案第 八八号 昭和四十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

日程第八 議案第 八九号 昭和四十七年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

日程第九 議案第 九〇号 昭和四十七年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)

日程第一〇 議案第 九一号 昭和四十七年度四日市市営駐車場特別会計予算

日程第一一 議案第 九二号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算

日程第一二 議案第 九三号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第二回補正予算

日程第一三 議案第 九四号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第一四 議案第 九五号 四日市市特別会計条例の一部改正について

日程第一五 議案第 九六号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第一六 議案第 九七号 四日市市地方卸売市場業務条例の制定について

日程第一七 議案第 九八号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

日程第一八 議案第 九九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第一九 議案第一〇〇号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

○五、議案第(三十九号) 四日市市簡易水道条例の一部改正について

日程第二〇 議案第一〇一号 四日市地区広域市町村圏協議会の設置について

日程第二一 議案第一〇二号 四日市市及びその区域並びに名称の変更について

日程第二二 議案第一〇三号 四日市市及びその区域並びに名称の変更について

日程第二二 議案第一〇三号 町の区域の設定について
 日程第二三 議案第一〇四号 町の区域の設定について
 日程第二四 議案第一〇五号 市道路線の認定について

○出席議員（三十九名）

服長橋橋野生中出坪田高志後後小小小粉
 部川本本崎川島井井中井積藤藤林林林川
 昌鐸増建貞平隆 妙政三政藤寛喜博哲
 弘元蔵治芳蔵平博子一夫一 郎治夫次夫茂
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

訓喜川小大岩伊伊伊小荒天青
 彌多野村川島田藤藤藤井木春山
 也 四武久信太金道武文峯
 男等潔郎雄雄一郎一夫治雄男
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○欠席議員（五名）

山六増早高 吉山山安松藤福日
 口平山川橋 垣本中垣島井田比
 信豊英正力 照 忠 良泰香義
 生司一夫三 男勝一勇一 郎史平
 君君君君君 君君君君君 君君君君君

○議事説明のため出席した者

助 市 役 長 岩 九 野 鬼 見 喜 久 齊 男 君 君

副 建 下 土 土 環 厚 産 税 総 市 収 助
 収 設 水 木 木 境 生 業 務 務 長 入 役 役
 入 部 道 木 木 部 部 部 部 部 部 部 公 室 役 役
 役 長 部 部 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 庄 加
 伊 滝 天 杉 谷 園 小 荒 杉 阿 三 庄 司 藤
 藤 野 野 本 沢 浦 西 木 本 南 輪 喜 良 寬
 涼 伝 助 義 文 和 忠 三 治 輝 代 一 嗣
 一 助 春 広 男 己 臣 郎 芳 彦 司 一 嗣
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

次 教 教
 育 育 育
 長 長 長
 佐 市 龍
 々 川 池
 木 川 池
 晃 一 清
 精 郎 真
 君 君 君

病院事務長	村山了君
水道事業管理者	平井清三君
次長	菊地英也君
技術部長	美濃部博美君
消防長	倉谷徳助君
次長	山北彰君
代表監査委員	森新八君

○出席事務局職員

事務局長	鷺野正和君
庶務課長	森利弘君
議事課長	川村得二君
議事係長	小林桂輔君
主事	板崎大之丞君
事務試験補	西口徹君

午前十時二分開議

○議長（服部昌弘君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十三名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（服部昌弘君） それでは、日程第一 一般質問を昨日に引き続き行ないます。田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 おはようございます。

通告いたしました順に従いまして、質問したいと思っておりますけれども、質問内容につきましては、昨日伊藤議員並びに訓覇議員より相当突っ込んだ質問があり、それに対する答弁を聞いたつたわけでございますけれども、三番せんじの感はいたしませんけれども、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、公害地域における学校の環境の件でございますけれども、昨日の答弁を聞いてとりまして、結論的には公害にかからない健全な体力づくりをやるんだと、それがためには一つの施設として、野外センターを一日も早く完成させて、そこで体力づくりをやるんだとか、あるいは現在の二百二十二名の公害認定の児童に対しては、病歴あるいは治療状況あるいは出欠の状況等をきめこまかく観察して、きめこまかい対策を打っていくんだというよりな答弁があったわけでございますけれども、ここでひとつ考えてみたいことは、なるほど健全な体力づくり、あるいはきめのこま

かい患者に対する対策の必要でございますけれども、やはり学童というのは、学校の生活がやはり一日のうちに六時間ないし七時間は学校で生活をしているわけでございます。そこで大事なものは、やはりその公害地域における学校の環境整備、とりわけ教室内の環境整備というのが非常に大切になってくるわけでございます。その一つとして、空気清浄機を設置したり、あるいはうがい薬を常備したり、いろいろ対策は打たれておりますけれども、やはり何といたしても教室内の環境を整備してやるということが急務だと思っております。それにつきましては、塩浜小学校あるいは三浜小学校等完備しておりますけれども、まだ現在公害指定校として指定しております学校のそういう施設が完全ではないと思っております。そういう面におきまして、一日も早く教室内の環境の整備を行なってほしいと思っております。その費用につきましては、現在までに約二千二百万ほど使っているらしいですが、きのうも質問に出まして、そういう費用は原因者から取るべきであるというような意見も出ておりました。私も同感であります。現在まで使った費用はそれとして、今後そういうような設備をする場合には、やはり原因者のほうから出すというのがたてまえであろうかと思っております。それで、現在構想の一端としてあります公害基金制度というものを一日も早く発足させて、その中からやはりこのような費用は捻出すべきであるというような考えを持っております。これも一〇〇%やれというわけじゃございません。裁判の結果、自治体においてもやはり企業を誘致したという責任もございます。それから、排気ガスは、そういうガスは何もコンビナートだけじゃございません。中小企業もありましょう。あるいは自動車からの排気ガスもあると思います。したがって、一〇〇%そこから私は出せと言いませんけれども、大部分の費用はその公害基金制度を一日も早く確立させて、そのような費用を捻出すべきであるというような考えを持っております。その辺の見解をお示し願いたいと思っております。

それから、これもたびたびいままでの議会で要望として出ておりました、公害地域を拡大しろというような意見が出てまいりました。その裁判を公害地域を拡大する方向で現在調査が進められておりますが、それと並行して、やはり公害の指定校をふやす必要がある。つい先日なくなりました子供さんも、やはり公害指定校外から出ておるわけでございますので、先ほど言いましたように、公学認定地域を拡大すると同時に公害指定校も拡大して、早く学校の内部の環境の整備に当ってほしいと思っておりますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

次に、精薄児対策でございますが、この件につきましても、昨日質問がございました。したがって、小さい問題かもわかりませんが、みはと学園を中心にして質問をしたいと思っております。

みはと学園は設立されてから約十一年になりました。通園しながら治療ができると、あるいは社会に復帰するための一つの施設として、それなりに高く評価されているわけでございますが、現在みはと学園は、定員三十名に対して十六名の園児がおるわけでございます。その内容は、市内から九名、鈴鹿方面から三名、桑名方面から四名であるわけでございますが、定員を充足できない理由はどこにあるのかということをお聞きしたいわけでございます。いわゆる精薄児童がそれなりに減っておれば、またそれは話でございすけれども、やはり減っていないという現状で、定員が充足できていないというのは、一体どういうようなところに理由があるのか、あるいは定員が充足できないのであれば、そのみはと学園に対して何か魅力がないかどうか。その一つの例として、昨日も訓覇議員から質問が出ておりましたけれども、今度その卒園者が二名緑地公園のほうで一応就職という形で働いているわけでございますが、やはり卒園したならば、卒業証書といえますか、そのようなものも出すのも一つの方法かと思うわけでございます。

それから、親から出ております特殊学級をみはと学園に併設できないか。これも前から強い要望があるわけでございますが、特殊学級を併設する考えはないかどうかということをお聞きしたいわけでございます。

次に、費用の負担でございますけれども、現在十一段階に分かれました、おのこの収入においてみはと学園の費用を負担しているわけでございますけれども、私はやはり福祉対策の一環として食費ぐらひは、やはり親が負担するとして、あとのことは公費で負担すべきではないだろうか。といいますと、あそこで収容されておりますのは六歳から十八歳ぐらひの児童でございますけれども、本来ならば義務教育を受けるといふことでございますが、そのような不幸なために義務教育を受けられない。普通の学校のがわりにみはと学園へ通ってるんだというよりな観点から立ちますと、給食代は親が負担するとして、あとの職員の手当とかそういうよりなものは受益者といひますか、親に負担かけずに、やはり市費で負担をすべきであると、冒頭に申しましたように、鈴鹿方面あるいは桑名方面からも通っている児童があるわけでございますので、その辺とも連絡をとって、やはり市から出費すべきであるというよりな考えを持っておりますが、その辺の考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

次に、精薄児のための授産施設の問題でございますが、これはまへの議会で一応市長の答弁として、三鈴中学校のあと地にそのような授産所を設けたいというよりな回答がございました。一体いつごろできるのか、これは学校の統合の問題があると思ひますけれども、大体何年度ぐらひからそういうものができるんかといふことをお示し願ひたいと思ひます。この授産施設は、やはり精薄児をかかえる親として社会復帰して社会のために少しでも役立つ人間になってほしい、そして親なきあとも何とか強く生きていつてほしいという切なる親の願ひをかなえる施設として一日も早く完成が待たれるわけでございますけれども、一体いつごろ完成するのかといふことをお聞きたいと思ひます。

次に、学園内の小さな問題でございますが、便所の件でございますが、あそここの便所を見えますと、普通の学校のような便所でございます。そこの先生に聞いてみますと、足を突っ込んで落ちかかった子供がたびたびあるらしいのであゝいうよりな特殊なところでございますので、一日も早く水洗便所化を考えてやってほしいと思ひます。

それから、機能回復訓練の一つとして、現在東海電線から一部作業を持ってきまして作業を行なっておるわけでございますけれども、その作業所がありません。ホールあるいは廊下でそのような作業をやっておるわけでございますが、大きな作業所は要りませんが、そのような作業所もひとつ考えてやってほしいと思ひます。現在窯業関係の作業所は一つございます。もう一カ所作業所があつたわけでございますが、そこは現在鶏舎になっておまして、とりが飼つてございます。そういう意味におきまして、大きなものは要らないと思ひますが、作業所を一つつくってやってほしいと、そして機能回復訓練に十分役立つようなことを考えてやってほしいと思ひます。

次に、精薄児あるいは心身障害者あるいは次に出てまいります乳児の医療の無料化の問題でございますが、これは先ほど市長が記者会見において発表されておりますので、質問はやめますが、できれば新聞記者に発表するのめつこうかと思ひますけれども、まへまへから議会のほうからも要望が出ておりますので、でき得るならば、今後議会の場でそういうことを発表していただきたいと、どこの場で発表されるのも自由でございますけれども、やはり議会の立場としては、議会の場で発表していただきたいと思ひます。

第四番目に、再度治水対策についてでございますが、この件につきましては、毎度毎度の議会で出ておりますし、昨日もそのような質問が出ておりました。くだいことは申しませんが、いまいわれておりますのは、六年周期で大型台風が来るといふことがいわれております。ちょうどことしはその六年周期に当たる年らしいですけれども、幸い、いまのところは台風のけはありませんので、まあ安心しとつてもいいかもわかりませんが、四十六年に出来ました水防計画を見ますと、河川を中心に決壊、溢水の心配がされる箇所、特に危険な区域として二十三カ所あげられている。あるいは、重要水防地域として三十六カ所指摘されているわけでございますが、そのような数字を出されて、台

風期、出水期には十分土木部を中心に警戒はされておると思えますけれども、その危険個所が一体今日の時点において幾つつぶされているのか。ということは、指摘を受けました二十三カ所あるいは三十六カ所が少しでも減っているのかどうかということをお聞きしたいと思います。これはやはり市の財政等を考えて、あらかじめそういうところを前もって手を打つのが妥当と思えますけれども、なかなか一べんにできないということはわかりますけれども、やはり一体幾つくらいつぶされているのか。ということは、それだけ水の心配がなくなるわけでございますので、その辺について、少し説明をしていただきたいと思えます。

昨日からの質問がございますので、あまり同じような問題を繰り返してもいけませんので、以上で質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 公害地域における学校環境の問題についてのご質問の中で、空気清浄機の増設等を、いま発足しようとしております基金制度を活用したらどうかというご意見でございますが、基金制度の準備会等において、よりよい話をしております中に、清浄機の増設ないしは整備については、基金を活用していくという方向で検討をしてもらっております。

それから第二点の、公害指定校をもっとふやしたらどうかというご意見でございますが、現在進めております公害防止計画の中で、公害指定校が四校ございまして、実情に合わないものでこれをふやすという方向で検討を進めて教育委員会と交渉しておりますが、その方向は、公害防止計画の変更作業が十月過ぎから行なわれますので、その過程でこの問題を検討して、ご趣旨に沿うような方向に努力していきたいつもりでございます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 精神薄弱児や児童対策についてお答えを申し上げます。

ご質問は、みはと学園を中心にご質問いただいたわけでございますが、仰せのとおり現在三十名の定員のうち十七名に相なっております。その充足できない理由はどうかということでございますが、これにつきましては、措置権者が県でございますし、直接の事務を担当しておるのが北勢児童相談所でございますので、そういった面でのほうが連絡を密にして、一応現状をどう打開していくのかということについて進めておりますが、現在まとめております問題でして、やはり最近三重県では通園施設としての施設は四日市だけでございまして、他の県の、岐阜県あたりには同じような施設でございます。そういったところを十分私のほうで連絡を申し上げて状況を把握しておるわけでございますが、通園施設の最も最近皆さんから要望されている中で満たされていない問題は、先の議会でご指摘のございましたような、やはり教育権の享受ができないということでございます。そういったことにつきましては、後ほどこれにかかってご指摘がございましたが、やはりそういった面につきましては、四十八年度から現在の羽津小学校の分校というワクをはずしまして、特殊学級を設置するということについて、市の教育委員会から県の教育委員会へ強く突き上げていただいておりますし、厚生部から社会福祉部を通じて側面から強力にその問題を取り上げておるわけでございます。具体的にその問題の作業が進みますのは本年の十月以降になるのでございますが、見通しとしては非常に明るい見通しを立てております。こういったものができ上がりますと、多少充足できるんではないかと思えますが最近四十五年、四十六年の児童相談所の窓口で措置した、いわゆる件数を拾ってみますと、四十五年、六年で十九名の方がやはり収容施設のほうに希望して措置をされている。このことがなぜ収容施設のほうへ希望されるかというこ

とについては、収容施設はまいり特殊学級を併設しておるといふところに非常に問題があるわけでございますので、そういつた面で十九名の方が流れておりますが、通園のほうには一つも希望がなかったと、こゝろ現況でございます。

こういつたことについて、先ほど申し上げましたような問題を具備しながら、最近の動向といたしましては、非常に低年化し、低IQ化していることが非常に特徴を帯びてまいっておりますので、幼児を早期に発見をいたして、そういつたところへやはり収容していくことが望ましいのではないかと、こゝろの見解を示しておりますので、そういつた面も十分に考えていきたいと、こゝろのことを考えております。

それから費用の面でございますが、食費ぐらゐにして残りを公費負担にする考えはないかと、こゝろでございますが、ご承知のように、こゝろの施設の費用につきましては、保護単価というものがございます。ちなみに申し上げますと、みはと学園では一人当たり月二万九千三百円に相なるわけでございますが、その中で、やはり先ほどご指摘のありましたように、経済的な段階によって一部負担をいただくということになっておりますので、そういつた負担を段階によっていただいておりますと、こゝろのことでございます。ちなみに申し上げますと、零円の方から最高二千円の方がおるわけでございますが、十六名のうち零円の方が四、五名おるわけでございます。そういつたことと、決して鈴鹿とか桑名あたりを広域的に入れてるので、そういつたものと連絡で負担をどうにかならぬかという問題もあわせて、これはいま言いましたように県が措置権を持っておりますので、鈴鹿の子であろうと桑名の子であろうと四日市の子であろうと扱いは一緒になっておりますので、その点をお含みおき願いたいと、こゝろの思ふわけでございます。

授産施設につきましては、いつごろできるかということでございますが、三鈴中学校が移転をされて更地になりましたら、私のほう为上のせをする準備にかかるわけでございますが、見通しとしては四十九年以後になるのではなからうかと、こゝろの思ふわけでございます。

それから、学園内の便所のことでございますが、非常に初めて聞きまして、そういつた危険性があることならば施設の問題として十分に検討をさせていただきますと、こゝろの思ふわけでございます。

機能回復訓練の場所でございますが、ただいまホールを使っておりますので、作業場はどうかということでございますが、もともあのホールというのは作業場用になっておりますので、現在のところ電線の皮むきをやらしてあるわけでございますが、十分に事が足りているというふうに考えておりますが、将来やはり三十名ものを充足し、あるいはそれが低年化していくということになりますと、中を機能的に考えていかなきゃならぬ問題が出てくるのではなからうかと、そのときに県とも打ち合わせをして十分に機能の果たせるように考えていきたいと、こゝろのことでございます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 危険な個所ということでお答え申し上げます。

この水防計画につきましては、県土木事務所並びに市の土木部、消防と立ち会いまして、現地を見て調査して、この計画にあげておるのでございますけれども、危険な個所が減っていかないではないかと、こゝろのお話でございますけれども、その点につきましては、土木部のほうでご説明していただくしまして、この調査にあたりましてはこの水防計画の中の特に危険な区域と、こゝろの表現が何か危険なものをつまってもほっておるのではないかと、こゝろに受けとられると思えますけれども、これらのほうは県のほうの計画も昨年度からは、特に注意を要する区域と、

こういふふうに直っておりまして、私どものほうもそのように直していかなければならないのではないかと、これは完全に直すとかどうとかということではなくして、大水が出た場合にはこの区域が危険になるから特に注意をして警戒をすると、こういうチェックポイントと申しますか、そういうような意味でこの表にあげてあるわけでございまして、本年度の計画でいきますと、重要水防区域は昨年度と同じ三十六カ所でございますが、特に危険な区域、いまの特に注意を要する個所というのは三十カ所となっております。昨年度より七カ所ふえておると、このような状況でございます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） 治水の問題につきまして、お答えいたします。

水防計画につきましては、消防長がお答えを申されておりますが、水防計画の中であげておる重要水防区域、これは県、国、市、管理河川、すべてをあげておるわけでございます。もちろんそれに伴います特に危険なる区域、すなわち注意を要するような区域につきましても、それぞれ現地を見てきめておるわけでございますが、水防計画の中で特に市が管理しておる中でさらに注意を要するとされておりますが鹿化川、これは幸いにして災害関連事業を昨年、本年、来年と三カ年で進めさしていただいておりますし、それから三重の江田川、それから大矢知を流れております米洗川というのが特に危険、注意を要する河川と、こういう状況でございます。私ども、災害対策及び水防につきましては、特に昨年の四十六災につきましては、すでにご報告申し上げておりますように、四十六年度すでに五〇%進捗というところで現在四十七年度事業を施行さしていただいておりますが、県及び市管理河川とも大体七七%を目

標に現在対策を進めさしていただいております。また四十七年の一部集中豪雨におきまして、被災を受けましたものにつきましても、国災及び市単独災害事業といたしまして、今回の補正にもお願い申し上げますが、その他県の管理する河川につきましては特に重要な、また早急に要するようなものにつきましては、国、県に要望いたしまして、たとえば竹谷の改修だとか足見川の改修等その努力をお願いしますし、またわれわれも努力を続けておると、こういうような状況でございます。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 学校の環境整備につきましては、一応昨日の答弁も含めまして一応了解したいと思っております。

精薄児対策につきましても同様、昨日の答弁とも含めまして了解いたしました。特に危険な便所は一日も早く水洗化してやってほしいと思えますし、つけ加えますならば、みはと学園の南側に畑の一部を遊び場にしていただいておりますが、やはりフェンスでも張ってあぶなくないようにしてほしいと思えます。その点を要望しておきます。

治水対策につきまして、いま消防長のほうから土木部長から答弁があったわけでございますけれども、あれはチェックポイントであると、特に危険な個所を特に注意する場所だというような文面にかえてもいいっていうことでございませうけれども、やはり文字の表現は注意する個所にしろ危険な個所にしろ同じようなことでございます。また、あるいはチェックポイントだというのちよっとおかしい、チェックポイントというのは、たとえばその河川を、鹿化川なら鹿化川を見まして、そこをチェックして、その個所がどこが悪いんだ、どこを注意せないかぬのだという

ことであって、チェックポイントじゃないと私は思うわけです。そういう意味におきまして、やはりいままでの出水時期をますと、そういう面が指適されているところが決壊したり、あるいはそこからの洪水で床下浸水とかそういうような被害が出ておるわけでございますので、全部が全部一円でやっつけてほしいわけでございますけれども、財政事情等を考えまして、それこそどこから先やるかということとは専門家にまかしまして、一日も早くそういう個所が少なくなるように十分なるご配慮をお願いしたいと思います。きのうも出ておったわけでございますけれども、そのような河川対策が終わらないうちはこれ以上団地の造成をやるなどというよりな意見も出ておりました。私もある面におきましてそういう意見に賛成でございますが、何といいたしても、十年、十五年前を振り返ってみますと、そのころよりもやはりちょっととした雨で浸水するというのは、やはりよくいわれております自然の環境を破壊する、団地をつくる道路をつくると、そういう面、あるいは持ち家制度が発達しましてだんだん家は建ってくる、道路は整備されてくる、そういう意味におきまして地盤沈下等もありますけれども、やはり水の対策ということは非常に大切な問題でございますので、一日も早く危険な個所あるいは注意個所の字句にこだわらずにやっつけてほしいと思います。

○議長(服部昌弘君) 暫時、休憩をいたします。

午前十時三十八分休憩

○副議長(安垣 勇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉垣照男君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 通告の順に従いまして、一般質問いたします。

多少重複する点もあろうかと思いますが、よろしく願いたいします。

第一問、公害問題についてでございますが、公害はいまや日本はおろか、地球に住む人類滅亡のサタンとなつてまいりました。中でも四日市の公害は複合汚染という形のものであり、七月二十四日行なわれた公害裁判は世界中の注目の的としての公害裁判でございました。

予想どおり、患者側の勝利となり、企業側も公害に対する考え方を大きく改めなければならなくなってきたのでございます。いままでの市の行政の行き方においても反省は当然であり、その責任の一端があるわけでございます。

いまこそ大きく行政の転換をしなければならぬときではないでしょうか。

第一点は、公害防止対策について伺いたいします。

八月十五日実施として総量規制を行なわれたわけでございますが、硫黄酸化物排出量一〇〇ノルマル立米・パー・アワー以上の工場十一工場、排出量二〇%削減・二、硫黄酸化物排出量一〇ノルマル立米・パー・アワー以上の工場十八工場、排出量一〇%削限。三、上記を除く公害防止計画確約工場十三工場、燃料の低硫黄化、重油S分二・〇%以上のときは二・〇%まで引き下げる。四、上記以外の工場については燃料のS分を二・二%までに引き下げる七十五工場。合計百十七工場に対して何カ所の工場が実施しているのか、また排出規制を守っているのがどの工場か明確にあげていただきたい。

これが第一番目でございます。

次に、私どもは煙突の一本一本に測定器をつけてチェックするのが一番賢明な方法と考えておりますが、排出量の

チェックの方法はどのようにされているのか。

公害裁判以後、この問題は大事な問題ですので、市長もみずから知事に伺っていらっしやることだと思いますので、市長からご答弁をお願いいたします。

第三番目は、水質汚濁の問題ですが、各企業から流されます排水の内容の規制を硫酸酸化物排出規制と同じ形で知事と協議していただきまして、排出の規制を実施していただきたいのでございます。

市長の所見をお伺いいたします。

第二点、公害患者の救済についてでございますが、第一番目は働きたくとも発作が起るために働けない人たち、発作のために会社を休みがちになるため給料は何年も昇給しないし、ボーナスはいただけない、こういう方たちを市長はどのように救済されようとしておられるのかお尋ねいたします。

第二番目は、八月十六日の全員協議会で市長の所信表明がございました。その中に、患者の救済対策として、公害対策基金制度の設立をうたっておりますが、患者の方や私どもはこの基金制度を心待ちに待っておりますのでございますが、ただ心配するのは、その内容が患者の方や私どもの願望している内容であるかということでございます。市長も所信表明をする限りは、ある程度のものを持って発表されているのは当然でございますので、その一端の構想をお聞かせ願いたす。

またいつごろまでに設立されようとしているのか、そのめどを発表されたい。

よろしく願っていたすのでございます。

第三番目に、小学生の公害認定患者が九月一日現在百九十三名いるのでございます。

小学一年生三十二名、二年生四十名、三年生三十八名、四年生三十七名、五年生二十七名、六年生十九名、合計百

九十三名でございます。この学童たちに緑の茂った空気のきれいなところで安心して勉強していただきたいのでございます。そういう空気で、きれいなところで思いきり運動していただき、健全なからだで勉強のできる分校をつくってはどうか、提案するものでございます。

また、西のほうにある緑の茂った空気のきれいなところにある学校に、何教室か直ちに増設して、特に専門の医師も来ていただき、医療施設も備えた学校を設置していただきたい。また送り迎えにはスクールバスを市で出してはどうか、市長にお伺いいたします。

八月十六日の所信表明が市長の決意の一端とするならば、私はこのようなことはしごくあたりまえのことであり、市民を思う市長の親心であると、私は思うものでございます。

昨日の伊藤議員に対する市長の答弁は、全く四日市の市長の答弁とは思えません。一志病院のわかあゆ教室に子供が行かないのは、母親たちが子供を離さないとか、グリーンスクール、緑の学校は二泊三日、三泊四日ではなおらないとか、ならば公害から子供を守るために分校なり、教室を増設してあげるべきではないでしょうか。

第三点は、乳幼児の健康調査の総点検についてでございますが、最近乳幼児に難病、奇病の病気がふえてまいりました。早期発見、早期治療こそ病気を早くなおす最も大切なことだと思えます。乳幼児の公害せんそくも同じでございます。一度かかったらなかなかなおりにくいせんそく、それを早期に発見してせんそく患者にしない、そのために乳幼児の健康調査を定期的に総点検をしていただきたいのでございます。

ある患者の子供を持つ母親はこう言っておりました。

生まれたときはまるまる太っていたのですが、一、二歳のときにかぜを引くようになり、かぜとばかり思って安心していたら発作は起こり出し、医者に見ていただいたところ、ぜんそくではないかと言われ、三歳で公害認定患者

というらく印を押され、それから発作のたびに死ぬ思いで苦しむ子供をかかえ夜中に医者にかけ込む連続でした。もう少し早くわかっていたら何とかせんそく患者にならなくても済んだのではないか悔やんでおります。いまでは将来の就職のことや、またからだのことが心配でならないとおっしゃってみえました。

その子供さんいまでは中学二年生。やはりせんそく患者として一志のわかあゆ教室に行っておられます。生涯せんそくに悩まされ続け終わるやもしれません。そのことからみましても、乳幼児の健康調査の総点検を定期的の実施すべきであることを思います。

この点、市長のご答弁をお願いいたします。

第二番目に、これは私の案でございますが、総点検の実施といっても現在の保健所の機能ではとうてい無理だと思います。そこで四日市独自の乳幼児専門の検診をする検診所か保健センターを設置してはどうかと提案するものでございます。

第二問、福祉問題について。

第一点、じん臓疾患、児童の治療費の公費負担についてでございます。

ネフローゼとじん臓疾患による年間の死亡者は全国で一万人一人となっておりますが、患者は長期間の治療と多額の治療費が必要なため、これらの児童をかかえた家庭は生活に大きな圧迫を受けている現状でございます。このような児童を一日も早く救うために治療費を公費負担にしてはどうか提案いたすものでございます。

よろしくお願いいたします。

第二点は老人、ゼロ歳児の治療費の無料化についてでございますが、老人の治療費は来年一月より国のほうで無料化になるわけでございますが、私どもは六十歳の老人無料化を叫んでおります。七十歳から引き下げをはかつてはいかがかと思いますが、その点どのようにお考えられておりますか、お尋ねします。

また、ゼロ歳児の治療費の無料化については、市長は四十八年四月一日から実施することとございました。この点については一日も早く実施していただきたいのでございます。

なお、乳幼児についても必要でございますので、今後よろしくご検討され、早急に実施をお願いするものでございます。

第三問、団地及び宅地造成に伴う排水問題についてでございます。

四日市市の開発は西部へ西部へと発展していくことであります。それに伴い、団地造成、宅地造成、また残土乱取によって山がくずされ、丘陵地がくずされ、自然環境が破壊されようとしているのでございます。いままで木や草がはえ、雨の集中時にも心配のなかったところが、開発により河川の決壊、家屋の浸水、田畑の冠水と相なり、古くから住んでいる何の心配もなかった下手にあたる住民は被害を受けているのでございます。四日市の都市計画はどのような構想で対処していくのか、また四日市市百年の大計に立ったビジョンを有識者を集めて市長はつくるべきではないでしょうか。これが第一点でございます。

第二点は、団地造成、宅地造成については先ほど申し上げた点も踏んまえて、市独自の条例に踏み切り、むやみやたらに造成をさせずに、市の構想に基づいて造成を許可すべきではないでしょうか。

第三点については、自然環境が破壊されてくるのは必至でございますので、百年の大計の一環としていまのうちに桜あたりに大自然公園をつくり、家族連れで一日ゆっくりと自然を満喫できる自然をつくってはどうか、お尋ねいたします。

第四点は内部地区の合成ゴムの入るところでございますが、名四国道建設のときに残土が取られ、そのために雨が

降ると一たん水となり、十数世帯が床下浸水をするのでございます。あわせて最近谷の奥のほうが住宅の造成で二重の水が流出してきます。そのために地元の住民は困っている現状でございます。現在の側溝及び土管では排水は不可能でございます。抜本的に計画を立てられ、大きなヒューム管をさらに入れていただき、早急に解決されることをお願いするでございます。しかしこれが何年かかかるやもしれません。そういう中でまずいまこれから雨が降るたびに浸水で困る家庭のために、側溝に土管をつけ、また小さな土管を大きな土管にかえていただく、このようにして一時的な対策としてやっていただき、その後来年あたりこの抜本的な対策をお願いしたいのでございます。

これは下水道部長よりご答弁をお願いいたします。

第四回は公立の幼稚園、保育園の増設についてでございます。

最近の現象として、団地等は公立の幼稚園、保育園は満足までもいきませんが、一応完備されてまいりました。がしかし、旧市内の幼稚園、保育園の新設がなされておりません。そのために浜田地区、曙地区、日永地区、これらは旧市内でございますが、幼稚園、保育園がないのでございます。当然これは公立の保育園、幼稚園でございます。またそのほか、桜、泉、河原田、水沢、東橋北等もでございます。いずれにも公立の幼稚園があるいは保育園がないのでございます。この点どのような計画で対処していかれようとなされておられるのかお尋ねいたします。

以上でございます。

○副議長（安垣 勇君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） まず公害問題についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のように、すでに判決直後からいろいろ対策を講じ、また私の考え方も発表いたしました次第でございますが、

その後の公害防止対策につきましては、ご指摘のように、一〇〇ノルマル立米・パー・アワの十一工場の排出量二割カット、また一〇ノルマル立米・パー・アワの工場につきましては排出量一割カットというような強い規制をいたしました、これによって総体的に四日市市の十一工場、十八工場の二十九社が九八%の排出量を占めておるわけでございますので、その二〇%の効果というものが出てくるわけでございますが、これにつきましては、確約書の提出をさせ、また点検班をこしらえて企業を回らしておると、随時調査をいたしておるわけでございます。そしてこの排出量のチェックの方法につきましては、いま申し上げました確約書と点検班のほかに、各煙突に自動記録計を取りつけるというところでございまして、特にこのカットにつきましては八月十五日以降これを実施いたしております。また従来の予備警報〇・二PPM二時間、〇・三PPM一時間というのを〇・一五PPMで一時間で発令するということになっておりますが、幸いSO₂によるところの汚染の警報は本年に入ってからはまだ出ておらないということございまして、この点につきましては私は一応成功してきておるといふように考えております。また県の公害センターにプロジェクトチームをつくって市からも職員を派遣し、四日市全域を百メートル・二百メートル、五百メートルというよりなマスに仕切って、それを電算機と直結いたしましたテレメーターシステムによって着地濃度を規制していくというのをただいま計画中であります。また一例をある石油精製会社を例にとらせていただきますと、本年の八月十五日以前までは五七六ノルマル立米・パー・アワの排出をいたしておりましたけれども、八月十九日以降においては三九八ノルマル立米・パー・アワに落としてきておると。これの実施の事実につきましてはSコンテンツが八月十五日までは二%の重油、それからガス及び軽油では〇・二%、平均一・五%の重油を使い、着地濃度は〇・〇六PPMということになっておりましたが、八月十五日以降においては一・三%の重油、ガス及び軽油で〇・二PPM、平均の〇・九三PPMという低硫黄化をはかっておりまして、これによる着地濃度が約〇・〇〇四PPMと

うことになっております。そうしてまた、使用燃料総量に対する燃料ガスの割合が約三〇％に低減してきておると、このガスの比率の大きくなるということがすなわちSコンテンツの軽量化ということに非常に私は役立っておりますのではないかと、さように考えております。

水質汚濁につきましては、化学工場の問題につきましてはかなりいろいろ水濁汚濁の防止がはかられておりますけれども、まだ紡績工場等の面においては毛の排出過程においてまだまだ改良しなければならぬ点がございます。これは大気と同じように、やはり確約書を取り、点検班に随時調査させるというよりな方法で規制することを計画中でございます。

患者の救済につきましては、医療費、通勤費、あるいは生活保障費等いろいろの考え方があってございますけれども、この患者の救済というものは、まずご指摘のような小中学生に非常に比重が高いという考え方から私は申し上げておるわけで、別にグリーンスクールが、そりゃ確かにグリーンスクールはないよりあるにこしたことはありません。しかしながら、これがはたして根本的にその虚弱児の体質改善に効果があるかどうかということについては疑問があるということをお願いしてございまして、そういうような金の使い方よりもむしろ私はいわゆるそこてかなりの期間寝泊まりができて、そして楽しくキャンプができて、自然を楽しむような形において私は解決したほうが私は具体的なのではないかと考えております。したがってわかあゆ教室の申し上げましたのもやはりわかあゆ教室というのはその病院のあるところの学校に小中学生を通わせて、一般の生徒と一緒に教育すること非常に効果があるのではないかと思います。たとえば特殊な養護学校だけですとそういう患者の方ばかりですが、一般の学校へ通わせると、しかもその収容しておる病院でありますし、専門のお医者さんもおると、しかも看護婦もかなりの数の看護婦さんが専門にご指導にあたっておると、しかも病院の中に勉強室もあり娯楽室もありテレビも一

緒に見ると、しかも学校へ行けばその町の学校の、一般の健康な生徒と同じように訓練をしておると、しかもほとんどそこでは発作も出でおらないという事実にかんがみまして私は転地の効果もあり、かつ一般的な教育水準にも負けないものであるということで、私はやはりある程度距離の離れたところに一般の健全な学童と一緒に教育をするというところに私は効果があるということをお願いしてございまして。

また、基金制度の活用につきましても、昨日も申し上げましたとおり、ただいま商工会議所を中心とし泉市並びに企業を加えて構想等につきまして現実的な方法で検討中でございます。できる限り早くこれを出発させたいというふうに考えております。十三日にはそういう関係の企業の方々にも寄っていただきまして、そういう点につきまして具体的に話をするようになっております。

乳幼児の健康調査等につきましては健康センター等の設置のご意見がございましたが、担当者からご説明させていただきますたいと思います。

なお、公害防止につきまして、私が説明させていただきました以外のほかの付加すべきことにつきましては、担当部長から申し上げさせていただきますと思います。

じん臓疾患と非常に難病の問題は昨日も問題になりましたが、筋ジストロフィであるとかいろいろむずかしい難病につきましては厚生省においても本格的に次年度から予算を計上して対策を講ずることになっておりますけれども、われわれといたしましてもその成果を見きわめたいといういろいろ考えさせていただきたいというふうに思います。

老人医療費の問題につきましては、七十歳ということはようやく本年から市も実施いたしました次第でございます。また年齢の引き下げるといふ点にまで私は考えることができないと、さように思っております。

公立の幼稚園、保育園の問題でございますけれども、いろいろご意見もあろうかと思っておりますが、われわれといたしま

してはその必要なところにつきましては公立の保育園、あるいは幼稚園というものを積極的に建てていきたいと、さように考えております。

○副議長（安垣 勇君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 第三番目の乳幼児の健康調査の総点検でございますが、お説のように毎年保健所を中心といたしまして母子保健法の趣旨に従いまして、保健所の医師及び保健婦さんを総動員いたしました、これには行政として市の衛生課が全面的に協力いたしましたして調査をいたしております。参考までに簡単に説明をいたしますと、三歳児検診をいたしました結果、対象人員が四千三百七十八人ございまして、その中で実際に受診をされました方が三千八百五十四人、八八%の受診率でございます。その結果、疾病の状況あるいはいわゆる校医さんが判定をされますような一般的な身長、体重、胸囲、その他の成長のぐあい等の分類、それから疾病の状況等の分類等を綿密にやっております。県下の全体の三歳児の発育の状況と比較いたしましたも、四日市の子供さんたちは県下全体の各項目にわたる比率と比較いたしましたして成績がいいようございまして、詳しい資料等につきましては後日お手元に資料を配布したいと思います。

○副議長（安垣 勇君） 下水道部長。

〔下水道部長（天野助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 団地及び宅地区域に伴う排出問題でございますが、これにつきましては昭和四十四年施行されました新都市計画法に基づきまして開発者よりのそういう開発が申請された場合には、市といたしましても審議会を設けまして、各部会が集まって開発者よりの説明を聞いて検討しておるような状態でございます。

特に下水につきましては、市の計画と適合しておるかどうか、施設の規模、構造、能力等合致しておるか、開発に伴って周辺に被害を生じないか、排水処理は完全になされるよう施設は処置されておるか、放流先の河川等の能力はどうか、放流の水質はどうであるか、地元あるいは水利権者との関係はどうであるか等を検討いたしました。その行為に対する回答をしておるようなわけでございます。

特に小古曽地区の排出問題でございますが、本地域は北は泊山の霊園を境にいたしまして南へ勾配になっておるところでございます。東は水道の水源地と測候所、西は合成ゴムの社宅とはさまざまにございまして、この排水路を兼ねて市で新設した水路でございますが、その後住宅の建設が進みましてあまりその適当でないようなところを削って建てられたところもございまして、たんぼの中へ建てられたところもございまして、少数の場合にはそれで排水ができるわけでございますが、だんだんと数がふえまして相当な住宅が建っております。それで排水が特に悪くなっておるわけでございますので、よく検討してこれの対策を考えていきたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。ただ、いままです事業といたしましては排水管がございまして、その断面が小さいわけでございますので、その取りかえ、それから合成ゴムの住宅に入っていく道路がございまして、そこでグレーティングの工事をやりまして水路に取り込む。それから水道の専用の敷地がございまして、水道管の、それからの取り入れというこの局部的な工事につきましてはさっそく検討して工事にかかりたい、そういうふうに考えておるわけでございます。

抜本的な計画につきましては相当の費用も要しますし、よく技術的に検討いたしまして解決していきたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。

○副議長（安垣 勇君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） ご質問の団地造成のことに關しましてお答えを申し上げます。

このことにつきましてはたびたびの議会のご質問にお答え申し上げておりますように、私どもといたしましては市街化区域内における開発工事につきましては開発指導のための基準をつくって、関係部課と詳細な審査をし指導をいたしておりますが、さらにその効用があるように今後とも努力すると同時に、強化の方向を考えてまいりたいと思います。

また調整区域内等、法律からはずれる開発行為的な問題につきまして、ご存知のように傾斜地における土木工事の規制に關する指導要綱をもって関係業者にPRをいたし、すでに十件近い申請も出てまいっておりますので、具体的な指導に入っております。ただご提案のような条例化につきましては、例の土木工事の規制に關する指導要綱のときにもご説明申し上げたかと思いますが、関係諸法令が非常に多くあります。そういう関係と、また直ちに条例化をもつてしても非常に具体的な指導上、問題が残るというような考え方から、まず指導要綱という形で十分なPRとその効用をあげるような努力をいたしておりますが、今後そういうような推移を見たりえでいろいろと検討してまいりたいと思っております。

なお、大規模公園等の提案がございますけれども、公園整備につきましては公園整備五カ年の中で、特に大規模公園等につきましては風致公園、自然公園というような一応一定の基準があるわけでございまして、これにつきましては五カ年整備計画等についてあるいは国の指導を受けながら、また四日市の今後の用途地域の段階で十分検討したいと思っております。

以上です。

○副議長（安垣 勇君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 いろいろとこまかい点まで答弁していただきました。しかし私の質問している内容と相当開きがあったわけがあります。そこで少し時間まだ残っておりますので市長にお願いしておきます。

百十七工場に対してまだ調査中であるということでございます。もはや八月十五日から二十数日間たっているながらまだ調査中というのはいさし私は市長の怠慢ではないか、このようにも思うわけですが、早急に百十七工場に対して規制が守られているかどうか確認をしていただきまして、そして書類で提出をお願いします。

また先ほどの公害認定患者の分校のことでございますが、結局二泊三日や三泊四日でもしだめなら一般の教室の形でというようなことも申しております。私はそれでもけっこうでございますので、学校に行きたくないといっている子供さんのためにも、きれいな空気のある学校が西部のほうにございますので、そちらのほうに勉強に行かしてあげるような措置をとっていただきたいと思います。

先ほどの環境部長の答弁で私は納得がいかないんですが、現在の保健所の機能では無理なのです。そういう面で四日市独自で乳幼児の全部を検診してもらいたいんだと、こう申していたわけですが、何を勘違いしたのか、三歳児のものを具体的に言われました。三歳児の状態については私もはや調査をしてございますので、そんな答弁は要らなかつたわけでございます。いずれにいたしましても、四日市においては公害裁判以後、どのよりは市は公害患者の方に対して救済をしていくのかという点について非常な眼で見えております。そういう中であって公害基金の制度にいたしましたも当然早く設立するのがあたりまえだと思いますし、また、公害認定の患者以外の子供さんの総点検

にしても、私はあの七月二十四日以後に対する市の考え方としては、全児童に対しても総点検はやるべきである、このように考えるものでございます。早急に保健所あるいはやってもいいところもございませぬので、あらゆる人を動員いたしましたして、早急に総点検にかかっていただきたいと思います。

要望いたしておきます。

ネフローゼの問題につきましても、現在小学校四年生の子供をかかえる母親は毎月一回の検査をしなければならぬ、あるいは薬代が週一回としても三、四千円は要る。合計七、八千円の生活費の中から引かれていくわけでございます。これが毎月でございます。このような子供さんのためにも公費の負担をしてあげるべきである、私はかように思います。これもなお一そう検討していただきたいと思ひます。

また団地造成、宅地造成に伴う排水問題については今後とも早急にかかっていただきたいと思います。

公立の幼稚園、保育園についてはどのような計画で対処されていくのか、そういう計画を聞き取ったのでございますが、答弁がなかったので後ほど来年度、あるいはそれ以後の計画を資料にいただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○副議長（安垣 勇君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 通告いたしております六問についてお伺ひいたします。

通告以来勉強されたと聞いておりますので、誠意あるご回答をお願いしたいと思います。

第一問、難病対策についてお伺ひいたします。

難病対策については、昨日最も重い病気を八つあげられましたし、その救済は将来の問題として検討すると申されましたが、この問題は早急に救済対策あるいは研究及び治療対策の必要性があると考えております。ベーチェット病やスモン病、特にこのスモン病におきましては昭和四十七年二月二十六日現在で九千百三十一名いるといわれております。潜在患者も含めば一万人をこえるといわれておるのでございます。また進行性筋ジストロフィー症、このほとはドルシヤンヌ型で約八五％で、この病気は非常に多いといわれておるのでございます。またリニューマチの重症患者は年齢的には幅が広く、全国で六十万から百万人いるといわれておるのでございます。またガンの場合には昭和十年は総死亡者に対して四・三％、二十五年は七・一％、二十八年は九・三％、三十七年は一三・八％となっております。また昭和三十六年七月十二日現在におきましては三万二千五百七十六名の方がこの日に全国の病院で治療を受けたそうでございます。それを年齢別で見ますと三万二千五百七十六名のうち、一歳から四歳までが百三十三名、五歳から十四歳が三百二十七名、十五歳から二十四歳が三百六十七名、二十五歳から三十四歳が千八百五十九名、三十五歳から四十四歳までが四千四百五十四名、四十五歳から五十四歳までが七千六百二十八名、五十五歳から六十四歳が何と九千五百五十二名、六十五歳以上から七十四歳までが六千四百八十一名、七十五歳以上が一千七百七十五名となっておりますのでございます。したがって、いま申し上げましたように四十歳から六十歳代の働き盛りが一番多いのでございます。このような現状で、生活も非常に苦しいのが現状でございます。また本市の場合は、保健所の調査によりますとガンの関係で死亡された方は四十三年度が二百三十八名、四十四年度で二百五十八名、四十五年度は二百八十二名と年々増加いたしております。また最近では胃ガンは横ばいであるが肺ガンが非常に増加しておるといふ現状でございます。先ほど申し上げました進行性筋ジストロフィー症は、本市は患者はいるかどうかはわかりませんが、ほとんど男子の幼児に発病して悪性であるといわれております。症状は三、四歳ごろから歩行が困難となり、十歳前後で歩行不能となって四つんばいになり、いざるような状態からやせて寝返りもできなくなり、余病の併発等もあつ

て二十歳前後で生涯を閉じることが多いといわれております。その他種々困難な問題があるうと思えますが、以上申し上げました二、三の例から考えまして、少しでもこの難病を解決し、また難病に苦しむ家庭にあたたかい手を差し伸べたいと思っております。そしてこれらの方々に生きがいを感じられるために次の三点をぜひ実現していかなければならないと考えるものでございます。

第一点が難病患者医療費の公費負担。第二点、ガン遺児の救済。第三点に難病患者救済の治療をするための仮称難病総合治療センター、こういうものを建設してその治療や対策に当たることが好ましいのではないかと考えます。

市当局のお考えをお伺いしたいのでございます。

第二問、福祉施設の充実についてお伺いをいたします。

福祉の充実強化とは、強化は政治の要諦でございます。わか党の大衆福祉優先の政治を要求し続けてまいりました。福祉政策の遅延が大きな政治課題となっております。当四日市において市長は、緑と太陽の明るく住みよい町づくりと叫ばれております。このキャッチフレーズを必ず実現しなければならぬと思っておりますのでございます。しかし市長はこの実現の目標を何年ごろにと考えておられるのかわかりませんが、一日も早く実現できるように最善の努力をお願いしたいと思っております。

そこで第一点といたしまして、身障者・児福祉公園の設置をぜひ実現していただきたいと思えます。

この現在の貧困な社会保障の中で最も立ちおくれるのと考えられるのが身障者あるいは児に対する福祉行政であるうと考えます。この問題につきましては多種多様な問題がございますが、私はこの障害者及び児の方々に公園で遊べるようにしたならばどんなに喜ぶことであろうかと考えるものでございます。身の不自由な方がいる家庭では一度でもよいから健康児と同じように緑の木陰やあるいは青空のもとでブランコにも乗せてやりたい、あるいは砂遊びも

どんなものか、また自然の中で思う存分生きがいを味わってやりたいと願っているのが現状でございます。毎日家の中で、あるいは施設の中で過ごしておりますが、この子供たちを持つ親の切なる願いでもございます。その福祉公園の中には身体機能回復する特殊な設備や親とも乗れるすべり台とかブランコ、あるいはその他の設備を整えて、そして一日また親の解放とも合わせて、身体の不自由な子供がからだ一ぱいに太陽を受け、生きがいや健康を保つうえからもぜひこの福祉公園が必要であろうと考えますが、この点のお考えにつきましてお伺いをいたします。

第二点、南部に児童館を建設してほしいという問題でございます。

児童福祉法第一条及び第二条に示されておりますように、児童がひとしく心身ともにすこやかに生まれ育成され、生活の保障がされるように国及び地方公共団体、また児童の保護者とその責任が負わされております。本市にも富田宮洲原方面に一カ所と、橋北児童館、この二館がございます。この二館ともに非常に利用度も高く好評でございます。さらに利用する子供の喜びはことばに言いあらわすことのできないほどでございます。親も安心して子供を遊ばせておるのが現状でございます。児童館建設については地理的あるいは地域の環境もあるうと考えますが、南部にもどうしても児童館が必要であろうと考えるのでございます。また南部の皆さまには非常にこの建設の声が高いのでございます。南部には十分な公園もなく、子供の遊び場所もございません。児童の遊びの中から教育のできる児童館をぜひ建設していただきたいと思っておりますが、この点についてお考えをお願いいたします。

第三点、青少年自然（緑の家）このように建設していただきたいと思えます。

急速な産業等の発達に伴い公害が深刻なまでになってきております。さらに自動車の急増による自動車排気ガス等子供の身体の成長期に大きな影響をあたえております。そのような公害のある環境の中、及び都市開発の中で自然が破壊されつつあることはまことに遺憾に思えます。このような社会環境の中で、青少年に自然のすばらしさ、自然

はいかに大切であるか等は、自然に親しませながら学校、家庭、社会教育の一体化をはかることができるのではないかと考えます。

文部省では今年度十七カ所、公立少年自然の家を、また四十八年度からは三十カ所に建設を予定しているといわれますが、本市はこの施設をどうしても設置する必要があるかと思えますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

第三問、公害に対する諸問題についてお尋ねをいたします。

去る八月十六日の全員協議会の席上、多方面にわたり公害問題についてお伺ねをいたし、さらに種々提案をいたしてまいりましたが、好ましい回答が得られませんでしたので、まことに残念でなりません。所信表明の中に、全市民の要望する公害のない住みよい町づくりを邁進し云々とございます。この考えは現在の公害を絶滅しなければ公害のない住みよい町は実現できないのでございます。

したがって、そこで第一点といたしまして、市長が四日市公害裁判の判決を謙虚に受けとめると発表されておりまして、去る十六日も提案をいたしました。四日市公害絶滅都市宣言をしてこそ市長の言う全市民の熱望する公害のない住みよい町づくりが実現できるのではないかと考えます。

この点について市長の所信をお伺いいたします。

第二点といたしましては監視体制についてでございます。

発生源対策は最も大切な問題でございます。大気汚染、水質汚濁にいたしましたとしても同じことでございます。そこで監視体制と発生源の関係がどうあるかということやキャッチするところが必要でございます。企業がいかなる燃料を使用し、いかなる排水を放流しているかという自動記録計に収録することが大切な問題であろうと考えます。これ

らのキャッチする諸施設を県に委託せず、市庁舎内でキャッチできるようにすべきであると考えます。その点について発生源対策、あるいは監視体制の具体策を明確にさせていただきたいと考えます。さらに公害Gメンの体制をつくって発生源対策を強化すべきであると考えますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

第三点は市内の大手企業の産業廃棄物の処理についてどのような状況になっておるかお伺いいたします。

第四点につきましては、公害患者の救済について先ほど質問がございましたが、市内全域にわたり救済するということを基本にすべきであります。また患者に対する生活保障、または経済援助もあわせて考えなければならぬであります。完全な治療を受け、一日も早く健康で働けるようなことが最も望まれている今日でございます。それは裁判の判決にもございましたように、行政の責任もあるという立場からこの救済措置は最も必要であり、ぜひ実現しなければならぬと考えますが、この点についての市長のご決意をお伺いいたします。

第四問、衛生問題についてお伺いをいたします。

第一点、産業廃棄物処理及び清掃に関する法律が施行されて以来、本市もすでに二カ月になっております。今日までの尿尿くみ取りに関し、多くの苦情が山積しており、市条例をつくる際におきましても十分な審議がされたのでございますが、それらを一掃するための条例が策定されたのでございます。その時点におきまして、毎日毎月一回は必ず尿尿の収集に行きますという環境部長の説明でございました。しかし最近たびたび聞くところによりますと、定期的にきてくれない、二カ月に一回来て二カ月分の料金を取られる等苦情が出ておるのでございます。この問題は作業員の責任ということではなくて、私は収集してくださる人が不足しているためか、あるいはバキューム車の不足が生じているのであろうかという、そういう収集体制に私は原因があるかと思えます。したがってその体制欠如からくるものではないかと思えます。この点についてどうお考えか。また市民にご迷惑かけないためにはいかなる体制をと

られようとしているのか具体的に答えを願いたいのでございます。

第二点につきましては、公共下水道もなく水洗便所ができないところでの尿尿浄化槽の汚物の処理についてはどのようになっているか、お伺いいたします。

第五問、排水問題についてお伺いいたします。

昨日からも出ておりましたが、この第一点、昨日は雨池川に關した塩浜方面の排水問題が質問されていたのでございます。今回補正予算の中にも小浜町あるいは御菌町、松泉町等の浸水問題は一応解決するように聞いておるのでございます。そのためのポンプが設置されるということでございます。これは一日も早く浸水問題の解決をしたいのでございます。しかし、抜本的な水害対策ではないと考えるのでございます。私は公害防止五カ年計画が実現しても解決しないのではないかと思います。したがって、一つには各工場は責任をもって単独排水で処理すべきである。二つには塩浜大治田線の南に新たに水路をつくるべきである。この二つが実現してこそ南部の排水は解決するものと考えられますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

第二点は松本方面の問題でございます。昨年の水害により河川の改修も完全になっておりませんし、このような状態で台風期を迎えるわけでございます。落合川にいたしましたも鹿化川にいたしましたが、あるいは三滝川の川島方面にいたしましても復旧は完全に改修されておりません。一部については災害以前よりよくなっているところもございます。しかし松本町の方々の中には団地開発のため山の土砂を採取したままに今日そのままになっている現状でございます。この問題についてたび重ねて排水問題の解決のため市当局にお願いをいたしておりますが、今日なおそのままになっております。また最近台風期を迎えての地元の方々はこの被害の心配をいたしておるのでございますが、現状はどのようになり、今後どのような計画があるかお伺いいたします。

第六問についてお伺いします。

近鉄高架化事業に關する諸問題についてお伺いをしたいのでございます。

私は去る六日市議会終了後、近鉄高架線工事事務所の二階で地元住民の方々と県市近鉄の三者との間に種々の問題について話し合いが行なわれている会合に参加いたしました。

そこで第一点、その話し合いの内容については時間の関係もありますので項目のみに申し上げますと、一つには工事施工に当たっては地元住民に迷惑をかけないように努力する。なお苦情の申し出については県、市、近鉄三者で相談のうえ解決する。二、補償問題では家屋その他営業等の損害補償。三、電波障害。四、日照権問題。五、精神的補償。六、近鉄西浦変電所移転等でございます。そのうち一昨日は一、二、三の項目については話し合いが行なわれたのでございますが、十分納得できない問題が残されているのでございます。先ほど申し上げました六項目についてどうお考えかお伺いしたいのでございます。第二点、昨日加藤助役は四項目目の問題についても簡単に答ええなられましたが、その中で沿線の方々にはご迷惑かけないようにしたいと申されておりました。一昨日の話し合いの中で特に補償問題の中で営業に対する補償問題が多かったのでございます。この点について市長はどうお考えか、お伺いしたいのでございます。

なお、去る八月二十六日の話し合いのときに近鉄工事責任者の所長がその発言の中で近鉄としてはやりたくない工事をしているのだと申されたようでございます。まことに遺憾に思っておりますが、このような考え方を改めなくてはならないのではないかと思います。

第三点といたしましては、公営駐車場は近鉄西の七十メートル道路の地下に駐車場をつくるべきであり、近鉄高架下の一部を近鉄高架線沿線の方々に駐車場なり、あるいは子供の遊び場として、広場として利用できるようにしては

どうかと考えますが、この点についてのお考えをお伺いしたいのでございます。

○副議長（安垣 勇君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後零時四十三分再会

○議会（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

難病対策の問題でございますが、担当部長から最近県ともこういう問題で折衝をいたしておりますので、お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、ともかく難病といわれておるこの八つの病気につきましては、まだ原因がどうなっておるか、また薬事療法、養生はどういうぐあいにすればいいのかという方法についてもまだ確立されたものがございません。それだけにたいへんむずかしい問題ではないかと考えておりますが、たいへん気の毒な人たちばかりですので、厚生省も本格的に取り組むというような態度を示しておりますし、それに対応して市も考えていきたいと、さように考えます。ただ、ガン遺児の問題もやはり最近の死亡者を見ますと、交通あるいは脳卒中、その他心筋梗塞、心臓麻痺とか、そういう病気が非常に最近多いと、そういうような遺児の問題も当然ガン遺児のみにかかわらず、こういういろいろな関係の遺児というものもやはり考えなければならぬ問題であると、さように考えます。この点につきましては、難病対策につきましては、小西厚生部長からお答えをさせていただきたいと思いま

す。

福祉の充実の問題でございますが、やはりこの福祉行政というものはお金で解決するということ以外にはいろいろな施設というものが必要であるという点につきましては全く同感でございます。心障者福祉公園というのは宇部の常磐公園にあるそうでございますが、私は中央緑地公園もあることで、こういうところでのように心障者の受け入れ策ができるかというようににつきましては、今後十分検討させていただきたいと、さように思います。

児童館の問題でございますが、最近この児童館の建ててくれという要望が非常に強うございます。現在四日市市には二園ございますが、私も一度どれぐらの利用者があるのかと思つて見に行きましたところが、日曜日でございますので閉館しておりました。ちょうど子供が遊びに来ておりましたので、君らこの児童館に来るとののかと聞いたらしょっちゅう来るとんだと、日曜や土曜日の風からはもう締まるんで困るんだという話もそのとき伺ったわけですがどこに建てるかという、やはりこのポイントの置き方もあらうと思つたので、児童館の設置につきましては今後十分検討させていただきたいと、さように思います。

青少年自然の家というような問題につきましては、すでにこれは野外活動センターと私は同じようなものであるとさように思いますが、本年度当初予算においてご承認をさせていただきましたところの一億数千万円の工事はただいま実施中でございますので、すでに入札、請負契約等につきましてはご承認を賜わった次第でございます。今後この青少年をいかに自然環境で受け入れるかと、またそこで鍛練をしていくかということにつきましては、十分研究をさせていただきますと、さように思います。

公害絶滅につきましては、私は当初に公害をなくするような、ひとつモデル工業都市の建設を旨ざしたいと申し上げましたが、そういうような努力を今後積極的に重ねていきたいと、さように思います。

監視体制の具体策はどうかということですが、吉垣議員の質問の中にも若干お答えをさしていただきましたけれども、自動記録計というよりなものを当然設置し、また必要などころにつきましては、電動計に直結したような自動記録計のシステムというよりなものをただいま開発中でございますので、それを待たねばならないと、さように考えます。大体県のほうのいろいろの意見では十二月末ごろまでには完成をするだろうという話でございます。また、公害担当者の増加というよりな問題も出てくるわけでございますが、これらにつきましても、ただいま検討中でございます。

産業廃棄物の処理の問題でございますけれども、たいへんこのころはむずかしい問題でございますして、ただいまのところでは捨てる場所もないと、また燃やすことにつきましてもいろいろ問題がございますして、共同処理場、市の入っておりますこの共同処理場におきましても、廃棄物スラッジについては処理をいたしますし、先般事故のありましたところの合成ゴムの処理施設等もやはり同じような新潟シンプロのような形の湿式の燃焼炉でございますけれども、こういようなものでスラッジの処理をいたしておりますけれども、それ以外のいろいろの大きな酸化鉄だとかそういうようなものはやはりいまのところ工場のすみへ堆積をしておるといような状況で、いつかこれも一ぱいになるということは当然のことであろうかと思えます。産業廃棄物をいかに処理していくかということは非常に大きな今後の問題でございますして、われわれも最も頭を痛めておる点でございます。やはり少なくともこの産業廃棄物を処理するためには相当広大な用地を必要といたしますし、また二次公害、三次公害を起ささないような十分な配慮もしなければならぬ問題でございますので、これは資源化協会等も非常に熱を入れて、資源として活用できるものは活用しそれ以外のものはいかに処理するかということについて、ただいまいろいろのチームをつくって検討されておるといりことにつきましましてはご承知のとおりであります。

屎尿処理の問題でたいへんご迷惑をおかけいたしましたことに申しわけないと思っております。七月一日から新しい制度に切りかえまして、定額制の制度に移ったわけでございますけれども、この間にいろいろの手違いがあり、事務になれないという点がございまして、たいへんご迷惑をおかけいたしました。おそらく議員各位のお宅にもたびたび苦情の電話があったかと思えますが、これらの点につきましては、おわび申し上げますとともに、鋭意努力をいたしまして、ようやくこの屎尿の収集も軌道に乗った次第でございます。七月一日から新しい制度に切りかえただけでございますが、続いて七月に集中豪雨が二回続いております。そのために四千五百戸の緊急くみ取りを実施いたしました。またこれも新聞で報道されましたが、杉山産業が伊勢湾での不法投棄の現場を検挙されて、われわれのほうもこの業者が海洋投棄の仕事を請け負っていたのだいたいわけてございますが、その不法投棄の事件のために杉山産業の収集ができなくなったと、四日市市は残念ながら一日当たり百四十キロリットルの海洋投棄はまだ続けておりますが、幾ら自動車が集めてきても海洋投棄ができませんでしたので、貯蔵する場所がないというよりな非常な手ぎわがございまして、たいへんご迷惑をおかけいたしました。ただいまそのような問題も大体大かた片づきまして、大体軌道に乗っておりますので、これからは突発事故のない限りご迷惑はおかけしなくて済むと、さように考えております。ほかの問題につきましては、担当者からお答えさせていただきます。それでよろしく願います。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

○厚生部長（小西忠臣君） 市長の説明に補足をさせていただきますが、難病対策の問題でございますけれども、児童福祉法の二十条に育成医療という規定がございますが、先ほどご指摘のございました、このネフローゼにつきましては、県が四十七年度の、早ければ十月にやりたいということでございますが、おそくても来年度からやって

いきたいと、こういうことでございます。それが行なわれますと、その費用の十分の八が国が見て、残りの十分の二を県が見るといことになるわけでございますが、いずれも保健を適用した残りの自己負担分の十分の八を国が見るあるいは十分の二を県が見るといことになるわけでございます。そのほかに厚生医療という制度もございますが、これは身体障害者が更生するための必要な医療でございますけれども、これは負担能力に応じて負担金をいただくというところでございますが、ほとんどは自己負担については公費で見るとい制度でございますが、現在、眼科、整形心臓、呼吸器あたりが適用されておりますけれども、そこへ新しく人工透析だけを加えてみたいという考えを持って、いろいろでございます。人工透析を加えた費用というのは、県の段階で現在四百万もっておるようでございますが、それでいいのかどうかということを現在検討しておるといことでございます。

それから、難病救済の施設の問題がご指摘にあつたかと思ひますが、これは私が新聞を読まされてもらつて厚生省のほうに照会をいたしましたところ、間違いないようでございますが、このネフローゼあるいは慢性じん炎になりますと非常に期間が長くなりますので、そりいつた子供に単に治療を受けるということだけではいけないので、教育の面もやはり加えていくということから、特殊学級のある国立療養所でそりいう施設としての利用をしていきたいと、こりいうことでございます。

ご報告をいたしましたして、補足といたします。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 市長の答弁に補足してお答え申し上げます。

尿尿浄化槽の汚物の処理はどうしているのかということでございますが、尿尿浄化槽の清掃業者というのがございまして、これが届け出によって市長の許可業者という形で現在四日市市内には四社ございます。この人たちが個人ないしは法人の尿尿浄化槽の浄化について、請負契約を結んで浄化するわけでございますが、その浄化するための内容につきましては、保健所において浄化するためのいろんな項目がございまして、薬品の投入量だとかあるいはその結果PHがどうかSSがどうかとといういろいろな条項がございまして、その浄化の内容につきましては、保健所が指導するわけでございます。お尋ねのそりいう浄化槽の浄化の請負をした結果、収集いたしました汚物は大井の川の市の廃棄物の貯留槽に投入をさせまして、これは有料でございますが、そこでたたいま市長から申し上げました海洋投棄の船に乗せて指定海域外に運搬して投入さすということでございます。そりいうふうな体制でたたいまのところ処理をさせております。

それから、公害問題につきまして第四番目に、地域の拡大もさることながら十分な働きができない人に対する生活の保障をする考えはないかということでございますが、これも昨日来回かご答弁申し上げておりますような基金制度等々ここで考えるべきか、あるいは救済、国の救済措置法による国レベルで生活保障を考えてもらうべきか、国に対して要望しておりますし、基金制度の内容につきましても目下のところ検討中でございます。

それから、監視測定体制のご質問の要旨は、県が一生懸命に監視測定のための整備をやっているが、市の庁舎にコントロールセンターを持ってきたらどうかというご質問の要旨かと思ひますが、県、市がいままで公害防止五カ年計画の線に乗せて国庫補助をいただきながら、監視測定体制を整備しつつありますことは何回か申し上げたとおりでございますが、県、市のたたいままでの進んでまいりました考え方は、公害防止五カ年計画に線に乗せて、まず知事が十分な監視測定体制を南署の前の合同庁舎の一角につくり、それを昨日ご発言がありました監視測定権限は四日市市長に移譲するんだからという考え方に立ちまして、公害防止五カ年計画が完成の時点でその施設を市のほうに移譲し

ていただいて、権限と施設をその時点で受けるという考え方で進めておりますことを申し添えておきます。

○議長（服部昌弘君） 下水道部長。

〔下水道部長（天春助春君）登壇〕

○下水道部長（天野助春君） 第五点の排水問題についてお答えいたします。

第一番目に、工場の汚水を別の方法で放出したらどうかという問題でございますが、従来都市下水路におきます雨水やら汚水やらを一緒にして排水しておたわけでございますが、工場排水とか一般排水を分離して放出することは基本的には望ましいのでございますが、地形上の問題とか排水施設の現状の能力とか用途、改良のタイミング等の諸条件によりまして、必ずしもそれが一番いい方法であるとは考えられないのであります。四日市の場合でも、公共下水道の場合には、塩浜を例にとりますと、塩浜地区の百六十一ヘクタールを公共下水道の認可区域に入れておるわけでございますが、その区域の家庭汚水、分流式で雨水は雨水で放流して、家庭汚水と工場の汚水等を一諸に処理場で処理して出すという方法を考えております。それから都市下水路におきましても、公共下水道におきましても、それに併り込む直接併り込む工場からの汚水につきましても、下水道法で定められております除外施設というものを設けまして、PHはどれどれ以下のものであるとか、いろいろその中に含まれておるいろいろの物質につきましても、定められた基準のところでその工場において処理をして、公共下水道へ放流するという指導をしていきたいと思っております。それから塩浜の南部でございますが、大里、塩浜本町、川合町の排水につきましても、たびたび浸水をするという状況でございますが、この地域につきましても細部に調査をいたしまして、抜本的な対策を考えていきたい、そのように考えておるわけでございます。

なお、松本の団地開発でございますが、あれにつきましては、地区の市議員さん、岩田議員さんとか後藤議員さん、それから連合自治会の方々ともいろいろ心配していただきまして、われわれも一緒になりました大都リッチランドにつきましても、雨水の放流先の落合川が断面が小さいわけでございますので、大都リッチランドの地域の中で調整池を設置して、いままでのような状態で放流するという指導をやりまして、すでに容量約五千四百トンの調整池が完成しております。そのほかに大都リッチランドには川島駅のところに橋がございますが、落合川の橋がございますが、あの下流において護岸の整備をやらしております。二百メートルの護岸の改修工事を大都リッチランドでやれということでありまして、それから太平洋団地につきましても、雨水の放流先の落合川の、松本の橋の上流でございますが、あの付近で護岸の約百メートルを改修させておりますし、団地から落合川までの水路の改修を二百メートルを断面を大きくいたしまして、これをコンクリートの構造のものにさしております。そういうことで、地区におかれましても、この方法につきましては一応納得をいただきまして、われわれといたしまして、太平洋団地につきましては一応工事が全部終わっておるといふ状態でございますので、再確認をいたしまして、これの万全を期していきたい、そのように考えておるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） 近鉄高架工事に関連する問題として、お尋ねにお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、昨日後藤議員の質問に対しまして、助役から詳細ご説明を申し上げてるところでございます。地区から工事の施工に伴う騒音、振動等の問題をはじめといたしまして、工事中における実害の問題、テレビ障害の問題、またご指摘のありました日照権等々の問題が出ております。昨日も助役が答えておりますように、工事中のご迷惑に対し、また実害的な問題に対しては、早急に手を打って、住民の皆さんのご迷惑のかわらないように

処置を県、市あるいは近鉄三社でもって対処いたしております。

また、テレビ障害の問題につきましても、本年の十二月までには、まず共聴アンテナによる第一次の対策をとり、さらに高架の立ち上がりの時期に第二次の補正をして、ご迷惑のかわらないような方向で対処する考え方でございます。

なお、日照権の問題あるいは営業権の問題等が出ておりますけれども、このことに関しては、国の基準がございません。したがって、現在県、市におきましては、国との協議等を重ねまして、何らか具体的な対策を検討している段階でございます。

次に、お尋ねの高架下利用の問題でございますが、このことに関しましては、昨日助役から詳細ご説明をされておるわけでございまして、ただご指摘の高架下児童公園の設置の問題でございますが、このことに関しましては、地区からの要望もございしますので、県、市におきまして、いろいろの観点で検討を進めさせていただいておりますが、高架下が柱が東西四メートル、南北七メートルというような間隔で非常に狭い部分がございます。したがって、そういう問題なりあるいはその周辺の問題、それからかりに児童公園化しようとするれば、鉄道両側における交通上の速度の問題等を考えなければならぬというよりなことで、現在まだ高架下でそういうような位置を考えながら、具体的な検討をいたしておる段階でございます。できるだけ趣旨に沿うような利用を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 盛りだくさん質問をいたしましたので、答弁に十分な時間がなかって申しわけないんですが、これは

議会終了後十分部長段階で検討していただきまして、四十八年度予算にも組み入れられるものは早急に組み入れて実施をお願いしたいと、こういふふうに要望しておりたいと思います。

難病対策の問題につきましては、種々検討されているわけでございまして、しかし、本市におきましても、かなりの方々がおりますし、また時にガンの関係におきましても、市民病院の一年間の統計をこの前調査していただきまして見ても、かなりガンでなくなっている方がいるわけです。また、この方々が非常に生活主体者であるというよりな方が多いわけでございますので、そういう方々の子供に対しても、またできれば家族に対しても、そういう何らかの救済処置をお願いしたいし、また、この前のテレビにもございましたが、アメリカなどにおきましては積極的に、こういう難病対策の施設をつくっているということでございます。したがって本市におきましても、やはりいろんな形で大気汚染等などにより健康が阻害されている現状から、ぜひとも全国に先がけて、ひとつこういう難病対策に取り組んでほしいと、このように要望いたします。

次に、公害問題につきましては、やはり基本的にはモデル都市にしたいということでございますが、やはりそれは若干気持ちのうえからしても非常に弱い公害対策ではないかと考えます。したがって、やはり問題は公害を絶滅するというのが基本にならなきゃならぬと思ひまして、四日市の公害絶滅都市宣言を叫んでいるわけでございます。

衛生問題におきましては、特に先ほど疑問の点がありましてお尋ねした浄化槽の汚物の処理の問題でございますが四社あると先ほどのお答えでございましたが、その中で、地元から苦情があったところもたくさんございました。それは車庫の中にマンホールがあるんじゃないかというような問題でございます。それは、昼休みあるいは夕方仕事じまいのときに非常にくさいという声があつたたび出ておりました、市のほうへもお願いしてたわけでございますが、そういう苦情もございしますので、再度市のほうでいたしまして、そういう設備等も点検していただいで、そういうこと

のないように、特にご注意をお願いしたいと思います。

それから排水問題につきましては、もう時間もないのであれですが、

(資料を示して市長に説明)

水害があるというのはこっちなんです。ひとつよろしく願っています。

以上、超特急でやらしていただいたわけですが、先ほど質問いたしましたように、この点につきましては、どうか十分今後検討をいただきまして、地元の方々のほうとりに住みよい四日市ができりますよう特に要望いたしまして終わります。

たいへんどうも時間超過いたしましたして、申しわけございません。

○議長(服部昌弘君) 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 通告に従いました質問していきますが、重複する点があると思いますので、その点についてはご容赦願いたいと思います。

はじめに、公害関係についてで、一点目といたしましたは、判決後の行政としての対策、この問題についてでございますが、いままで、各議員がですね、行政のあり方あるいは判決後の市の公害に対するの態勢がどうなっているかというようなことが多くの議員から述べられております。この点については、簡単に申し上げておきたいと思えますが特に市民からの公害苦情の問題を市の公害対策等に連絡があると思えます。しかし、この連絡等においては、市民なり住民なりが十分納得するような答弁がされていない、理解ができない、こういうふうなことが私たちの耳に入るわけであります。この点については、環境部としてはどのような態勢がとられておるか、この辺を詳しくご説明願います。

たいと思います。

それから、市として公害関係の発生をしておられるところの企業に対するの連絡の窓口の問題でございますが、この問題についても、私たちがどこその企業に対して連絡をしたい、このようなことを申し上げても、実は防止協定の中心に入っていないとか、あるいは、そういうふうなことで満足な窓口の氏名まで明らかにされない、このようなことがあったと聞いておりますし、このようなことではほんとうの行政のあり方というものが判決後の中でも同じようなことで行なわれておる、このようにも考えられますので、この辺のところは環境部長のほうから詳しくご説明願いたいと思います。

それから、明日環境庁長官が参りますが、この二日ぐらい前と、あるいは環境庁長官が来てからと、それから帰られてから二日ぐらいの間のデータをひとつ出していただきたい、このように思います。これは、先ほど吉垣議員が質問された内容と同じようなことで、排出量なりあるいは使用燃料の問題いろいろあると思いますが、そういう問題点まで含めてご提出願いたい、このように考えます。

特に磯津住民が、公害発生企業六社に対して、立ち入り調査を認めさせました。市としては、他の公害発生企業に対して、住民とともに立ち入り調査をする、このような考え方はないか。また、住民の納得いくような形で行政が行なわれなけりやあならないと思えますが、この辺についてはどうお考えですか、お答え願いたいと思えます。

特に、住民がですね、鉄道で言いましたらば、線路を引いた、レールを引いたということになると思えます。その上に機関車が走る、これはやはり市の行政としては機関車を走らせる、このような形でやっていたかなけりやないと思えます。ただ形だけのものであってはならない、このように思います。また、このような状態の態勢が環境部としていつごろになったら態勢がとらるか、この辺についても詳しくご説明願いたいと思えます。

それから二つ目の企業の増設計画案についてですが、市長は昨日の答弁の中でも、県の条例が四日市に適用しているあるいは市条例は必要ないというような答弁をされておりましたが、それは間違いであると思います。なぜならば環境基準は、地理的やあるいは社会的条件によって典型的に定めるべきでありますし、特に地域住民の健康と環境の保全をはかり、市民の環境権を保証することは、市のほうとの責務であると思います。国の法令なりあるいは条例、これについて及ばないものは市の条例によって規制を行なり、このようなことが必要ではないかと思えます。市は、住民の健康を守り、環境の保全をはかる立場で、住民運動あるいはそれから生まれてきたものを背景にした法律のワクを越えて規制の強化をはかなげりやならぬと思えます。この点についてどうお考えですが、お答え願いたいと思えます。公害の特に著しい地域、または著しくなるおそれのある地域は、計画の中で緑地化を中心にした公害防止対策が行なわれなければならないと思えますが、現在は一部でありますけれど、今後具体的な計画を出して、市民が緑地化という問題はわれわれにとっては必要だということのようなことを具体案を示していただきたい、このように考えます。この点について、計画案があるならばお示し願いたいと思えます。現在磯津の公害患者は、企業と自主交渉を進めております。この問題については、補償ということではなく慰謝料ということにもいわれておりますが、救済をしてやるということ、企業のほうも考えておるといふことでありますけれど、特に磯津だけの問題ではなくして、塩浜なりあるいは橋北、午起、羽津、海蔵、あるいは日永、富田、河原田、内部、いろいろ公害の認定患者の住んでる地域があるわけですが、この患者に対しての救済を市としてどうやってくのかというように、昨日も質問が出ましたけれど、市長は一応この交渉等については静観してくと、こういうようなことを申されておりますが、これであつたならば、判決以前の問題と何ら変わってない、当然市民の先頭に立つてこの問題の処理に当たるべきではないだろうか、このように考えますが市長はどういうふうにして今後この問題について取り組んでいくか、再度質問させていただきます。

たきます。

それから、企業の増設計画についても、住民の了承が得られない場合は操業しない、また増設等についても、十分住民の納得のいくようにしてく、このようなかっこうで住民側が確認いたしておりますし、この増設計画については市としてはどのような態度で今後臨んでいくのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

それから、前回のときにも出ておりましたけれど、中電の操業関係の停止を市長としては申し入れるというところの約束をされました。この回答について、明確にお答え願いたいということ、これからの問題として、その回答によってはわれわれとしても十分この問題について考えていかなげりやならぬ問題がある、このように考えますのでお答え願いたいと思えます。

それから、三つ目の医療費の負担金についてでございますが、公害関係の医療費の公費の負担金については、昨日も質問に出ておりましたので省略いたしますが、一点だけお伺いしたいと思います。

公害認定患者は、一応医療費は無料化ですが、認定になるまでの医療費の負担というものが相当多くかかっております。特に、自家営業してる人たち、これがぜんそくのために商売ができない。あるいは会社員は会社を休むためにいろいろと給料面なり、あるいはボーナス面においても生活に事欠くような状態が出て来てる。患者はもちろん生活の保障という問題についても、市当局としては考えていかなげりやならぬ問題だろうし、また国や県に対しても要請してく必要あると思えますので、この点について市の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、四つ目の問題でございますが、所得税の減税についての問題です。

公害激基地については、固定資産税等についての考慮はされておりますけれど、私たちは特に被害の大きな地域で生活している市民に、所得税の特別の減税処置ができないだろうか、このようなことをよく聞くわけがあります。な

げならば、公害激甚地に住民は、生活面あるいは社会経済面において直接、また間接的に被害をこうむっています。たとえば人体被害としては、不愉快な思いをする。あるいは頭痛、目の痛み、有害物質によるところの中毒、あるいは死亡などがあります。自然環境の破壊の問題についても、資源の絶滅あるいは損傷被害は非常に大きなものがあります。貨幣価値に表示できないものもたくさんあります。物質的な損害では、家屋の損害、あるいは生産物の被害、水産業の問題、これはみな減収となってあらわれております。これが現実でありますので、特に漁業の場合を取り上げて申し上げますと、海水汚濁では近海では漁ができません。遠方まで行って朝早くから漁に出てく。これには労働時間が相当長時間労働になる。あるいは遠くへ行って漁をすることによって、油代やあるいは経費の負担が多くなってきておる。また、同じとつた魚を漁港に揚げる場合でも、白子の場合と磯津の場合では水揚げした魚の値段がまるつきり違い、半額も違うというような問題が起きております。このような状態が十年以上も続いているわけです。ですから、この問題点を一つ取り上げても補償はだれもしてくるわけじゃありません。富山のように、カドミウムが含まれているということから、米を国や県あるいは市の負担で買い上げておる、このような問題点があるわけです。ですから四日市の場合も、特別措置として減免をすべきではないかと思いますが、この問題についての対策を、県やあるいは国に対して特別処理法を要求すべきであると思いますが、この問題についてどうお考えですか、お尋ねしたいと思えます。

五つ目の緊急避難場所の設置についてでございます。

昨日も質問の中に出ておりましたが、私も子供たちのことについてはいろいろ心配しておりましたが、またも繰り返されてしまいました。公害でなくなつた子供さんの苦しみはどんなものであつたでしょうか。市長はこの苦しみをわかつていただけましたでしょうか。私は、母をなくし、また子供さんをなくした人たちの気持ちになつて質問に立

つておりますので、市長はよく聞いて答弁していただきたいと思えます。多くの議員から、公害患者に対しての救済を求める質問が出ておりました。あまりにも市長の答弁では冷たいような答弁であります。これでは幾ら市長が全員協議会等において所信を述べられても、絵にかいたもちのような形で終わつてしまふんじゃないかと、このように不安な気持ちでおる市民がたくさんおります。これは、市民の立場に立つて実行していただきたい。なくなられた子供さんも施設があつたならば助かつたのではないのでしょうか。それで私も、公害激甚地には夜でもすぐにも見ていたけるような緊急病院的な避難施設をつくるべきである、このように考えますが、市長はこの点について、公害激甚地において、そういう施設があつたほうがいいと思われるか、また、あればいいということは当然わかつてるわけですから、今後そういう態勢をつくつていただけるとか、また、つご答弁願えたら幸いです。

もう一点あわせて申し上げますけれど、特に四日市は十年以前においては、霞ヶ浦あるいは吉崎海岸、こういうふうなところが子供たちのほんとうの遊び場として、夏には海水浴場があり、皆さんがほんとうに喜んでおつた浜辺であつたと思えます。しかしながら、現在はそういう見る影もなく、子供たちが海を奪われてしまった、こういう点があるわけです。特に磯津は漁師が多いわけですけれど、現在漁師をしている人たちの中にも泳げない漁師がおります。これはなぜかといつたら海が全然使えないようになった、学校に行つて泳ごうと思つても、子供たちのプールへ入つて泳ぐわけにいきません。こういうふうな点が、私たちは非常に残念だ、また、現在の子供たちがこれからも漁師になるうという人もおります。この人たちが泳げないような状態で漁師になつてく、このようなことが、ちよつとした間違いがあつて船が沈没した、しかしながら泳げることによって命が助かる、また、そういう点が十分われわれにとっては必要ではないかと思えます。助かる命も泳げないがために死んでく、このようなことでは私たちとしては耐えがね得ない、こういう点について、住民の要望を十分聞いていただきたい、このように思います。

最後に、子供たちが夜せんそく発作で苦しみにもだえて、朝になればけろっとしておる、こういう状態が繰り返して行なわれております。しかしながら、やはり夜非常に苦しむために夜もろくすっぽ寝られない、こういう状態があるわけです。ですから、こういう点について、学校へ行っても満足な勉強ができない、これが現実です。ですから、こういう状態を補習教育等をしてやらなければならぬ、こういう状態が生まれております。こういう点について、市長は補習教育問題についてもどのように考えておられるか、この点についてお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 私からお答えのできる問題だけ答弁させていただきます。

判決後、行政の姿勢として、判決前と市民の苦情なり、あるいは市民サービスに変わりがないじゃないかと、一体どうなってるんだと、こういうご意見でございますが、私たち、判決後は判決以前にも増して市民の応対、あるいは苦情の処理に熱意を持って当たっておりますつもりでございますけれども、大体いままでの環境部の窓口での体験によりますと、悪臭の苦情なり、あるいは清掃問題の苦情なり、あるいは光化学スモッグの対策等のために市民の皆さん方から苦情がまいりますのは往々にして殺到するわけでございます。その間、行政のその日のスケジュールに従っているという処理しなければならぬほかの問題もございまして、常に部長なり課長なり、あるいは係長なりという管理職がその処理に当たるわけにいかずに、部員の中のまるつきり違った事務処理をしているものが応対に当たらなければならぬような場面も多々あるわけでございまして、そういった人たちが不なれたために、ご要望に対して、どこそこの企業の電話番号は、あるいはこういう問題はどこへというふうなご要望に対してきばきとご説明なり、あるいはお教えするまじがでできなかったことがあったのかと思えますが、今後とも十分気をつけまして、十分なサービスがで

きるように努力をしたいと思います。公害問題等に対する市民の苦情等を隣の部屋におります衛生課の者が、あるいは清掃問題に対する市民の電話等を公害対策課の者が受け取りたりというふうな部員間での連絡等も十分気をつけて部内会議をやっては注意をしておるつもりでございますけれども、また十分な成果があがってないとするならば、今後一そりの努力をしたいと思います。

第二番目の、きよりあす環境庁長官一行がお見えいただきますその前後の各企業の排出源における資料等の提出でございますが、これは本来的には県のほうにおいて取りまとめる作業でございますので、若干の時間がかかることをあらかじめご了承願いたいと思います。

それから、市の公害対策のためのいろんな調査等に、住民と一緒にやる気はないかというご意見でございますが、そこていわれる住民とは、どの範囲のことをおっしゃるのかわかりませんが、いつも行政事務として私たちが動いております調査なり、あるいは立ち入り検査等のために、県、市が共同してやっておりますと、住民の皆さん方と一緒にすることが物理的にも困難かと思えますが、十分検討してみたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

ただいま環境部長から、立ち入り調査等の問題につきましてお答えをさせていただいておりますが、この立ち入り調査の問題、それから、新しい施設を増設した場合の試運転については、住民の理解を得るような努力をするとか、それから、裁判後のいろいろの住民の要望に対する市の対処の仕方等につきましては、私はこれはたいへんむずかしい民主主義政治の本質的な問題に触れてくるのではないかとというように判断をいたしております。先般の全員協議会

の節にもご説明させていただきましたが、この経済成長の中であって、技術の革新、あるいは大型化していく中であって、市の行政あるいは県、国の行政というものがそれに対応し得なかつたと、また当然のことではありますが、その結果として当然のことでもありますが、いろいろの社会資本投資というものについても非常におくれがあつたと、したがってそういうような空気の中から行政への非常な不満が高まつたと、不信があつたということもまぎれもない事実であると思います。そういう点につきましては、私もまことに遺憾なことと思っております。しかしながら、その不満の一つのあらわれ方として、直接的に住民がいろいろの交渉をする中であって、はたして人権のあり方というものはどういうぐあいに考えられておるのかと、また、これは交渉する側のほうにおける人権の問題、あるいはまた公害を出してきたとして追及されておるところの企業が、住民の人権をどのように考えてきたのかというよりなこの人権のあり方につきましても、いろいろ問題があるかと思ひます。したがって、私は、こういう情勢の中から、民主主義政治というものはどのようにあるべきかということについて、いろいろ私も私なりの考えをしておるわけでございまして、このような民主主義政治の姿はどうあるべきかという考え方に従つて、私は対処していきたいと、さように考えております。

中部電力につきましては、八月二十二日に副社長二人と、それから常務取締役にお目にかかつて、これもいろいろの申し入れをいたしました。先般知事も電話で申し入れをしたというように承っておりますが、中部電力のお答えはただいま非常に電力が足りないんだと、これを中止するとやはり非常に迷惑を受ける地域が出てくるので、電力が余るまでぜひひ操業してもらいたいんだというような意向であつたということを申し添えておきます。

緊急避難場所等につきましては、私は学校あるいは緑地、河道整備の公園等を当然考えるべきだと思ひますし、また、そこへ緊急に避難し得るような道路の整備というようなことも当然考えるべきではないかと、さように思っております。所得税の減税処置等につきましても、私は私なりの考え方からお答えできない範囲の問題であると、さように考えております。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 答弁が漏れましたので、追加させていただきます。

医療費の救済対策の中で、認定患者になるまでの間の治療費をどうするんかと、救済する意思はあるのかというところでございますが、先般来何回か申し上げておりますように、認定地域内の患者の救済の内容を手厚くするという方向で、国に対して要望は続けておりますが、認定患者以外の潜在患者があるとするならば、その人たちを救済する手だてとして、地域拡大のための手だてをどうしたらいいかということ、公害審議会を開催していただき、その中で専門部会を開いていただいて、いろいろと検討中でございますが、現在の認定地域内の患者さんで、認定されるまでの間の治療費等を救済することも含めて検討をしておりますことを申し添えておきます。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 公害防止に關します緑化の計画について、お答えを申し上げます。

この十月の公害防止計画の改定をござしまして、現在緑化計画の立案を急いでおる段階でございます。これができましたら、いずれまた皆さんにご協議申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 再質問させていただきますが、答弁をさせていただかない点もありますので、減税関係の問題についてこの点についての問題点、それから、緊急避難場所の問題について、もうちょっと詳しくお答え願いたいと思います。それから、環境部長が答えられておりました、夜の苦情処理についてはどうしてかかってことが、私たちは非常に苦情の中でも市民からの申し入れがあるわけです。この辺のところも、ただ県の段階で、県の公害センターだということじゃなくして、市は市なりにその体制をつくってやってかなければならぬ、このように思いますが、その市民からの苦情処理ができるような体制ができるのはいつごろになるんか、この辺のこともお聞きしたいと思います。それから、市民とは何ぞやと、住民とは何ぞやというようなことを言われましたけれど、これは当然地域に住む人たちが、人力的には制限があるかもしれません。しかしながら、地域の住民が納得いくような形で、行政の立場から、含めて調査されるということがなければならぬと思います。そういうことを私は申し上げたわけです。それから、市長の答弁の中で、民主政治の姿で対処するということでありますけれど、具体的にこの問題について示していただくには理解ができない、このように思います。

それから、中電の問題でございますが、この中電の操業関係につきましては、私たちは被害をこうむってる立場なんです。しかしながら中電は、関西地区にまで送電をしておるわけです。そういう形の中で、われわれが被害だけをこうむってる、こういうことであっていいんでしょうか。私はやはり、被害をこうむってる住民の立場になって、この中部地域において送電されてることであるならわかるんですけれど、関西地域まで送電して、その被害だけがわれわれ住民が受けにやならぬ、こういうことは私たちにとっては納得できない、こういう立場から、私は操業停止という問題を今後も市民としては要求していくべきではないかと、このように思います。

それから最後に、私といたしまして、まだ時間もあるようですけれど、皆さんにひとつお許しを願って申し上げます。それが一点だけございますので、ご容赦願いたいと思います。

これは、去る七月二十四日の津地裁の四日市支部において判決が出ました。このどよめきの中で、しかも一人のいたいけな公害の遺児が最少年の原告でありますところの瀬尾篤哉君が、くちびるから漏れたことばというのは何だこれは勝つかあちゃんが帰ってこぬ、こういうことなんです。この問題を、私は住民の皆さんといる話してきました。しかし、この問題については、ちよどおかあさんがなくなってから一周忌に当たる時期でもあったわけです。こういうことで篤哉君は、たとえ狭いベットでもおかあさんと一緒に寝るのが大好きだと、こういうことで、三人きょうだいの末っ子の男の子なんです。このときに、さびしさをうたった詩がございますので、ちょっと聞いていただきたいと思います。「夜空のかあちゃん星」と、こういうことを詩の中でうたってあります。「澄んだ青空にキラキラとお星が一ぱい光っている。親星、子星で光ってる。ほくのやさしいかあちゃん星は、よごれた青空の流星。とちちゃん星が光っていても、なぜかさびしく光ってる。隣りの小さなあの星は、きつとほくだよ。かあちゃん星が見えなくなったと泣いている。悲しいときは夜空を見るよ、かあちゃん星をさがすのさ。涙が一ぱい出るけれど、見ていておくれよ男の子だよ。だれにも負けずにがんばるよ。」この詩をうたったのであります。この詩をうたって私たちは胸を打たれますけれど、皆さんと一緒にこの問題を、二度とこのような悲しい遺児が出ないように、防止対策に取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（服部昌弘君） 山本 勝君。

○山本勝君 一般質問の一番最後です。一昨日から十六名の議員が数多く一般質問をしまして、それをまとめて判断をいたしますと、いかに四日市の二十三万の市民が、福祉を守りながら自分たちの生活をどうしたら安全になるんかという、そういう願いを込めた一般質問であったと私は理解をします。さきに発表されました、市民意識調査の結果を見ましても、「あなたの居住地の住みごころは、どの程度ですか。」という問いに対して、幾つかの項目に分かれて答えが出ておりますが、それを平均しますと、「たいへんよい。」こう答えたのが六・〇%、「よい。」と答えたのが一九・五%、「普通。」だと答えたのが四三・七%、「悪い。」と答えたのが二〇・八%、「たいへん悪い。」と答えたのが六・八であります。これを総合的に見ますと、私は、この普通だということが、それ以下の数字については、これは全く重要視しなければならぬ数字だと思います。よいというのは二五・五%、悪いというのが二七・六%になるわけです。普通だというのは数字抜いてあります。したがって、よいというよりも悪いというこのパーセンテージを見た場合に、私はこれからの四日市について非常に考えてもらわなきゃならない。アンケートで聞いた項目の中には、空気のきれいさ、あるいは不快なおい、静けさ、日当たり、風通し、下水のはげぐあい、屎尿、ごみ、蚊、ハエから、子供の遊び場、近所とのつき合ひまで、こういう問題まで質問されているわけです。したがって、あらゆる分野で質問されて、いま申し上げたような結果になっているわけです。そういうことを踏まえて、私は今度の一般質問に市民の安全を守るためという大きな項目をあげました。具体的な項目につきましては、冒頭に申し上げましたように、十六人の議員がそれぞれ申し上げましたので、重複する点については項目だけをあげて要望にとどめたいと思います。したがって、まず要望する点についてのみを先に申し上げますので、十分に腹に入れておいていただきたいと思えます。

交通対策の関係であります。一点だけつけ加えさして強く要望したいと思えます。

現在の近鉄四日市駅前、特に近鉄百貨店の付近ですが、何といえますか、自転車の不法駐車といえますか、不法置き場というのですか、これが駅周辺に相当見られるわけです。いままで近鉄高架下の利用で、駐車場の問題が相当強く要望されましたけれども、自転車の置き場についてもぜひ取り入れていただくように、強くこれは要望いたします。次に、災害対策関係であります。開発行為に伴う下流地域の防災問題が強くいわれます。私も、一点だけ事例をあげて要望したいと思います。

現在、杉本土木次長にお骨折りをいただいて、これから具体的に計画を進めていただくということで、事務的に要望をしておりますが、今回の追加補正予算の中にも出てまいっております山ろく土地区画整理事業の中で、そこからの排水問題があります。現在、わずか一メートル少しの排水路があるのみで、そこに何町歩と越えた区画整理に伴う雨水が流れ込む、こういう形であります。従来からこの排水は問題になっておりまして、三重村が四日市に合併する以前から問題になっておったところでありませうけれども、その上流で開発行為が行なわれる、具体的には区画整理課でその指導をし、設定を決定したにもかかわらず、その排水路が四日市と合併する以前のままの状態であります。したがって、現在整理に入っておりますけれども、ここから流れ出る水がこの排水路一本だけではできない。付近の民家に浸水する。付近の民家は浸水して、ブロックを屋敷の回りに積み上げて浸水を防いでいる。こういう実情でございます。このような事実があります。したがって、こう状態を何とかしていくんだというふうなあいまいな言い方ではなくて、被害を受けていることは事実でありますから、事実としてそういう工事を、防災工事を早急にやっていくように、一つの事例をあげながらこれも要望いたします。

さらに、災害対策の問題といたしまして、土取り規制の問題も出ております。どうも聞いてまいりますと、役所が

知らないところでも土取りが相当行なわれているのがあります。いわゆる土取り規制そのものが、各業者に徹底してないのかというふうに、善意の解釈ができるわけでありすけれども、悪質に土取りが行なわれるということになりますと、皆さんが心配をされるようなことがさらに上積みされてまいりますので、この面の行政指導というだけではなくって、パトロールでも行なって、無届けのところについてはそれなりの罰するつもりと罰則規定がないんで、ここで言い切れませんけれども、強い姿勢をその場で直ちにとっていただくように、これも要望にいたしておきます。それから三番目の福祉対策で要望いたします。

乳幼児ゼロ歳から三歳までの医療費の無料化の問題及び心身身体障害者の医療費の無料化についてを強く望むことにいたしておりますが、具体的な事例をあげながら申し上げることにいたしておりますが、内容については省略をいたしまして、私たち社会党としては、先般市長が発表されましたけれども、さらにそれを上回る、特に乳幼児についてはゼロ歳から三歳、これを対象にした乳幼児医療費について無料化するように強く申し上げたいと思いますし、さらに一般質問の中で出しましたが、四月一日といわず一月一日から実施しなさい、こういう要望がありました。私も同感でありますのでつけ加えて、一月一日から老人医療の実例からいけばできるはずでありますので、ぜひ一月一日から実施していただきますようお願いいたします。

さらに、老人医療費の問題でありますけれども、国が実施するということになりますと、厚生部長の説明では一億円の金額が浮いてくるといいますか、余剰になってくるわけでありすけれども、心身あるいは乳幼児の医療費をもっても、新聞発表では五千万円がかかる、差し引き五千万円浮いてくる勘定になりますので、ぜひとも老人医療の年令引き下げについて、国の実施する内容を上回る形になりますけれども、先進的な四日市の九鬼市長に期待して、強く要望したいと思います。

以上が要望事項であります。そこで、具体的に内容に入ります。

六月の議会で、社会党の小林議員から、近鉄南四日市駅の設置の要望と、それに伴う駐車場の要望がございましたが、その後の経過がありましたらご説明を願いたいと思います。これがまず一点。

二点目が、近鉄高架の工事が第一次分として進められておりますが、第二次分いわゆる三滝川から海蔵川についても第二期ということで、近々に行なわれるだろうと思っておりますが、かねてから問題になっておりますのが、その一期、二期の工事が終わりましたも解決に至らないのが四日市関ヶ原線の問題であります。いままでの説明ですと、日永八郷線が新三滝橋の開通によって完成すれば、そこへ流れるだろうといわれましたが、これは三重団地その他の社会増に伴うところの車両増加等からいきますと、差し引きゼロということで、現在のあの明治橋付近の交通渋滞は依然として私は解消できない、こういうことを強く感じるわけでありす。したがって、橋北地区の六間通りが末永の都市改造を含めて、さらには海蔵川の改修問題とからんで、三滝川から海蔵橋間の四日市関ヶ原線を中心にした交通状況をどういうふうに解決されていくのか、お尋ねしたいと思います。

三点目、また、またかといわれるかも知りませんが、私は再三草刈り条例の問題について指摘してまいっております。市長は、ああいう考え方がないということでしたが、不幸にして堤防上の草がおい茂っているために見通しが悪かったということ、子供がけがをしまして、大きなけがでなかったもので、私は不幸中の幸いであつたと思えますし、その原因の中には、運転者の前方不注意といえますか、それもある意味ではあつたかも知りませんけれども、そういう事実があります。けがをした子供の父兄から何とかしてくれ、こういうことで強い要望があります。昔は、農家は牛など飼っておりまして、堤防上の草など牛のえさにするために競争で刈り取つたものでありますけれども、最近では農機具が発達してまいりまして、牛のえさどころではないんです。私ども子供の時分に、堤防の草をよ

く刈りに行ったつもりですが、いまは草を刈りに行っても持って帰って結束するわけにまいりませんので、やはり公共の土地であれば公共の立場で責任をとるのが普通ではないかと思えますが、これは県とか市とかいう区別をせず、今後どのようにされていくのか、もう一度考え方を告示し願いたいと思えます。

四丁目、各道路あるいは橋梁等を通行いたしておりますと、非常に危険なところがあります。いま、海蔵川にかかる末広橋を、または改修されております。いつになつたらあの橋が鉄筋になつてくるのか、これは海蔵川と三滝川が事実合流した時点でしかならぬのかというふうに考えておりますけれども、毎日あそこを通行しておられる方々は、非常に危険な状態に置かれております。あの橋梁上で自動車ですれ違ひ、もう欄干すれすれでありますし、ぶつかつて欄干がこわれる、こういう事実もあります。さらには、重量制限を越えて通行する、こういう実例がたくさん市内にあると思います。中には重量制限をしてある、明示をしてある橋梁等がありますが、してない橋梁もありますので、まず橋梁などの重量制限については明確にいただきたい。標示もしていただきたい。さらには、一般の道路につきましても、交通標識が心要だと思われるところについて、まだ不十分であります。交通安全対策室を中心にしながら、いろいろ標識等の問題についても取り組んでおられるようでありますけれども、まだまだ要望にこたえられない標識か準備できない、こういう状態でありまして、早急にこれについてもしていただくように要望にこたえられるような、また要望しなくとも必要と思われるところについては、市が率先してつけていけるような、そういう対策を講じていただきたいと思えます。

次に交差点改良について申し上げたいと思えます。

せっかく交通法規等守りながら自動車など運転しておりますも、特に交差点差しかかった場合右折、左折の問題で後続車が渋滞するところがあります。具体的な例を申し上げますと、四日市関ヶ原線の日永八郷線と交差点です。いわゆる関ヶ原線から坂部団地へ抜ける道路であります。朝は、まあまあでありますけれども、夕方になりますと、末永のほうまで車が渋滞するという状況になっております。これは、どうしても交差点を改良しないことには具体的には申し上げませんが、改良しないことには解決しません。さらには、湯の山線の尾平地内の柳橋の南詰めであります。一部最近信号機が改良されて幾ぶんかはいいようでありますけれども、まだ不十分であります。ところがあそこの場合には、両側に民家が密集しておりますので、なかなか交差点改良といひましても不十分かもわかりませんが、それは停止線などを考慮することによって、私は解決できる問題だと思っております。それらについても、これは二つの例であります。その他市内にもたくさんあります。交差点での横断歩道の白線が消えかかっておつたり、消えておつたり等々の問題がありますので、いま申し上げましたような点について、一度市内を総点検する必要があるだろう、このようにも考えますので、申し上げます事例についてお答えすると同時に、総点検についてのお考えをお尋ねいたします。

次に、災害対策であります。危険地域ということで先ほども質問がありました。ここで私の提起しますのは、交通対策でいま申し上げましたように、危険地域の問題につきましても、大きく傷があく前に小さい傷の前におしておくといいことが、私は非常に大切だと思ひます。これは前にも指摘をしたことがあります。国あるいは県からの補助を受けて、そしてやったほうが市費の持ち出しが少ないからいいんだと、こういうふうな簡単にいえばそういう考え方に立つては困ると、こういうことであります。したがって、防災計画なりにあげられている危険地域はもちろんであります。あげられていないあるいは耕地課なり土木課なり手持ちのいわゆるはつきり申し上げますと、災害待といわれる危険地域があるはずであります。さらに自治会等で持つておる危険地域についての総点検を私はする必要があるだろう。幸いにして、ことしの場合八月末から九月にかけての大きな災害がございません。

何とかこのままで、ことは過ぎていかないかなあというふうに祈る気持ちでおるわけですが、災害がなかったらことはこれでおしまいなんだというんじやなくて、来年の災害に備えて、私は総点検をして事前の対策を講じるべきだと思いますので、その点についてのお考えをお願いします。

福祉対策であります。

老人センターのその後の経過が、漏れ聞くところによりますと非常にあいまいであります。どうなっておるのかお尋ねします。

二番目であります。

非常に具体的なことでお尋ねしますが、三重団地がいよいよ三月末の公営住宅の完成と同時に入居が始まるわけですが、この三重団地のいまの計画の中に公衆浴場の計画がないんです。市営住宅の中にふるの置く場所がつくってあるんですけども、市営住宅、ご存知のように狭いわけです。ふるおけが全然備えてないということで、朝明団地の場合にしましては坂部団地の場合にしまして、ふる屋の問題については非常に苦労しました。特に朝明団地の場合には、朝明団地から富田までふる屋に來なきゃならぬというような問題が入居されてから起ったわけでありまして、三重団地の場合もそういうことがいまのところ心配されますので、公衆浴場の計画について、あるのかないのか、事実上設計といたしますか、造成計画の中にないわけでありまして、ないと私は判断しますので、でき得ることならば、市単独でもできると思いますが、市営住宅の中に最初からふる場を設置しておく、個人で入居されてからふるおけなどを持ち込んで設置するというよりも、最初から市営住宅の中にふるおけを市の手できれいに備えておく、こういうことが必要であると思うんです。個々にやりますと、何といたしますか、検査だとかそういうことで非常にややこしなりますので、一斉にやれば検査だとかあるいはコストの問題についても安上がりだと思えますので

そりいうふうにやるべきだと思いますが、建設部長からその事情についてお答えを願いたいと思います。
最後に、これは市長にぜひともお願いしたいわけでありまして。

きょうは八日であります。一週間後に敬老の日がまいります。いろいろ老人福祉の問題について、いままでもなされてはまいっておりますが、現在支出されております敬老祝金、八十歳以上二千円、それから敬老の日の行事に対する補助金が七十歳以上のご老人一人に対して二百円の割りで支出されております。私としては、この金額について安というふうに思っているわけです。特に、いまの七十歳以上あるいは八十歳以上の人は、戦時中あるいは戦後の苦しい時期を乗り越えられてきた方でありまして、したがって、くどくは申し上げませんが、何とかこの敬老祝金あるいは敬老の日の補助金について引き上げていただくようにお願いしたいと思っておりますので、いいご返答を賜わりますようお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後二時八分休憩

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 南四日市駅の、その後の経過について、ご報告いたします。

六月の議会でご採択になりました、陳情がこの件につきましては、ご承知のように県会でも陳情が出ておりました

午後二時三十六分再開

これも採択になっております。

現在の時点では、予定地といたしましては千歳町小生線のガードの付近が予定されております。と申しますことは鹿化川に近づくにしがいまして線路の勾配が出てまいりまして、技術的にも駅としては不適であるという結論が出ております。

ただいまは県と協議中でございますまして、と申しますことは、これが事業費についての近鉄に対する負担金について近鉄当局と協議することになっております。なお、現在の予定といたしましては、ここへ停車させる列車は各駅停車というふうな予定になっております。したがって、議会が終わりましたら県とも協議いたしました。これらの近鉄に対する経費負担についての申し出を行なっていきたいと思っております。いまの時点においては、ご報告できるのは以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木次長。

〔土木次長（杉本義広君）登壇〕

○土木次長（杉本義広君） お答えいたします。

近鉄駅周辺の自転車の収容の問題でございますんですが、ただいま高架下の駐車場問題を検討中でございますのでその中に一応スペースを獲得するように検討させていただきたいと思っております。

次に、四日市関ヶ原線問題でございますが、この基点は西町でございます。明治橋のところで従来から非常に交通渋滞を来しているということでございまして、われわれ道路を担当している者として非常に頭の痛い問題でございますが、この処置といたしましては、ただいま決定しております県道のところを改良することとが容易なことではございませんので、別のルートを決定しなきゃならぬというふうに判断しているわけなのでござい

ます。しからは、どういふところを通すかということでございますんですが、近鉄高架の二次にも関連いたしますしそれから、あの海蔵地区の末永地区の密集地域を抜くということとは非常に困難なことでございますし、この方法といたしましては、今後、近鉄高架関連事業の一環として十分検討させていただきたいと思っております。それまでの間非常にこそくな考え方はございますが、南側のような河川道のアンダー方式をただいまのところ県に要望中でございます。県のほうで検討しているような段階でございますので、ご了承を賜りたいと思っております。それから草刈りの問題でございますが、四日市市内の河川にもいろいろございまして、鈴鹿川のような一級河川、それから県管理の二級河川、市の河川といたのがございまして、おおよそ百六十キロぐらいの延長になるわけなのでございますが、一級河川につきましては、ご案内のとおり非常にこの国の管理が行き届いておりまして、電車の窓から見ただいてもわかりやすいように、もうすでにきれいに草を刈りまして来年の春の芽ふきに役立つように伐開をやっておるわけなのでございます。県におきまして、最近、河川堤防の管理につきましては非常に力を入れるようになってまいってきておるわけなのでございまして、内部川の特に河川堤防兼用の道路につきましては除草をやっておるわけなのでございます。先ほどご指摘のございましたような不祥事故の起こった地点におきましては、さっそく管理者に対しましてお願いいたしまして除草のほりを促進するようにご連絡申し上げたいと思っております。

それから橋梁の問題ですが、これは末広橋をご指摘になりましたのでございまして、四日市市内の道路橋といたしまして、市の管理している道路で永久橋が四百七十九橋、それから木橋が二百七十七橋ございます。このうち永久橋につきましては、法定のわれわれが申し上げております設計荷重というんですが、これに耐え得る程度の橋梁でございます。ほとんど積載荷重超過といえますか、最近のトラックの大型重量化によりまして二十トンぐらいの車が走っておるわ

けなんでしょう。まして、すべてひっかかるわけなんでしょう。これにつきましてはわれわれとしましては特に危険な個所につきましては道路標識を逐時立てておるわけなんでしょう。なお一その道路標識の充実強化をはかりたいと思っております。

それから末広橋につきましては、四十五年に橋梁補修をやりましたのでございますが、その後もたびたびと年一回程度修理をしているような状態でございます。この橋は特に国道一号线のバイパスの道路でございまして、国道の海蔵川橋の前後の交通渋滞のために車をごちらへ回ると、末広橋のほうに回るということで非常に交通量が最近ふえておりまして一千台余りの交通があるわけなんでしょう。四メートル五十の幅員がございまして、時には大型車がいるといふような状況でございまして、橋の姿を見たところ非常にこり無きずな外觀上は一応整った道路橋のように見えるわけなんでしょう。下が、下へ入って見るとけたがはじいているというふうな非常に危険な状態がたまにあるわけなんでしょう。この原因は積載荷重オーバーの車が通るといふのが原因でございまして、こりというふうなことでもございまして、木橋につきましては今後十分と荷重制限を厳重にいたしまして、交通規則を行なわさしていただくと思います。

交差点改良の点でございまして、四日市関ヶ原線のあられ屋のところの交差点、それから土山線、大井手の交差点松本昌栄線の交差点等のいわゆる二車線道路におけるところの交通渋滞の問題でございまして。これは右折が起きないために渋滞を起こすわけでございまして、この解消方法といたしましては、どうしても交差点区間におきまして百メートルないし百五十メートルの左側三車線化、対角線の交差点におけるところの左寄りの線の三車線化をやらないことには解消しない問題でございまして。がしかし、市街地におきまして民家の立ち並んだところにおきましては、家屋の立ちのき等がかかりまして膨大な経費が要るわけなんでしょう。たまたま国の補助事業といたしまして交通安全

全対策の一種事業としまして今年も予算をいただいております。その国庫補助事業によりまして、ことしも一部手がけるようにしておるわけなんでしょう。が、そういうふうなことで県のほうにおきましても四十七年度におきましては九億九千万の事業費をもちまして一種改良をやるようにしていただいております。でございますが、この中にも交差点改良がかなり入っておるわけなんでしょう。この特に幹線道路の交差点改良につきましては、県のほうにも十分と要請いたしましてこり交通量の多い主要幹線道路につきましてはの交差点改良の促進につきましては十分とお願いするようにはしたいと思います。

それから災害復旧の危険地域の早期復旧の件でございまして、ご指摘のとおりでございまして、火事と同じでございまして初期消火といいますが、被災個所の早期復旧がいわゆるその処置によりまして大災害を防止するということになるわけなんでしょう。われわれといたしましては常にそういう点に留意いたしまして今期のこの予算におきましても単独費を二千四百万計上させていただいております。常におきまして、百四十四件単費でやらさせていただきます。また、すでに委員会等でご報告させていただいております。一部手をつけさせていただいている個所も含まれているわけなんでしょう。が、そういうふうなことで早期復旧、小破修理というふうな十分と留意いたしましてやらさせていただいております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（滝伝之助君）登壇〕

○建設部長（滝伝之助君） 本年度、三重団地に住宅課で七十戸の市営住宅を建設させていただきました。その三重団地の付近に公衆浴場がございませんので、どなたか業者の方でやっていただける人があれば非常にありがたいのでございますけれども、それがございませんので、私のほうとしましては従来の建物の物置きのところを間取りをかえま

して、そこに水道管、ガスの配管、排水口、換気口などをとりけまして、いつでもおけとかまを持っていただきますればできるように配慮はさしてもらって便宜をはかりたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 敬老の祝い金並びに補助金の件につきましては、次年度必ず現在の額よりも高い額にさせていただきますと思います。たいへん大ぜいの議員さんからもそういうご要望がございますので、次年度からご期待に沿うようにさせていただきますと思います。

老人センターの問題は、すでに四十七年度の予算に計上させていただいておるわけでございますけれども、土地の値段が折り合わなくてただいま難航いたしておるわけでございますが、鋭意用地取得を目ざして今後とも努力いたしたいとさように考えております。

○議長（服部昌弘君） 山本勝君。

〔山本勝君登壇〕

○山本 勝君 それぞれ答弁をいただいたわけですが、草刈りの問題ではさっそくやっていたらいいのでございまして場所を言います。海蔵川と矢の根川との交差点に吹つけの橋というところがあります。あの付近の堤防でございますので、さっそくやっていたらいいと思います。

それから重量制限あるいは交通標識の問題であります。いま聞いておりますと、交通規制を強めると、こういうことでありますけれども、交通規制も大事でありますけれども、その前に私たちが願うのは道路なり橋なりの状況をよく早くしてほしい。こういうことです。末広橋を例に出したわけでもありますけれども、あれだけの大きな橋をです

ねいつまでも木橋においておくのかということ、地元の議員さんも非常に心配されておるわけですので、早急に入すね新しい近代的な橋にかえていただくよう、これは早急にできますようにお願いいたしておきます。

それから危険地域の総点検についても、これを必ずやってください。よろしくお願いをします。

老人センターの経過がまだ建設地が決定していないということでありまして、敬老の日を前にしてお年寄りが楽しみにして待っておりますので、ぜひとも最善の努力をして一日も早くですね場所を設定していただいでやっていただきますようお願いをします。

敬老祝い金につきまして、ことは間に合いませんけれども来年から引き上げていただくということでございます。額についてここで申し上げたいわけですが、上をいえば切りがございませんので、常識的にですねお年寄りが喜んでいただける金額に引き上げていただくと、こういうことを期待いたしましてお礼を兼ねて、礼を先に言うとかんがいですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それから三重団地のふる屋の問題であります。いまの答弁には私は納得できません。現にですね公営住宅に入っておられる方で付近のふる屋なんかについておられる方、中にはふる屋のふぜいといいますか、それを楽しんでおられる方もみえますけれども、自分の家でふるを、たとえおけふるでもつくりたいという希望がありながらもですね、うしないんだと、こういう人もおるんですよ。ね、だから公衆浴場をつくってにおいて、なおかつおけふるでも据えらるる場所でもつくって自由にしてください。これならよろしいよ、公衆浴場もないんですよ、そういう人たちをですね、バスもまだいまのところ決定しておりませんけれども集会所もないような場所ですが、そういうところからですね、どこかへふるをいりにいけというんですか、坂部温泉、そんなことないですよ。だからね、この際、私は思い切ってくださいよ、いま坂部団地で坂部湯をやっていたらいいと思っておりますけれども、これも最初やっていたとき

は出血覚悟でやっていたわけですよ、朝明団地のふる屋がいろいろ問題があったことも事実でしょう。そうならば当然最初からそういう場所だけあけておくんじゃないに、そこへね、ふるを設置できるようにすえといてやってくれということですよ、これはぜひとも実現をせらうように、これは強く要望しておきます。以上であります。

○議長（服部昌弘君） 以上で、一般質問は終了いたしました。

日程第二 議案第八十三号昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二十四 議案第百五号市道路線の認定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二 議案第八十三号昭和四十六年度四日市市立病院事業決算認定について、ないし日程第二十四 議案第百五号市道路線の認定についてを一括議題といたします。

ご質疑がありましたらご発言願います。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 八十五号の一般会計補正予算のうち、交通安全対策の工事請負費についてお伺いいたします。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） お答えいたします。

工事請負費六千四百四十一万七千円でございますが、これにつきましては、国の交通安全対策事業の補助を受けて実施いたします川合町大里線、それから御園町合成ゴム線、並びに新磯津橋の歩道橋及び西八王子線の歩道橋でご

ざいます。そのほか歩道防護柵あるいは歩道標識あるいは道路照明あるいは通学路整備等を含めましてお願いするものであります。

磯津橋の事業費二千六十三万四千円でございますが、これにつきましては、国の補助金二分の一を充当いたしますことになっております。

なお、これに関連いたします企業負担等の議論もあるわけでございますが、われわれといたしましては、今後、この問題について関係企業の協力を要請すべく努力すること、現在交渉に入っている段階でございます。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 市長が選挙のときにも公約したという話でございますが、この橋が単年度でもかからないようにも聞いております。

あの橋の下手には工業用水のパイプが通っておりますし、また上には真新しい油を送るパイプの橋が通っております。子供たちは毎日毎物理的な生命の危険を感じているわけですが、こういう情勢のところではなぜ早くできなかつたか、しかも国の補助を取るのにはけっこうでございますけれども、いますぐこれだけの予算でできそうにもないようでございます。二年事業でやるならば、それだけ三百六十五日子供たちは命を縮めながら通るわけですが、私は企業が負担をしてはどうかと思っております。これは七月二十四日四日市判決以後、考え方としては、企業並びに地域住民との間の近代化が成り立ったわけでございますから、ちょっと金が足らんから寄付をしてくれという、あるいは因縁をつけて金をねだるという、そういう古い関係でもなければ、あるいはまた、金が市も足りないから応分の寄付をして

くれという経済要求からでもなければ、あるいはまた、原因者負担であるという形から要求する権利要求という形でもなく、少し飛躍するかもわかりませんが、七月二十四日以降の企業と地域住民との関係の調整についてはもう少し近代化してあるべきではないかと、そういう意味でやや飛躍しますけれども、まあいうならば文化的要求といまじょうか、そういう意味であそこあの地形を見、あの原因などから考えて企業と地域住民との間はそういうさうとしたつき合いの関係で一日も早く子供の命を脅かさないような手だてを当然考えてもいいし、当局としては、そういう企業と住民との関係の調整についての考え方から要求してもいいのではないかと思うわけです。詳しくは付託されました委員会で十分ご論議をいただきたいと思います。終わります。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第一番に、市立病院事業決算認定に關してお尋ねしたいと思います。

四十六年度欠損金には千九百六十万円で、前年度より四千五十万の減額になったということになっております。その理由として利用患者の増など収益的収入が著しく増大したとしております。また、この決算書あるいは意見書等に よりますと、管理会議、運営協議会を通じて病院をあげての英知の結集と実践断行の成果であるといっております。果たして、それだけなのかということでございます。

決算書によりますと、看護婦の人件費関係の不用額が千四百八十万になると思います。未払い分を除きましても少なくとも千四百万ということでございますが、決算書の説明の中でも、この看護婦の人員の充足状況、勤務の条件というものには触れられておりませんが、病院の中で重要な役割りをになり看護婦さんたちが現在たいへんな人手不足、人員不足に悩まされております。そして、そういう中でたいへんな労働過重になり、疲労が重なって病気の職員が続

発しております。退職者もそういう中から家庭生活も成り立たないということからやめていく人も多いと聞いております。夜勤が月に十三回もある人がたくさんあるのであります。連続夜勤という実態もあります。当直明けに休みもないという実態、一人夜勤がまだずっと残っている実態、それから妊娠七ヶ月になって一人夜勤をさせられているという実態がございます。そのほか仮眠室が不備であるとか、いろいろな条件の問題がございます。こういうこの看護婦さんたちの人員増をはじめ、勤務条件等が改善整備されておりましたならば、もっと赤字がふえるということになるのではないかと思います。で、この看護婦さんら職員の犠牲、そういう面を見がすことはできないというふうに考えるわけでございます。これらの職員の皆さんの実態はどうなっているのか。いますぐお答えをいただくのは無理かと思いますが、資料をひとつ具体的に提出願いたいと思います。

特に、複数夜勤月八日以内という問題については四十四年の十月に労働組合と交渉の結果、これを保障する方向で話がついているように思うわけでございますけれども、その後の病院における患者の増大、あるいは医療内容の拡大そういうものに見合っ一そ看護婦さんたちが必要になっておるわけですけれども、こういうこの事態を含めて複数夜勤というものがどう保障されているのかを明らかにしていただきたいと思ひます。

また、決算を見ますと、四十六年度から発足した高等看護学院の収益は二十万三千円でございます。費用は千二百四十万余りとなっております。その差は千二百二十万弱になっております。これは見方によりますと欠損金の大きな要因の一つということもできると思ひます。で、看護婦の不足という問題は市立病院だけの問題ではなく、全市全県、全国の問題であります。少なくとも市民の健康と命を守る問題として看護婦養成を行なうという、そういうふうに取り上げてこの四日市市立病院企業にまかせるのではなくて市の一般行政あるいは教育行政の中にも入るのかもしれないませんが、そういう中で別途この財政も立てて解決していくべきではないのか、あるいは県と協同してやるという

ことも必要ではないかと思いますが、決算審議の中からこの絶対的に不足しているといわれます看護婦養成の問題についてのあり方の問題についてご検討いただきたいというふうに思うわけでございますが、そういう意味で問題を提起させていただいておるわけでございます。

次に 議案八十五号一般会計補正予算の中で、屎尿くみ取りの衛生費が補正されております。その中で屎尿くみ取りの問題について申し上げたいと思いますが、月一回の必ず取るという体制がまだできていないのではないかと、その点をいま一度明らかにしていただきたい。たとえば保々地区におきましてはどうなっておりますか、料金におきましても保々は確からず量制を取っておりますし、まだ七月に発足して以降もその前から見ましても一回も回っていないといううちがたくさんあるんだそうでございます。私はそのように聞いておりますが、そういう実態は全くないのかどうか、それから当初予定しておりました、この月一回必ず取るという地域が縮小されたということではないのか、予定どおりの地域が完全にやられておるのかどうか、この点を明らかにしていただきたい。さらには予定をしておりますその地域に、市のくみ取りをする地域に、最近、下請けの業者をどんどん入れてきておる、この下請け業者の問題についてはいろいろな従来の経緯がありましたし、その中からも従来から下請けられているところからは市の直営にしてほしいという要望が強い要望があったわけですが、逆行するような方向で下請け業者が市の直取りのところでも入ってきているという実態はありはしないのか、あつたとするならばそれはどうするのかという点を明らかにしていただきたいと思っております。で、これらの問題は一つには人員不足、機動力の増強という点が十分予算措置をされないからだと思います。今度の補正でも臨時賃金が六百四十四人とかいうことですが、こういうこそく解決になさるということについては問題はありはしないか、あるいは普通吸引自動車二台、わずかに二台しか予算が組まれていないということにぜひ問題があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、議案九十一号の市営駐車場特別会計の問題ですが、この着工時期、完成予定時期はいつになりますかお尋ねします。この間におきます駐車場問題はどりされるのですかお尋ねします。完成後の利用計画、特に市役所来訪者への無料開放するそういう面はどういうふうになっておりますか、あるいはその市役所来訪者へのスペースの問題です。こういう点はどりいうご計画が明らかにしていただきたい。

それから、さらに管理場の問題でございます。

市役所の西庁舎がこわされてから、しばらくしてから今日まで駐車場に利用されておるわけでございますけれどもわずかな期間であつたとはいえ相当数の自動車の管理がありました。これを管理するうえでいろいろの不備があつたのではないかと思うわけです。たとえば、この夏の三十五度、三十六度もする炎天下にトタン張りのヨンズ張りのところにてす警備の方々をすわらしておくと、この辺の改善をたびたび申し上げておるわけですが、一向に改善されない、さすればだれでもです、この暑いさなかに気持がすね、高ぶる、穏やかにならんというところは当然のことだと思えます。そういう中から市民の方々があそこに駐車してくるといふことに際してもすね、十分なこの手当てができないという問題にも派生してくるわけです。市営駐車場がこの予算によって建設されるということになります。その間の駐車をどりするかという問題と合わせて、なお今後管理上の問題が残るわけですが、その問題についてどりお考えでございますかお尋ねをいたします。

次に、九十四号の問題でございます。

母体保護運動の成果を反映したものと、妊産婦の方々の通勤時間についての一定の配慮をされたこの条例についてではありますけれども、この母体保護の見地から先ほども触れました市立病院における看護婦さん、その中の妊産婦の夜勤をやめるといふ面はお考ではないか、あるいは保育園の保母さんたちへの影響、予備保母い

問題も当然伴うと思いますが、その辺のご見解を母体保護の見地からなされたこの条例改正と関連してお尋ねしたいと思います。

九十六号の廃棄物の処理の条例一部改正について、一般廃棄物の範囲についてお伺いします。

百一号の広域市町村圏協議会設置についてお尋ねします。

自治省の広域市町村圏振興整備措置要綱というものがどういふものなのか、十分な行き届いた配慮をもらっておりませんので、これを資料として提出していただきたい。この中でこの市町村圏協議会というものが義務づけられているのかどうか、この点の一つでございます。

で、現在いろいろ関係周辺町村と衛生問題にしろいろいろやっております、こりい現在のやり方の中でどんな自由があるのか、わざわざもうける必要がどこにあるのかということと関連してどんな不自由があるのかということ、を明らかにしていただきたい。

最後に、この問題は四カ町の合併を予定して設置されるものであるのかどうか、この合併問題について何らかの見直しをもっておみえになるのか、その点を具体的にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山 了君）登壇〕

○病院事務長（村山 了君） ただいまのご質問のあとのほうからお答えいたします。

高等看護学院の設置費用の純粋な負担分は千二百万となっておりますが、これは全額市費負担でございまして病院の経費からは一銭も出ておりませんのでご了解願いたいと思ひます。

それから看護婦の定数の問題でございますが、この問題は委員会で詳しく申し上げますが、当時看護婦の定数をきめましたのは大体医療法に基づきまして患者との対比で看護婦の定数をきめるわけですが、外来患者の数が六百六十名で積算しております。したがって現在の数は六百六十七名平均でございまして、大体現在の時点で計算されております。その患者三十名について看護婦一名ですから外来で二十二名ということになります。それから入院が三百六十名で計算しております、入院患者四名について一名の割ですから九十名、この二つを合わせますと百十二名が当病院の医療法に基づく定数でございますが、当時これに八名上のせいたしまして百二十名を定員としておりました。大体桑名とかあるいは松阪とか津とかいう病院に行きますとこれが定数になっております。ところが二・八闘争のときに、それでは少ないのではないかとということでたびたび組合とも話し合い、結論的には五〇%アップをいたしました。すなわち六十名の上のせをして百八十名定員ということになっておりますので他の病院に比べれば非常にたくさんのかかえた病院ということがいえるわけでございます。しからばその六十名の定員をそれじゃその後充足したかということでございますが、その当時百二十名がその年の暮れには百二十九名、それから四十五年度においては百四十六名、四十六年度において百五十九名というふうに徐々に増加してまいりまして現在百六十名から出たりへっこんだりしておりますが、大体当病院として集め得る限度はこれぐらいじゃないかというふうに考えております。したがって二十名足りないということがいえるわけでございます。それじゃその後補填を一体どうしておったんだということでございますが、これは当時その状況を大体察知いたしておりましたので急遽高等看護学院を設置しております。定員は十五名でございますが、当初われわれは二十名を計画したんですが、厚生省の基準等もありまして十五名というところで、足りない分は他の高看から奨励金を出して迎えるということ、何とかさういったことによつて百八十名を確保したいということで今日までまいってきております。しかし現実問題としてそれじゃその足りない二十名をどうしているのだということでございますが、これはそれぞれ家庭にいる看護婦の資格を持っている人などに動員をか

けてパートあるいは臨時という形でお願ひしております、大体二十名から二十五、六名ぐらいの範囲で臨時でやってきていただいております、この方たちに仕事をしていただいております。したがって数の上では百六十名プラス臨時の二十数名で百八十名ということになりまして、大体当初組合とお約束した数までいっておるんですが、問題は臨時で正職員を補っている点に問題がございます。この点については先ほど申し上げたように高卒の卒業生があと一年余たては出てまいりますので、それと先ほど申し上げたように他の高卒の卒業生もできるだけ一名でも多く採用することによって解決していきたいというふうに思っております。その数がきちっとそろえばそれと建物の構造上の問題もいろいろございますので、これが勤務にいろいろな支障を与えている面もございまして、建物の構造の改善ということも含めて勤務形態を整えてよりよい看護ができるように、また看護婦の勤務の労働過重の面ができるだけ緩和されるように努力していきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 尿尿の集取問題についてお答えいたします。

午前中の市長からの答弁にございましたように、し尿の収集体制を七月一日以来切りかえて月一回定期収集をすることによって料金収集も改正したいということで議決いただきました。七月一日から発足をいたしました。その間に海洋投棄船の海上保安部の摘発問題及び六月末及び七月に入ってから二回の集中豪雨等がございまして、南部地区等において累計約四千五百世帯の床下浸水がございまして、緊急に災害復旧的な収集業務に忙殺をされましたので発足をいたしました事務上の不慣れとそういった緊急対策等が重なりましてたいへんご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびいたします。

お尋ねの下請け業者を使っているのではないかといい質問でございしますが、これは七月の終わりころにそういった事態をながめまして約二週間のおくれになってまいりましたので、部内で十分検討をいたしました結果、いまままで使っておらなかった業者を主としてタンクローリーによる転送業務に使用いたしました。一部収集に暫定措置として使用いたしましたことはございますが、これはあくまで暫定措置でございまして、おおむね予定どおりきちっと収集体制ができて上がります。昨今はそういう下請け業者を使い意思はございません。

それから、保々地区において全然七月以来取りにこなかったところがあるように聞いておるがそういう事実があったかということでございますが、保々は元来は業者地区でございましたが、いろいろと考えまして直営区域に切りかえまして、専属の車を配車いたしております。七月末ごろは収集のおくれがございましたが、現在は順調に収集作業に当たっております。

それから、月一回収集とってスタートしたけれども、その後、月二回収集の区域にしたところがないか、すなわち月一回収集区域の縮小という事実はないのかということでございますが、大筋においてそういう当初の計画を縮小したという事実はございませんが、農村地区において便槽が非常に大きいので月一回の収集に来てもらわねどもいいという申し出があるところがございます。それらは個々の問題として若干月二回取りというふうに変更したところがございます。

第四番目に、今議会にお願いしておりますくみ取り車の二台購入で間に合いかということでございますが、この二台の購入は現在あります二台の買いかえでございまして、この二台はそのままでは予備車として事故ある場合の補充の車として置いてあったんでございますが、購入してから古くなってまいりましたので、能率が落ちますので新たに買いかえをとる措置をお願いいたしまして、新車でございまして第一線にさっそく使わせていただきたいと思います。

ふりに考えております。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（谷沢文男君）登壇〕

○土木部長（谷沢文男君） お尋ねの公営駐車場の件についてお答えいたします。

今回、特別会計でご審議をわざわざしておりますが、今回の議決をいただきましたならば、さらに実施計画等具体的な問題を詰めなければなりませんし、また工事請負い契約等の問題が出てまいりますので次回の議会におはかりさらに工事を着工するというようになさるかと申し上げます。なお、私どもとしましては、本年度事業でございますので四十八年三月三十一日までに完成すべくお願いを申し上げていきたいと考えております。

なお、したがいまして、各階層の利用とかという問題につきましては、これが運営のための条例の提案及びこれのご審議をわずらわすことになると思います。したがって、担当委員会等とおはかりを申し上げて進めてまいりたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 条例改正の中で、いままです産業廃棄物に対しては有料であったのを一般廃棄物も入れるというふうに改正をお願いしております。その一般廃棄物とは、いわゆる清掃法による一般廃棄物でございますけれども、清掃工場において実態を見ておりますと、いわゆる一般廃棄物としても非常に量を多く持ち込んでくる及び産業廃棄物との区別がむずかしいような、言うなれば実情に合わない点がございましたので、一般廃棄物と産業廃棄物等に、いわゆる市がやっております直営の収集業務以外から持ち込んでくる廃棄物等についても有料にした

いという考え方で条例の改正をお願いするわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） ご質問の第一点の妊娠中の女子職員に対する通勤緩和の措置の問題でございますが本件につきましては、人事院のほうから指導がございまして、主として大都市圏を中心に最近の交通事情というものがますます混雑しておると、その中において妊婦がみくちやにされながら通勤するということは母体に非常に悪い。したがって通勤時間のはじめに一時間か、またはあとで一時間繰り下げあるいは繰り上げて通勤の混雑しないときに承認を取って出勤してもかまわないということでございます。大都市圏ということでございますが、私のほうもやはり大都市圏という名古屋の周辺部五十キロ以内にも入っておりますので、そういう観点から三重県では私とただでございますが、一応この条例を取り上げて、この指導を取り上げて、特に女子職員、妊娠中の女子職員に対する母体保護という立場で、この条例を提案させていただいておるのでございまして、病院の夜勤その他等の一般の妊娠の職員につきましては、勤務条例の中の産前産後六週間この規定を適用いたしまして休暇を与えていくというふうな考え方で進んでいきたいと思っております。

〔「夜勤をやめさせるといふ問題」といふ者あり〕

これにつきましては、病院との関係もありますので私だけではお答えできませんが、いまの時点においては、まず第一発としてこういふふうな条例を出させていたのだと、こういふことでございまして、いまそこまではわれわれ人事当局としては考えておりません。

それから次の広域市町村圏の問題でございますが、これは義務づけられているかというご質問でございますが、義

務づけられておりません。しかしながら、最近のこの社会の流動性のある社会の中で広域的なものがずいぶんいろいろと出てきております。いまちょっと小井議員のほうからも例をあげられました。が衛生組合等もその一例でございます。し、道路にいたしましても、河川にいたしましてもあるいは水道にいたしましても、その他もろもろの社会施設といえますか、こういうものがいろいろな点で善隣友好とも申しますか、やはり隣接の町村との間にいろいろそういう問題ができてきております。したがって、そういう考え方から自治省のほうから広域市町村圏についての通達が来ておるのでございます。それに乗りまして、われわれとしてはやはり四日市、楠、川越、朝日、孤野という一市四町を含めて広域市町村圏を設けながらその中で協議すべきものは協議して広域的な行政に役立てるための条例でございます。決してこれが法的に義務づけられているものではございません。ただ協議会につきましては自治法にこの規定がございます。

それから合併を前提としていられるかというところでございますが、合併は前提としていないというのが自治省からの通達でございます。以上です。

「四日市として、これを契機として四町合併する意思をもっているのか」という者あり」

このことにつきましては、高度の政治的判断を要することでございますので、私の段階では、ご答弁いたしかねます。

○議長（服部昌弘君） 議案の質疑に限っていただきます。

小井道夫君。

「小井道夫君登壇」

○小井道夫君 議案に限っておるつもりでございます。

広域市町村圏協議会の設置にかかわって四カ町の合併を見通した、そういう一つの配慮があるのかどうかということをお尋ねしておるのでありますから十分かかわっております。したがって市長からもぜひ見解をいただきたい。

それから病院の問題ですが、その後この四十四年に百八十名にするのだという約束をしましたが、その後業務量も増大しております。現に労働過重、看護婦さんたちの健康障害がふえているという実態はですね、依然としてあるわけです。いつまでも百八十名ではいいわけではありません、現に複数夜勤月八日以内が保障されていないという実態があるわけでありますから、単なるいまのご説明では納得しかねます。で、あと委員会の審議もございまして、お尋ねした点、指摘させていただきました問題点等について十分関係委員会でご審議をいただきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） それでは、一言市長から。

市長。

「市長（九鬼喜久男君）登壇」

○市長（九鬼喜久男君） 広域市町村圏の問題は、合併を前提としない広域市町村圏の指定に従ったまでのことでございます。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第八十三号 ないし議案第百五号を関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は付託議案一覧表により、ご了承願います。

○総務委員会

議案第 八三号 昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 八五号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款 議 会 費

第二款 総 務 費

第四款 衛 生 費

第九款 消 防 費

第二条乃至第三条

議案第 九〇号 昭和四十七年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)

議案第 九二号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算

議案第 九四号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第 九六号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第 九九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第一〇一号 四日市市広域市町村圏協議会の設置について

議案第一〇二号 町及び字の区域並びに名称の変更について

議案第一〇三号 町の区域の設定について

議案第一〇四号 町の区域の設定について

○教育民生委員会

議案第 八五号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第 三款 民 生 費

第一〇款 教 育 費

議案第 九八号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

○産業水道委員会

議案第 八四号 昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 八五号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第 六款 農林水産業費

第 七款 商 工 費

第一款第一項 農林水産施設災害復旧費

- 議案第 八六号 昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 議案第 八七号 昭和四十七年度四日市市営魚市場特別会計補正予算(第一号)
- 議案第 九三号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第二回補正予算
- 議案第 九七号 四日市市地方御売市場業務条例の制定について
- 議案第一〇〇号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

○建設委員会

- 議案第 八五号 昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第 五款第一項 失業対策費

第 八款 土 木 費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

- 議案第 八八号 昭和四十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 議案第 八九号 昭和四十七年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 議案第 九一号 昭和四十七年度四日市市営駐車場特別会計予算
- 議案第 九五号 四日市市特別会計条例の一部改正について
- 議案第一〇五号 市道路線の認定について

○議長(服部昌弘君)

次に、本日まで受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。

それぞれ一覽表記載の關係常任委員会に付託いたします。

請 願

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一三三号	四七九四	橋北中学校特別教室移転促進について	四日市市東新町二一番一 東橋北地区連合自治会長 山 本 史 郎 ほか二名連署	伊 藤 金 一 中 島 隆 平	教 育 民 生
第一四号	"	乳幼児心身障害児等の医療費の被保険者負担分の公費支給による無料化について	四日市市曙一丁目四一六一三一 新日本婦人の会四日市支部 稻 垣 礼 子 ほか三名連署	橋 本 建 治 小 井 道 夫	"

第一七号	第一六号	第一五号	第一四号	受理番号
"	"	"	四七九四	受理年月日
排水路並びに道路の整備についで	永井遺跡の保存についで	四日市都市計画地域区域指定の変更についで	海星中学校増築に対する助成について	件名
塩浜二丁目自治会長 菅沼 英太郎 ほか一七名連署	四日市市あさけが丘二丁目一 四日市文化財を守る会代表 南部 彰弘	四日市市伊倉町二丁目六の十三 伊倉町自治会長 森 寺 庄 平 ほか八名連署	四日市市追分一丁目九番三四号 学校法人エヌコラピオス学園理事長 海星中・高等学校長 エンリケ・リベロ	陳情者の住所及び氏名
建設	教育民生	建設	教育民生	付託委員会

陳情

第一七号	第一六号	第一五号	受理番号
四七九五	四七九四	四七九四	受理年月日
乳幼児(〇才から三才まで)の医療費無料化について	身心・身体障害者、乳幼児(〇才から三才まで)の医療費無料化について	保育園の保育料の大幅引き下げ等について	件名
四日市市高花平四丁四一―四三 前 川 辰 男 ほか三九七二名連署	四日市市千代田町八八六 八郷地区連合自治会長 長谷川 昭 雄 ほか一名連署	四日市市曙町一丁目四一六一三一 新日本婦人の会四日市支部 稲 垣 礼 子 ほか三名連署	請願者の住所氏名
山本 勝 福田 香史 小林 博次	訓 覇 也 男	橋本 建治 小井 道夫	紹介議員氏名
"	"	教育民生	付託委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一八号	四七九四	富田地区に児童公園の新設についで	四日市市大字茂福一五〇番地 富田地区連合自治会長 矢川 辰一	建設
第一九名	"	八王子町に水道布設についで	四日市市八王子町四四九 八王子町第六自治会長 豊田 常雄 ほか一〇名連署	産業水道
第二〇号	"	市立図書館の市立民俗資料館への転用についで	四日市市中町三の一六 四日市市郷土史研究会会長 中山 善郎	教育民生
第二一号	"	三滝川を海蔵川への切りかえについで	四日市市川原町二の一五 西橋北地区連合自治会長 森 勇 ほか六九名連署	建設
第二二号	"	泊山小学校体育館建設についで	四日市市永四丁目五番一六号 市立泊山小学校建設委員会副会長 稲垣 清 ほか五名連署	教育民生

第二三号	四七九四	市道小山田和無田線の早期完成についで	四日市市小山町八六九 小山田地区連合自治会長 藤岡 勤	建設
第二四号	"	プラネタリウム設置についで	四日市市西浦二丁目五―三五 奥村 恵知子 ほか九〇二名連署	教育民生
第二五号	四七九五	中学校の体育振興についで	四日市市下海老町二六五七番地 市立大池中学校PTA副会長 高木 勲 ほか一名連署	"
第二六号	"	付加価値税新設反対についで	四日市市曙町一五一一五 全商連四日市民主商工会 山本 正巳 ほか二名連署	総務

○議長（服部昌弘君） この際、ご報告いたします。

目下、教育民生委員会において審査中の請願第十号は差しかえの申し出がありましたから、ご了承願います。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
次回は、来たる十四日午前十時から会議を開きます。本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十一分散会

昭和四十七年九月十四日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

議事日程

第五号

昭和四十七年九月十四日(木) 午前十時開議

第一 議案第八三号

昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

委員長報告 質疑、討論、議決

第二 議案第八四号

昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定について

第三 議案第八五号

昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第四 議案第一〇二号

四日市地区広域市町村圏協議会の設置について

第五 議案第八六号

昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)

第六 議案第八七号

昭和四十七年度四日市市嘗魚市場特別会計補正予算(第一号)

第七 議案第八八号

昭和四十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

第八 議案第八九号

昭和四十七年度四日市市西浦土地区整理事業特別会計補正予算(第一号)

第九 議案第九〇号	昭和四十七年度四日市市公共用地取得事業特別會計補正予算(第一号)	委員長報告	質疑、討論、議決
第一〇 議案第九一号	昭和四十七年度四日市市當駐車場特別會計予算	"	"
第一一 議案第九二号	昭和四十七年度四日市市四日市病院事業會計第一回補正予算	"	"
第一二 議案第九三号	昭和四十七年度四日市市水道事業會計第二回補正予算	"	"
第一三 議案第九四号	四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正につきて	"	"
第十四 議案第九五号	四日市市特別会計条例の一部改正につきて	"	"
第十五 議案第九六号	四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきて	"	"
第十六 議案第九七号	四日市市地方卸売市場業務条例の制定につきて	"	"
第十七 議案第九八号	四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきて	"	"
第十八 議案第九九号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきて	"	"
第十九 議案第一〇〇号	四日市市簡易水道条例の一部改正につきて	"	"
第二 議案第一〇二号	町及び字の区域並びに名称の変更につきて	委員長報告	質疑、討論、議決
第二一 議案第一〇三号	町の区域の設定につきて	"	"
第二二 議案第一〇四号	町の区域の設定につきて	"	"
第二三 議案第一〇五号	市道路線の認定につきて	"	"
第二四 委員会報告第一〇号	請願書等審査結果報告	採	否 決定
第二五 委員会報告第一号	請願書等審査結果報告	"	"
第二六 委員会報告第一二号	陳情書審査結果報告	"	"
第二七 委員会報告第一三号	陳情書審査結果報告	"	"

○本日の会議に付した事件

日程第一 議案第八三号	昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定につきて
日程第二 議案第八四号	昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定につきて
日程第三 議案第八五号	昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
日程第四 議案第一〇一号	四日市地区広域市町村圏協議会の設置につきて
日程第五 議案第八六号	昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算

日程第六 議案第八七号 昭和四十七年度四日市市営魚市場特別会計補正

正予算(第一号)

日程第七 議案第八八号 昭和四十七年度四日市市公共下水道特別会計補

正予算(第一号)

日程第八 議案第八九号 昭和四十七年度四日市市西浦土地区画整理事業

特別会計補正予算(第一号)

日程第九 議案第九〇号 昭和四十七年度四日市市公共用地取得事業特別

会計補正予算(第一号)

日程第一〇 議案第九一号 昭和四十七年度四日市市営駐車場特別会計予算

日程第一一 議案第九二号 昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業会計

第一回補正予算

日程第一二 議案第九三号 昭和四十七年度四日市市水道事業会計第二回補

正予算

日程第一三 議案第九四号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件

に関する条例の一部改正について

日程第一四 議案第九五号 四日市市特別会計条例の一部改正について

日程第一五 議案第九六号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の

一部改正について

日程第一六 議案第九七号 四日市市地方卸売市場業務条例の制定について

日程第一七 議案第九八号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改

正について

日程第一八 議案第九九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改

正について

日程第一九 議案第一〇〇号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

日程第二〇 議案第一〇二号 町及び字の区域並びに名称の変更について

日程第二一 議案第一〇三号 町の区域の設定について

日程第二二 議案第一〇四号 町の区域の設定について

日程第二三 議案第一〇五号 市道路線の認定について

日程第二四 委員会報告第一〇号 請願書等審査結果報告

日程第二五 委員会報告第一一号 請願書等審査結果報告

日程第二六 委員会報告第一二号 陳情書審査結果報告

日程第二七 委員会報告第一三号 陳情書審査結果報告

○出席議員(三十九名)

青山峯男君

山安松增藤福日早服長橋橋野生中出田高
 口垣島山井田比川部川本本崎川島井中橋
 信良英泰香義正昌鐸增建貞平隆政力
 生勇一一郎史平夫弘元葳治芳葳平博一三
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君

高志後小小粉訓喜川小大岩伊伊小荒天
 井積藤林林林川綱多野村川島田藤藤井木春
 三政藤喜博哲也四武久信太道武文
 夫一太郎夫次夫茂男等潔郎雄雄一郎夫治雄
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君

次 長 山 北 彰 君

代表 監 査 委 員 森 新 八 郎

○出席事務局職員

事 務 局 長	鷺 野 正 和 君
庶 務 課 長	森 利 弘 君
議 事 課 長	川 村 得 二 君
議 事 係 長	小 林 桂 輔 君
主 事	板 崎 大 之 丞 君
事 務 試 補	西 口 徹 君

午前十時二分開議

○議長（服部昌弘君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十六名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第五号により取り進めたいと思っておりますから、よろしく願います。

○議長（服部昌弘君） 会議に先立ちまして、過日の豪雨に伴う災害について、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 本日の会議に先立ちまして、去る九月九日の大雨による被害状況について、ご報告申し上げます。

今回の災害は、相前後して全国各地に甚大な被害をもたらしました熱帯性低気圧の影響により、当日未明から四日市測候所の調べでは、午前八時までに四十六ミリ、八時から九時までの一時間に七十ミリ、九時から午後三時まで五十五、五ミリ、日雨量百七十四、五ミリという短時間における異常な大雨により、中小河川を中心として各所に水害をもたらしたものでありまして、この間、午前九時十一分に大雨警報が発令され、直ちに災害対策本部を設置して、第一警戒配備の体制により、これに対処いたしましたのであります。

被害の概要につきましては、死者二名、床上浸水千八十四戸、土木農林関係、県市管理合わせて百二十五件、約三億二千万円にのぼったのであります。この災害に際しましては、行くえ不明時に地元関係者に協力して消防団、消防署員、消防艇が出動して、捜査活動を行なったほか、緊急くみ取り、消毒作業の実施、床上浸水家庭へのお見舞いをいたしました。

現在、被害現場担当部課においては、連日災害復旧に努力いたしております。

なお、今回の災害関係費につきましては、後日、補正予算を計上してご審議をわずらわす予定であります。緊急措置費等緊急を要するものにつきましては、既決予算からの立てかえ支出をお認めいただきたいと存じます。

以上で、報告を終わります。

○議長（服部昌弘君） 以上で、市長の報告を終了いたします。

○議長（服部昌弘君） これより、会議を開きます。

日程第一 議案第八十三号昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、議案第八十三号昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま、議題となっております議案第八十三号昭和四十六年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本事業の決算を概観してみますと、事業の総収益は、九億七千六十万四千二百五十円であり、これに対し、要した総費用は、九億二千七百二十一万一千四百七十六円でありまして、差し引き一千九百六十万七千二百二十六円の欠損金を生じたのであります。前年度の四十五年度の欠損金が六千十五万三千四百五十円であったことを勘案しますと、欠損金は大幅に減少したといえるのであります。しかしながら、累積欠損金は一億八千九百四十五万七千五百円に達するのであります。欠損金は年々累積されており、その解消には、なお樂觀は許されず、依然としてきびしい経営状況にあるといえるのであります。

以上が本決算の概要であります。これに対しまして、当委員会におきましては、看護婦の定員確保に努力が払われなかったと、また看護婦の勤務条件の整備が放置されたとの強い意見がありました。当委員会といたしましては、関係理事者各位の本事業の赤字解消に対する経営努力を高く評価するとともに、今後、本市域におきます公立病院としての当病院事業の責務が、ますます重大さを増しつつある現状にかんがみまして、看護婦の定員確保など診療体制の整備促進に一段の努力をされて、市民によりよい医療サービスの提供をされるとともに、経営収支の好転にさらに努力を払われるよう要望いたしましたのであります。

以上の経過をもちまして、本病院事業決算につきましては、当委員会は賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

別段ご質疑ありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 病院事業決算認定に反対する立場から、討論したいと思っております。

病院事業の財政が非常に困難である。その大きな原因は、現在の政府のところであります医療政策、医療制度に問題

が、あることは明らかでございます。しかし、同時に市民の命と健康を守るセンターとしての市立病院が、市の行政全般の中に正しく位置づけられて、そして、病院事業に対して十分な財政補助を行ない、よりよい市民の病院センターとして機能を発揮するようにされなければならぬと思います。

しかし、四十六年度の決算の内容を見ましても、私どもが期待するそのような努力が十分なされているかということになりますと、きわめて不十分なものであると思います。まだまだ、私どもの指摘しておりますとおり、一般会計からの補助という点も、非常に少ないのでございます。こうした中で市立病院が、昨年度四十五年度からは大幅に欠損金が減ったとはいえ、なお千九百万円の赤字、累積にすれば一億六千万円の赤字という事態になっておるわけでございます。しかも、この四十六年度の欠損にしましても、私が一般質問の議案質疑の過程で指摘しましたとおり、この病院の中心の働き手となる看護婦さんたちの大きな犠牲で欠損金が千九百万にとどまったというにすぎないのでございます。看護婦さんたちは、たいへんな人手不足に見舞われ、一方では、いろいろな業務量が増大する中で、たいへんな苦勞をしております。中には、妊娠七カ月、六カ月、あるいは妊娠期の最も大事な二、三カ月、この時期にも夜勤をさせられるような事態が四十六年度もずっと続いたのでございます。

総務委員会の中でも、これらの問題について指摘され、病院の事務長自身から労働基準法に違反した勤務実態があるんだということを、お認めになっておりますけれども、こういう状態がどうして十分な改善がなされないのか。市民の命と健康を守るべき看護婦さんたちが、みずからのからだもむしばまれてきている実態に、そういう人たちが非常に多くなっている実態の中で、どうして十分に市民の人たちの命と健康が守れるであろうか。こういうことが十分な改善もなされないますこと、こういう実態を、私どもは認めるわけにはいかないのでございます。願わくば、今年度におきまして、これらの点について抜本的な解決策をとられ、そして、また一般会計から

の補助も十分に行なわれまして、そして、病院会計が健全になり、市立病院が文字どおり市民センターとして機能を発揮するようにしていただきたいというふうに考えます。

同時に、政府の医療制度に悪い点がございいますから、この点について、市当局、そしてまた四日市市全体をあげて、この政府の医療制度を改善させるために、大きな運動を要望したいと思うわけでございます。

以上で、終わります。

○議長（服部昌弘君） これをもつて、討論を終結いたします。

これより、議案の採決を行ないます。

本件に対する委員会の報告は、すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。よつて、昭和四十六年度四日市病院事業決算については、認定することに決しました。

日程第二、議案第八十四号昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、議案第八十四号昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

産業水道委員長。

〔産業水道委員長（生川平蔵君）登壇〕

○産業水道委員長（生川平蔵君） たいま議題となっております議案第八十四号、昭和四十六年度四日市市水道事業決算認定について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査にあたりましては、理事者より詳細な説明を求め、慎重な審査を行なったのであります。

本年度水道事業は、市勢の進展、生活様態の変化、住宅団地の造成、給水可能区域の拡大等により、急速に伸びる水需要に対処すべく、第三期拡張事業の推進と施設の新設改良、拡充整備が重点的に実施されているのであります。これら必要不可欠な諸施策の執行は、年々経営の悪化を余儀なくされており、二千四百五十八万八千六百六十一円の欠損金を生じる結果となっている。加えて、長期にわたり拡張事業を積極的に実行するためには、企業債の償還金、減価償却費、人件費及び維持管理費等が増加する状況から財政の悪化が明日となり、本年六月から料金が改定されたのであります。今後の水道事業の経営は、建築改良費の増大をはじめ、人件費、物件費を中心とする経常費の増高が必至の状況にあるので、公共企業性の調和のもとに資金の効率化、業務の合理化に努め、より健全な事業の経営をはかり、良質な豊富な上水の供給を期し、もって、社会的な使命の遂行に努力されるとともに、企業債の償還金利が大きなウエイトを占めるので、この引き下げについても今後一その努力をはかれるよう、強く

要望いたしました。本案を原案どおり認定すべきものと決定したのであります。

以上、簡単であります。産業水道委員会の審査の結果報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しましてご質疑がありましたら、ご発言願います。

別段ご質疑ありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を結びたいと思います。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君。四十六年度水道事業決算の認定について、反対する立場から討論を行ないたいと思います。

四十六年度水道事業決算は、ついに二千五百九十八万円余り欠損金を出したのでございますが、この赤字は、本年の三月議会において、私どもが指摘いたしましたとおり、大工場の誘致をはじめとする地域開発によりまして、大企業の高成長を進める結果、水需要がたいへん急増し、水源開発を迫られた結果であるわけでございます。この水源開発に国や県の補助金がない、おまけに高い利子の比較的返済期間の短い多額の借金によってきたということでございます。また市の一般会計からの繰り入れという措置も、当然繰り入れるべきものについても全額するということなく、他の部門におきまして、一般会計の繰り入れという問題は、非常に少ないのでございます。

そもそも、水道事業が水源開発を迫られた要因というのは、水道企業だけの要因だけではありません。先ほど申し上げましたように、地域開発政策、高成長政策の中から生じましたいわゆる都市問題の中で出てきておるわけでございますし、単に、水道企業だけに始末をさせるといわずでなく、国はもとより、県はもとより、市

の行政の中においても 十分な措置がなされなければなりません。しかし、市の一般会計からの助成の面は非常に不十分なものがございました。加えまして水道の大きな収入源となっております料金も、いわゆる、一般の家庭の人には割り高で、大企業など大口需要者には、きわめて安いという料金体系がとられてまいりました。ことしの三月の議会における水道料金の改正の際にも、ごく部分的な是正はなされましたけれども、基本的な改善という点はなかつたのでございますが、こういう諸要因が重なりまして、水道事業の欠損金というものが二千五百九十八万円も生ずるに至つた。こういうことを私どもは認めるわけにはいかならぬと思つてございます。いま指摘しました幾つかの問題、つまり、国、県の補助金、あるいはこの借金の利子の問題、あるいは、償還期間の問題、市の一般会計からの助成の問題、大口需要者の水道料金の適正な徴収という問題について、さらに一その努力がされることを切望いたしまして、終わりたいと思つています。

○議長（服部昌弘君） これをもつて、討論を終結いたします。

これより、議案の採決を行います。本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。

よつて、昭和四十六年度四日市市水道事業決算については、認定することに決しました。

日程第三 議案第八十五号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三、議案第八十五号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）に

ついでを、議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となつております議案第八十五号、昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算第二号のうち、総務委員会に付託されました関係部分につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、第一条、歳入歳出予算の歳出関係部分から申し上げます。

第一款、議会費の補正につきましては、議員報酬の改定に伴う所要額の追加でありまして、別段異議はありませんでした。

第二款、総務費の補正につきましては、市民センターの改修経費、四日市地区広域市町村圏協議会に対する負担金、その他歩道橋事業費用の追加であります。市民センターについて、その利用状況や内部改装の進捗状況などについて、質疑がありましたほか、当委員会として、磯津橋の側道橋架設について、交通安全対策上緊急を要するものであることから、その完成、供用開始の早期実現を強く要望いたしました。

なお、四日市地区広域市町村圏協議会に対する負担金九十五万六千円について、一委員から本協議会は、必ずしも設置しなければならないものではないとし、この負担金は承認できないとの反対がありました。

第四款、衛生費の補正につきましては、公害監視体制を充実強化するため、常時監視点の増設及びオキシダント

測定機、移動式測定機を購入する経費並びに尿尿海洋投棄所の整備工事のほか、尿尿収集車両二台の更新等のための経費を追加しようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

第九款、消防費の補正につきましては、政令改正による消防団員等公務災害補償関係の負担の増額及び過般の水害に際し購入した水防資材の経費等の追加でありまして、別段異議はありませんでした。

次に、第一条歳入歳出予算における歳入の補正についてであります。これは、歳出各款にかかる特定財源並びに市税増収分及び前年度繰越金等の計上により、収支の均衡をはかろうとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

また、第二条債務負担行為の補正及び第三条地方債の補正につきましても、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、本案の関係部分につきましては、当委員会は賛成多数をもって、原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

教育民生委員長。

〔教育民生委員長（増山英一君）登壇〕

○教育民生委員長（増山英一君） ただいま議題となっております議案第八十五号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）について、教育民生委員会の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、歳出第三款、民生費につきましては、心身障害者家庭奉仕員の増員のための経費、神前地区の災害復旧工事費、日永地区における児童遊園地購入費等の追加補正であり、別段異議なく承認いたしました。

次に、歳出第十款、教育費用につきましては、第一項、第五項及び第六項は、職員希望限職手当金、永井遺跡の発掘調査、移動芸術祭の招致、明年度及び昭和五十年に開催予定の全国軟式野球大会、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会に関する施設整備等の所要経費の補正でありまして、別段異議なく承認をいたしました。

第二項、第三項及び第四項の小学校、幼稚園費につきましては、教材備品の基準決定、父兄負担の軽減をはかるため、教材備品費、図書費等の増額、県小学校用地購入費、泊山小学校運動場造成工事費等の追加補正であります。教育費、特に需要費、備品購入品の大幅増額については、本会議、委員会を通じ、特に三月議会において、強く要望してきたにもかかわらず今回の補正においては一部措置がなされたにすぎず長時間にわたって議論した結果、教育長より、今後、教育費の大幅増額に努力し、教育の振興をはかるとの発言があったので、これを了いたしました。

なお、教育費の予算化に当たっては、現場の実態を把握し、その意見を十分に反映させること。父兄負担の軽減、学校間格差是正をはかるため、学校施設、設備等の基準を早急に策定すること。スポーツ人口の増加、体育施設の整備に伴い、スポーツ行政の一元化をはかり、小、中学生のクラブ活動に伴う派遣費については、早急に善処すること。

県小学校用地の高圧線下の部分については、安全確保、利用方法について十分に検討するよう、強く要望して原案を承認いたしました。

以上、簡単ではございますが、教育民生委員会の審査結果報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

産業水道委員長。

〔産業委員長（生川平蔵君）登壇〕

○産業水道委員長（生川平蔵君） ただいま議題となっております議案八十五号昭和四十七年度四日市市一般会計補

正予算第二号の中、第六款農林水産業の補正は、農業委員会委員等の報酬額改定に伴う所要経費及び神前地区における農山漁村同和对策事業費等であり、農地費は、受託土地改良事業の堂ヶ山及び小牧西圃場整備事業の追加と松本圃場整備事業であり、また、水産業費は、磯津漁港の小型船舶補修のための船揚場新設工事費であり、別段異議はありませんでした。

第七款商工費、第十一款災害復旧費中、第一項農林水産施設災害復旧費につきましても、別段異議はなかったのでありますが、農業用水路については、都市下水路的要素が大きく、これが改修に伴う地元負担金については、十分検討せられるよう強く要望して、本案を原案どおり承認いたしました。

以上簡単でございますが、産業水道委員長の審査結果報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

建設委員長。

〔建設委員長（喜多野 等君）登壇〕

○建設委員長（喜多野 等） たいま議題となっております議案第八十五号昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）のうち、建設委員会に付託されました関係部分につきまして、当委員会の審査の結果をご報告申し上げます

歳出第五款労働費の失業対策費は、就労者に対する賃金改定並びに事業運営改善に伴う経費。第八款土木費は、国庫補助事業費の決定並びに水道局からの委託による路面復旧工事費。また、第十一款災害復旧費の土木施設災害復旧費は、過年度及び去る六月と七月の集中豪雨による災害復旧費がおもな補正であります。特に、災害復旧工事について、新市街地開発に伴う団地造成等の影響が大であるので、市民の生命、財産を守るうえから万全なる措置を緊急に講ぜられるよう強く要望いたしました次第であります。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係部分につきましては、原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単でございますが、これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で、各委員の報告は終了いたしました。

各委員長への報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

別段ご質疑ありませんので、これをもって、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

橋本建治君。

〔橋本建治君登壇〕

○橋本建治君 私は、共産党を代表して議案第八十五号一般会計補正予算のうち、反対しなくてはならない款項について、意見を述べたいと思います。

私どもは、四十七年度予算編成の三月予算におきまして、本年の予算の性格について、次のように代表質問の中で性格づけをしました。

その第一は、水道料金、尿尿くみ取り、国民健康保険料、その他保育料等、公共料金などの大幅引き上げによる最近にない、異常な住民負担予算であるということでありまた、二番目に、教育予算、福祉予算に大きな圧迫が加えられておる予算であるということ指摘しました。三番目に、十一億二千万に及ぶ四日市港及び近鉄に対しての出資がきわめて大きく、これは政益予算として性格づけられておる。そういう港、近鉄優先の予算であるということ指摘いたしました。そうして、最後に、借金財政が今後つっていくということに対して、国の財政政策等含めた財政

問題の検討が必要であるということを指摘いたしました。

そういう観点から、本年度の第二号の一般会計の補正予算を検討いたしますと、次の二つの款について、一つは土木費の港湾費二百六十六万一千円の支出及び霞ヶ浦緑地費一千五十四万一千円について、われわれは反対いたします。理由としまして、特に港湾につきましては、すでに、議会で多く問題にされておる件であります。一つは五十億にのぼる、きわめて大きな高額負担であるということがあります。いま一つの問題は、県の負担の区分及び利用者の、受益者の負担ということをお案して、再検討する必要があるのではないかとこのことを主張しておるわけであり、本議会の当初におきまして、岩野助役からも市財政の展望の中で、港負担に対しては、市の支出の、一つの項目として検討する必要があるという発言もございました。これは、議会ごとに問題にはされておりますけれども、やはり、急いでこの問題については抜本的な対策を施す必要があるのではないかとこの立場で、この支出に反対するわけであり、

それから、霞ヶ浦緑地費につきましては、霞ヶ浦緑地譲り受け費の、公害防止事業団の施工分に対しての支払い分であり、これにつきましても、私も三月議会におきまして、三十八号議案四十六年度の補正予算及び四十四号議案でありましたこの土地の譲り受け価格の変更のときにも、われわれは反対意見を述べたわけであり、当初四億八千五百万円の予算が一億六千五百万追加されました、六億六千五百万になりました。そして、最終事業予算のうち四二%に当たる二億七千万円が市費負担になったわけであり、この原因と責任所在が不明であるということと同時に、そもそも、この事業の発端は第三コンビナートの建設ということにかかっておるわけであり、そういう自然破壊の原因者である原因者の負担にするが至当であるという主張をもって、これに三月議会においても反対したわけであり、今回の趣旨も同じであります。

特に、この件につきましては、本議会におきまして、公害裁判後の、公害問題に対して費用の負担区分の問題が論議されました。直接健康に被害を及ぼす問題、さらに、物件、さらに、地方自治体が負わなくてはならない部分。また負わなくてもよろしい部分等について、多くの提案もされました。中央緑地の問題の負担についても、問題の提起がございました。これは今議会の一つの新しい問題提起でありますので、われわれは、この直接霞ヶ浦緑地に対しての反対と同時に、公害問題に対しての地方自治体負担の範囲、区分について、やはり明確にする必要があるのではないかとこのように思います。そういう観点で、含めてこの問題について、反対しておるわけであり、

次に、第二款の総務費、先ほど、委員長長の報告にございましたが、これは百一号議案にも関係がありますので、簡単にしたいと思います、九十五万六千円の支出に反対いたします。直接私も反対いたしますのは、この第八款の、先ほどあげました二項と、それから、番二款の総務管理費についてであります。それ以外の予算につきましては、市民生活の問題を反映しておりますので、反対する理由がありません。しかし、残念ながら、この採決の方法が一項目でも反対すれば、全体を反対すると、これ、私、非常に不合理だと思っておりますけれども、反対する款項目と、それから賛成する項目をはっきり分けて、私はここで発言してもらっておるわけであり、さらに、委員長報告にもございましたように、教育費の父兄負担の解消問題につきましては、市長が四十八年、九年にわたって解消するということを言明しております。しかし、今回の補正予算では、わずか七百万円余のきわめて少ない予算計上でありましたことを非常に残念に思いますし、大幅解消を強く要望したいと思います。

また、磯津橋の側道橋についても、市長の四十一年選挙のときに住民に公約されてから近うたとしております。一刻も早く、この問題についての完成を、特に強く要望して、反対討論を終わりたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案の採決を行ないます。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。

よって、昭和四十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）については、可決されました。

日程第四、議案第百一号に四日市地区広域市町村圏協議会について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第四議案第百一号四日市地区広域市町村圏協議会の設備についてを、議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君） 登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております議案第百一号四日市地区広域市町村圏協議会の設置につきまして、総務委員長の審査と経過をご報告申し上げます。

本件は、都市化の進行、モータリゼーションなどの現象により、日常の生活圏が拡大しつつあることに対処するため、自治省においては、広域市町村圏振興整備措置要綱がきめられ、公共施設の整備を中心とした広域行政体制の整備が進められているのでありますが、本市もこの趣旨に沿って指導を得て、周辺の四カ町である菟野町、楠町、朝日町及

び川越町とともに、一市四カ町の広域市町村圏を設定し、広域市町村圏計画の策定等を行なうべく、協議会を設置しようとするものであります。

理事者から、本協議会を設置することによって国から二カ年に事業費として二千万円の補助が得られ、広域的な公共施設整備の促進にプラスする旨の説明があり、当委員会の大勢はこれを了とし、広域市町村圏協議会の設置については、メリットこそあれ、デメリットはないかと判断いたしましたのでありますが、一部の委員から、この協議会を設置することによって、合併が促進される懸念があるなどの意見が出されたために結局、本件については、当委員会は賛成多数をもって原案を承認いたしました次第であります。

— 簡単ではありませんが、以上をもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君。お尋ねいたします。

この協議会が、合併を促進するのに役立つ一つの足がかりになるか、あるいは、現状を固定化さすかということについて、どのようにご論議をされましたか、お伺いいたします。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君） 登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

委員会の席上で、この百一号が審議される過程におきまして、これが合併の促進になるというようなことはないかとどういふことに対して、そういうことは全然ないという理事者の答弁がありましたという程度でございました。

○議長（服部昌弘君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君。もう少し詳しく伺いたかったです。この協議会と現状どう認識するかということについて、詳しく伺いたかったですけれども、まあ、ご要望を申し下げたいと思えますが、少なくとも合併に対しては原則的には、私は反対である。これは、もう当然のことですが、しかし、四日市市の置かれました事情あるいは周辺の町の事情を見ると、あるいは、また行政需要が急速に高まり、多様化し、しかも質的に専門的な問題も多数含んでいるのと同時に、この四日市市の事情においては、私は一日も早く合併すべきである、このように考えます。しかも、七月二十四日に少なくとも大企業に支配されていた四日市市民が、市民そのものが、生存権を含む市民権を獲得しました今日、公害がないからといって人を集めに回るような姿勢ではなくとも、四日市市を支配する企業と四日市市民が対等の立場になったのだと、こういう四日市ですからどうぞ合併してくださいという合併の私はチャンスではないかと思う。そういう意味において、この協議会を何のためにつくるのか。ただ、二カ月で二千万もらえばいいという、事業の計画もないのに足し算と引き算での判断については、私は、あまり好ましくない。もう少し次元の高いところで、この問題については積極的に働きかけるべきであると思えます。少なくとも三億や四億の町で近代的な住民の要請するような、期待するような行政ができるはずはありません。水質においても、あるいは、大気においてもそのとおりであります。多数の事例が直接的にも間接的にも、やがて、そういうおくれた行政しかできない町の被害を四日市市民も受けることは明らかであります。そういう意味におきまして、私は一日も早く原則は原則として、

四日市市がたたされました事情、周辺の事情を見て合併の促進に進まれるように要望して、終わります。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君、総務委員長にお尋ねしたいと思います。

議案質疑の段階で、私は自治省の設置要綱ですね、これがいかなるしるものか、その資料を提供するようという要請をおきました。はたして、これが提出をされ、これがどうして出てきたのか、どういう背景を持ち、どういふ政治的役割りを果たしているかという点について、どの程度ご検討になりましたか、ご報告をいただきたいと思えます。

さらに二点目は、二年間で二千万円の国の補助があり、この協議会設置はメリットこそあれ、デメリットはないというふうに断定的にご報告になったわけですが、はたして、そのメリット、デメリットというものが、いかなるものか、具体的にご報告をいただきたい。断定的にご報告になったわけですから、相当な、十分なご検討がなされているものと考えたいと思えます。

さらに三点は、協議会の設備ということが、どういう事業を行なおうとしているのか、その辺の具体的な構想なり、計画というものが示めされたのか、それに総務委員会も了を与えられたということか、お尋ねしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お答え申し上げます。

自治省の広域市町村圏振興整備措置要綱につきましては、いま、小井議員のおっしゃるように騰写物とか、あるい

は、パンフレットをもらったというわけじゃないですが、理事者から詳細な報告がありましたので、その点につきまして、ご要望があれば理事者から報告をいただきます。

それから、これにどういような効果があるかという点につきましても、これは理事者からも、あるいは、土地利用計画とか、道路整備事業とか、あるいは、生活環境の整備とか、あるいは、緊急業務とか、あるいは、少年補導とかというような点につきましても、いろいろ広域的に進めるという点があるのと、こう申しております、その点につきましても詳細は理事者から説明をさせます。

それから、協議会の進め方に具体的な点があるかと、この点については、今後のことについては、あまり具体的なことは理事者から報告がなかったんでありますでしたが、これについても、なお理事者のほうに具体的なものがあれば、ひとつ、報告をもらうことにします。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いまの、この委員長のご報告では、私だけでなくて、全議場の皆さん、傍聴の皆さんも納得できないのではないかと思います。したがって、委員長のほうからはメリット、デメリットという断定的なお話があったぐらいで、もっと十分な回答得られると思っただんですけれども、委員長のほうでご報告いただけないとすれば、理事者のほうで十分な説明をひとつ、お願いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 委員長のご指名でございますので、答弁させていただきます。

この、そもそも、広域市町村圏というものにつきましては、市長の議案の説明にもございましたように、広域化されておる最近の社会情勢の中において、合理的なおおいは、総合的な行政を行なっていくこととするのが目的でございます。で、メリットとか、デメリットとかいう問題でございますが、これは現在の四日市市が置かれている立場、あるいは、周辺四町の置かれている立場等々から考えまして、やはり、この中には過去におきまして、また、将来におきましても総合的に計画を立て、互いに協力をしなければならぬ事業があるのでございます。

たとえて申しますならば、過去におきましては、伝染病の隔離組合の問題、あるいは都市下水、あるいは道路の問題、あるいはその他のいろいろな問題が現在もなされておりますが、将来に向かっても尿尿の処理問題一つとらまえてみましても、やはり、広域的なものが考えられてまいります。下水道一つとらまえてみましても、川越、あるいは菟野等を見ましても、天神町との境界、あるいは、富洲原との境界、これをはっきりしていかないというよりなこと等もございまして、お互いにこのようなところでの計画、あるいは、今後の総合的な基本計画、こういうよりなものを考えますと、四日市のみ計画だけではいけない、あるいは、川越町のみ計画だけではいけない、あるいは、菟野だけの計画だけではいけない。やはり、これは一市四町というものがお互いにそこで協議しながら、一つのものをつくり上げていくというのが、この広域市町村圏のそもそも発端でございます。したがって、今後この予算を認めさせていただきますならば、あっ、もう予算はいま可決していただきました。この予算を支出いたしました地方自治法による広域市町村圏協議会というものをつくりまして、一市四町がお互いに協議しながら、今後ここで取り上げるべき問題、あるいは、三年先、五年先の基本的な問題、こういうものを構想、計画というものをつくりまして、それによ

って事業を行なっていくのでございます。したがって、現時点におきましては、いま、ここで私がこのような事業をやるというようなことは申し上げかねますが、たとえば、尿尿の問題にいたしましても、これは四日市も困っておりますし、お互いにほかの町村でも困っております。現在、朝明の尿尿処理の組合がございしますが、それ以外の問題も取り上げなければならないというようなことでございまして、そういう観点から、この市町村の広域的な行政をやっていかねければならないのは、これは、もう現在の情勢、現時代においては、もうすでに、過去においてもやられておりますが、これを基本的に、計画的に、合理的に実施し、その地域住民に対しての福祉の増進に、よりよい指針を得まして、それによって事業を行なっていくと、こういうことでございます。

以上のような想定でございまして、そういう考え方からなるのでございます。したがって、この同じような協議会というのは、地方自治法の二百五十二条にございます正式な協議会でございますが、そういう観点から本市並びに隣接の四町においても、同じ議会に上程し、予算も上程して、ここで議決をいただいたならば、十月初旬にこれを発足させたい。こういうことで一市四町のほうで協議がととのって、ここに提案をさせていただいておるような次第でございます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 いまの三輪公室長からのご説明でも、なかなかこのメリットこそあれデメリットはないという。この総務委員長さんには断定的にご理解なるようなことが、私には理解できないわけですけども、いま一つのお尋ねしたい点は、この本来、県というものは、広域的に二以上の市町村にわたる問題について調整をとってやっていくという、そういう機能を持つべきではないのか。県は、一体どうするのかと、どういう役割を果たそうとするのかと、こういう点が明らかにになってないわけです。県という組織が現実にあるわけです。行政、自治体としているわけですが、そこが、十分な機能を果たせればいいわけです。

さらに、自治権というものが縮小されるというが、事実上奪われるといえますか、そういうことに非常に不安を持つわけですが、その点はいかがでしょうか。現実には、今日行なわれております一部事務組合、あるいは、港湾管理組合なんかの例を見ましても、はるかに市民の手が届かないそういうところに行きつつあるわけです。運営その他の面でもいっておるわけです。広域市町村圏の協議会すら軽視されて、広域行政という名のもとに運営されていってしまると、そういう不安というものを非常に持つわけですが、その点はどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） まずご質問の、第一点の広域市町村圏を設定するに對しての県の役割りでございますが、これは、都道府県知事が広域市町村圏の認定を行なうわけでございます。もちろん、これにつきましては、自治省との協議が必要でございます。したがって、ここにおける県の役割りというものは、いわゆる、地方自治体の自治といえますか、市町村の自治権を実質的にここで協議会の中において行ないまして、それに対して県は、一応総合的な観点に立って、私は指導といえますか、援助を与えてくれると、このように解釈をいたしております。

それから二点の、議会との関係でございますが、この広域市町村圏というのは一部事務組合、いま小井議員からご指摘がございました管理組合のような、いわゆる、地方自治法の特別な地方公共団体ではございません。これは、地方自治法ではあくまでも執行機関であるというふうに規定をしております。したがって、この協議会につきましても

は、執行機関において、この協議会というものは結ぶことになっております。ただし、しかしながら、これについては、この協議会については、その協議について議会の承認を得なければならぬ、こうなっております。したがってここで、いろいろな論議がなされ、一つの講想というものがまとまる段階においては、議会に対して、いろいろとご協議も申し上げなければなりませんし、最終的には、これが事業をやる場合には、ただいま申し上げました一部事務組合というような、特別な地方公共団体が設立されるわけでございます。したがって、その中においては執行機関と、議決機関というものができて、ここで、初めて公共団体としての法人格を持つわけでございまして、この広域市町村圏は、したがって、法人格は持っておりません。ところが、これをやるには、やはり、いま、ここでもご協議しておいていただきますように、今後の事業の中におきましても、もちろん、これは本市のこれからやろうとしておりますところの基本構想、あるいは隣接四町の基本構想、こういふものを集めて、そこで総合的なものをつくりあげるのをごさいますから、その過程におきましても、やはり議会の皆さま方にはいろいろと意見なりご協議を申し上げそれを拝聴しなければならぬと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 他に、ご質疑はありませんか。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君。委員長にお伺いしたところ、合併を前提としないものであるということについて、いま、公室長から詳しくご説明があったわけでありますが、やはり、現状のまま、固定化させようということに意図があるようでございますが、私は、このままで、この協議会をつくることによって、この一市四町がそのまま固定化されていくと、進むと

いうことに対して反対であります。

真空中の中の論議ではなくて、たとえば、川越、朝日で共同の焼却場をつくりました。市長は、わけわからずに協力せよ、協力せよと言いましたけれども、あそこで、いま、稼働始めて三十トンの焼却でありますけれど、あの、川越、朝日の財政で、八千万も七千万もする電気集じん機がつけられないのであります。それは県が悪いと言えばそれまででありますけれども、現実の問題として、電気集じん機一つつけられないというような焼却炉が、われわれのすぐ隣で起こっております。このように、いまの三億か、四億の町の財政で真に住民の期待するような行政ができない事清にあります。原因はどこにあるか別といたしまして。したがって、私は、もういままでは四日市がどうぞ合併してくださいという資格はなかったけれども、今日、私は四日市は、民主的な、りっぱな市であるから合併してくださいという資格はできたと思います。そのときに、この協議会ができて、現状を固定化さすということに対しては、私は納得できない。ただし、これはもう刃のやいばである。いま、このように運営をしつつ、しかも、それは合併を前提とし、促進をさせていくような運営をするんだということであるならば、話は別であります。その辺のところ、もう少し伺わないとにわかに賛成、反対はきめられないので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 意見は、控えてください。

ほかに、ご質疑ありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 運営協議会の設置に反対する立場から、討論に参加したいと思えます。

昭和二十九年に十カ村、そのあと二カ村と、十二カ村の合併が行なわれました。その後、その大規模な建設というものを合併によって保障したという一面が大きくあるのでございます。

昭和二十九年前後の市の財政、市町村財政というものは逼迫し、四日市市におきましても赤字が出ておりました。その財政再建ということがいろいろいわれました。行政の合理化をやるんだと、市町村合併やるんだと、あるいは、また工場誘致として十分金をつくって、都市の発展をやるんだと、住民福祉の増進もはかるんだというようなことでもございました。しかし、現実にあのコンビナートが四日市市民にもたらしたものは何か、あるいは、合併地域の住民の人たちにもたらしたものは何かというものを考えてみますと、決して、最初の宣伝どおりつばなものではなかったのでございます。

ある合併したところの小学校は、今日もなおもとのままである。われわれ教育民生委員会が視察に行ったときには、床の板をはがしてこの実態を見てもらったわけですけれども、まだ、ああいふ実態も残っております。決して、最初に描かれたような夢というものは実現していません。それどころか、公害をはじめとして、いろんな自然環境、生活環境が破壊をされてきております。社会福祉、公共施設の整備の面も非常に立ちおかれております。一方では、あの石油コンビナートに大きな利潤を保障してまいりました。そういうなかで、今日、またあらためて、あるいはそれ以上に、より一そう深刻に都市問題が出てきておるわけです。

また、地方財政も今議会でも明らかにされましたとおり、非常な危機にきている。四日市財政も非常に危機にきているというふうな実態に当面しているわけでございます。で、こういう矛盾を打開するために、また、この広域行政化という名の合併とか、あるいは、手だてがなされるということについては、私どもは、その方向をとってはならないというふうに考えるわけでございます。

もともと、この大資本のための開発が進められるときには、必ずといってもいろいろ行政、財政の問題が取り上げられてきました。今日では、その広域化ということを前面に出して進めてきております。その行政の、財政の合理化、合併という問題がこれから一そう進められようとしているのではないかとこのように思うわけです。

新旧の全国総合開発計画、あるいは、今日おきます日本列島の改造論に見ましても、道府県制の廃止とか、あるいは、道州制の導入とか、市町村連合をつくるとか、いろいろな問題が追及されてきております。そして、特に日本列島の改造ということの中では、これからの問題が必須の条件にされようとしてきております。今朝私は、たまたま一〇二のテレビを見ておったわけですけれども、日本列島改造を取り上げますと中で、財界の湯浅さんは、「この日本列島改造というものは、明治維新以来の国家百年の大計だと、これにはたいへんな力が要ると、これにはその行政を簡素化していくということは不可欠だ」というふうに言っておられますし、また、国民の主権もある部分においては、制限しなきゃならないというようにも言っております。大資本のための開発に、自治体の行財政を、こういうものをくみ尽くそうと、そして、住民の自治権やその他の主権も制限してはばからないというふうな、財界の意図をむき出しにしておるわけでございます。

自治省の広域市町村圏振興整備措置要綱によって、四日市も設置するんだということでございますけれども、これも、そういう背景のもとで出てきておるものでございまして、私どもは、こういうやり方は正しくないというふうに考えております。この協議会の設置によって、いろいろ論議されましようけれども、そこで十分な国家の地方財政に対する措置とか、住民の自治をきちっと守っていくという保証がない中では、真に、住民の福祉がもたらされるとい

う保証は、私どもはないんじゃないかというふうに考えております。公共施設の整備にしましても、もともと、貧弱な団体、財政危機におちいつている団体が、力を合わせるということである以上、その程度はしれておるわけです。国や県の十分な財政援助はこれまでも期待できませんでしたし、今後も、いまのままでは期待できないという中で、その方向も限界があるというふうに考えざるを得ないのでございます。

また、この協議会の機構、運営についても、たいへん民主的でない面がございます。これが、先ほど、議会にいろいろはかるといわれますが、しかし、議会にはかられるときは一市四町ですでにきめたんだと、こういう形の押しつけがなされてきて、事実上、議会のチェックがきかないとか、あるいは、住民の手が届かない、自治権が奪われていくと、こういうふうな危険をはらむものであるというふうに考えるわけでございます。広域的な問題の処理という点は、確かにございますが、それらは、本来、広域的、総合的な立場にある県が、十分な財政な裏づけを持ちながら、住民の立場から関係市町村と責任を持って、協議をして解決をするという、このことをはっきりさせていくことが、必要だというふうに考えるわけでございます。さらに、一部にあります四カ町の合併問題についても、住民の利益という面から考えまして、なお、多くの問題があると考えるわけでございます。先ほど、訓覇議員は合併に賛成するという立場からのご意見がございましたけれども、私どもは、この点については、さらに、多くの検討を加えなければ、一がいに論ずるわけにはいけません。訓覇議員が言われましたところの電気集じん機をつけるにしても、貧弱な財政ではできぬじゃないか。原因はいろいろあるだろうけれども、現実には、合併せざるを得ないというふうなお話です。しかし、よって来たる原因や、その責任がどこにあるということを明らかにしない、あるいは、そのことを論外の問題にして論じておりましたは、本質的な問題の解決になりません。訓覇議員がああいう、この立場を表明されて、いささか驚いておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、この四カ町の合併問題につきま

しては、住民の利益という面から、なお、深く検討しなければならぬ、そういう問題を内包するにもかかわらず、この協議会の設置が合併の空気づくりになっているという問題点の十分な解明されないうまま、合併の空気づくりの役割りを果たしては、いってしまおう、こういう点も非常に危惧するものでございます。

以上の立場から、協議会の設置に反対をいたしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） これをもって、討論を終結いたします。

これより議案の採決を行ないます。

本件にたいする委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長（服部昌弘君） 起立多数であります。

よって、四日市地区広域市町村圏協議会の設置については、可決されました。

暫時休憩いたします。

午前十一時三十一分

午前十一時四十三分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第五、議案第八十六号昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）ないし、

日程第二十三、議案第百五号市道路線の認定について、

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第五、議案第八十六号昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）ないし、日程第二十三、議案第百五号市道路線の認定についてを、一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願しいたします。

総務委員長。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっておりまして各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十号昭和四十七年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算第一号につきましては、三滝公園整備事業及び稲葉町内部線の街路事業にかかる用地取得費について、今回、国庫補助事業費が決定したことにより、さきに用地費に充当した地方債の繰り上げ償還を行なおうとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十二号昭和四十七年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算につきましては、診療の拡充をはかるため人工腎臓装置の増設、レントゲン装置の更新及び眼科関係診療機器等の医療機器の購入費を追加しようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十四号四日市市職員勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、母体保護の観点から妊娠中の女子職員の通勤について、その利用する交通機関の混雑の程度が、健康維持に支障を与えるものであるときは、正規の時間の始め、または、終わりにおいて一時間をこえない範囲で勤務しないことができるよ

うにするための一部改正案でありまして、別段異議はなかったのでありますが、これを適用することにより、市民に対するサービスが低下することのないよう要望いたしましたのであります。

次に、議案第九十六号四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、多量の一般廃棄物についても、その排出者から産業廃棄物と同様の手数料を徴収するために所要の改正をしようとするものであります。が、多量の基準については、相当きびしいものにしてよいのではないかとの意見がありましたほか、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十九号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、関係政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の基礎額の引き上げ及び公務災害にかかる遺族補償等の特例などを定めようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百二号町及びび字の区域並びに名称の変更につきましては、住居表示整備事業の実施に伴い、日永、四郷地区等において、町及びび字の区域並びに名称を変更しようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。次に、議案第百三号及び議案第百四号の区域の設定につきましては、三重地区及び神前地区並びに八郷地区における住宅団地の造成に伴い、新たに町を設定しようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、教育民生委員長にお願しいたします。
教育民生委員長。

〔教育民生委員長（増山英一君）登壇〕

○教育民生委員長（増山英一君） たいま議題となっております議案第九十八号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、教育民生委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

同案につきましては、市立泊山小学校の新校舎の完成に伴い、位置の変更を行なうもので、別段異議なくこれを承認いたしました。

以上簡単ではございますが、教育民生委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

産業水道委員長。

〔産原水道委員長（生川平蔵君）登壇〕

○産原水道委員長（生川平蔵君） たいま議題となっております各議案のうち、産業水道委員会に付託されました関係議案について、ご報告申し上げます。

まず、議案第八十六号昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）、議案第八十七号昭和四十七年度四日市市営魚市場特別会計補正予算（第一号）の二議案については、機械器具の補修、整備について、労働安全管理に十分なる指導をされるとともに、市営魚市場の地盤沈下についても港管理組合と十分協議せられ、これが対策について、されるよう強く要望いたしましたして、原案どおり承認いたしました。

議案第九十三号昭和四十七年度四日市市水道事業会計第二回補正予算、議案第九十七号四日市市地方卸売市場業務条例の制度について、議案第百号四日市市簡易水道条例の一部について、以上、三議案については、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

以上簡単ではございますが、産業水道委員会の審査結果報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

建設委員長。

〔建設委員長（喜多野 等君）登壇〕

○建設委員長（喜多野 等君） たいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第八十八号昭和四十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）についてであります。これは、国庫補助事業費の決定に伴い、日永処理区、川島排水区及び中部処理区等の工事費がおもなものであります。これに対して、当委員会といたしましては、年々増員しているといっても現在の下水道部の体制では、すでに限界だけの業務量をかかえているように思われるが、さらに、川島排水区及び中部処理区の事業を行なうということは、実際可能なかどうか、と理事者にただしたところ、川島、中部関係の事業は臨時的なものであり、これにかかる必要経費及び人員については、企業者から応援を求めて対処しているものと答弁がなされ、これを了としたのであります。

次に、議案第八十九号昭和四十七年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）についてであります。これは、区画整理事業に伴う二十七戸分の家屋移転等の補償金がおもなものであります。別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十一号昭和四十七年度四日市市市営駐車場特別会計予算についてであります。これは、地方許可の見通しを得たので旧庁舎西館跡地に二層三階で二百二十二台収容の市営駐車場を建設しようとするものであります。

て、これについて、工事期間中の駐車及び駐車料金等の質疑があり、これに対して理事者から目下検討中であるとの答弁がなされ、これを了としたのであります。

次に、議案第九十五号四日市市特別会計条例の一部改正についてであります。これは、市営駐車場事業の実施に当たり、これを特別会計制度により運営しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

また、議案第五十五号市道路線の認定については、広永・松寺町地区において三重郡朝日町に連絡する道路及び富田浜地区海岸旧堤防を新たに市道として、認定しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

以上、いずれも妥当なものと認め原案のとおり承認いたしました次第であります。簡単ではございますが、これをもちまして、建設委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

別段ご質疑もありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これから十九件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第八十六号昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）ないし議案第五百号市道路線についての十九議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

これら十九件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第八十六号昭和四十七年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）ないし議案第五百号市道路線については、原案のとおり可決されました。

日程第二十四、委員会報告第十号ないし、

日程第二十七、委員会報告第十三号

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十四委員会報告第十号ないし日程第二十七、委員会報告第十三号の四件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

別段ご質疑もありませんので、本件を各委員長の報告のとおり決定いたしましたことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第十号ないし委員会報告第十三号は、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

委員会報告第一〇号

請願等審査結果報告

総務委員会に付託になりました請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年九月十四日

総務委員会

委員長 伊藤 太郎

四日市市議会

議長 服部 昌弘 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員名	委員会の意見	審査結果	措置
第三号	四七、三、二四	公害認定地域 拡大について	四日市市妥女町 一九八五 采女町自治会長 中西 弥正 ほか一四四名連署	大島武雄 松島良一 吉垣照男	その主旨を了とし、 理事者に善処する よう要望する。	採択	市長宛 送付
第九号	四七、六、二二	人間環境の浄 化について	四日市市北河原田 町一〇九 前田忠吉 ほか一、七五〇名 連署	高井三夫	すでに願意はみた されたものと考え る。	採択	〃
第二二号	四七、六、二三	三菱油化河原 田工場進出に 対して	四日市市磯津南町 二八二四 磯津南町自治会長 石田秀樹 ほか一、三三五名 連署	福田香史	すでに願意はみた されたものと考え る。	採択	〃

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第三九号	四六、二、二三	四日市青色申告会 に対する助成につ いて	四日市市泊町四番 一九号 四日市青色申告会 会長 清水辰蔵 ほか六二名連署	願意にはそいがたい。	不採択	
第八号	四七、六、二二	固定資産税減免に ついて	四日市市午起三丁 一三番一二号 公衆浴場業 柳川茂松	願意にはそいがたい。	不採択	

委員会報告第一号

請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託になりました請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年九月十四日

教育民生委員会

委員長 増山英一

四日市市議会

議長 服部 昌弘 殿

第一四号	第一三号	第一〇号	受理番号
〃	四七、九、四	四七、六、一二	受理年月日
乳幼児心身障害児等の医療費の被保険者負担分の公費支給による無料化について	橋北中学校特別教室移転促進について	四日市市立三滝中学校校舎建築について	件名
四日市市曙一丁目四一六一三一一新日本婦人の会 四日市支部 稲垣礼子 ほか三名連署	四日市市東新町二一番一 東橋北地区連自治会長 山本史郎 ほか二名連署	四日市市川島町七四五 市立三滝中学校校舎建築促進委員会 委員長 田中卯吉 ほか五名連署	請願者の住所氏名
橋本建治 小井道夫	伊藤金一 中島隆平	山中忠一 小林喜夫 川村 潔 粉川 茂	紹介議員名
その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	委員会の意見
採択	採択	採択	結果
市長宛 送付	市長及び教育委員宛 送付	市長及び教育委員宛 送付	措置

第一七号	第一六号	第一五号	受理番号
四七、九、五	〃	四七、九、四	受理年月日
療費無料化について	市立八郷小学校運動場敷地拡張のための用地購入について	保育園の保育料の大幅引き下げ等について	件名
四日市市高花平四丁目一四三 前川辰男 ほか二、九七二 名連署	四日市市千代田町八八六 八郷地区連自治会長 長谷川昭雄 ほか一名連署	四日市市曙一丁目四一六一三一一新日本婦人の会 四日市支部 稲垣礼子 ほか三名連署	請願者の住所氏名
山本 勝 福田香史 小林博次	訓覇也男	橋本建治 小井道夫	紹介議員名
その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	その主旨を了とし、善処されるよう理事者に要望する。	委員会の意見
採択	採択	採択	結果
市長宛 送付	市長及び教育委員宛 送付	市長宛 送付	措置

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第一六号	四七、九、四	永井遺跡の保存について	四日市市あさけが丘二丁目一 四日市文化財を守る会 代表 南部 彰弘	願意妥当と認め、理事者において善処されるよう要望する。	採択	市長及び教育委員宛送付
第二二号	〃	泊山小学校体育館建設について	四日市市日永四丁目五番一六号 市立泊山小学校建設委員会副会長 稲垣 清 ほか五名連署	その主旨を了とし、理事者において善処されるよう要望する。	採択	市長及び教育委員宛送付
第二四号	〃	プラネタリウム設置について	四日市市西浦二丁目五―三五 奥村 恵知子 ほか九〇二名連署	その主旨を了とし、理事者において善処されるよう要望する。	採択	市長及び教育委員宛送付

委員会報告第一二二号

陳情書審査結果報告

産業水道委員会に付託になりました陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。
昭和四十七年九月十四日

産業水道委員長

委員長 生川 平蔵

四日市市議会

議会 服部 昌弘 殿

第二五号	四七、九、五	中学校の体育振興について	四日市市下海老町二六五七番地 市立大池中学校PTA 副会長 高木 勲 ほか一名連署	その主旨を了とし、理事者において善処されるよう要望する。	採択	市長及び教育委員宛送付
------	--------	--------------	---	------------------------------	----	-------------

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第一九号	四七、九四	八王子町に水道 布設について	四日市市八王子町 四四九 第六自治会長 豊田常雄 ほか十名連署	その主旨を了とし し諸般の事情を勘 案のうえ善処され るよう理事者に要 望する。	採 択	市長宛 送付

委員会報告第一三号

陳情書審査結果報告

建設委員会に付託になりました陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告いたします。

昭和四十七年度九月十四日

建設委員会

委員長 喜多野 等

四日市市議会

議長 服部 昌弘 殿

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情の住所氏名	委員会の意見	審査結果	措置
第一五号	四七、九四	四日市市都市計画 地域区域指定の変 更について	四日市市伊倉町二丁 目六の一三 伊倉町自治会長 森寺 庄平 ほか八名連署	願意妥当と認め関 係機関と十分協議 のうえ善処される よう理事者に要望 する。	採 択	市長宛 送付
第七号	四七、九四	排水路並びに道路 の整備について	四日市市塩浜本町二 丁目二八番地の二 塩浜二丁目自治会長 菅沼 英太郎 ほか一七名連署	その必要性を認め 善処するよう理事 者に要望する。	採 択	市長宛 送付
第一八号	四七、九四	富田地区に児童公 園の新設について	四日市市大字茂福 一五〇番地 富田地区連合自 治会長 矢川 辰一	その主旨を了とし 善処するよう理事 者に要望する。	採 択	市長宛 送付

第二三号	四七、九、四	市道小山田和無田線の早期完成について	四日市市小山町八六九 小山田地区連合自治会長 藤岡 勤	その必要性を認め善処するよう理事者に要望する。	採 択	市長宛 送 付
------	--------	--------------------	-----------------------------------	-------------------------	--------	---------------

○議長（服部昌弘君） なお、総務、教育民生、建設の各常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第三号 築港病院の移管について

陳情第二六号 付加価値税新設反対について

一、理由

調査研究のため

昭和四十七年九月十四日

総務委員会

委員長 伊藤 太郎

四日市市議会

議長 服部昌弘 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第一四号 海星中学校増築に対する助成について

陳情第二〇号 市立図書館の市立民俗資料館への転用について

一、理由

調査研究のため

昭和四十七年九月十四日

教育民生委員会

委員長 増山英一

四日市市議会

議長 服部昌弘 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情第二一号 三滝川を海蔵川への切りかえについて

一、理由

調査研究のため

昭和四十七年九月十四日

建設委員会

委員長 喜多野 等

四日市市議会

議長 服部昌弘 殿

○議長（服部昌弘君） 次に、監査委員より監査結果報告及び現金出納検査の結果報告について、報告第十七号なし報告第二十六号の十件がお手元に配布いたしましたとおりまいっております。

これによって、ご了承をお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じ、昭和四十七年九月四日市議会定例会を閉会いたします。

連日、ご熱心にご審議をいただきまして、まことにご苦労さまでございました。

午後零時一分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

服部昌弘

四日市市議会副議長

安垣勇

署名議員

後藤藤太郎

署名議員

山本勝